往來」、

○明衡往來藤原明衡撰　○本朝文粹同

○新猿樂記同

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「明衡往來、一名雲州消息、又一名明衡消息と云ふ、出雲守藤原明衡が作也、本朝文粹、新猿樂記同作也、雲州消息往來印行す、今は其版印本にある文の寫本になきものあり、彼是ともに展轉書寫に依て遺脫せるなるべし、又誤字脫字も兩本ともにあり、參考すべし」、

○古筆手鑑

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「世に古筆手鑑と云ふ物あり、予も數多見し事あり、何れの手鑑にも、卷頭には必聖武天皇幷光明皇后の書き給ひし佛經の切たるを出せり、かの佛經の切れ、數多の手鑑に張程に多くは傳はるまじき事也、似せ物なるべし、古筆を識鑑する者は、金銀を取る爲にすることなれば、彼者の極めと云ふ事も覺束なき事なり、私あるべし、持主賣物にせん爲に極め札をとるなり、正筆にてなくとも、極札だにあれば正筆になる也、刀劍の極札をとるは賣物にせんが爲なり」、

○續武家閑談木村高敦撰

安齋隨筆伊勢貞丈、書入云、「武家閑談、同續編、享保六年辛丑木村彌十郎高敦、武隱叢話を取て眞を擧偽を去り、寶を採り虛を棄て、精選したるもの也、皆古老の談也」、

○乘馬方の事小笠原信綱撰

安齋隨筆伊勢貞丈、乘馬方の事を引き、自註云、「小笠原刑部大輔信綱記」、

○織田軍記小林正甫撰　○信長記小瀨撰

○新撰信長記同　○織田實記

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「織田軍記、本名總源記、下版の時織田軍記と號す、大番士小林彦太郎正甫初遠山信券と云、が編集して、貞置老人信長の正統、寛永の頃まで存命なり、の校閱改正して梓行せり、實錄也、小瀨甫庵加州の儒士也、が信長記、印行せり、新撰信長記のおよぶ所にあらず、織田實記も實錄なれども簡約也、武門閑談卷四に見えたり」、

○甲陽軍鑑

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「武隱叢話卷七云、上杉義春入道入庵は、公方より隱居被二仰附一、京都麩屋町に閑居せられしが、後には兩眼盲ひ給ひ、徒然のあまり常に書を讀せて被レ聞候、寛文十二年に、甲陽軍鑑を或人持參し慰に讀けるに、入庵聞て、何れも大なる相違多し、中略、甲陽軍鑑は僞のみを記して信じがたし、其上謙信代をば我直に見たる事也、殊の外相違ありとて、重ねて讀せて聞かれざると也、貞丈云、右の外河中島合戰の事、其外相違多し、別に記したる物あり」、又云、「甲陽軍鑑は高坂禪正が記と僞りて、小幡勘兵衞景憲が妄作也、甲州流の軍法と云ふことを取立るゆゑ、其事を實にせんが爲に、信玄の合戰に勝利ありし事を述し也」、

○三河物語大久保忠教撰

安齋隨筆伊勢貞丈、に三河物語を引き、自註云、「大久保彥左衞門忠教が記したる書にて、實錄なり」、

○富士往來　○本朝軍器考

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「富士往來、賴朝富士卷狩の事を作りたる俗文章也、天正四年、丙戌、石寺九郎右衞門秀持と云ふ者の寫したる節用集に、ユガケと云ふ字をさまざま記したる所に、繡韘の二字を出して、註に富士往來に在レ之と見えたり、然れば彼往來は天正以前よりありし物也、すべて往來類は俗文章なれども、其作者古き時代の人なるゆゑ、古き事を考るに助になる事間々あり、今當世の唐人先生などは、手に取るも穢しきやうに賤しめて、見る物とせざれども、新井筑後守は博學明達の大儒にて、本朝軍器考に庭訓往來、節用集等を考證に引用ひたり、其外女兒の玩ぶ田村草子、高館草子、秀鄕草子などの俗本をも、古き書なるゆゑ考證に引用ひたり、今の唐人先生は是等を見る事をだに恥れば、況や引用ふる事をや、唯無點の唐本の讀める事を自慢する狹溢なる器量にては、博達の識者にはなられぬ也」、

○梁塵愚案鈔藤原兼良撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「文段鈔云、神樂と催馬樂との謠物を集めたる鈔に、一條禪閤御所の註を加へたまへるを、梁塵愚案鈔といへり」、

○物具裝束鈔

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「物具裝束鈔、本は物具鈔と云ひモノノグ鈔とよむなり、武士の家にては甲冑を物具と云ふは、公家にては冠服を物の具と云ふ、されば物具鈔と云ふは裝束鈔と云ふことなり、然るに後人物具裝束鈔と云ふは、同事を二つ重ねたる也、誤なり、又

物具裝束鈔をブツグ裝束鈔と唱るも誤也、和書の題號は、音にて唱るあり訓にて唱るもあり、音と訓を交ぜて唱るもあり、其書によるべし、音と訓を交て唱るを、儒者などは湯桶よみとて笑へども、我國朝廷の事には湯桶よみ多し、是もよみやうの一つの習ひ事なり、古より此國の風俗也、儒者己が生國の事には疎きものあり」

○蒙求和歌源光行撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「蒙求和歌、古書也、序に于レ時元久甲子之歳壬申之日、朝議大夫源光行閑居之暇、慨然記レ之云爾とあり、蒙求の探題を出し註をして、末に和歌あり、四季戀祝羇旅を詠せり、卷は十四卷、歌は二百五十首なれども、只七卷あり、書中爪、古のス字、尸古のホ字、等の片かなを用たり」

○三條裝束鈔二種　○裝束鈔

安齋隨筆伊勢貞丈云、「三條裝束鈔兩品、三條裝束鈔、一名伏見院宸翰裝束鈔と云ふ、又西三條裝束鈔、一名遒院裝束鈔と云ふ、此遒遒院裝束鈔を增補したる書一卷あり、外題はたゞ裝束鈔と計りあり、一名無名裝束鈔と云ふ、すべて裝束鈔と云ふ物は、鳥羽院以來衣文と云ふ事始りしより以來のことにて、細微の事に拘りたる事どもを記せるなり、上古風儀にはあらず、風流を專とする也」

○江陽屋形年譜　○江源武鑑

安齋隨筆伊勢貞丈云、「江陽屋形年譜は、近江國佐々木氏の家記也と云ふ、佐々木義實、義秀、義鄕等の名あり、是は造り名にて、其人は曾てなし、此書は江源武鑑と同じく澤田源內が僞作と見ゆ、用ゆる事勿れ、右の造り名をしらずしては古記錄の如く見ゆ、予も初は惑ひき」

○大系圖卅卷　○江源武鑑

安齋隨筆伊勢貞丈云、「慶長年中、近江の國の土民澤田源內と云ふ者、己が家は佐々木六角の嫡流也と僞り、義實、義秀、義鄕と云ふ三人の造り名をもつて己が先祖と稱し、その事を實にせんが爲に、卅卷の大系圖幷江源武鑑、其外數品の書を著述して、彼三人の造り名を書加へて諸人を欺き、己貴種の家と稱せられて、是をもつて祿を求んと欲して此姦計を成せり、大賊と謂ふべし、源內が在世の頃は、武士の風俗各家の貴賤を論じ、大名高家皆貴家の後胤を召抱ることを好むゆゑ、源內も佐々木六角の嫡流と僞りし也、享保の末元文の頃より以來、武士の風俗は賤しくなり、今時にいたつては氏種姓を論ずることなく、唯貧福を論じ、家筋も系圖を賞玩せざる今時の人情より見れば、源內が謀計は迂遠にして拙きがごとし、源內が今時の人ならば僞系圖などをば作るべからず、別に又姦計を巧むべし、今の人の姦計より見れば、源內が姦計は淺し」

○古今集

詠歌大概鈔細川玄旨云、「故禪閤作せられし、貫之が奏覽の古今とて、正本と思へり、至寶ながら望なきよしのたまへり、其故は、定家卿本を定むる時、法本を取捨して了簡をくはへて、將來の家に證本と奥書分明に見えたり、二條家を習はんともがらは、京極黃門以前の本は用ゆべきに非ざるにや」云々、

○名目鈔東山實熙撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「湯桶讀、湯は訓にてユとよみ、桶は音にてトウとよむ、如レ斯音訓を交へてよむべからず、すべて是を湯桶讀と云ひて、儒者などは甚笑ふことなり、儒書を讀むには湯桶讀は可レ笑事なれども、吾國朝に上古より云ひ馴れたる詞には湯桶讀多くして、それを云ひ違へざるを故實の習事とするゆゑ、東山左大臣實熙公名目鈔を撰び置給へり、湯桶讀も讀法の一つ也、儒者をまねて笑ふこと勿れ」

○舊事紀　○國字辨疑吉見幸和撰

○五部書說辨同　○舊事本紀剏僞伊勢貞丈撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「尾張國東照宮の神主吉見左京大夫源幸和朝臣從四位下也、は、博覽豪傑にして、國字辨疑、五部書の說辨、其外神道の書著述數篇、多く皆俗傳の差誤を辨明せり、然るに其編書に、舊事本紀を引て證據とせること多し、舊事紀は古き僞書也、明眼なる吉見氏舊事紀を用ゆる事不審也、或說に舊事紀は正しき古書なれども、聖德太子、馬子宿禰の薨後の事を後人加筆せし故、◎原本缺文アリ見ゆ、加筆を捨て正文を用べし」といへり、吉見氏も◎原本缺文アリのごとくなる見識か、然れども舊事紀に太子馬子の薨後の事を載たる外に、僞書の證多く見ゆ、其證は愚述の舊事本紀剏僞に委しく記したれば、今略レ之、且舊事紀に載る所の神名、日本紀古事記にも見ざる者甚多し、是亦怪しむべきの其一つ也、彼舊事紀は古き僞書なるゆゑ、古きをもつて

惑て古今の學者引用ひたれども、予は信用せず」

○日本史釋圓月撰　○東海一漚集同

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「釋圓月と云ふ者、東海一漚集の作者、日本史を作て朝に獻ず、其書に吳の泰伯をもつて日本の始祖とす、此故に議ありて行はれずと云ふ事、詳に蕉了子が史記鈔の跋に見えたり、圓月は建武年中の人、蕉了子は文明年中の人なりと、井澤長秀が俗說辨に見えたり」

○古史通新井君美撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「此書は白石翁の撰にて、世の學者信用する書なり、然れども伊勢外宮の五部書等を引用ひたり、彼書は僞書なり、證とするに足らざるもの也、故に予は古史通を取らず、白石翁漢學に於ては豪傑なれども、本朝の事に於ては漢學の片手わざにしたる故精からず、軍器考も少々誤あるは其故也」

○本朝軍器考新井君美撰

○愚得隨筆朝倉景衡撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「軍器考も白石翁の撰也、此書は愚得隨筆を本基にして、自見を加へて潤飾して書きたるもの也、表には顯さゞれども、武用辨略も少し揚取れる所も見ゆ、彼愚得隨筆は白石翁の口朝倉孫右衛門日下部景衡と云ふ者浪客にて、樫原流の鎗術を教るをもつて業とせり、景衡武器の古實を好み、古書幷近代の諸書武器の事を拔書して十冊とし、愚得隨筆と號す、予白石の孫新井源太郎邦孝と知音にて、彼隨筆を借り寫して熟視するに、是より軍器考は出たり、彼隨筆の中に引書の名を違へたる所は、軍器考にも同じく書違へたり、鞍橋鞍瓦の條に、敏達紀を推古紀と誤り、毛沓の條に、飾鈔を雲閣鈔と誤るがごとき、兩書相同じ、是にて考べし、是又片手わざなる故精からざる所あり、其外誤所々に見えたり、可レ惜」云々、

○俗說辨井澤長秀撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「俗說辨、細川氏の家臣鐵砲頭伊澤十郎左衞門長秀號蟠龍子と云、の撰也、古今の俗說誤り傳る事を悉く辨論し、和漢の群書を引きて證とす、豪傑英才誰か又及ばん、然れども舊事記幷倭姫命世紀以下伊勢外宮の五部の書及び度會家の神書等の僞書を引て證とせり、是其瑕也、可レ惜」云々、

○新安手簡新井君美撰

安齋隨筆伊勢貞丈、に新安手簡を引き、自註云、「新井筑後守と水戸の儒臣安積覺兵衞との手簡を集めたる也」

○正木之記

巖松家系附錄新井君美、云、「正木之記、貞享元祿の間、東都城西麴町善國寺谷と云ふ處に、正木新五左衞門と云ふ人あり、新田家の舊記所持せし由傳へ聞しかば、所緣を求て義元義雄尋ね行しに、先づ上西入道の御物なりとて、白紅幅袞の幌衣あり、幷に巖松代々の文書其類甚だ多し、いかにして持傳へられしにやと問ひしに、正木答て曰、某が父は正木庄右衞門と申し、其父をも庄右衞門と申て、初は新田と名乘候、宇都宮城主本多上野介殿に小知を得て罷在候、此文書は定て由緒あればこそ相傳へ候はめ、其先の事は承りおよび候はず、亡父庄右衞門の時に、何とぞ系圖を相添候ばやと、年比心をつくし候處に、由良故信濃守殿より、御聞及の由にて御所望候ひしかば、文書等御目にかけて候へば、殊に悅び給て、珍しき物共を披見いたして候、貴殿は正しく我等の家の總領と相見えて候、系圖の事は、我等の家に持傳へ候を委しく寫し進らすべし、又我等武運の爲に候へば、貴殿浪人の間は、每月五人扶持を相贈り候べしとの御事にて、亡父貧窮の時節、わけて忝く存候、然るに或日信濃守殿茅屋へ御越候て、最初一覽し候文書の中、義重を新田莊の下司職に補せられ候下文一通、深く所望に候へば、是非我等に賜候べき由頻に仰せられ候ひき、多くの文書の中にも殊に祕藏の物には候へども、かく懇意の上は默しがたく、右の一通を參らせ候、其後は程なく御疎遠のやうすにて、月每の扶持をも漸く三月ばかりにて送られ申さず、系圖の事も其沙汰なくなり候、兎角申し候ひてもすべき樣もなく、大切の文書をだにとられ候、其寫をば仕り置候、本紙は今に彼家に傳へられしと相見え候、偖只今此文書等御目にかけ候上、私の願の候は、滿次郎殿御家より某が先祖へ分れ候由の系圖を成され下され候へかし、左候はゞ、此文書共殘らず書寫し參らせ候べしと申さる、舊記の寫は甚所望の事に候へども、此人の血脈虛實いかなる事にや計り難ければ、速に約諾に及ばず猶豫しける中に、幸に是よりさき尾張大納言光友卿此文書御覽の次、悉く寫し置かせ給ひしを、御一男少將義行朝臣の許より下し預りて、これを轉寫することを得たり、詳に是を見候に、始は當家の事をしるし、終は全

〈京兆家の文書と見えたり」、

○五十子の記

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「五十子の記、此記は、世良田長樂寺第十世松陰軒と云ひし人の、永正年中に記せし所なり、此人當家中興の祖源慶へ睦じかりしかば、其頃より明純、尚純、昌純まで四代の間、執事横瀬宗悅、宗忠等のことを記さる、目錄には五卷と見えしかど、二卷は闕て傳らず、此書武州榛澤郡五十子村增國寺にありと云ふこと、正德年中江府に朝せし日、新井筑後守君美の物語にて聞しかば、歸郷の後速にこれを求めて得て、今當家重寶の第一たり、抑此書長樂寺にあるべきを、洞家の增國寺に藏め置しこと心得がたし、五十子の地は代々嚴松家の館ありて、關東多年の戰に、此處手つがひ宜しかりしにや、山內の上杉、嚴松と緣者たるによりて、此地をかりて上州白井より出張とす、五十子の陣と云ふは是なり、されば此增國寺も昔は潛家にて、長樂寺の末院なりし由、今に西堂松とて關山の廟所なりと云ひ傳ふ、疑ふらくは彼の松陰西堂長樂寺退隱して、此地を開きて閑居せられし時、此記をかゝれしにや、又此記は長樂寺にて記されしかど、法類の西堂增國寺を開かれしに、其緣によりて此寺に傳へし所か、いづれにも故ある事と見えたり」、

○多識論林道春撰

木瓜考新井君美、に多識論を引き、自註云、「林道春撰と云ふ」、

○新猿樂記藤原明衡

俳優考新井君美、云、「藤原明衡朝臣の撰れし新猿樂記と云ふ物、一卷ありと聞えし、此人は一條、六十六代、三條、六十七代後一條、六十八代、後朱雀、六十九代、後冷泉七十代、五代の帝に事へし人にてありけり、されば其代に玩びし猿樂と云ふもの、古よりありしことに變れる所もあればにや、新猿樂とはしるされけん」、

○江談大江匡房撰

俳優考新井君美、自註云、「江談も匡房卿の物語をしるせるもの也」、

○翰林葫蘆集僧宜竹撰

俳優考新井君美、自註に翰林葫蘆集を引き、自註云、「此書は百四代後土御門院の明應の比、宜竹と云ふ僧の作れる也」、

○節用集

人名考新井君美、云、「是は船橋宣賢卿の作られし由、世には申すなり」、

○拾芥鈔

人名考新井君美、云、「是は天正五年に撰びし所、作者詳ならぬ由、水戶西山公は仰せ置れし也」、

○肥人書　○薩人書

國郡の名の字の事新井君美、云、「天地開け始りて人の代になりし比ほひは、猶異朝の昔結繩の代の如くに、文字を用ゆるに及ばずや、人文の開るに至て、我國にも用ゆる所の字ありとは見えたり、所謂肥人書、薩人書のごとき、これ古の遺風なるべし」、

○東鑑　○平家物語

紺珠新井君美、云、「水戶の森丈介いはく、東鑑は□也、平家物語に十本あり、異說さま〴〵也、玉海を以て疑を決す、玉海水戶の文庫に三四本あり、近衛殿にあるよし也」、

○ざれ口物語細川玄旨撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「細川幽齋眞筆の繪卷物は、物語の類に見ゆれども、前後ともに切れ失せて、繪も詞書も少し計殘りたり、何と云ふ物語と云ふ事も知れぬ、もしざれ口物語と云ふ物にてもあるか」、

○源氏物語　○榮花物語

○枕草子

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「源氏物語などは、全篇始終作りものにて、光源氏を始て、多くの人の名も行跡もみな作り事にて、虛談なれども、其文の中には、朝廷の故實の考などに證據に引用ゆべき事あり、榮花物語、枕草子などは實錄なり」、

○古今　○新今

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「今に古今新今あり、古今は大寶令なり、今傳るは新今、是養老の令なり」、

○つれ〴〵草奧儀鈔高屋近高撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈、につれ〴〵草奧儀鈔を引き、自註云、「平安城處士高屋氏、近高、號傲齋の作」、

○故實拾要

安齋隨筆續集伊勢貞丈、に故實拾要を引き、自註云、「中院家の書」、

○大鏡藤原爲業撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「大鏡は世繼翁と云々、藤原爲業法名寂念作なり、文德より後一條までの事也、十四

代百七十五年、帝王大臣等を記す、東見記に見え、幽軒著道春の說を記す」

○水鏡中山忠親撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「水鏡は中山内府忠親作、神代より仁明までの事」

○續世繼

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「續世繼は、後一條より高倉までの事」

○世繼物語

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「世繼物語廿卷あり、年山打聞に云、榮花物語の本名なり、榮花は赤染の作と云ふ事誤なり、尾州の太守二卷本より古聞なり、裏に眞字にて註あり」

○增鏡藤原冬良撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「增鏡は、一條太閤の子冬良作、後鳥羽より後醍醐までの事」

○彌世繼

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「彌世繼は、宇治大納言隆國作、一名宇治大納言物語と云ふ、古事雜談也」

○釋日本紀卜部兼方撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「釋日本紀は卜部兼方撰、此一部の內大問は圓明寺入道實經公の問也、私に云、攝問は一條攝政家經公の問也、家繼の子也、都督は雅言也、東見記」

○日次記

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「日次記二百廿冊は、九條殿道長及び兼實等の記、東見記」

○明月記藤原定家撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈云、「明月記六十三冊は定家作、東見記」

群書備考卷之六

○野府記小野宮實賴撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「野府記廿卷は、小野宮實賴作、東見記」

○類聚國史拔書關白基房撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「類聚國史拔書二冊は、松殿關白基房公の拔書也、東見記」

○詞花集

安齋隨筆伊勢貞丈云、「詞花集は、崇德院仁平元年に撰せられ、其時詞花の二字を切して邪の字と反るをもつて、難せられたり、東見記」

○麗氣記釋空海撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「此書は神佛相混ずるの書なり、空海が作る所なり卅卷あり、東見記、私云、神書にて佛語なり」

○射方書

○雜々拾遺

安齋隨筆伊勢貞丈云、「三議一統、雜々拾遺に云、清和天皇十七代の後胤公方源義滿公は、尊氏將軍の孫、義詮の子息也、十一歲にて天下の家督を繼ぎ、次第に昇進して大相國に至り給ふ、將軍奢の餘りに、我在世の內一日なりとも、天子の號をのぞみ給ひしかども、天道に憚りて其心をもだし給へり、然れども此世より將軍をば公方と稱號し、萬事の禮法を院の御所に比し給へり、此時義滿公武家の故實を定めんと仰有て、今川左京大夫氏賴、小笠原兵庫介長秀、伊勢武藏守滿忠等に下知し、一天下の侍を十一位に分ち給ふ、いはゆる御一族、大名、守護、外樣、評定、御供衆、申次、番方、國人、奉行、末男是なり、公方の直臣は胎中六位に比するゆゑ、敍爵するには五位なり、末男は無官の御家人を云へり、然れども六位に准ずる也、其外萬の法式をあめる事十二卷、是を射方の書と云ふ、義滿公薨御の時、敕して太上天皇の號を授け給へり、雜々拾遺の奧書に藤原行定筆記の由見えたり、書中に信長、秀吉の時の比の事をも記せり、行定は慶長天正の比の人か、右に見えたる文三議一統と云ふ名目はみえず、鰾方の書計あり、三議一統といふ名目は、後人此書を據として、小笠原長秀覺書したる當家弓法集と云ふ書の首篇に書添へをもし、序文をも造り加へ、

三議一統大雙紙と云ふ題號を造り、元の題號の上に重て書加へたる所也、今川左京大夫氏頼、伊勢武藏守滿忠と云ふ人は曾てなき人也、僞りて作りたる也、名兩家系圖に無レ之、右記錄にも見えず、又十一位と云ふ名目室町家の記に無レ之、十一位に止るにあらず、南朝紀傳の說は是と異也」

○名目鈔聞書

安齋隨筆伊勢貞丈、に名目鈔聞書を引き、自註云、「井壺門弟記」

○刊謬正俗伊藤長胤撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「西土の顏師古が書に、刊謬正俗と云ふ書あり、我邦の伊藤長胤が書にも刊謬正俗と云ふ書あり」

○親族正名太宰純撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「太宰純が著せる書に親族正名あり、詳悉なる書なり」

○那須國造碑考佐々宗淳撰

那須國造碑釋文新井君美、奧書日下部勝美、云、「那須國造碑釋文一篇、借二吉子坦之本一摸寫插レ架云々、先レ是佐々宗淳著レ考、今幷收備二于考證一」

○弓馬三祕書　○建久四年富士牧狩日記

本朝軍器考徐新井君美、自註云、「伊豆國田中住人小林中務少輔覺書一冊、多賀豐後守聞書一冊、源大藏少輔道春家記一冊、合て弓馬三祕書と云ふなり」同書書入伊勢貞丈、云、「弓馬三祕書は、此三篇を組合て往年版行したり、三祕書の號書肆の名附し所也、今は版絕えたり、三篇の內高忠聞書と道春筮掛聞書は正しき古書なり、小林の聞書は疑しきものなり、取るに足らず、其書名富士牧狩日記と云ふ書の終に、建久四年六月二十日伊豆國田中住人小林中務少輔と記せり、其書中御鎧大將見えたり、建久の比は手鉾はありたれども、鎧と云ふ物なし、鎧の字もいまだ出來ず、其頃の狩は弓矢のみを用ゆ、鎧を用ゆる事のなかりし也、是にて其僞書なることを知るべし」

○源氏物語

朝鮮聘使錄唐橋世濟、所レ賜二朝鮮國王一屏風圖畫傳贊條云、「紫式部編レ書圖一隻狩野洞松畫、高玄岱贊、紫式部之源氏一編、縱橫六十帖、卓二絕古今一者矣、始承二上東門院之敎一、新說機杼、因而成レ文、趨二石山寺一謁二大士一也、時八月十五夜、一道平二流山間一、明月一輪涵レ空映レ水、蕩漾淪漣縹

渺、神思光音風際詞、群濬發レ氣蘭言珠、自恐二文機輒散趣一、就二佛前大般若經一反レ面以識、立成二須磨之卷一、首二諸桐壺箒木一、以次レ編成、蓋齊物論之奇、結二之一夢一、西廂之奇、復以レ夢結、惟源氏之奇、至二雲隱一而一筆句斷、至レ今無二人窺一其涯一、溪上原內廷下、悉人事本平、情性之自然、莫下可二止遏一者上、雖二或未レ逃二艷史一、葩經之稱、其實寓二乎典敎一、贊化之意、竟成二一家之鉅編一、豈尋常後女閨咏同日語耶、式部正五位下越前守爲時女也」

○枕草子

朝鮮聘使錄唐橋世濟、所レ賜二朝鮮國王一屏風圖畫傳贊條云、「清少納言捲レ簾圖一隻、清少納言清原元輔女、永延帝之才人也、帝因二雪盛下一、顧問言、香爐峯景當何如也、清氏侍レ側、無レ所レ陳亟趨而捲レ簾、則恍然矣、一時稱二其敏捷一、想係二白樂天草堂東壁題詩一、有二遺愛寺鐘倚レ枕聽一、香爐峯雪捲レ簾看之句一也、蓋祕思妍辭、聘二於兎園之賦一、方喻體物、禁二蘇子之咏一、若夫柳絮片言、艷二崑山之玉屑一、珠簾一揆、訝二天風良清吹一、不レ涉二於言一而妙二於事形一、收レ儀而成二其趣一、清氏可レ謂レ槩レ之矣、有二枕草子若干卷一、行二于世一」

○孫子兵法擇新井君美撰

白石手簡新井君美、云、「孫子兵法擇序をやうやく脫稿候まま懸二御目一候、如レ例文義は不レ及レ申、字法句法など御心にかゝり候事可レ被二仰下一候、最いそぎ候はぬ事に候、かくの如くに衰憊候ては、とても長もちなるべくやうもなく候、少も息のかゝり候內に、事を殘し候はぬ樣にと存候ゆゑ、如レ斯に候以上」

○藩翰譜新井君美撰

白石手簡新井君美、云、「藩翰譜の草稿進レ之候、第一二三凡例も添候て進じ候、わかき衆いそがしき紛れに寫され候故、假名ちがひ多く可レ有レ之候、それは無二御遠慮一御直し可レ被レ下、事の相違姓名のうたがはしき所は、落候はぬやうに御つけ紙なされ、御返し可レ被レ下候、此書世上披露の事思召の御事候と相見え、いまだ御ゆるしなく候へば、源四より外へは申までもなく候へども、名も人にはしらせ被レ下間敷候、尤も私方にて撰候事も祕し申事にて候、貴樣とても懸二御目一候事は公へは憚すくなからず候へども、校考のためと候はんには、罪のがるべきやと思ひ候のみ候、段段に遣可レ申候、先四冊を進申候已上、十一月十日、

凡例とくと御心得候はねば御不審にて候、よく〳〵御覽可ㇾ被ㇾ成候以上」

○采覽異言後編

白石著述書目源朝風」云、「采覽異言二卷、後編五卷、撰者未ㇾ詳」

○大極圖述二卷

白石著述書目源朝風」云、「大極圖述二卷、新刻人物誌以爲二鳩巢著述一、未ㇾ知二孰是一」

○北海隨筆一卷

白石著述書目源朝風」云、「北海隨筆一卷、非二先生著書一、當二刪去一」

○除邑錄二卷、林信篤撰

白石著述書目源朝風」云、「除邑錄二卷、除邑錄三十三卷林信篤所ㇾ撰也、此目當二刪去一」

○行賞錄二卷

白石著述書目源朝風」云、「行賞錄二卷、此書亦疑二林氏之書一」

○國朝舊章錄十卷、柏崎永以撰

白石著述書目源朝風」云、「國朝舊章錄十卷、此書柏崎永以所二輯錄一也、此目當二刪去一」

○烈祖成績二十卷

白石著述書目源朝風」云、「烈祖成績二十卷、此書水藩史臣等、以二侯命一所ㇾ撰也、此目當二刪去一」

○國喪正議一卷

白石著述書目源朝風」云、「國喪正議一卷、鳩巢氏文」

○室町殿日記

雜說問答伊勢貞丈」に室町殿日記を引き、自註云、「天文永祿頃の日記なり」

○思のまゝの日記二條良基撰

輞考伊勢貞丈」に思のまゝの日記を引き、自註云、「貞治六年二條良基公記」

○難太平記今川貞世撰

あかどりの考伊勢貞丈」に難太平記を引き、自註云、「今川伊豫守源貞世入道了俊之所ㇾ記也」

○武家閑談木村高敦撰　○武家閑談續編同

○武德編年集成同　○四戰記聞同

あかどりの考伊勢貞丈」云、「武家閑談、同續篇は、享保六年木村彌十郎高敦、御旗本の士なり、武德編年集成を撰て獻ぜし人なり、四戰記聞其外著述多し、浮華の俗說を不ㇾ用、天文永祿以來諸家の舊記實錄に載する所を取て、精選したる書なり、されば近年の書也といへど

も、考證に備ふべきもの也」

○婚入記

あかどりの考伊勢貞丈」に婚入記を引き、自註云、「東山殿の頃、我先祖記ㇾ之」

○秉燭譚伊藤長胤撰

烟草集說伊勢貞丈」に秉燭譚を引き、自註云、「伊藤長胤著」

○和漢珍書考或問鵜飼信興撰

烟草集說伊勢貞丈」に和漢珍書考或問を引き、自註云、「鵜飼信興著」

○會津年譜

烟草集說伊勢貞丈」に會津年譜を引き、自註云、「記者未ㇾ詳」

○事蹟合考柏崎永以撰

烟草集說伊勢貞丈」に事蹟合考を引き、自註云、「柏崎永以具光著」

○腐纜集

烟草集說伊勢貞丈」に腐纜集を引き、自註云、「俳諧師立志著」

○卷懷食鏡

烟草集說伊勢貞丈」に卷懷食鏡を引き、自註云、「貞庵香月午山著」

○續砂石集僧南溟撰

別本安齋隨筆伊勢貞丈」云、「寬保癸亥年、南溟と云ふ僧の著述して梓行せる續砂石集と云ふ書六卷あり」

○職原鈔

藝苑日涉村瀨之熙」云、「職原鈔、各官下附二唐名一者、所下以考二彼此一制中作之異同上耳」

○撰集鈔僧西行撰

藝苑日涉村瀨之熙」自註云、「撰集鈔、或以爲二後人僞撰一、然其出亦非二近代一矣」

○醫心方　○萬安方

藝苑日涉村瀨之熙」自註云、「醫心方三十卷、丹波康賴撰、一曰雅忠、萬安方五十七卷、一曰六十二卷、梶原性全撰」

○樂曲考物茂卿撰

藝苑日涉村瀨之熙」云、「屬者在二六如師許一見二物徂徠樂曲考一、就二漢宋齊隋唐禮樂志及羯鼓錄、敎坊記、樂府雜錄、杜氏通典、陳氏樂書、邦樵通志、宋史樂志、玉海等一、採二摘數條一、上方朱二書此方所ㇾ傳樂曲同名者一」

○夢想卷大坪道禪撰

鞍鐙工記伊勢貞丈」云、「鞍鐙製作の法記したる書に、夢想

卷と云ふ書あり、其奥書に永享九年五月十五日大坪入道道禪直弟判とあり」、

○舊事本紀

勢語臆斷別勘伊勢貞丈、云、「按、舊事本紀は古代の僞書なり、日本紀、古事記、古語拾遺、其外何か古書を少し取交て書綴りこしらへたるもの也、聖德太子蘇我馬子が撰まれしと云ふ書に、太子馬子等の薨せられし年より遙に後の代の事を被レ載たる事多し、これにて大方その僞を考べし、其外にも僞書の證據多し、事長ければ此には論せず、これを略しぬ、別に予著せし舊事本紀剏僞といふ書に、詳にその僞を論辨せり」、

○安達藤九郎盛長私記　○扶桑見聞私記

○享保改撰系圖

源家八領鎧考附錄伊勢貞丈、云、「安達藤九郎盛長私記と云ふあり、其書中に源家八領鎧の事を委細記せり、古書なりとて世に信ずる人多けれども、古書にはあらず僞書なり、又大江廣元の日記を引用ひたり、見聞私記も古書なりとて世に信ずる人多けれど、是も僞書なり、盛長私記、見聞私記の兩篇は、享保年中江戸青山に居住せし浪人須磨不音と云ふ者の僞作せし書なり、不音元は水野監物に仕へて加藤仙安と號し、古戰物語ゐ職とす、後浪人して名をあらため、須磨不音と云ふ、享保改撰系圖も不音が作なり、右の兩書共に評論するに及ばざる雜冊子なれども、世に多く僞書と云ふ事をしらずして信仰する書なる故、もし人に洩れて、吾が弱孫共のかの僞書に誑かされん事を恐れて、盛長記の八領鎧記の文を取て、論辨して左に載す、此八領鎧の文僞なる事をさとりて、其全篇の妄作をしるべし、盛長記の妄作をさとらば、自から見聞私記の僞撰なる事をも推してしるべし」、又云、「貞丈云、折綴と云ふことを書て、夫を事ありがほに釋せんとて、古文眞寶後集の進學解の註を引て、くだ〳〵しく牽強の說を述たれども、面白からぬ事なり、また古文後集の註を引きたるは大に時代相違なり、此盛長記は文治四年に記たる事とこしらへたるに、文治四年より百七十九年の後に編みたる事、後集の林以正が註を引用ひたるは、僞作の中の又僞作なり、本朝の文治四年戊申は異朝にての宋朝の孝宗の代淳熙十五年戊申に當るなり、其年より百七十九年を歷て、元朝の順帝の代至正廿六年丙午本朝にては後光嚴院御代貞治五年丙午に當る、に、三山林以先生と云ふ者、古文後集の古註を改めて新註を作りたり、本文に引たるはかの新註なり、盛長いかほど明智ありとも、百七十九年後に來るべき新註を、以前にしりて用る事はあるまじき事なり、此一事にて僞書なる事明なり」、又云、「右藤九郎盛長私記は須磨不音が、甲冑の製作古今の差別ある事をしらず、今制を以て古制の事を僞作したる故、人を誑かさんとすれども、ばけあらはる、也、人をたぶらかすは人の道にあらず、狐のたぐひなり、盛長にばけし狐のふるよろひおどしそこねて尾に見えにける」、

○兼好傳考

南嶺子評伊勢貞丈、云、「貞丈按、兼好傳考と云ふ書あり、園太曆、兼好集、吉田拾遺、續礫集、其外諸書を集めて、兼好が事跡を委く書きつらねし物なり」、

○武門故實百ケ條桂秋齋撰

○武門故實百ケ條評伊勢貞丈撰

南嶺子評伊勢貞丈、云、「貞丈按、秋齋は京都出生の者にて、武門の事は曾てしらぬ者也、その證は、秋齋が著しける武門故實百ケ條と云ふ書あり、其書に記す所の事ども、皆妄作の臆說にして、故實と云ふべき事一つもなし、腹を捧て笑ふべき事のみなり、故に先年予其評を書きて一書とす、讀人あらば秋齋が妄作をしるべし、かの尾張にて秋齋が門弟になりて武門の故實を聞し人々、二百人に過たるよし、愚蒙なる人も多くあればあるもの哉、その人々の秋齋にあざむかれし事、痛ましき事なり」、

○和語一字傳　○和語一字總括

秋齋間語評伊勢貞丈、云、「和語一字傳、和語一字總括などいふ書ありて、一語の釋あり、其意おぼつかなし」、

○位記問答

秋齋間語評伊勢貞丈、に位記問答を引き、自註云、「此書題號品々あり、新野問答と書きたる本もあり、非なり」、

○舊事紀　○舊事紀僞書考桂秋齋撰

○ぬなは草同

秋齋間語評伊勢貞丈、云、「秋齋は舊事紀僞書考と云ふ書を著はして、舊事紀の僞書なる事を辨じたり、其辨最も當れり、同作ぬなは草にも其事を記して、壺井鶴翁が著述に舊事紀を引きしを諫めしが、承引せざりしかば交を絕し由をしるせり」、

○前太平記平山素閑撰

秋齋間語評伊勢貞丈、自註云、「前太平記は林家の門人平山

素閑と云ふ者の作なり、寶永正德の頃の人なり、無故實の事共多し、取用て證とすべき物にはあらず」、

○藤九郎盛長私記

扶桑見聞私記辨僞（伊勢貞丈、）云、「或人曰、享保年中加藤仙安と云ふ者あり、古戰の故事を談ずるを以て、水野監物に臣とし仕へしが、後に仕を辭し、去て浪人となりて江府青山に居住し、姓名を改て須磨不音と號す、この不音扶桑見聞私記と藤九郎盛長私記を僞作して、古書なりと欺き、是を賣つて莫大の金銀を得たり」云云、

○先代舊事本紀　○日本書紀

○古事記　○先代舊事大成經

神道獨語（伊勢貞丈、）云、「神道者の說に神道三部の本書と云ふは、先代舊事本紀、日本書紀、古事記是也と云へり、舊事本紀は僞書なり、聖德太子蘇我馬子兩人撰也と云ふに、彼兩人の薨後の事見えたり、此外僞作の證多し、今此所に書き盡されず、全編日本紀、古事記古語拾遺等を本として、何か外の書をも少し取交せて作りたるもの也、古僞の書なる故、古人も其僞を察せずして多く引用ひたるを見て、後代歷々の學者も惑ひて、多く是を引用ひしは、無眼とや云ふべき、又別に先代舊事本紀と云ふ書七十二卷あり、一名を先代舊事大成經とも云ふ、此書は近き頃黑瀧の潮音と云ふ禪僧（肥前の人、上野國館林廣濟寺住職、黃檗宗、）と、志摩國伊雜宮の神人に賴まれて浪士水野采女と相謀て僞作したりしに、後に其事顯れて、天和元年に兩人ともに流罪に處せられし也、此大成經の僞をしらずして用ゆる神道者もあり、學者も引用ゆる人あり」、

○天元神變神妙經　○地元神通神妙經

○人元神力神妙經

神道獨語（伊勢貞丈、）云、「神道者の說に、神道に三部の神經あり、天元神變神妙經、地元神通神妙經、人元神力神妙經是也、此三部の神經は天兒屋根命の神宣也、後に北斗七元星宿眞君降て、漢字に寫して經とすと云へり、その神經は見ざれども、其題號に據て考るに、僞書としられたり、神變神通神力などと云ふは皆佛家の詞なり、天兒屋根命の時に佛法はなかりしなれば、佛家の詞は聞知り給ふべからず、又北斗七元星宿眞君降ると云ふは道家の說に似たり、道家に大乙眞君の名あり、北斗星化して道人或は童子に成來ると云ふ類

の事、道家の說にあり漢字に寫すとは、神代の文字にてありしを改て漢字に寫したるといふことと聞ゆ、神代に文字なかりし事は前に記す如し、又後にと云ふ詞、何の時代を指すや、さほど貴き神經を眞君降て漢字に寫したる奇妙不測の珍事ありし事を、何天皇の御宇幾年某月日何の地に降て寫せりと詳明に云はずして甚暗し、彼是を以て考るに、彼神經は僞書なり、定めて中臣卜部などの古く正しき家にては、かゝるあさましき僞書をば用ひ給はざらんと推量りぬ」、

○倭姬命世紀　○寶基本紀

○阿波羅波命紀　○飛鳥本紀

○太田命本紀　○五部書說辨

神道獨語（伊勢貞丈、）云、「神道者の說に、五部の書とて伊勢神宮の祕書あり、倭姬命世紀、（一名大神宮本紀、）寶基本紀、阿波羅波命紀、（一名御鎭座次第記、）飛鳥本紀、（一名御鎭座本紀、）太田命本紀、（一名御鎭座傳記、又一名猿田彦命記、）是なりと云へり、此五部の書は、古書のごとく造りたる僞書なり、倭姬命は十一代垂仁天皇の皇女にして、天皇廿五年に伊勢國五十鈴川の川上に太神の宮所を定め齋き祭り給へり、其年より以後五百七十一年を經て、三十代欽明天皇の十三年に始て佛法渡り來れり、倭姬命五百七十二年以前に佛法を知り給ひて、屛佛法息と宣ふ事は決してあるまじき事なり、此一事をもつて全篇の僞作を推考ふべし、此世紀を始めとして、五部の書みな佛家の語を以て書けること所々にあり、又國史實錄に符合せざる妄說多し、此事は尾張國東照宮の神主源幸和朝臣、（吉見左京大夫、從四位下、）五部書說辨十二卷を著して詳に論辨せり、其書を見てしるべし」、

○砂石集（無住法師撰）

神道獨語（伊勢貞丈、）に砂石集を引き、自註云、「梶原景時が孫無住法師が作」、

○足利季世記

具足羽織記（不レ著二撰人一、）に足利季世記を引き、自註云、「勝軍地藏山軍記」、

○和學辨（篠崎維章撰）　○滄溟尺牘解同

○朝野雜記同　○詳略日本史同

南畝叢書（太田覃、）東海談（篠崎維章、）小序（太田覃、）云、「平維章、字子文、號二東海一、稱二金吾一、篠崎氏、江戶人、嘗爲二國子館書生一、所レ著有二和學辨、滄溟尺牘解一、行二于世一、又有二朝野雜

記、詳略日本史、未レ成」

○冠韻僧譜

東海談篠崎維章、云、「冠韻僧譜は文章の法度なく、文字の位置をあやまり顚倒多き事、あげて算ふべからず、人見氏の序をかゝれしはいかにぞや、人に頼れて序をかゝば、よく編中を見て文字顚倒なきやいなやを僉議すべし、其書の義理と文章のあしきは論ずるにあらず、只唐人が見ても、よく作者の意の通によめるならばよし、さなくば序を辭退して可なり、和漢三才圖會も重寶なる書なれども、寺島良安が手前の了簡をかきし所は、文字ことゞく顚倒あり、かやうの書に序をかくは、序者の意いやしく見ゆ」、又云、「倭漢三才圖會の倭の字を見れば惡心し、何ぞ和の字を書かれぬや」、

○倭漢三才圖會寺島良安撰

○六國史

東海談篠崎維章、云、「版行の六國史は、落丁錯簡脫字誤字甚多し、其内日本紀は一入錯簡落丁多し、文德實錄も三百字程不足の所あり、三代實錄は一向略本也、よく學を好む人は校合して用べし」、

○源氏物語辨藤原通勝、源藤孝同撰

○岷江入楚同

東海談篠崎維章、云、「源氏物語の辨百廿四卷、中院也足軒と源藤孝と兩人して編まれし書なり、はじめ此書を造就せんとて書籍を多く集め、一句一言此物語に關渉するをば盡く拔萃せらる、即世に行はるゝ岷江入楚五十四卷、なり、然れば入楚は辨を編まん爲にして草稿なるを、辨は藏れて世に行はれず、世に出すまじき入楚は、多く人間に流れ傳はる、岷江入楚は本名濫觴無底鈔と名づく、此二つの名は孔子家語に出たれども、也足軒は山谷が岷江本濫レ觴、入レ楚乃無レ底と云ふ詩にて名づけられしとぞ、中院姓藤原、名は通勝といふ、藤孝は細川幽齋なり、丹後の田邊の城に居られし時なり、通勝卿は此時天譴を承て田邊に蟄居する事凡十九年、その再徵されし時、天皇御製の詩を賜ふ、通勝卿芳韻を和し奉る、載せて一人一詩にあり」、

○なるべし物茂卿撰、

東海談篠崎維章、云、「なるべしといふ書は、赤城翁の茗話なり、未練の學者の、假字の外題を嫌うて、可成談と改め名づけしは、さて〳〵文盲なる學者かなと、其鐵面を見たくおもふなり、又奈流邊志と書きたるは、彌

文盲千萬なる僻事かな」、

○草人木

東海談篠崎維章、云、「喫茶禮の書に草人木と名づくるは、茶の字を分たるなり」、

○諺草貝原好古撰　○和爾雅同

○和漢事始同　○日本歲時記同

東海談篠崎維章、自註云、「諺草は貝原久之進好古が作なり、好古は貝原樂軒が子なり、篤信是を養ひて子とせり、樂軒は篤信の兄なり、和爾雅、和漢事始、日本歲時記等は皆好古が編む所なり、好古書を編むの才ある事、益軒文集に見えたり、惜哉篤信に先ちて卒せり」、

○吉野拾遺四卷　○櫻雲記三卷

東海談篠崎維章、云、「吉野拾遺四卷、編者の名を逸す、南朝の王人の手に出づと見ゆ、鷲峯文穆先生の序あり、坊間版行の書には序なし、櫻雲記三卷、是亦南朝の日記なり」、

○大明律譯解榊原玄輔撰　○印章備考同

南畝叢書太田覃、榊巷談苑榊原玄輔、小序太田覃、云、「榊原玄輔、字希翊、號篁洲、稱二小太郎一、和泉人、其先伊賀人、下山氏也、幼爲二外父所一レ養、冒二榊原氏一、少遊二京師一、受二業木下順庵之門人一、後隨二外父一而東遊、見二順庵於江戸一、順庵稱二其才學一、未レ幾應二紀藩聘一、其學博覽、兼善二篆隸一、旁通二星曆五行數術之說一、最以二經濟一自任焉、寶永三年丙戌春正月病終二其家一、歲五十一、所レ著詩略、見二新井君美停雲集一、嘗奉二藩命一著二大明律譯解一、又有二印章備考等一」、

○甲陽軍鑑

榊巷談苑榊原玄輔、云、「甲陽軍鑑といへる書は、高坂彈正が書けりといふ、すべて駁雜にして信用しがたき事多し、いづれにも甲州の者の手より出たるにや、賊首信玄をばある神ある佛とかきたり、後秀吉興りて信玄が兵を率ゐけることを聞て、あはれ小刀細工なり、いま迄ありなばわが草履取にこそすべけれといひけると、川角太閤記に見えたり、秀吉の比まで世にありなば、寔にさぞあるべけれ」、

○源氏物語

榊巷談苑榊原玄輔、云、「紫式部が、そらごとをもて源氏物語をつくりたる罪によりて地獄にいり、苦患しのびがたきゆゑに、早く源氏物語を破りすてゝ、一日經をかきてとぶらふべしと人の夢にみえたりけると、康

賴入道が寶物集にかきたり、水滸傳をつくりて子孫の啞になりける例しもあれば、式部が地獄にいりたるはさもあるべし」

○大學啓蒙中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「寛永五年戊辰、先生二十一歲、是歲初學同志のために大學啓蒙を著す、其書もつぱら四書大全に從ふ、後これを見て、いまだ不レ精として破レ之」

○醫筌中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「寛永十有五年戊寅、先生三十一歲、大野了佐といふ者あり、彼父先生と親く友たり、了佐嫡子なりといへども、稟質極て愚魯鈍昧にして、士業繼ぐに足ざるを以て、父嘗て賤業を營しめんことを計る、了佐これを憂て先生に來て曰、我醫にならんと欲す、願はくは醫書の句讀を敎へよ、先生その志を憫みて、授て大成論をよましむ、先二三句を敎ふる事二百遍ばかり、已より申に及で漸く記す、食に退て後これを讀むに、みな忘了る、又來てこれを習こと百遍餘にして、始て記得す、これより以後日に來て習こと年を經、先生江陽に歸るに依て、今年來て醫を學ぶ、先生その醫術を曉得しがたきを以て、醫筌を作てこれに授け、又是を講じて其意に通せしむ、後醫を以て世に渡り、數口を養ふに足れり」

○翁問答中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「寛永十有七年庚辰秋、豫陽の同志の求に依て翁問答を著す、已にして後其書心にかなはざる處多し、故にこれを改んと欲して、同志といへども博くこれを示さず、然れども癸未の春梓人此を盜み取て版行す、先生此を聞て、梓人をしてこれを破らしむ、此より後改め正んと欲す、曰、上卷は孝經に觸發して其意を寫し書す、故に其論穩當なり、下卷は世を憤り弊を矯む、是を以て其說抑揚大過なる事を免れず、故に先下卷を改んと欲すと、こゝに於て數條をあらたむ、疾を以て終にならず」

○孝經啓蒙中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「寛永十有八年辛巳秋、孝經啓蒙を著さんと欲す、疾に依て又成らず、明年終に啓蒙をなす、後其說經旨に叶はずとして改め正んと欲す、然れども終に果さず」

○小醫南針中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「寛永二十年癸未、先生三十六歲、是年山田氏森村氏のために小醫南針を撰ぶ」

○神方奇術中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「正保元年甲申、先生三十七歲春、森村氏山田氏のために神方奇術を撰ぶ」

○鑑草中江原撰

藤樹先生年譜不レ著二撰人一云、「正保四年丁亥、先生四十歲秋、鑑草刊行、先生嘗翁問答兩部を著す、然れども學日に進むに至て、此問答愈其心に叶はず、改正の志ありければ、博く門人にだに授け給はず、然るに癸未の年梓人の手にもれて、既に梓にちりばめしを、幸に早く知て是を破る、版屋迷惑なるよしを再三歎きしに依て、損のつぐのひにとて、女中方の勸戒の爲に嘗て著し置給ふ書を、鑑草と題し彼に授く」

○軍陣聞書八木忠勝撰

四季草伊勢貞丈に軍陣聞書を引き、自註云、「永正八年に、八木若狹守忠勝がしるせし書なり」

○小笠原大雙紙

四季草に小笠原大雙紙を引き、自註云、「室町殿の時代の書記なり」

○騎射祕鈔小笠原持清撰

四季草伊勢貞丈に騎射祕鈔を引き、自註云、「小笠原持清の記」

○犬追物聞書小笠原元長撰

四季草伊勢貞丈に犬追物聞書を引き、自註云「小笠原兵部大輔元長の記なり」

○步立體拜記

四季草伊勢貞丈に步立體拜記を引き、自註云、「奥に永正二年二月五日とあり、作者不レ知」

○法量物小笠原朝長撰

四季草伊勢貞丈に法量物を引き、自註云、「小笠原備前守朝長、應永年中記されし書なり」

○流鏑馬次第小笠原持長撰

四季草伊勢貞丈に流鏑馬次第を引き、自註云、「小笠原備前守持長、永享八年八月記レ之」

○扶桑見聞私記

○犬追物祕記

○安達藤九郎盛長私記

四季草伊勢貞丈に云、「扶桑見聞私記幷版行したる犬追物祕記に、養和二年賴朝の時の犬追物の式なり迚載せたるを見しに、正和四年武藏國豐島郡王子村にて、島

津薩摩守家久が官命によりて張行せし犬追物の式と、林春齋が書きたりし犬追物御覽記を本として、島津氏の家士射手檢見喚次を勤めし者どもの姓名を迷はし、頼朝の時の侍の名に書きかへたり、その始終の式は、御覽記の趣を用たり、馬場日鈔其外の事は、御覽記に見えざる新作の妄說もまじりたり、世の人を惑す事、其罪輕からず、島津家の犬追物は鎌倉の御所の犬追物とて、彼家に相傳せられたり、正和年中の御覽記を見るに、室町殿の頃行れし犬追物とは違ひたる所あり、一家の風儀あり、故に云、扶桑見聞私記、始は大江廣元日記と號し、頼朝時代の日記なりとて、享保年中、初の名須磨不音後加藤佛庵と云ふ浪人者の僞作なり、藤九郎盛長私記も同人の僞作と聞ゆ」、

○法要錄鈔

四季草伊勢貞丈に法要錄鈔を引き、自註云、「室町殿時代、日置流の書なり」、

○射手方聞書

四季草伊勢貞丈に射手方聞書を引き、自註云、「文安年中に小笠原山城守說を記せしとなり」、

○的出張記伊勢貞久撰

四季草伊勢貞丈に的出張記を引き、自註云、「永祿六年、伊勢左衞門尉貞久の記」、

○弓箭條多賀高忠撰

四季草伊勢貞丈に弓箭條を引き、自註云、「多賀高忠の記」、

○闕的聞書

四季草伊勢貞丈に闕的聞書を引き、自註云、「小笠原持長、持清、政清、政廣、元清、元長の說を集めたる書なり」、

○雜々拾遺藤原行定撰

四季草伊勢貞丈に雜々拾遺を引き、自註云、「藤原行定の作」、

○三議一統　○三議一統辨

四季草伊勢貞丈云、上略、「彼時作られし書を三議一統といふといへり、此說覺束なし、今世に三議一統といふ書あれども、夫は小笠原長秀が隨筆の當家弓法集といへる書に、後人序を續ぎ、爲家門といふ一卷を作りかへて、その書に義滿公の仰に因て小笠原兵庫介長秀、今川左京大夫氏頼、伊勢武藏守滿忠三人議定して撰びし書なる故、此書を三議一統大雙紙と名附るよし記したり、是當家弓法集をしひて義滿公の仰に因る撰書になさん迚、取拵へてかの序を後人僞作して附

添へたるなり、かの當家弓法集を熟覽するに、いかにも古き物にて、私の隨筆と見ゆ、將軍の仰によりて撰みし物にあらず、私の隨筆物ならんには一言云ふべき事なし、將軍家の仰に因て撰たらん書ならば、難じ咎むべき事多し、委き事は予が先年著したりし三議一統辨といふ書に記せり、前にもいふ如く、義滿公の時作られし書は、應仁の大亂に滅し也」云々、

○道照愚草伊勢貞順撰

四季草伊勢貞丈に道照愚草を引き、自註云、「伊勢六郎左衞門貞順記也、天文の頃の人、法名道照」、

○室町殿日記十五卷

四季草伊勢貞丈自註云、「室町殿日記と云ふ書、ことば字にて書きて十五卷あり、尊氏義詮義滿三代の事を記し、卷末に飛鳥井雅瑞の跋あり、是は僞筆なり、事實を記す所の實錄と曾てあはず、人名に東百官の名多し、室町殿時代に東百官といふ名目なし」、

○海人藻芥惠命僧正撰

四季草伊勢貞丈に海人藻芥を引き、自註云、「惠命僧正宣守の記」、

○御成次第故實伊勢貞藤撰

四季草伊勢貞丈云、「伊勢備中守貞藤が書きたる御成次第故實」云々、自註云、「永正年中の記」、

○樵談知要藤原兼良撰

四季草伊勢貞丈に樵談知要を引き、自註云、「一條兼良公の御作」、

○簾中舊記伊勢貞宗撰

四季草伊勢貞丈に簾中舊記を引き、自註云、「伊勢貞宗の記」、

○大內問答

四季草伊勢貞丈に大內問答を引き、自註云、「大內義弘問、伊勢伊勢守貞隆答、永正六年の記」、

○貞親教訓書伊勢貞親撰

四季草伊勢貞丈に貞親教訓書を引き、自註云、「貞親子息貞宗へ教訓、長祿元年」、

○曾我物語

四季草伊勢貞丈自註云、「曾我物語は、鎌倉將軍の末に書きたる物と覺ゆ」、

○大草流式膳部記

四季草伊勢貞丈に大草流式膳部記を引き、自註云、「京都將軍家庖丁人大草氏の記なり」、

○雜要鈔

四季草(伊勢貞丈)、に雜要鈔を引き、自註云、「清閑寺家の書」、

○年中諸大名ゐ御成之記

四季草(伊勢貞丈)、に年中諸大名ゐ御成之記を引き、自註云、「京將軍時代の書也」、

○扶桑見聞私記　○安達藤九郎盛長私記

○犬追物祕記　○訓閱集

○武門故實百箇條　○馭馬故實

○室町殿日記　○室町記

四季草(伊勢貞丈)、云、「武家故實の書世にとぼし、たま〳〵あるは近世の人の安作したる僞書也、皆古書に合せざる物なり、扶桑見聞私記、藤九郎盛長私記、犬追物祕記、訓閱集、是等僞書なり、又桂秋齋が書きたる武門故實百箇條、同作馭馬故實の類、武門の事もしらずしてしつたり顏に安作したる事也、室町殿日記といふは眞字に書きて、飛鳥井雅綱卿の奥書あるは僞書也、同名にて平がなにて書きたるあり、是は實記なり、又室町記といふあり、眞字に書きたり、是も實錄なり、近世僞書多くなりたる故、古書を多く見たる眼にあらざれば、彼僞書に誑かさるゝ也、廣く古書を見べき事なり、古代の中にも其時代々々の風俗あり、又其時代の詞あり、其時世の文體あり、僞書を作る人は是を知らず、今世の風俗詞、今の文體を以て書き、且は年號人名引書等の前後の取違ひなどにて、僞書は顯れ易し、僞書作るほどの人は必智惠薄きがゆゑに、行屆ざる事多し、都て僞はあらはるゝ、愼むべし」、

○岡本記岡本緣持撰

四季草(伊勢貞丈)、云、「岡本記は、天正十三年岡本美濃守緣持といふ人の書きし弓馬の書なり」、

○節用集

四季草(伊勢貞丈)、に節用集を引き、自註云、「節用集は饅頭屋宗仁が作也、宗仁は林氏、名は鹽瀨、天正の頃の人、三條實倫卿の歌の弟子也」、

○諸事當用鈔

四季草(伊勢貞丈)、に諸事當用鈔を引き、自註云、「北畠家記、古書なり」、

○節用集

湯土問答(伊勢貞丈)、云、「此三十年餘前に、京都へ御使に罷上り候節、京書肆柳枝軒旅宿へ參り咄ども申候、其時六十餘と相見え候、此者物語に、今の版の始りは慶長の頃よりと相見え候、其時の版は殘り不レ申候へども、摺本は世に多く殘り候、其時の物は節用集、庭訓往來、實語經の類なるよし物語いたし候、夫にて考へ候に、節用集家藏せしもの、年の名はなく候へども、慶長の比の物とも可レ申ものに候」、

○選擇集

湯土問答(伊勢貞丈)、云、「法然坊の選擇集の印版を可二燒失一よし、山門より申狀を元久三年に奉る、其臺文書猶今に殘る抔申事あれば、其頃はや版本有し事疑なく候、されども中頃の亂世に此摺本も版本も燒亡して、今世に殘らぬなるべし」、

○狹衣物語大貳三位撰

湯土問答(伊勢貞丈)、云上略、「此飛鳥姬の古物語、昔有りて後世に廢れし故、其所名所の據所も知れ不レ申候、其古物語の事によりて、大貳三位狹衣物語を作り出されし事には見えたれども、今の狹衣は全く作り物語故、其事實齟齬せし事多し」云々、

○平家物語　○源平盛衰記

湯土問答(伊勢貞丈)、云、「問、徒然草の野槌に云ふ、勸修寺良門十三代の孫葉室時長、平家物語作者の隨一也と公卿補任にあり、夫は四十八卷の盛衰記なるべしといへり、補任如此しるし有レ之候、又作者隨一也と有レ之候得ば、作者あまたと聞え申候、心得がたき事御座候、答、平家物語の作者、信濃前司行長が遁世の後書くと云ふ事徒然草にあり、葉室時長が書きしと云ふ事は公卿補任に見え葉室の系圖にも見えたり、此時長が從弟の、葉室光遠も、此作者の一人たりと、是も同じ系圖に出たり、また琵琶法師のかたる平家の云ひ傳には、櫻町納言子願敎法師北野の示現を受て作り出せしと云ふ、信濃前司が作りしは北國平家と云ふ也などと云にや、今川了俊の說に、平家物語の後能記のたしかなるによりて書きしとあれば、多くの撰者集りて一部を仕立たるにて、元一書なるに、多くの作者とも己が意に任せて記し置、或は削出しなどせしより、異本多く出來たるなるべし、されども何れの本は何の作と云ふ事いまだ詳ならず、又源平盛衰記も平家物語の異本にして、葉室時長が書きしは是なるべし、野槌書には何によりて斯註されしや心得がたし、又高師直が平家を語るを聞し時、菖蒲の前の事を語りし由太平記に見えたり、今の平家物語幷異本、共に菖

蒲の前の事を載せたるなり、唯盛衰記のみに菖蒲の前の事を書きたる故、師直がもとにて物語れるは今の盛衰記なるべしなどいへども、是は平家語の異本にあらず、信濃前司等が書きし時より遙か年を經て後、寶治二年、三年、建長元年、此三年の中に書きしものと見えたり、いかゞなれば、寶治元年巴女越中國にて九十一歳にて死し事を註せしと、又順德帝を此書に佐渡院と記せるにて、寶治建長の三箇年の內に有る事、思ひて知るべし、巴女が死し年號は註し附たれども、元暦元年木曾殿討死の時、巴女廿八歳なり、此書に見えたり、是を以て九十一の歳をかぞふれば、寶治元年に死したるなり、順德帝寶治三年九月に崩じ給ふ、佐渡院と申せり、八年後建長元年七月は順德院と尊號を贈られし、然るに此書に佐渡院とのみ記したれば、順德院と尊號なき以前に書きたるものなる事明かなり、それのみならず、文暦に撰れし新敕撰、寛元三年に入道ありし賴嗣を入道將軍と記したる如きにて、盛衰記に後年なるもの分明なり、決て慈鎭和尙信濃入道を扶持しおかれて書きしといふ時代のものにあらず、されば平家物語の異本とするはあやまり也」

○文保記

辛酉隨筆石原正明云、「文保記、永正記と云ふ書あり、伊勢の祠官の汚穢の雜事を記したり、中に疑しき事ども官に申て、法家の勘答を得て定めたるも數多あり、神宮にのみ下されて、世にひろからぬ物ながら、准的の例に據あり、志ある人たち求得てみるべし」

○永正記

○玉かつま本居宣長撰

辛酉隨筆石原正明云、「玉かつまにあさまなる誤の何くれとみゆるは、隨筆なるゆゑなるべし」

○枕草子

辛酉隨筆石原正明云、「隨筆の中に、古へ今にやまとに亙りてめでたきは枕草子、李義山が雜纂にもとづきたりといふ說あり、時代のほどを思ふに、さる事ならんもしり難し、又偶合ならんもいかでかしらん、いとよう似たりといふ人もあれど、そは紫磨金身のたとへに黃疸やみを引出るが如し、其色こそ似たらめ、尊さときたなさといと〳〵こよなし、から人もかの雜纂をかしとや思ふずらん、つぎ〳〵いできて四續までであり、いづる毎にいよ〳〵きたなし」

○鹽尻天野信景撰

辛酉隨筆石原正明云、「近き世の人の隨筆に珍かなるは鹽尻、そのはじめ三百餘卷ありしとぞ、天野氏身まかりて後、下すをとこにきたなき心のやつありて、盜出てほぐにしてうりける故、はやう世にたえて、其家にも纔か七十餘卷のこれりとぞ、堀田何がし是をあたらしみて、世にあまねく求てつひに百卷となせり、猶おびたゞし、おのれ曩にこゝかしこ鈔出して寫せる本五六卷みつ、又いと初まなびの物心しらぬほどにて、いかなる事とさだかにはなけれど、よろしき論も考もありつるやうに覺ゆるを、いかで又見てしがな」

○つれ〴〵草

辛酉隨筆石原正明云、「隨筆の中にはつれ〴〵草、いと幸ある書なり、げに其世にとりてはよろしげなる筆つきとはみゆめれど、枕草子など、猶めでたき書はいと多かるを、何ともおもひたして、註さくなど所せきまで作り出てもてはやすなる、大かた此書文章などはけしうはあらぬを、道心がましくさかし立たる事書きちらしたるが、かしら痛き心地す、されど中にも心につく物語もあり」云々、

○東海談篠崎維章撰

辛酉隨筆石原正明云、「平維章ときこゆるは、篠崎金吾といひし人也、東海談といふ隨筆あり」

○古言清濁考石塚龍麿撰

辛酉隨筆石原正明云、「本居先生、古と今と清濁違へる事ありといふ說ありて備れり、遠江國人石塚龍麿といふ人、この說をひろめて古言清濁考といふ書をつくれり、一とせ伊勢へ物したりし比、稻懸大平これをみせたりき、旅のならひ何くれと心せかれてよくもえ見わたさゞりしは、心のこるわざ也、今上木すべくなどいふ、はやう事なりぬなどもいふ、さらば又みる時もあらんかし、そも〳〵此清濁のことなる故は、いひざまの上り去りの異なる也、すべて物いひは、上りざまなるが便よきにや、言便といふもの多く上聲也、上聲の下はにごる事上にいへるが如くなる故、古すみたるを後には濁るが多し、かの清濁考に書集めたるも、さこそあらんと推はからるゝはいかゞあらん」

○古事記傳本居宣長撰

辛酉隨筆石原正明云、「上略、何よりも本居先生こそあたらしけれ、古事記傳など寶とある書つくり出、やんごとなきあたりにても物きこしめし、弟子などもよろし

きが多かれば、其方はあらぬ事なけれど」下略、

○體源鈔豐原統秋撰

昔傳拾葉宗德老人、云、「近代樂道の達者豐原朝臣統秋といふもの、亂世に生れながら、古き反故をあつめて樂器の來歷を明じて一家につたふ、其を體源鈔と名附、其書につまびらかなり」

○扶桑略記釋皇圓撰

昔傳拾葉宗德老人、云、「或人の云、扶桑略記は皇圓の筆作にて、大切の日記也、皇圓はひえい山功德院の僧にて、博學大才の聞えあり、是は法然上人源空の師なり、法然に始終三人の師あり、第一源光、中頃は皇圓、後に叡空也、されば皇圓の作誠ならば、僧として折角の事を書置き、世の至寶とせられしもの也」

○源氏物語　○枕草子

昔傳拾葉宗德老人、云、「古き人の云、源氏物語は我國の名書にて、世に傳はりてもてはやせり、此文ことば歌道の助となる事いくばくぞや、定家も此物語を讃して、源氏を見ざらん歌よみは心うき事など申されしとかや、誠に女性としてかゝる文をつくる事、凡人のわざにはあらざるべし、さて此物語は詞たくみにて、もろ〳〵の故實を明すといへども、歌はことばより遙におとれりとみゆ、つら〳〵此事を按ずるに、紫式部趣向をかまへ、詞を他人によせて風情を盡しぬれど、其實は作り草子也、夫和歌は心の誠をおこして身に引あてざれば、秀作顯れがたし、式部一代の秀逸あげて云ふべからず、この草子の歌にかぎりて聊をとれるやうに覺えしは、元來心をうごかさずして、詞の次第を書つゞくまゝに與ゝ風よみ出したる歌どもなれば、さながら餘所の心地して、我志情うごく事すくなき故に、其まこと現はれず、其故は、此人身にひきうけたる折節の歌ども、多くはみな秀吟也、是其證也、何によつてか此草子の歌にかぎりて劣れるいはれあらんや、又清少納言が草子の筆勢をうかゞふに、其氣情のはたらきし事凡人のふるまひにあらず、此女性に多くの詞をつゞけさせたらんに、恐らくは同日の筆勢あるべしとも思はえず、をしき事也、式部にくらべていづれを上とせむ我は清女をこそ申さめといはれけり、まことに兩人の是非をわきまへしる人すくなし、たとへいさゝかさとして判じたりとも、世の人なか〳〵用ゆべしとも覺えず、殊に頓河淨辨が頃よ

り後の人、清紫二女の勝劣をの〳〵心にて、終に落著しがたし、末代猶かくのごとし、大かたは我このましき歌にたよりて、勝劣を申さめとこそ覺し也とかたられけり、可レ然事也」

○萬國圖說平澤元愷撰

瓊浦偶筆平澤元愷、云、「余嘗著二萬國圖說一、而稿未レ脫、如今質二之荷蘭通事本榮進松君一、紀而得レ解二其惑一矣」

○唐舶孫七漂海話

瓊浦偶筆平澤元愷、云、「明和辛卯夏、和蘭商舶載二來我漂民孫七者一、鎭府命二有司一慰問、其所レ申有二口供一冊一、和蘭通事松元綱考二其所レ經地方一、幷爲二之圖一、」

○海路記

瓊浦偶筆平澤元愷、云、「譯士吳生家藏二海路記一本一、相傳古昔和舶入レ唐時所レ錄也、余請而讀レ之、始載下祭二周公旦一文一通上、鄙陋不レ足レ觀、其他定月定日定方及下針法等、皆時俗禁忌之說也、其語其事決非二和人之口氣一、蓋唐山商客所レ筆也」

○伊勢物語　○眞名伊勢物語

○竹取物語　○住吉物語

○宇津保物語　○蜻蛉物語

春湊浪話土肥經平、云、「伊勢物語は在五中將の自記なるものに、伊勢御が筆を加へられし物語にこそ、むかし朱雀院の塗籠に業平の自筆の伊勢物語有しこと、袖中鈔に範兼童蒙鈔を引て記したり、此物語を源氏に伊勢物語とも或は在五が物語とも書きて、在五が物語と記せし所には、妹に琴をしへたる所の人のむすばむといひたるをみてと書きたり、此琴を敎へたるといふ事、今の伊勢物語にはなくて、在五物語といふ自記なるには有るゆゑに、かく書分けけるにぞ、さらば其書◎頃カまでは自記なるものと伊勢御の筆をかへたると、二つながら並べ有しなるべし、又按るに、此物語などやうに書きしものの初なるべし、夫よりさき嵯峨天皇の古萬葉集のかなの序あれども、在五中將の頃までは、昔のならはしにて眞名に書ことは易く、かなには打まかせては書得がたかりけるにぞ、夫故にかな物語など書かんには、まづ昔書きならひし眞名に稿してそれをかなに淸書せしにぞあるべき、今に傳はりて此物語には、眞名なるとかなるとの二つながら有るは、此故なるべし、眞名伊勢物語は具平親王の御作といふ說あれども、是は在五物語の眞名なるに倣て、後に伊勢の筆を加へたる伊勢物語をも、此親王の眞名に書きあらため給ふことをいふにや、古今集

かなの序を書かん料に、其養子なる淑望に眞名序を書かしめて、是を土代として貫之の假名序は出來しといふ事、基俊朝臣の說にあり、延喜の御時猶かくの如し、況や在五中將の時の事思ひはかるべし、菅孝標の女の更科日記にも在五中將物語を見しとあれば、其頃は世にも殘りけるにぞ、竹取物語は物語のいでき始の記と源氏にもあれば、伊勢物語より猶ふるきものなる事は明けし、さらば是もはじめは、眞名に書きたるものの、後には假名に書改めしにや有るべき、其時文をも所々改めたるにや、伊勢物語より其文古體ならず、かくや姫を赫奕姫とかきける時の文字のやう、眞名の字の殘りたるがごとし、住吉物語も、枕草子に古物語の名の第一に出し、源氏にも古物語とあるぞ、其文の體の古からずみゆるは、是も竹取も同じ類なるか、一說に、此物語にあかつきの鐘の音こそ聞ゆなれと有しに、是を入相ととはましかばといふ連歌を、後拾遺集に後一條院の御歌とあれば、此物語後に作出せしにやといへども、稱名院殿の源氏の鈔に、此說あれども古き世のものなる事明けしと註し給ひ、風葉集にも後一條院の御歌とはいへども、物語にみえし歌やさきなるべしとかければ、伊勢物語にほどは雲井になりぬともの歌を誤りて、拾遺集に橘のただもとが歌とせし類にて、後拾遺集に古歌を誤りて後一條の御歌とおもひ撰び出せしにぞ、よりて住吉物語を後世の物といふは、却て誤れる說なり、其外にも古物語の今傳はりたるあれども、なかに宇津保と蜻蛉の二つの物語ばかり物◎語脫カめきたるはなし、それゆゑよみ得がたき事も多くて、翫ぶ人はすくなし」

○新國史　○世繼物語

○續世繼　○彌世繼

○增鏡

春湊浪話（土肥經平）云、「宇多醍醐朱雀の上◎三カ帝の史を新國史といふ、又續三代實錄ともいへり、小野宮のおとど（淸愼公）、敕をうけて撰び給ひし、今も世に傳はると聞けども見しことなし、本朝書籍目錄に、新國史、仁和より延喜に至るとあれば、宇多醍醐兩帝にて、朱雀の御代には其史及ばで全備せざれば、奏覽に備ふる事なかりしか、夫故あらかじめ續三代實錄の名を儲けられしまゝにて、新國史といふ名にて止たるにや、拾芥、釋日本紀、桃華藥選等、又是

を並べ記す所も、六國史の類には不レ入なり、されども朱雀帝までは國史を修せられしといふべし、新儀式に、國史は三四代を隔て是を修すとあれば、新國史の後は、村上冷泉圓融花山の帝三四代の史を修せらるべき時、一條院の御代に當れるに、其事の御沙汰もなかりしが、其御代の頃には官女に才子多く有し時にて、此國史を修せられぬを、官女の方にてなげきいきどをる事ありて、さて世繼を赤染右衞門の書きしなるべし、故に新國史の次の帝村上天皇の御代に筆を起して、帝王の世紀をつぎてかゝれけるを以て、世繼とその名をも稱せしなるべし、げにも此世繼の出來ければこそ、つゞきて續世繼、彌世繼、增鏡等の撰ありて、假名ながらも國史連續したり、是赤染右衞門の大なる勳といふべし」又云、「是をふるく世繼物語とのみ稱せしに、近き世には榮花物語と稱す、摺本の大鏡に、此世繼の卷の名とて、はじめ月の宴より鶴の林の卷まで卅卷の名しるせり、さらば赤染が書きし世繼といふは、此卅帖なるにぞ、則其卅帖なる鶴の林の終りの詞に、つぎ〳〵の有さまどもまだ〳〵有るべし、見聞き給ふらん人も書附給へかしと書きたり、是は長元元年の事なり、爰にて赤染は筆をとゞめしと見えたり、又疑の卷に、淨明寺の燈御堂殿の寬仁二年に火をうちてともし給ひし火、此二十餘年いまだ消えぬと書きし詞、寬仁二年より廿餘年といふは長曆年中なり、長元元年鶴の林まで書終て、長曆中までは十年におよぶ、此時淸書せしにぞ、淸書の時の詞なるべし、次の殿上花見より紫野までの十帖は、後に外の人の書きつゞけたる也、其作者たれといふことは更に所見なけれども、此十帖の內に、出羽の辨の歌多く出たるにてもおもへば、此出羽の辨の筆作か、是を榮花物語といふことは、はじめ卅卷の程をさして榮花の上の卷と書きしこと、根合の卷に見えたれば、赤染の書きし三十卷を榮花の上卷と、書きつぎたる十卷をさして榮花の下の卷といふことにて、前後なべて四十卷を榮花物語といふにぞ」又云、「此赤染は一條院三條院の御時よりの人にて、後に上東門院に仕へしことは、大やう見えたる事あれども、年齡の程も身うせしことなど、記せることなければ考ふる所なし、然るに後拾遺集に、中關白道隆公の少將に侍りける時、女にかはりてよめる赤染右衞門の歌二首あり、やす

らはでねなまし物をさよ更てかたぶくまでの月をみし哉、入ぬとて人のいそぎし月影は出ての後もひさしくぞみし、此中關白の少將なりし事を、補任にて考ふれば、天延二年十月より貞元二年正月までにて十二年の間也、此時に赤染の年を凡十六七にてかぞへみれば、世繼を書きとめし長元元年には六十八九の年にて、長暦に清書せしにやといふ時は、八十歳に及ぶべし、又後拾遺に江匡房の生れし時の歌あり、此生れし年を補任にてかぞへみれば長久三年なり、其年は八十三四なり、赤染の長壽なるかくの如くなれども、年も凡かぎりあり、榮花の下卷の終堀川の帝の時は、赤染の年凡百四十なれば、いかで其折までながらふべき、是にて末の十卷は他人の手に書きし事明けし」

○源氏物語

春湊浪話（土肥經平）云、「幻の卷のするに、物おもひすぐる月日もしらぬまに年も我世もけふやつきぬる、といふ歌にて筆をとゞめしが如し、又宇治十帖のはじめの詞に、其比世にかすまへられ給はぬ古宮おはしけると書けるは、發端の詞のやうなれば、はじめは前後別に書きて、後に是を一つに合せんために、匂宮、紅梅、竹川の三卷を書きて、一部とせしが如し、此三卷は史記の列傳などの如く、匂宮と紅梅大臣と竹川の大臣との傳を書きて、前のごとく年序を絕えて次第せず、其上に匂宮の卷より上九年の間も闕けたり、宇治十帖は文の體もことなり、依て宇治十帖は大貳三位の書けるといふ異說も、昔にあるなるべし」

○南宮譜（貞保親王撰）

春湊浪話（土肥經平）云、「古今榮雅鈔に、貞保親王は清和の第一の皇子とあり、此貞保親王を南宮と申、管絃の道にすぐれ給うて、南宮譜をあらはし給ふ、此譜今も世に傳はれり」

○徒然草

春湊浪話（土肥經平）云、「つれ〴〵草上卷に、冷泉萬里小路の内裏を今の内裏と書きたり、此内裏建武三年正月に燒亡せしかば、此上卷は建武三年より以前に書きたる事明なり、又同下卷に藤公明卿を大納言といふ、是は建武三年五月に大納言に補任有りし人なれば、此下卷は建武三年の夏より後に書きしことも亦明なり、この兼好法師は、正中元年に後宇多院の崩御の時

出家せしと、徹書記物語にみえ、扨出家して東國をめぐりて京へ歸り、吉田幷雙ヶ岡にすみ、既に十五年を經て再び伊賀國へ行し由は、園太暦に見えたれば、國見山の麓に庵を結びしは、延元三年にあたるなり、さらば徒然草の上卷は、建武に吉田幷雙ヶ岡にて書きて、下卷は延元に國見山の庵に移りて書きしにぞ、下卷の始の詞に、心あらん友もがなと都こひしく覺ゆるとあり、誠國見山の庵にて書きし筆のすさみとおのづからみえたり、兼好其始め俗なりし時は左兵衞佐にて、正和文保の頃に、後醍醐天皇のいまだ坊にて、二條萬里小路の御所にましませし時（此御所に御座の事增鏡に見えたり）より仕へ奉りしにぞ、其時の春宮大夫は堀川大納言師信卿なりしが、其御所御曹子に參りし事、則この草子にもみえて、始終此君に心をゆだねて仕へ奉り、法師に成ぬる後まで心を變せざりし人とみえて、此草子の下卷、此帝の吉野へ徒らせ給ひし後まで、先帝とかゝず當代と書けり、又南朝へ奉公有りし公卿の事を多く擧げしるし、園太暦に吉野へ御加持に參りし事などもみえし、是等にて兼好の心を推量あるべし、又思ふに、帝の吉野宮へうつらせ給ひしより、間もなく都をさけて伊賀國に行て、終にこゝにて身まかりしも、南朝へ心を折て參りつかふる便よきを思ひし故なるにや」

○聚分韻略

好古日錄（藤原貞幹）云、「老人夜話曰、大内介は西國一の大名なりし、周防の山口の城に居る、大内家藏版の聚分韻略あり、義隆家刻の跋あり、其本今稀に存す」

○水鏡

好古日錄（藤原貞幹）云、「御廚子所預の家所藏の水鏡、活字本也、其文印版の水鏡と大異同あり、水鏡の原本ならむ、印版の水鏡は、後人猥に日本紀に據て取捨したる所有りとみゆ」

○神代紀

好古日錄（藤原貞幹）云、「神代卷二冊、俗傳へて敕版と稱し、元龜帝の刻ませ給ふと云ふあり、正保帝の下鴨鴨脚某へ恩賜の本も此印本なり、今に其家に傳ふ、簽は卽元龜帝の宸翰也」

○年中行事畫

好古小錄（藤原貞幹）云、「年中行事摸本、（土佐家傳云、凡六十卷、今所存二十餘卷、盡刑部大輔光長、事々物々古を徵すべし、此畫及び春日權現驗記、

畫卷中の至寶也」

○唐儗畫一卷

好古小錄藤原眞幹云、「敎訓鈔及び續敎訓鈔に載する所の唐舞繪なるもの也、樂儗圖中の至寶也」、

○吉備公入唐繪詞二卷

好古小錄藤原眞幹云、「吉備公入唐繪詞、二卷、今下卷逸、畫光長、書卜部兼好、說東征傳繪緣起に見えたり」、

○伴大納言繪詞三卷

好古小錄藤原眞幹云、「伴大納言繪詞、三卷、畫者姓名闕、畫力精絕、事々古を徵すべし、首卷詞逸す」、

○相撲人圖一卷

好古小錄藤原眞幹云、「相撲人圖、一卷、畫基光及び公望、基光子阿闍梨、其圖古昔相撲の事皆徵すべし、基光の畫存するもの、此外にみず」、

○賀茂祭草子一卷

好古小錄藤原眞幹云、「跋云此繪龜山院御繪合之時、經業卿所二調進一也、畫爲信卿、詞定成朝臣書レ之、元德二年閏六月中旬之頃令レ寫レ之、畫繪所預隆兼朝臣、詞入道內藏權頭季邦朝臣寫レ之、幹嘗て展翫する前後六七次、對する每に結構および畫圖の凡ならざるを覺ゆ、且隆兼摸する所にして隆兼に似ず、隆兼摸に於て己を用ざるを見るべし、原本と相比せば出藍の勢あらんもの也、△新摸本、元祿七年閏五月、畫高階定信、詞沙門且生、此摸本咄々眞に逼る、戊申の火後所在をしらず、惜むべし」、

○國牛十圖一卷

好古小錄藤原眞幹云、「余古本を得て、紀の圖南老人に贈る、其後世上に摸本出來れり、延慶中のものにして、余を以て現はる、先輩の曾てしらざるもの也」、

○後三年軍記三卷

好古小錄藤原眞幹云、「後三年軍記、三卷、畫飛驒守惟久、書上卷土御門文殿寄人仲直、中卷持明院左少將保脩、下卷世尊寺從三位行尹卿、原本序逸す、傳爲の本の序云、貞和三年法印權大僧都玄慧序と、畫力精好、事々古を徵すべし」、

○十二類三卷

好古小錄藤原眞幹云、「十二類、三卷、畫藤廣周、一說光興、書上卷後崇光院、中及下卷尊道親王、眼を悅ばしむべし、且考古の益あり」、

○非常草木成佛二卷

好古小錄藤原眞幹云、「非常草木成佛、三卷、畫僧覺融、附喪神記に似て、畫も詞もすくなし」、

○福富草子二卷

好古小錄藤原眞幹云、「福富草子、二卷、畫工及書者姓名不レ傳、」

○時代不同歌合繪二卷

好古小錄藤原眞幹云、「時代不同歌合繪、摸本二卷、畫隆信、」

○三十六歌仙像

好古小錄藤原眞幹云、「三十六歌仙像、畫信實、略傳及び和歌後京極殿、後世の衣服を以て當時を寫す、古昔の制を考るに益なし、六七百年來の衣服詳に考ふべし」、

○奈與竹草子一卷

好古小錄藤原眞幹云、「奈與竹草子、一卷、畫者姓名不レ傳、摸本異同あり」、

○畫師草子一卷

好古小錄藤原眞幹云、「畫師草子、一卷、畫信實、畫結構俗氣なし、眼をよろこばしむべし」、

○新豐折臂翁一卷

好古小錄藤原眞幹云、「新豐折臂翁、一卷、畫光長、書寂蓮、古昔書法を唐人に取る、此等の卷を以て見るべし」、

○紀長谷雄草子一卷

好古小錄藤原眞幹云、「紀長谷雄草子、一卷、畫者姓名不レ傳、摸本二種あり、破裂不レ全者佳本也、全者は俗手の補ひなり」、

○長歌葦手畫一卷

好古小錄藤原眞幹云、「長歌葦手畫、一卷、畫光正、葦手の一種なり」、

○百鬼夜行圖一卷

好古小錄藤原眞幹云、「百鬼夜行圖、一卷、畫光重、」

○鎌倉職人歌合一卷

好古小錄藤原眞幹云、「鎌倉職人歌合、一卷、畫行廣、書爲重卿、一種鎌倉職人歌合に畫なきものあり、固より歌も判詞も別也」、

○職人歌合三卷

好古小錄藤原眞幹云、「職人歌合、三卷、畫光信、書東坊城和長卿、淡彩なれども其圖は委し、印行の本は縮本也、此歌合作者烏丸光廣卿と云ふ說あれども、和長卿眞蹟傳はりたれば、俗說なること知るべし」、

○馬醫繪一卷

好古小錄藤原眞幹云、「往年古本を見る、無用の長物といへども古色あるもの也、住吉家傳ふる所は貞享五年八月の摹本也、後附藥草圖、一二據るべきことあり」、

○勝畫二卷

好古小錄藤原眞幹云、「勝畫、二卷、畫僧覺融、東寺金勝院の所藏にして、今傳ふる所をしらず」、

○僧覺融畫稿一卷
好古小錄藤原貞幹云、「禽獸草木を寫す、戲畫にあらず、跋云、祕藏繪本也、建長五年五月日竹丸、花押」

○僧覺融戲畫三卷
好古小錄藤原貞幹云、「右四卷、畫力愛すべし、高山寺所藏也、勝畫とならべ賞すべし」

○三論一卷
好古小錄藤原貞幹云、「三論、一卷、詞後成恩寺殿、畫傳はらず、今の畫は後世俗工、詞によりて寫すものなり」

○疾草子一卷
好古小錄藤原貞幹云、「疾草子、一卷、畫光信、」

○東大寺三倉寶物圖一卷
好古小錄藤原貞幹云、「此圖余見る所三種あり、一は普通本、一は琴及び象牙等の圖ある本、一は都維那祐想摸本」

○文安卽位調度圖一卷
好古小錄藤原貞幹云、「此卷圖する所皆古制を考ふべし、但圖の細密ならざる、遺恨と云ふべし」

○春日權現驗記
好古小錄藤原貞幹云、「春日權現驗記、二十卷、畫繪所預高階隆兼、詞第一二三四五九十十一十二十三十六卷前關白殿、第六七八卷攝政殿、第十七十八卷冝信親王、第十四十五十九廿權大納言冬基卿、跋云、延慶二年三月、隆兼畫力精好、微物といへども苟もせず、古今の繪詞傳數種ありといへども、考古の益ある、此驗記に並ぶものあらんや、年中行事の畫と伯仲す、惟識者の徧く熟覽すること能はざるを遺憾とすべし」

群書備考卷之七

○北野天滿宮繪詞四卷
好古小錄藤原貞幹云、「隆成及行光、光信、各此を寫して今皆傳らず、隆成の粉本纔一葉、行光眞蹟三葉、光信摸本一卷を見るのみ」

○鎌倉往柄天神緣起三卷
好古小錄藤原貞幹云、「鎌倉往柄天神緣起、三卷、畫行長、書行尹卿、余嘗て摸本を見る、原本は他所の珍藏となりて、本社には摸本もなし」

○上宮太子繪詞
好古小錄藤原貞幹云、「山陵を築く圖あり、又帳臺のある殿にて、人多く泣臥したるところあり、畫法精好腕力凡ならず、新豐折臂翁に似たり、摸本二葉にたらずといへども、奇品なり」

○上宮太子傳畫
好古小錄藤原貞幹云、「數種ありて、法隆寺繪殿の圖を巨擘とす、近年本寺朽敗を恐れ、屏風となして寶藏に祕す、畫力拙からざれども、後世を以當時を寫す故に、上宮太子の御服黃丹縫腋、公卿の束帶五六百年來の體也、推古帝の朝此の如き衣服あらんや、又殿舍の結構及器用、婦人の衣服に至ては、皆畫工の意に任せて無稽に出る者也、又直幅六軸、其圖大概繪殿の如くにして、畫法腕力伯仲を成しがたし、此餘諸佛刹等に藏する上宮太子繪詞數種あり、畫力賞すべきものなし、今皆此を略す」

○執金剛神三卷
好古小錄藤原貞幹云、「圖中聖武帝行幸の圖あり、聊考に備ふべし、其餘見るにたらず」

○石山寺緣起五卷
好古小錄藤原貞幹云、「石山寺緣起、五卷、畫第一二三隆兼、詞實隆公、第五畫佛刹繪詞傳の巨擘也」

○東征傳繪緣起五卷
好古小錄藤原貞幹云、「東征傳繪緣起、五卷、簽鷹司殿、題裏、表紙の卷紙に、奉ㇾ施二入唐招提寺一、永仁六年戊戌八月日、極樂律寺住持沙門忍性、按に、此卷及び吉備公入唐繪、高山寺の繪詞の類、略其事の始末を考ふべしといへども、圖する所多く異邦の事にして、衣服器用に至りては畫工の私意に出づ、故に考古の益すくなし」

○志義山毘沙門緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「志義山毘沙門緣起、三卷、畫幷詞僧覺融、覺融畫信實に似て一家をなす、此卷の如き、結構奇絶、畫力と共に成る、俗平の企およぶべからざる所なり」、

○洛陽誓願寺緣起

好古小錄藤原貞幹云、「誓願寺緣起、二幀、畫工姓名不レ傳、元三幀にして一幀は不レ傳と云ふ、惜べし、古老傳云、此本寺の緣起にあらず、後人辭を附會して本寺の緣起となすもの也、繪と詞と合ひがたき所あれば、さもあらんか、但畫力は精好にして故實を存すること多し」、

○清水寺緣起二卷

好古小錄藤原貞幹云、「清水寺緣起、二卷、畫光信、書當時公卿集書、癸巳初夏、終日展翫す、按に、宣胤卿記云、永正十四年九月十七日、清水寺緣起繪詞余清書、三十二段內五段分二遣廿亞相一、彼卿傳達也、繪者土佐刑部大輔光信書レ之」、

○泣不動緣起二卷

好古小錄藤原貞幹云、「泣不動緣起、二卷、光茂、畫此卷中、安倍晴明附喪神を祭りて、僧知空の病を證空に移して、知空病治することあり、按に、山槐記云、治承二年七月廿七日、御產御祈云々、夜陰權正房覺參入、渡御、物氣傳二于女房一、渡物附云々、陰陽家浮屠氏共に此術ありと云、淨華院所レ傳泣不動緣起、琢磨所レ寫と云ふ、全不レ覩レ之」、

○證空繪詞

好古小錄藤原貞幹云、「證空繪詞、殘缺爲二一卷一、畫法眼慶恩、詞證空の云々數行世尊寺伊經朝臣、おほよそ云々數行光明峯寺殿、さて草の云々數行伊經朝臣、智光病は云々數行從三位行能卿、光茂所レ寫の泣不動の緣起と同物にして、結構同じからず、又此卷灌頂卷と同手にして、其畫別手に出しがごとし」、

○因幡堂藥師佛緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「因幡堂藥師佛緣起、三卷、畫光信、書尊應准后、普廣院殿寄附、本寺執行所藏也、又桃坊所藏の本あり、書宸翰、畫光信と云ふ、疑くは摸本ならむ」、

○清涼寺融通念佛緣起二卷

好古小錄藤原貞幹云、「清涼寺融通念佛緣起、二卷、畫大夫法眼永春、備前守光國、栗田口隆光、前兵部大輔入道寂濟、飛驒守光行、土佐守行廣、春日修理亮行秀、詞上卷後小松帝宸筆、及公卿集書、下卷慈照院義政公、佐々木赤松等、」

○鞍馬寺緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「鞍馬寺緣起、三卷、畫狩野元信、詞尊應准后、永正十年癸酉六月、右京大夫源高國跋あり」、

○眞如堂繪詞傳三卷

好古小錄藤原貞幹云、「眞如堂繪詞傳、三卷、畫土佐守行廣、春上及外簽後柏原帝宸筆、

中入道式部卿宮、入道尊鎭親王、下入道前內大臣、法務前大僧正公助、跋云、此繪三卷、住持昭淳僧都命二畫工掃部助久國一令レ圖レ之、中略、大永歲次甲申年八月十五日記、遍照金剛入道親王尊鎭親王、近世の事を考るに益あるべし」、

○弘法大師行狀記十一卷

好古小錄藤原貞幹云、「弘法大師行狀記、十一卷、畫畫所預光信、詞一卷大覺寺二品深守親王、二卷一條前中納言公勝卿、三卷六條中將有孝朝臣、四五卷後押小路前內大臣、六卷二條中納言爲重卿、七卷四辻儀同三司、八卷成就院前大僧正景守、九卷靈山僧實嚴、十卷大炊御門三位入道明澄、十一卷青蓮院無品道圓親王、東寺所レ傳也、余此畫を熟視するに、畫光信にてはあらざるべし、其圖畫所預の畫法にあらず、△新寫、畫工姓名不レ見、詞王卿の集書、外簽持明院基雄卿、按に、東寺の古記に、弘法行狀の繪、應安七年より康曆元年に至て成就す、畫所預大藏少輔行忠、繪師采女正、名闕、中務少輔久行、定阿彌、名闕、大進法眼、名闕、南都繪師祐高、法眼凡六人、此畫今片楮半葉存せず、惜むべし」、

○西行物語四卷

好古小錄藤原貞幹云、「西行物語、四卷、畫相保、一卷存三卷不レ傳、」

○解脫明慧緣起一卷

好古小錄藤原貞幹云、「解脫明慧緣起一卷、畫巨勢有家、詞爲相卿、」

○圓光大師繪詞四十八卷

好古小錄藤原貞幹云、「圓光大師繪詞、四十八卷、畫光信、書當時公卿集書、」

○親鸞上人繪詞傳

好古小錄藤原貞幹云、「親鸞上人繪詞傳、二卷、畫工姓名不レ傳、書後醍醐帝宸筆、」

○六條道場一遍聖繪詞十二卷

好古小錄藤原貞幹云、「六條道場一遍聖繪詞、十二卷、畫法眼圓伊、詞僧聖戒、外簽經尹卿、卷尾云、正安元年己亥八月廿三日酉方行人聖戒記、應安二年僧阿修補、延德四年覺阿再修補、往々古を考るに足る、圓伊畫力愛すべし、但其圖小にして詳細を盡しがたし、惜むべし」、

○藤澤道場遊行緣起十卷

好古小錄藤原貞幹云、「藤澤道場遊行緣起、十卷、畫隆光、詞二世遊行、圖六條道場所藏と同じからず、畫力圓伊におよばず」、

○佛鬼軍

好古小錄藤原貞幹云、「佛鬼軍、殘缺一卷、畫及詞僧一休、」

○明義草子一卷

好古小錄藤原貞幹云、「明義草子、一卷、畫工姓名不レ傳、」

○狂僧草子一卷

好古小錄藤原貞幹云、「狂僧草子、一卷、畫光信、」

○地獄圖一卷

好古小錄藤原貞幹云、「地獄圖、一卷、畫土佐寂藩、」

○餓鬼畫一卷

好古小錄藤原貞幹云、「餓鬼畫、一卷、畫工姓名不レ傳、」

○日本紀　○假名日本紀

好古小錄藤原貞幹云、「日本紀、古來は全篇訓讀の書にあらず、故に建久年中の本及び桃華の御本、皆をこと點を附るのみ、されば日本紀の假名と稱するは、私記等の訓也、今の印本の如し、悉く訓讀せしには非ず、悉く訓讀をなすは、日本紀を讀む爲に作りし假名本を、釋日本紀云、假名日本紀、元慶說云、爲レ讀二此書一私所二註出一也、作者未レ詳、眞名の日本紀にならべて書入て讀ましめしが傳はるものならむ、」

○禁祕鈔

好古小錄藤原貞幹云、「禁祕鈔は卽建曆御記にして、眞名假名相交りたり、近古悉く眞名に書更て、名づくるに禁祕鈔を以てし、建曆御記の舊文亡びたり、」

○和名鈔

好古小錄藤原貞幹云、「和名鈔、文字の小異同四五種に及ぶ、天文中傳寫の本は別本也、實に定本と云ふべし、」

○職原鈔

好古小錄藤原貞幹云、「職原鈔は元と題號なし、卷首たゞ百官の二字あるのみ、後人猥に增補をなし、官位鈔、明職、職原鈔等の名をつけたり、然るに其題號なきものも亦一種にあらず、」

○袋草子

好古小錄藤原貞幹云、「清輔袋草子、先輩の說に、袋に祕したる草子、故に名づくると云ふは非なり、囊葉子に書きたる故に、袋草子と名づくるもの也、」

○夜鶴庭訓鈔三種

好古小錄藤原貞幹云、「夜鶴庭訓鈔三種、一は樂書、一は衣服の書、一は入木の書也、然して入木の書は二種あり、」

○本朝書籍目錄

好古小錄藤原貞幹云、「本朝書籍目錄、俗に御室目錄と云ふ、卷尾云、永享十一年冬、清大外記業忠依レ仰註二進之一、此事體源鈔に見えたり、」

○本朝史記　○釋萬葉集

年山紀聞安藤爲章云、「常陸の國久慈の郡太田の鄕の西にあたりて十町許りもあなた、白坂といふ里の奥なり、水戸府城より太田までは五里程なり、梅里公（また常山とも稱し給ふ、御いみな光圀、御あざなは子龍、）この山に隱居し給ふは、元祿四年辛未五月九日になんありける、于レ時前權中納言、（六十四歲、中略、）御友なひには彰考館（江戶小石川の藩邸にあり、）の學者たち四五人づつ、かはり〳〵に參りて詩歌の唱和、或は本朝史記、釋萬葉集

以下御編集の議論ども、おもしろかりし年月にぞ侍りし、中略、此山中にすみ給ふ事おほよそ十とせに及びて、元祿十三年十二月六日に薨じ給ふ、御諡は義公と申す、西山より一里ばかりなる瑞龍山に葬ぶり、その儀儒禮をもちひらる」、下略、

○明月記

年山紀聞安藤爲章云、「明月記を引き、自註云、「定家卿日記」、

○公事根元

年山紀聞安藤爲章云、「この書を後成恩寺殿（兼良公）の撰みとのみ思ひ侍りつるに、夫よりさき年中行事歌合の奥書にして、後普光園院殿（眞基公）の作なり、それを兼良公鈔出して題號をあらため、將軍家へまゐらせられたるなるべし、」

○とりかへばや

年山紀聞安藤爲章云、「にとりかへばやを引き、自註云、「作者未レ詳、彰考館の御本は合本にて四冊あり、」

○大府記

年山紀聞安藤爲章云、「に大府記を引き、自註云、「爲房卿日記」、

○香玉詠藻

年山紀聞安藤爲章云、「香玉詠藻は、泰姬君（西山公御臺所、）の御集なり、」

○三長記

年山紀聞安藤爲章云、「に三長記を引き、自註云、「長兼卿日記」、

○三十六人集　○河社釋契沖撰

年山紀聞安藤爲章云、「先師圓珠庵契沖阿闍梨の云ひし、三十六人集はみづから集めたるもあり、後に人の集めたるもあり、貫之集などのやうに躬らあつめたるに、いかなる故にかあらん、おぼつかなき事まじれば、まして後に集めたるには、疑のこらざるにあらず、又康秀、喜撰、黑主、貞文、棟梁、元方、千里、深養父、忠房等を除て、これらには及ぶまじき後の作者を入られたる事おほきも、おぼつかなし、人麻呂の集はひたぶる信じがたきものなり、萬葉集の中より主しらぬ歌までぬき出でたり、六十よこくを物の名によめる歌は、殊に用ひるにたらぬもの也、さすがに歌のすがた、延喜天曆の後の作者のしわざなるべし、爲章按るに、先師の隨筆を河社と名づけられたり、河社の事を卷頭にかゝれたればなり、先年西山公の釋萬葉集えらばせ給ふ時、命をうけて大坂東高津なる圓珠庵の側に旅宿し侍りし頃、河社をも借り寫し侍りしを、此

小石川にて類燒せしはいとも念なき事なり、それに此三十六人集の難義をあまたのせられたり、今こゝに載するは、家兄爲實、の曾て鈔寫しおかれたるが反古堆の中にありしをだにとて寫し侍るなり、」

○萬葉代匠記釋契沖撰

年山紀聞安藤爲章、云、「按、この序文元祿の初めごろの作と覺えたり、意たかく詞古めきて、近來めづらしき文章といふべし、常陸の名所をのみいへるも、西山公に奉りしには新奇と申べし、」

○長秋記

年山紀聞安藤爲章、に長秋記を引き、自註云、「后宮大夫師時卿記、」

○吉記

年山紀聞安藤爲章、に吉記を引き、自註云、「吉田大納言經房卿記、」

○世繼物語　○世繼物語私考一卷

年山紀聞安藤爲章、云、「世繼物語、今いはゆる榮花物がたりなり、この物語四十帖を、いつの頃よりか赤染衞門が作といひならはし、その上誰の書きたるにか、目錄系圖一卷を添へたるに、赤染衞門記、之とあり、爲章つら〳〵考ふるに、赤染が作にしては時代かなはず、その筆ざまにあらざる處おほければ、私考一卷しるして彰考館へ納め侍りぬ、事ながければこゝにはのせず、また大鏡第四の奥に世繼の名と標して、一月宴に花山たづぬる中納言より末々の卷の名を出したるは、みな榮花物語の卷々の名なり、また續世繼の序にいはく、おほぢはむげに賤しきものに侍りき、后の宮になん仕へまつり侍りける、名は世繼と申しき、おのづからも聞せ給ふらん、口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり、下略、同第十四藤浪の卷にいはく、世繼入道おほきおとゞ道長公なり、の御榮を申さんとて、下略、また增鏡の序に云はく、世繼とか四十帖の草子にて、延喜より堀河の先帝までは少しくこまやかなる、下略、是等みな榮花物語をさして世繼とかゝれたるに、赤染が作といはず、おほぢはむげに卑しき者に侍り、名は世繼と申しきとあれば、古くは男子の作と思はれたること、爲章が考をまたずぞ侍りける、又拾芥鈔に載せたる定家卿の押紙にも世繼物語とあるは、今の榮花物語なり、」

○耕雲千首

年山紀聞安藤爲章、に耕雲千首を引き、自註云、「耕雲は大納言長親卿なり、南朝に仕へて名譽ありし人なり、」

○日本後紀

年山紀聞安藤爲章、云、「日本後紀第十七云、天長二年、今歲浦島子歸レ鄉、雄略天皇御宇入レ海、至レ今三百四十七年也、浦島子者丹後國水江浦人也、昔釣得二大龜一、變成二婦人一、國色無雙、卽爲二夫婦一、被二婦引級一、到二於蓬萊一、通得二長生一、銀臺金闕錦帳繡屏、仙樂隨レ風、綺饌嬾レ日、居レ之三年、春月初暖、群鳥和鳴、煙霞瀲灩、花樹競開、問二歸歟之計一、婦曰、列仙之陬一去難二再來一、縱歸二故鄉一、定非二往日浦島子一、爲レ訪二親舊一强催二歸駕一、婦與二一筥一曰、愼莫レ開レ此、若不レ開者自再相逢、浦島子到二本鄉一、林園零落、親舊悉亡、逢レ人問レ之、曰、昔聞浦島子仙化而去、漸過三百年一、爰悵然如レ失二步於邯鄲一、心中大怪、開レ匣見レ之、於レ是浦島子忽變二衰老皓白人一、不レ然慨なる史の文に候得ば、萬九の御釋に御引加可レ被レ成候哉、△右は契沖師より書おこせし物なり、西山公久しく日本後紀を探り給ふといへども、眞の本を得給はず、いにし頃京師より一本來りしを、彰考館にて吟味せられたるに、はやう僞書にてぞ侍し、契沖翁の見たる本も此筋としられたり、近き頃師盤禪師のあつめたる僧傳の中にも、浦島子が事を載せたるに、右の如く天長に蓬萊より歸りたるよしを書きたるは、此老師もかの本筋に依りたりと見えたり、契沖、師盤はともに博才の人なれども、かうやうの吟味はいかでか彰考館の學者たちに及ばんや、さても此僞書作りたる人は何ものぞや、害を後世に殘す事少なからず、にくむに堪へたる罪人なり、契沖いへるごとく、萬葉第九にて見れば、浦島子は淳和の天長よりはるかの以前に歸りたるもの也、且また右の文章も國史に類せざる書きざまなり、眞の日本後紀は類聚國史と日本紀略に引れたるのみにて、確なる全本はいつの比より絕はて〳〵侍るらん、むかし梓行の不自由なりし世に、公家に或は二三部などうつし持たまへるが、度々の火災に燒うせたるにぞ侍らん、類聚國

史も今は全部つたはらず」、

○漫吟集釋契沖撰　○晩華集隱士長流撰

年山紀聞安藤爲章云、「爲章按ずるに、長流は契沖が生前に歌を集めて序を作り、契沖は長流が歿後に家集をえらびて序をかけり、ともに難波にかくれ、萬葉の古風を好みて近代の風にへつらはず、同氣あひ得たる耐久朋といふべし」又云、「隱士長流わかき時は下河邊彦六共平と名告たり、和州宇多の産、父は小崎氏、名を忘れたり、いかなる故にか母の氏をとなへ侍りける、もとより妻子なくして、中年より津の國難波の傍らに隱居をしめ、靜かに書をよみ、中にも歌學をこのみ、萬葉集古今集伊勢物語などは暗記したり、その學問おのづから傳へ聞えて、大坂の富人おほく弟子となれり、生得世にへつらはぬ人がらにて、心のおもむかぬ折は富家の招にも應せず、訪來れる人にも物いはず、枕を高くして或は眠り或は書をよみて、心にまかせて過しける、西山公その才を聞しめて召けれども、終にしたがはざりしかば、紙筆をたまはりて萬葉の註を乞給ふにも、心におもむきたる時は一二首づつ註して、また怠りがちに侍しまゝ、はたさずして貞享三年丙寅六月三日身まかり侍りぬ、六十三歲、圓珠庵の契沖師と交ふかかりければ、遺稿をあつめて晩華集と名づけたり」

○累塵集隱士長流撰　○萍水集同

○續歌林良材同　○枕詞燭明鈔同

○萬葉名寄同

年山紀聞安藤爲章云、「爲章按ずるに、長流は儒學まさり、契沖は佛學に深し、在家出世のさまはかはりたれども、清操ともに昔の隱逸にもおとらぬ人品なりけらし、長流が述作は累塵集、萍水集、續歌林良材、枕詞燭明鈔、萬葉名寄等なり」、

○年山打聞安藤爲章撰

年山紀聞安藤爲章、簿禎云、「此書は、水戸彰考館にさむらひたる安藤爲章大人の隨筆にて、年山打聞と名づけ、鈔出傳寫して世に流布する所の全本也」云々、

○百人一首

年山紀聞安藤爲章云、「此和歌の事を先達の說に、新古今は花を先として實をかたはらにせられたるを、定家卿の心にかなはざる故に、昔今の歌の中に實ある歌を百首すぐりて、色紙形にみづから書きて、密かに小

倉山莊の障子に押れたるを、定家卿かくれ給ひて後、爲家卿とりあつめて作者の名をしるし給ひしより、二條家の骨髓となれりといへり、しかるに明月記定家卿日記をよみていさゝか不審おこれり、先記を拔書して今按をしるし申べし、

嘉禎元年四月、△今按、四條院の年號、定家卿ことし七十四歲なり、

十二日甲戌、△今按、今日など定家卿出京して嵯峨の山莊に到り給ふとみゆれども、明月記傳寫の誤おほければ、たしかに考へがたし、

十三日乙亥、日出以前出、賢寂冷泉來二嵯峨一、賢寂宅也、午終金吾相具、少將來、暫可レ在二中院一云々、△今按、賢寂冷泉は兩人の名と見えたり、何人といふ事いまだ考へず、金吾は爲家卿なり、此年參議右衞門督なり、少將は爲氏なり、此四人京より嵯峨に來られしなり、中院は後にも見えたり、或人云く、賢寂は寂蓮なりと、

十九日辛巳、金吾來、明日可二出京一云々、△今按、爲家中院より定家卿の山莊へ來られしなり、

五月一日癸巳、午終自二中院一頻招請、雖レ怖二壁耳一、依レ難レ逃乘レ輿、入二北土門一出逢、入道引二率三人子弟一、皆好士云々、列二座東庇一、予金吾左京彼入道在二南面一、中務加二東面一、始二連歌一、過半之間窮屈、入二障子西一乍レ臥聞レ之、△今按、怖二壁耳一とは、定家卿の身の上歟或は中院入道が身にはゞかる仔細ありたるなるべし、土門の下出逢の上には脫文あるべし、總て文章のつゞかぬ所は落字あるべし、入道の事は後に申すべし、金吾は爲家卿、京より又さがへ來られしなり、左京中務はいまだ不レ考、

五日丁酉、早旦乘レ輿參二栖霞寺一、此間略す、次拜二阿彌陀堂一、河原大臣所レ安云々、退出、此間も略す、食訖出二宿所一、出京、過二左近馬場一、此間も略す、午時歸入二逢門一、△今按、今日定家卿嵯峨を出て京へ歸りたまふなり、

廿七日己未、予本自不レ知下書二文字一事上、嵯峨中院障子色紙形故、予可レ書由彼入道懇切、雖レ極二見苦事一慙染レ筆迄レ之、古來人歌各一首、自二天智天皇一以來及二家隆雅經卿一、△そも〳〵中院入道は誰といふ事をしらず、爲氏の母は宇都宮彌三郎賴綱が女なり、賴綱入道して蓮生といへり、此入道の事歟、爲家卿を中院大納言と申せしも、賴綱が壻なれば、後に中院の地を讓りまゐらせなどして、爲家の居給ひし故にや、さてもこの

色紙形は彼入道の懇望によりて、定家卿京にて筆を染めたまふなり、（みづから小倉山荘にて書たまふ由にいふは如何、）歌を選びたるも彼入道ぞや、雖レ極二見苦事一懇染レ筆送レ之、古來人歌各一首とある書きやうは、たゞ染筆のことにて、定家卿の選とも見えざるが、蓮生法師も歌よみて集にも入たる人なれば、是ばかりの物選む事かたかるまじ、さて又今の世の百人一首は、後鳥羽順徳を卷尾に載せたるは、誰にても後に次第をあらためられたるにや、但し當時の臣下なる故に及二家隆雅經卿一とかゝれたるか、右の明月記の文を以て見れば、此百首の事、先達の說うたがはしくおぼえ侍り、かの契沖師はさしもこまやかなる考にてありしかども、此明月記の文を見ざりし故に、改觀鈔（百人一首註、）のおもむき、先達の說によれり、しかれども（以下改觀鈔、）此百首に入べきがいらぬものあり、入たるも作者のむねと思はぬもあるべければ、人の見ぬ所におされけるを、後に子息爲家卿書きあつめて、作者の名をつけて世に弘めらるといへり、されどその末の人々も翫ばで、久しく埋もれけるにやとおぼしきことあり、續後拾遺集に定家卿、難波なる身をつくしてもかひぞなきみじかき蘆のひとよばかりは、新後拾遺集に雅經卿、思ひ入る山にても又なく鹿のなほうきときや秋の夕ぐれ、此の歌は元良親王と伊勢が歌とを以てよまれたれど、此百首の中の皇嘉門院別當が歌に、詞も似意もかはらず、後の歌は後成卿の歌をかすめられたり、此百首その頃もてあそばましかば、いまひでし所の二首えらびとらるべからずや、又家隆卿風そよぐならの小川の歌は、新敕撰集に載せて、寛喜元年によまれたるをこゝにとられたれば、新敕撰より後などに此百首をば選ばれけるにや、又詠歌大概などにとられぬ歌どもも入たれば、かならず作者おの〳〵の秀歌の中の秀歌とて選ばれたるにもあるべからず、多くはまめやかなる歌のよきを選ばれたりと見えたり（以上契沖說、）と書きたるは、この百首十分精選と思はざりし書きざま、契沖が眼はいと高くぞ侍りし、在世に此明月記の趣を見せ侍らぬぞ念なき事に侍る、所詮は蓮生入道が選にてもあれ、定家卿も同意に思はれたればこそ染筆はし給ひけれ、契沖が所謂まめやかなる歌のよきを集めたる物よとみて玩ぶべくこそ、かく筆にまかせて書きしるし置たれ、後に釣月庵主より、此頃或所にて定家卿自筆の百人一首の一卷を見侍りたり、これは色紙形にはあらで、こまやかに書きつらねたる一卷にてぞ侍し、其奥書寫じやり侍る、此一卷、もとは京師にて或納言家のいと貧しくおはせしが、富家の金をかり給ふとて、質といふに與へ給ひしかども、再び本家にかへるべき術なくして轉傳しつゝ、今は江戸にて某氏の寶となれるを、便りありて見侍るになんとぞ、其奥書にいはく、嘉禎二年丙申建春三年廿六日、未剋家隆卿來臨、內々約諾候選歌、依二所望一不レ憚二老筆一、九十七首書寫、禁二他見一可レ給候、右壬生ゐ遣、明靜（判あり、釣月庵主私云、百首の內三首闕候は、寂蓮定家家隆の三首不レ被レ書レ之候、）此事を彰考館にて語り侍りしかば、或人のいはく、それは往年古手商人某といふ者、藩邸へもて參りて好價を望み侍りたるに、奥書の年號嘉禎よりはるかの前にてありしかば、右の明月記の文を申聞かせて、汝が似せやう拙しと笑ひ返へしし物なるべし、それを又年次改め似せたりと見えたりとなん、爲章がおろかなる心にては、いかにとも決定しがたし、但し此奥書の文體は日記の書きざまにて、奥書とも見えず、又全文日記ともいはれず、いかさまにも訝かしきものなり、」

○遠江の道記

年山紀聞（安藤爲章、）云、「遠江の道記、增基法師の作なり、」

○和歌不審一卷、（今川貞世撰）

年山紀聞（安藤爲章、）云、「今川了俊の書きたる物に、和歌不審といふもの一卷あり、」

○萬葉集

年山紀聞（安藤爲章、）云、「此書は、西山公釋萬葉集をえらび給ふ時、二十卷の中をくはしく考へられて、またく敕撰の體にあらず、大伴家持卿わかき頃より、私にあつめ置れたるものなりと、證據正しく論じ給へり、後に契沖師書き置たる物を見るに、集中全同の歌およそ四十八首に及べり、假令、川上のいつもの花のいつもいつもきませわがせこ時じけめやも、（此歌第四と第十卷に出たり、）をとめらが袖ふる山のみづ垣の久しき代より思きわれは、（此歌も第九卷と第十卷、）さよ中と夜は深ぬらしかりがねの聞ゆる空に月渡る見ゆ、（此歌も第九卷と第十卷にのせられたり、）かやうの類なり、後の撰集にも、たま〳〵撰者の覺えたがひて、一集の中に再び出たる歌もあれど、只一二首の事なり、舊說のごとく萬葉もし敕撰にて、諸兄公以下諸大夫達の撰び給はんには、たとひ十首前後は重複ありと

も、四十八首までの多きには至らざるべし、さればこそ家持卿年々見聞に隨て書きのせ〳〵置れて、いまだ清書に及ばざりし故なるべし、又古今集雜下に、貞觀の御時萬葉集はいつばかり作れるぞと問せ給ひければよみて奉れる、文屋有季、神無月時雨ふりおけるならのはの名におふ宮の古ごとぞこれ、△今按、萬葉集中、終の年號天平寶字より清和天皇貞觀の始まで、わづか百年の間に、この集の事上ざまにおぼつかなくなりて、末ざまなる有季に敕問ありしを思ふにも、敕撰ならぬ事しられたり、もし諸兄公以下奉敕の集ならましかば、舍人親王の日本紀などと並び行れて、顯然たる大典ならまし、又古今の詞書は、有季が家集を其まゝにて寫し載せられたりと覺ゆるに、いつばかり作れるぞと敕問の御詞も、私撰の物とおぼしめしたるやうに聞ゆるか、うるはしき敕撰の物と覺しめさば、いづれのおほん時にかえらばせ給ふぞなどあるべき事のやうに覺ゆ、有季がならのはの名におふ宮のふるごととよみたるは、奈良宮の敕撰といふ儀か、或は奈良宮の時代の私撰の物といふ儀か、心得たるやうおぼつかなし、寧樂は七代おはしますを、楢のはの名におふ宮とのみよみて、何れの御代としらるゝか、此敕答の歌よみやうおぼつかなし、或は平城の帝と心得たるか、平城の大同元年より貞觀元年までは纔かに五十四年なるに、敕撰ならましかばかく迄おぼつかなくは侍らじかし」

○後拾遺集

年山紀聞安藤爲章、云、「此序はすなはち通俊卿かゝれたるに、後撰には古今の歌を再びとらず、拾遺には古今後撰の歌をとらずとあるは、此集どもをよく見られぬと知れたり、後撰に古今の歌あまたあり、拾遺にまた兩集の歌再び出たる事おほし、わづか三部の集をもおぼえられずして撰者となられたる事不審也、又按ずるに、古今後撰の作者の歌は今とらずとあれば、廬主と後撰の增基と別人なる事しられたり」

○沙玉集

年山紀聞安藤爲章、云、「此集は後崇光院(後花園帝の御父、伏見殿の始祖、)の御集なり、先年御親筆を思ひがけずこの江戸にて拜し侍りぬ、御歌數二千餘首も侍りけんかし」

○色葉和難　○閑居の友

年山紀聞安藤爲章、云、「契沖師よりの文にいはく、和難集

の中を考へ候に、尊氏將軍以來天台宗僧撰と見え申候、然るに慈鎭和尚の作或は顯昭の作など申候へども、この兩人の手より出しとは見えず、拙き物に御座候、閑居の友と申書も慈鎭の作と申候、披き見申候に、入宋の事御座候、松尾澄月房慶政上人作と存候、此僧へ家隆卿の餞別歌ありて入宋いたされ、又明惠上人と得意と見え候、明惠傳にもまた末の集に入たる僧か道心者にて候、長嘯子、もろこしもなれは有てふ松蟲とよまれ候も、閑居友より出で申候」

○源氏物語

年山紀聞安藤爲章、云、「今は昔物語に云、今は昔越前守爲時とて、ざえあり、世にやさしかりける人は、紫式部が親なり、此爲時が源氏は作りたり、こまやかなる事どもを娘にかゝせたりけるとぞ、前齋院の宮此事を聞召て、むすめをめし出たりける、初て參りける夜、内のお前、關白殿など、いかなる事をかせさせ給ふべきなど申させ給て、殿の申させ給ひたる、たゞ今夜見えさせ給ふべきぞと申させ給ひければ、やがて其夜さしむかひ見えさせたまひけり、世に珍しくめでたき事といひのゝしりけり、式部が有さま、かゝるめでたき事も作り出したる人ともおぼえず、裳からぎぬきたる姿やう體もてなしなど、いとあやしう心もとなげにてぞ侍りける、此源氏作りたる事、さま〴〵に申侍りたり、參りて後に作りたりとも申、いづれか實ならん、△爲章按ずるに、源氏物語の大綱は爲時が作りて、こまやかなる事を式部にかゝせたりといふ説は、文章のくさりをも辨へぬ無下の人の申傳へなるべし、卷々の意を見るに、をとこにては思ひもよらぬ事のみにて、決して婦女の趣向なる上、ことばのつゞき一人の筆ならでは書きくだされぬくさりなり、一部に亙りてくはしくよむ人は、此説に迷ふべからず、前齋院の宮此事を聞召てむすめをめし出たりけるとある前齋院の三字は、后の宮といふを書寫のあやまりなるべし、其夜やがて内の御前へま見え奉りしは、實にめづらしき高名なるべし、式部がありさま云々、紫日記にも、みがらは怪しきまでおいらかに、こと人かとなんおぼゆるとぞ皆いひ侍るに、はづかしく、人にかうおいらか者と見おとされてけるとは思ひ侍れど、たゞこれぞ我心々ならひもてなし侍るありさまと書きたるは、前後の文によくかなへり、すべて源氏

よむ人は、まづ紫日記を委しく見るべし、爲章かつて紫家七論といふもの作りて、源氏は式部が一手に出で、あの才氣にてはさのみことゞ〳〵しく驚く物語にあらず、思ひの外たやすく作りたるなるべしと論じ侍りたり、先達はかの日記を委しくよまれず、物語のみをよみて、ことゞ〳〵しく驚かれたり」

○蝶夢集

年山紀聞安藤爲章、に蝶夢集の序跋を載せ、自註云、「西山公の侍女左近局の集也」、量令曰、安積覺跋云、一靜、名吉子、村上氏、更稱二左近一、既老削髮爲レ尼、自制レ名曰二倫之一字一靜、

○源氏物語

蝶夢集村上氏、序安藤爲章、云、「むかし紫の君が雨夜の品定めに、女の是はしもと難つくまじきはかたくもある哉と書いでて、上中下のしなゞ〳〵をわきまへ、おほよそ五十四帖の中こゝらの人の上を昔物語にうつして、教へとなし誡めをのこせり、又かの日記にまさしくその世にありし女どちの樣をしるしたるを見るに、物語と同じ趣にして、婦德ゆたけき人のことばなるべし、ひとへにざえをもていひ傳ふるは、梅に菊に色香をのみめでて、霜にほこり雪をしのぐのみさほを忘るゝに似たり」云々、

○今式部家集山田氏龜子撰

年山紀聞安藤爲章、云、「先妣山田氏龜子は、丹州桑田郡千年鄕中村出雪村の南の産、一睡軒山田道夢居士の四女なり、居士は連歌を好て秀逸の句おほく、愛太子山の興意法師、宇都谷の圓玄法師などと名をひとしうせられたり、山田氏記憶つよき生れつきにて、居士の側にならびて、古歌三千首ばかり暗におぼえ給へば、幸に歌よむ事をしへて、寬永の女帝のおりゐさせ給ふ仙洞に、ゆかりの女房のさぶらはれたるによせて、宮づかへの心ようひに過されける頃、先考朴翁、の嫡母河合氏、其かたち心ざまうるはしく、裁縫にさとく、手かき歌よむ方にさへまめなる由傳へ聞て、わりなく乞ひむかへつゝ、二十歲の時先考に配せられけり、先考もとより歌連歌稽古の折ふし、志あひ叶ひていともむつまじく、督子、爲實、爲章、久子うちつゞき產生ありけり、よのつねかの仙院にも東福門院御所、或は好君の御方伏見宮の御息所、など、何くれの御遊にも參りなれて、うち〳〵御歌遊ばさるゝくさばひ拙からざりしかば、今式部のおもとゝ召しはやさせ給ひけり、嗚呼かなしきかな、生緣かぎりありて寬文八年戊申正月十一日の夜、病の床にかくれ給ひぬ、時に三十九歲、遺骸は東山眞如堂の葬地にをさめ、法號は淨心院霞屋妙仲眞尼と申、牌位を則ち玉藏院に安置し侍りぬ、其折の戒師には北野西雲寺の開山見性坊阿闍梨きたられしが、その弟子智玄律師は、素より殊勝念佛者にて俗緣もちかゝりければ、側にそひ居て、淨土の法文をしへ聞えられしに、かぎりとおぼえて、念佛し給へと高やかに呼いけられし時、目をひらき見あげて、あらざらん此世の外のすみ所もとめにをとてにしにこそゆけ、とばかりありて事きれ給ひぬ、叔父定賀、姉督子は十八歲にて、つとそひ居られしかば、たしかに聞とりて、やがて書附おかれたり、後に中院內府通茂公其時中納言、聞給ひて、和泉式部が句と伊勢物語のことばと、いかに口なれ耳ふるくても、今はの病苦しきりなる中に、てにはをも違へずかくつらねられしは、奇特のためしなるべし、これも年比この道すきの冥加なりとて、かへすゞ〳〵稱歎まし〳〵けり、家兄爲實、過し頃平生の歌の殘れるを拾ひて一集となし、通茂公于時大納言、へ見せ申されければ、奧書かき加へ給へり、此集上下卷、山田氏龜子、法號淨心院霞屋妙仲眞尼所レ詠和歌也、眞尼從レ少好レ歌、暗二記三代集一、讀二源氏狹衣等一、曾侍二于本院仙院一、被レ召二今式部局一、長子右兵衞尉爲實、編纂請二於題名一、予曰、彼院賜レ稱、可レ謂二後代美談一也、因名二今式部家集一云々、延寶乙卯季春、通茂」

○釋萬葉集

年山紀聞安藤爲章、云、「義公ことしの春より痞癪の病おこり給ひて、御不食まし〳〵けるが、はやく神識にしらせ給ひてにや、正月末にて侍し、御釋を大坂へ持上り、契沖に委しく一覽し、伏藏なく是非をしるし申べき由を誂へよとのたまひしかば、爲章二月に水戶を發して、東高津のかたはらに寄宿して、七月の末まで契沖翁に對話し、何くれの不審を申はるけ侍りけり、御不食日々におもらせ給ふ由うけ給はりしかば、八月の末つかた水戶に下向し西山へ參り、しか〳〵の御答を申たるに、いともよろこばせ給ひしが、はたして其年の十二月六日に薨去まし〳〵ける、契沖師も明る年の正月廿五日身まかられけり、義公は文武兼備の英將、契沖は古今無比の歌學、その間に徘徊せし

は身の幸にてぞ侍りし、それもはやうたゝねの夢とさめはてたる、人間世を觀じて懷舊の淚おさへがたうぞ侍る」、又云、「諸方の才士にとひはかり給ひて、好說を集めて、釋萬葉五十卌を撰ませ給ひける」、同書圓珠庵契沖阿闍梨行實云、上略、「吾水戶侯源義公、方恨下萬葉集世無二善註一而其詞義甚不レ明、慨然有二爲レ之之志一、聞二師才名一、欲レ召託二其事一、師雖二固辭不レ就、而竊喜二於公盛擧一、遂作二萬葉代匠記二十卷、總釋二卷一上レ之」下略、

○大日本史

年山紀聞安藤爲章云、「明曆年中、武州小石川の邸中高き地に建たまひし彰考館三字の額は、すなはち西山公の御筆なり、この文字は左傳に彰レ往考レ來といふよりとり給ふとぞ、額のかたはらに、

史館警

一、會館者可二辰半入一、未刻退一、

一、書策謹不レ可四汚二壞紛一失之一、

一、囂談諍論宜二最戒一レ之、

一、論レ文考レ事各當レ竭レ力、若有二他所一レ馭則虛レ心議レ之、勿レ執二獨見一、

一、在レ席勿二怠惰放肆一、

この館にして、神武天皇より後小松帝までの本紀幷びに公武諸臣の列傳を、史漢の體に撰ばせ給ふ、其中に神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野よりかへりたるまでを、南朝を正統とし給ふなん、西山公の御決斷なりけらし、館の諸儒たちさま〴〵議論ありて、御顏ばせを犯したる輩もありしかども、これ計は某にゆるしてよ、當時後世われを罪する事をしるといへども、大義のかゝる所いかんともしがたしとて、他の議論を用ひたまはず、此館の藏書には、瓢の形の中に彰考館といふ字をゑりたる印を押したり」、

○大日本史

年山紀聞安藤爲章云、「彰考別館の記、藤原爲章、あが君封域のまつりごとに御心をもちひ給ひて、仁刑あやまち給はねば、士にむらいなるふるまひなく、民に邪まなるうたへを聞ずして、自から筑波山の風も枝をならさず、那珂の湊浪しづかなるまゝの御いとまに、武備文事古きあとを慕ひおこさせ給ふなかに、本朝の史傳くはしからずして、古人の履歷かくれ埋れぬ舊記のまゝにまかせて、公事一會を首尾とゝのひて採摘し、部類たがふ事なく編集せられたれば、みな感賞してのたまはく、あはれ朝廷盛りなる世なりせば、敕撰の書ならましを、いつしか公武地をかへて、かうやうの企をあづまの奥にて思ひたち給ふことよなど、そゞろに淚催すかた〴〵もおはしけるとぞ、仙洞叡感淺からずして、禮儀類典と題號をたまはり、且書目にもれたる撰集、祕記、新儀式、後伏見院御記、深心院關白記、後深心院關白記など借し下され、また官庫に見えざる記錄をめし借らせ給ふ、おほよそかくの如き祕書珍記をこの一館に集めさせ給ふは、かの史傳のおぼしたちより事おこりて、京師田舍にたよりを求め、名山靈區の奥までを遍くさぐり尋ねて、こゝらの年をへてこそ、棟にみち牛も汗するばかりになんなり侍りぬ、爲章むかし都の中にそだち侍りたれど、かうやうにあまたの舊記を見聞くことは侍らざりしを、今は日毎に古き代々の事どもをまのあたりのやうに熟覽し侍る幸の至りも、身におはずぞおぼえ侍る、いにしへの人はよろこぶ事あれば必ず記すとかいふ事を思ひいでて、聊これをかきつく」、

○童子問三卷、伊藤維禎撰　○語孟字義同
○中庸發揮同　○論語古義同
○孟子古義同

年山紀聞安藤爲章、云、「京堀川出水通を下る所に居たりし儒士なり、伊藤氏にて源作と稱し、仁齋と號しける、わかきより心を經學に專らにして博く學びたり、宋儒理學の風をきらひて、直に論語孟子によりて身をも行ひ人をも敎へける、その儀は童子問三卷に見えたり、此外語孟字義、中庸發揮、論語孟子の古義などいふ書をつくりて弟子にさづけらる、委しき事はその子伊藤源藏長胤が書きたる行狀にのせたれば、こゝにはしるさず」

○易然集

年山紀聞安藤爲章、云、「易然集、或は鈔、寬文十二年壬子冬、今按、その頃五山の僧におほせて、菅家、芳野山、聖德太子、天橋立、弘法、須磨浦、道風、神泉苑、晴明、武藏野といふ題にて唐詩を作らしめ給ひ、易然といふ題號は後水尾院法皇の名附させ給ひけり、其詩どもは歌に及ばざれば寫し侍らず」

○新名寄宗祇法師撰

年山紀聞安藤爲章、に新名寄を引き、自註云、「宗祇法師撰、五畿內名寄」

○衆妙集細川藤孝撰　○妙外集同

年山紀聞安藤爲章、云、「今按、玄旨公の本集は、飛鳥井亞相雅章卿えらび給ひて、衆妙集と名附させたまふは、後水尾院の敕題なり、慈光寺中務大輔冬仲朝臣、玄旨公を慕はるゝあまりかの選びすてられし歌を拾ひあつめ、外集と名づけてひめおかれ侍りし」

○本朝世紀

年山紀聞安藤爲章、云、「玉海曰、治承三年十月十一日、大外記師尙來、余仰下本朝世紀可二進借一之由上、申下可二持參一之旨上、件文信西法師作レ之、寬平一代國史云々、而給二師元朝臣一令レ書二寫之一、傳在二師尙之許一、他人一切不レ持云々、仍所二尋召一也、今按、西山公日本史を撰ばせ給ふにつきて、此世紀をあまねく探り給へども、今は絕て世に傳はらず、惜むべき事なり、他人一切不レ持の故也、すべて書を祕しておのれのみ物しり顏するさもしき人情ゆゑに、はては其書たえて世につたはらぬ事になりゆくもの也」

○山家の記安藤定爲撰　○ひたち帶同

年山紀聞安藤爲章、云、「安藤定爲、寬永四年丁卯四月十四日抱琴園にして誕生、安藤新五郎と稱す、定明五十一歲の長子、母は河合右馬允元熙のむすめ、實は妾某氏の腹なり、二十五歲の秋、伏見殿貞致王、時に二歲、御母儀少納言局定爲の姉、實は伯父定吉のむすめ、共に竹園を出で、定爲の家に依り給ふ、其故は、貞淸親王の御次男邦道親王の母儀と御長男邦尙親王、貞致御父、の母儀共に家◎脫アルカ女房ベシ、貞致王御病身御利運をひらき、伏見殿御相續ましくけるはひとへに定爲の力なりと、世の人も感じ侍りける、三十歲にして從六位上右京進、三十一歲の夏、故貞淸親王の御むすめ貞致の御姉の由、大樹嚴廟、の御臺所に定りて江戶に赴き給ふ、定爲供奉して大樹へ拜謁、三十二歲にして從五位下右京亮にすゝめらる、三十五歲にして正五位下內匠頭、寬文九年四十四歲、從五位上に加階、五十二歲にして致仕、五十四歲の二月十五日に、杲山禪師を戒師として剃髮し、みづから朴翁居士と稱せらる、貞享二年五十九歲、の夏より千年山のふもと抱琴園を修理して、長くかくれ退き給ふ、山家の記は六十歲の作なり、おほそ若き時よりの詩歌文章等、貞享元年京師の火災に類燒し侍りたり、七十一歲の春常州水戶に下向、その趣は、ひたち帶といふ紀行に見えたり、明る年の春千とせ山に歸り、元祿十五年七十六歲、八月十六日よりいさゝか病にふし給ふ、廿三日の曉爲實によりかゝりて、法界定印をむすびて眠るが如くをはり給ふ、尾口邑の內平野の上の墓所に葬り、長德院眞門一傳居士と號す」

○源氏物語

四方の硯畑維龍云、「紫式部は藤式部なるを、源語の若紫の卷をたくみにかゝれしより、當時紫式部とよぶといふ、按に、式部は紫野雲林院の境內のほとりに住れしゆゑの、紫式部の名なるべし、式部の產湯の井戶眞珠庵にあり、和泉式部といふは誤なり、和泉式部は因州霞の里の產なり」又云、「源氏は外の物がたりよりも見どころある書と常におもへり、一雙の眼にては源氏の大意はうかゞひがたし」

○和漢朗詠集

四方の硯畑維龍云、「亞相公任卿自書の朗詠集の原本を珍藏するものあり、詩歌をならべあげたり、賀茂書博士これを見て、和漢朗詠の詩ばかりを集めたるものなり、この本に和歌をまじへたるは贋作なりと判せり」

○未來記

四方の硯(畑維龍)云、「京師に秋里某といへる隱士あり、ひとゝせ攝津の圖會をつくらんとて浪華にくだり、四天王寺にて聖德太子の識文をよみたる事あり、秋里彼寺の老僧に、正成の書きそへありし識文を讀てみまく思ふとこふ、老僧の曰、それはあと方もなきそらごとなり、足下も楠公の詭道に落給へり、扨も神機妙算の良將は千古の後までかゝるふるまひありと、隱士の予に物語なり」、

○昆陽漫錄(青木敦書撰)

四方の硯(畑維龍)云、「昆陽漫錄は國家有益の書なり、撰者識ある人といふべし」、

○仁齋歌集

四方の硯(畑維龍)云、「仁齋先生の和歌あまたあり、小堀氏が家に手澤の本あり、和歌は京師の人なれば、體いやしからずおもしろくきこえはべる」、

○日用工夫集

梅窗筆記(橘香菓)に日用工夫集を引き、自註云、「空華老師」、

○假名日本紀

梅窗筆記(橘香菓)云、「假名日本紀と云ふものは、假名にてかきたるものと思ふべからず、假名をつけしものなり、釋日本紀十八、任那日本府、日本紀私記曰、按假名日本紀、作二任那之倭一、とあるにて知るべし、寧の字は宰の字の誤なるべし」、

○和漢朗詠集

梅窗筆記(橘香菓)云、「和歌の撰集に、古歌の句を聊づつ改めて撰ばれしこと多し、歌に限るべからず、河海鈔、四條大納言公任の和漢朗詠に、おほく古章句を二三字を改めて入たることあり、猿落危牖壞、宇秋有二秋風一、とあるを有二秋聲一、とあり、又樂天の詩に可二是禪房無一熱到、とあるをも、不是禪房と改めたり、是等の例ならん」、

○萬葉集

梅窗筆記(橘香菓)云、「萬葉集を唱る者流に、鎌倉右府を殊に稱する故に、その眞影を大臣卷物より摸して卷尾に圖す、その卷物は大臣八十人の眞影にて、豪信法印の畫なり」、

○日本見在書目(藤原佐世撰)

梅窗筆記(橘香菓)云、「河海鈔に日本見在書目六藤原佐世撰とあり、書目は世に全篇のなかりしものとおもひしが、大和室生寺の印ある古本粘葉一冊、書肆が買得せしをみるに、五六百年前の古本、日本國見在書目錄(正五位下行陸奥守兼上野權介藤原佐世奉レ勅撰、)とありて、部門を立て書目あり、佐世は藤氏儒士にて、宇多醍醐の朝の人なり、稀代の書なり、得てみるべし、予寫しおかざりしは遺恨なり」、

○平家物語　○太平記

小窗間語(鈴木忠侯)云、「平家物語は、古き詞ありて耳遠きやうなれども、幾返り見てもあかず、太平記は文勢はなやかに聞ゆれども、數返見にくし、況やそれより後の物語は二返とは見られず、何にてもおもしろきは古き文なり」、

○保建大記(栗山愚撰)

小窗間語(鈴木忠侯)云、「或人保建大記をあらはす、麟經の法にならひて、一宗をもつて褒貶す、されども其言的當せざることあり」、

○古今集

小窗間語(鈴木忠侯)云、「古今集の假名序は、秦聞の序なるべし、眞名序は奏聞の序にてはあらざるべし、如何となれば、花山僧正、在原中將、文琳、野宰相、在納言などあればなり」、

○撰集鈔

小窗間語(鈴木忠侯)云、「西行が撰集鈔もとは三卷なり、九卷目あとは後人增補せるものなり」、

○百人一首改觀鈔(釋契沖撰)

芝屋隨筆(橘奉)云、「百人一首改觀鈔をよみ侍るに、これは契沖あざりの草稿の儘にものせしを、樋口宗武とやらんいふ人のとり出で、やがて木に上せしものならんと見ゆるなり、所々假名の書き違ひたるあり、このあざりは萬葉集このかたかず〳〵の書に註解せられて、儒門にていはゞ、伊物の二子の出て古義を發明せられしにひとしく、ふるごと學びの輩の爲には大に功ありて、げに津梁ともいふべき尊きあざりなりけらし、只うらむらくは非斥の心もち强くして、かの良遲法師が歌ならで、まくりでしてものいひ出る心もちあらはれて、左までにもなく、とまれかくまれ道のさはりにもあらぬ事までに、くさ〴〵の引ごとなど取いでて、なが〳〵しくいひけるなど、古くもいへる曲れるを矯て直きに過ると云ふたぐひならんか、くさ〴〵の書を引出ていひたる事は、萬葉集卷四大

伴旅人卿の酒の歌の註、代匠記にあざりも自そのことわりをいへり」

○平安鬱攸記竺顯常撰

芝屋隨筆橘泰云、「相國寺の大典和尚は、近來の學僧にて儒學に長じて、詩文の助けになる書など多く編みたり、その餘彼是著述多く、儒書をよむ者の一助となる事多し、風流もありて茶の湯なども催されて、おのれも茶にも招れたり、しかるに天明戊申の洛火の大變の始末を記して、鬱攸記一冊印版して出せり、その文章記事體簡實にして首尾よく整ひ、なみ〳〵の儒者も及ぶべくはあらず、しかるにその論に、國家昇平之久、上下安佚、驕惰之風滋侈、中略、器玩極二奇功一云々など數十句あり、其意旨の極は、民昇平に浴して奢侈にふけるゆゑ、かゝる災ありといふことなり、かほどの學僧にてありしかど、浮屠氏にて違なくかゝる言を述けるものかなと思へり、戊申の災は何の事もなく、東風の強き曉に、東の方より失火して西へ燒ぬけ、折ふしあやにくの暴風つよく吹て、東西南北かゝる大變に及びしと云ふ、了簡のつかざる也、嗚呼僧なるかな〳〵」

○文明一統記藤原兼良撰　○公事根元同

○歌林良材同　○花鳥餘情同

○四書童子訓同

芝屋隨筆橘泰云、「一條の太閤兼良公は、古今に秀し學匠也、文明一統記、公事根元、歌林良材、花鳥餘情、四書童子訓、新續古今序、又紀行詩等數々著述し給ふ、應仁の亂を避て江州愛知川に蟄居仕給ふ、今多賀に君が畑と稱する所即遺趾なり、この公を兼良公と唱ふる事、林道春の梅村載筆にのせたり」

○選擇集

芝屋隨筆橘泰云、「法然上人の選澤集の趣は、娑婆世界に於て證する所の唱導門より入りて、無疑無慮成得往生と一代の藏經を一撮みに見ひらきて、愚夫愚婦までも速に了解する樣に導きたるゆゑに、萬民俛口その化に服せしなり、千古の發明、眞に尊き智識といふべし」

○喫茶養生記釋榮西撰

芝屋隨筆橘泰云、「建仁開山千光國師の喫茶養生記といふ書もあり、茶を喫する事は古き事なり」

○元々集北畠親房撰

芝屋隨筆橘泰云、「北畠親房卿の元々集と云ふ書、眞物ともおもはれぬ書なり、後人の名を託して書きたるものと見ゆ」

○手向草

芝屋隨筆橘泰云、「手向草一冊、古人の略傳を擧て、序は遠州人內山眞龍といふ人の作なり」

○奧羽觀蹟聞老志

芝屋隨筆橘泰云、「奧羽觀蹟聞老志は廿卷ありて、仙臺府下一儒生の著述なり、奧羽二州の風土記に於ては、かゝる詳悉なる書はあらじ」

○桑家漢語鈔十卷、楊梅顯直撰

芝屋隨筆橘泰云、「桑家漢語鈔十卷、楊梅亞相撰とある一冊子あり、奧書に、楊梅亞槐漢語鈔十卷、自二官庫一謄求レ之外、以二東山左府之御本一校合畢、最當家之重書也、文明元年乙丑十二月下浣日、一條桃華老叟兼良書レ之、右十卷之祕者、楊梅大納言顯直卿之漢語鈔也、今度之祕錄撰二集之一、敕寫レ之畢、天正六年乙亥三月下旬、清給事中洞霞老人書レ之、東都箕輪壽永寺の庫藏より出たるよしなり、蓋楊梅亞相何人なるや未知らず、その書を見侍るに、和名鈔、新撰字鏡等を鈔書せしごときものなり、職原鈔の註壺井氏作、楊梅といふ揩紳家の斷絕せし事をのせたり」

○海上備要方三卷、桂川撰

芝屋隨筆橘泰云、「海上備用方三卷、東都醫官桂川法眼の作なり、紅毛の藥法と療治とを擧げたり、醫生のよむべき書なり、只恨らくは蕃藥の悉得がたからん事を」

○釋敎歌仙釋榮海撰

芝屋隨筆橘泰云、「勸修寺榮海僧正の撰びし釋敎歌仙といふものあり、寬文年間の印本なり、達磨のいかるがやの歌より始りて明惠上人まで、緇侶三十六人の歌を集めたり、自序ありて甚古雅なるものなり、榮海僧正は貞和年間の人にて、高雄神護寺別當聖濟僧正の弟子なり、無勝院と云ひて、八坂に住すとあり、歌は新千載集に入たり」

○大同類聚方百卷　○醫心方三十卷

○倭名本草

芝屋隨筆橘泰云、「大同類聚方の殘篇といふ一冊子あり、その跋は文治元年十一月典藥頭丹波良康が書けるなり、曰、醫方之在二于我邦一也、自二神世一矣、神國之

民服二他邦之劑一、而何應二其惠一也乎、人應二其土地一而有二稟レ氣之僻一、其土人服二其土宜一、不レ可レ無レ效也、下略、全く素問の異方法宜論によりて書けるなるべし、本邦の醫書その名存してその書傳はらず、惜むべきの甚ならずや、全編存したるは醫心方、和名本草の二書のみ」

○古流武家故實多田義國撰

芝屋隨筆橘泰云、「古流武家故實と云ふ書は、多田院の臣に寛永正保年間の人に、多田庄三郎義國といへる人の書記せし書なり、名和長年の説なども用ひ擧たり、長年は太平記に見え、傳は日本史にあり、おのれは古寫本一冊もてり、武術の古實など、甚以て理に中りたる樣に覺ゆ」

○法曹指要鈔坂上兼明撰

國學忘貝森長見云、「法曹指要鈔は、明法博士坂上兼明撰なり」

○國學指要田所貞吉撰

國學忘貝森長見云、「田所貞吉先生國學指要を撰み、前に印刻せり」

○信濃地名考

國學忘貝森長見云、「近頃印刻ある信濃地名考など、可レ感書なり、其國に生れては如レ斯こそありたし」

○新撰字鏡

國學忘貝森長見云、「國書目錄に新撰字鏡と云ふ書あり、此書見たく求めしに不レ得、古言梯、和訓栞などに引用せり、右書寛平四年の撰にて、古言多く證とすべき書なりと」

○語意

國學忘貝森長見云、「前に語意と云ふ書を見しに、此書古言梯にも云へり、山城稻荷社に古傳のあるを以て、羽倉家天下の古書を廣く考得て賀茂翁に傳ふ、猶深く思ふ事を加へなして語意を記せりと、此書五十連の音、清音濁音の通、本濁假濁などの事詳なり、正月をむつきと云ひ、十二月をしはすと云ふの類、奥儀鈔などの意、其外諸書云へると相違の事多し」

○扶桑拾葉集

國學忘貝森長見云、「扶桑拾葉集は、國の文法、實に文選とも云べき書なり」

○祕府略

國學忘貝森長見云、「此方にて大部の書は、天長二年滋

野貞主奉レ敕、諸儒と集作ありし祕府略千卷ならん」

○百人一首

國學忘貝森長見云、「定家卿小倉の山莊にて、百人一首を撰びたまふの事、明月記には其證慥ならずとの師傳もあり、改觀鈔にも擧ぐ、然るに百人一首拾穗鈔、同基箭鈔、增補繪鈔、其餘諸書にも、小倉山にて撰びたまふのこと實とせり、亦此程も或書を見れば、百人一首の中の歌などと擧用せり、彼歌どもの入し夫々敕撰の集をこそ引きたきもの也」

○辨道書太宰純撰　○辨太宰氏辨道書松下

○辨辨道書佐々木　○親族正名太宰純撰

○和讀要領同

國學忘貝森長見云、「辨道書と題せるを述べし儒、此國に生れて國事を誹謗す、先づ人情に疎く國法に背けり、古より國政自然の風土あり、是等の儒畢竟國に害あり、辨道書を辨論せる書は、松下何某の辨太宰氏辨道書と題せる一書、亦佐々木何某の辨辨道書と云へる書あり、見るべし、太宰が親族正名といへる書もあり、中略、辨太宰氏辨道書と題せる書には、辨道書の文意は、小角復二友人一書中の語を編次せり、親族正名は伊藤家の釋親考を取り、和讀要領は羽倉家の讀書指要を取れりと譏れり、或書を見れば、其説に他の述作せし書を取りて己が物とするは、儒の書における盜賊なりと云へるも、宜ならんかし」

○釋氏廿四孝釋日政撰

國學忘貝森長見云、「釋氏廿四孝といへる書あり、孝ある僧を集めたり」

○元亨釋書

國學忘貝森長見云、「元亨釋書は國の僧史なりと崇信すれども、見る人心に思量あらん」

○醫心方

國學忘貝森長見云、「國書目錄に、醫心方三十卷、丹波康賴撰すとあり、康賴のこと大系圖にも出、丹波家の祖にて、醫心方は永觀年中の撰とあり、康賴は其先後漢靈帝より出たりと見ゆ」

○本朝神仙傳大江匡房撰

國學忘貝森長見云、「國書目錄に、本朝神仙傳、大江匡房撰とあり、此書未レ見レ之」

○四海太平記

國學忘貝森長見云、「四海太平記と云へる書を見れば、是

は近江佐々木六角家を重んじて作れる書と見え、餘りの事に佐々木家を讃せんとて、平家より鎭守府將軍に奏任せしとあり、其餘間事跡軍記などを見るに、江源武鑑、本朝武林傳などによれるにや、六角家を讃揚せり」、

○和論語澤田　○江源武鑑同

國學忘貝森長見云、「重編應仁記に、和論語、江源武鑑等は、堅田の土民の子少し文字を知りて、己が佐々木の正統たらんと僞作せしことを擧たり」、

○楠石論

國學忘貝森長見云、「或僧の述作とて楠石論と云へる書あり、實に珍說を擧たり、僧尼令に僧尼習二讀兵書一は科罪とあり、僧尼令に法令の事委し」、

○新撰姓氏錄

國學忘貝森長見云、「弘仁六年に新撰姓氏錄三十一卷あり、序に一千一百八十二氏と記したまへり」、

○讀留靈記

國學忘貝森長見云、「當國讀岐に讀留靈記と云へる古書あり、景行天皇御宇廿三年、南海大魚ありしを、日本武尊の御子此國へ下り給ひ討平げ給ひて、此國に留り給ひ國守となり給ふ、故に讀留靈王と申奉る、是より綾姓、和氣姓等出たる事を記したり、此事讀岐大日記、玉藻集などにも記せり、當國或古家の系譜を見れば、此事蹟を記し日本書紀に出るとあれども、是は附會の說ならん、國史實錄には其事見えず、右の事蹟不審のことも多し、されど其據どころもあらん、その古言の當國に殘りたる處あり」、

○松島の記消少納言撰　○海道記

○道の記

閑田耕筆伴蒿蹊云、「世に松島の記といふ寫本ありて、淸女おちぶれて後、みちのくへさすらへて書れしといへども、さしたる證も見えず、筆のさまはよきものなれども、別の官女にや、尼になりさまよひし由なり、これはいくたりもあるべきことにて、例せば世に海道記といふ書作者しれざるが、貞應二年とみゆるを長明と誤り傳へ、又仁治三年源親行紀行或は父光行ともいへり。をも、印行の本に長明と記せる類なるべし」、

○臥雲夢語集

閑田耕筆伴蒿蹊に臥雲夢語集を引き、自註云、「此書珍書にて世に多からず」、

○顯註密勘藤原定家撰　○袖中鈔釋顯昭撰

閑田耕筆伴蒿蹊云、上略、「おのれはまた顯昭の學びに深きことをよくしる人なきが心ゆかで、こゝにいさゝかあげつらふ、その古今集の註は、定家卿の密勘を添られ、なじり給ふ所ども多かれど、花まひなしにの歌にいたりて、萬葉の月よみをとこまひはせんといふを引てことわられしを、卿もいたくめでて、花もいひなしにと心得て、みづからの歌にもよみしははづかしなどまで書給へりき、袖中鈔はた古き詞どもをとうでて說れしに、取るべきが多からし」下略、

○櫻雲記

閑田耕筆伴蒿蹊云、「櫻雲記は街巷の小說にして、憑むべからざる書なり」、

○臥雲日件錄

閑田耕筆伴蒿蹊に臥雲日件錄を引き、自註云、「臥雲夢語集同作にて、日記なり」、

○長明愛心集

閑田耕筆伴蒿蹊、自註云、「此書眞作にあらずといへども、時代格別後の物にはあらじ」、

群書備考卷之八

○日本逸史梨本祐之撰　○松蔭日記町子撰

閑田耕筆伴蒿蹊云、「鴨長官梨本祐之三位あづまへ召されしは、正親町公通卿の吹擧にて、此事公通卿の養女町子といへるが、柳澤家の側室にて才女なるが、書かれし松蔭日記にも見えて、卽柳澤侯專執持れしなり」歌人の御所望なりしかども、歌は長ずる所にあらず、遂に國學をもて御もちゐなりしとぞ、日本逸史の著述あり、日本後紀の闕けたるを補ふものにして、其功大なりといふべし」、

○草庵集

閑田耕筆伴蒿蹊云、「草庵の歌は、底に力を入れてうへを穩しくつゞけしものにて、玉葉風雅兩集のごとき、風調異ざまに損じたるをためんとて、ことに詞がらをいたはられしなるべし」、

○新古今集

閑田耕筆伴蒿蹊云、「新古今集は、後拾遺集よりこのかた、世の歌ざま平話の樣になりもて來れるを改て、一超向上に仕直しゝものにて、其代にも後拾遺の風を

執する人よりは、達磨風と誚れるよし、長明入道の記に見ゆ」

○とりかへばや

閑田耕筆伴蒿蹊云、「安藤爲章の年山打聞に、とりかへばやの物語作者未詳、彰考館の御本合冊にて四冊と記さる、江戸隱士明阿彌の話に、いにしへ今の物語の歌計をあつめたる書あり、其中は此とりかへばや新舊二本の歌を擧て、彼爲章のいはれしは、新の方なり、歌にてしりぬ、舊本は見たりといふ人いまだきかず、さだめて世に傳はらぬなるべしといへり、其比或人も此書を得たりと聞きしが、是も定めて新の方ならん、さてとりかへばやといふ義は、兄弟の人、兄は女めける故に女のごとく生たちて、中比宣耀殿となり女帝の寵にあづかり、妹は男のごとくにて權中納言になりしが、面貌よく似たる故に、後には又人しれず互に姿を改めて、宣耀殿と中納言有のまゝにて、事なくすぎしよしなり、此物語は源氏狹衣より後に作れるものと見ゆる由、爲章の說なり、おのれいまだ見ねども、草子の作意唐山の小說にあるべかしきこと也」

○葛原詩話六如上人撰

閑田次筆伴蒿蹊に葛原詩話を引き、自註云、「六如上人著述」

○百人錄

閑田次筆伴蒿蹊云、「百人錄といふ書はいかなる書とも、其作者も時代もしらず」

○張州府志

閑田次筆伴蒿蹊云、「張州府志といへる書、國君の命によりて編集せし、此書寫本にて、世には出ざる物也、」

○光行紀行源光行撰

閑田次筆伴蒿蹊に光行紀行を引き、自註云、「今印本誤つて鴨長明とせること、すでに前編に辨ず」

○雪の古道

閑田次筆伴蒿蹊云、「江戸の人、去りあへぬことにより、出羽へ雪深きころに赴きたりし道の記、卽雪の古道と號しを、こゝかしこ珍しきことをうつし留めたり、名を記さねば何人とはしらず、文のさまいとゆうに情あり、歌もやすらによめりしものなり、天明八年の霜月雪を凌ぎてからうじてかしこに到り、同九年の二月までのことどもをかけり、そのはじめ、立かへり

雪のふるみちあととめて分行旅の末はまよはじ」

○板琴知要

閑田次筆伴蒿蹊云、「河內國駒が谷金剛輪寺の僧、一徑の須磨琴といふものを弘めらる、其圖、また謠ふ歌も、板琴知要といふ小冊子を印行して世に公にせれば、再びこゝにはいはず」

○榮花物語

閑田次筆伴蒿蹊云、「榮花物語は他の作物がたりのたぐひにあらず、歷史の闕を補ふに足れり、歷世の事實憚ところなくしるせるは、薰孤が筆に讓らじとおもふ所々多し、但看る人の眼にあらんか、御堂殿の榮花をむねに書けるは、もとより書名のごとくにて、此上に論ずべきこと多かめれど、わが儕の憚るべき事なればとゞむ、たゞし書きざま物がたりぶりのくせにて、衣裝の色目、おましの莊などのこと、なにくれとつばらに過て、卷ごとに書つらねられたるはうたてうおぼゆれど、そもまた有識の衣紋のやうなどむねと唱ふる人は、より所とすべきか、さて又音樂の卷、玉のうてなの卷のごとき、佛像堂舍の莊嚴につきてくだくだしく佛經の文を引て稱揚讚嘆せり、かゝらずして、唯一トわたり其形相をつらねても足りぬべきをと覺ゆ、かゝることにて文も長くなり、さしておもしろくもなければ倦て、見る人殊にすくなからんかし、をしきことなり」又云、「榮花は赤染衞門の筆とのみいへる傳說なるを、或說に、此人歿後の事におよびたれば、一筆にあらずと疑しはことわりにて、年季のみならず、鶴の林の卷（御堂薨逝の卷也、）の終がたに、次々の有さまどもまだ〳〵有べし、見聞給ふらん人も書附給へかしと見ゆ、さて殿上花見の卷以下卷々の筆づかひ他人と覺え、はた始より所々にも光源氏の物語を引かれたるも、やゝ後の筆のしるし歟、赤染同時の人の作り物がたりを引合すべき事にもあらず、是一つにてもしるべし」

○枕草子

閑田次筆伴蒿蹊云、「枕の草子はおもしろきものなれども、畢竟筆に任せてはかなきものなり、されど作りものにあらねば、其代のうち〳〵の有さま、上ゞの御心ばせ、末々の男女のあるやうをも窺ふによしあり」

○孟津鈔九條玖山公撰

閑田次筆伴蒿蹊云、「貞德の戴恩記に、九條玖山公の御事

をいふ所に、何ぞおもしろきものは侍ふやとたづね奉りしに、源氏とのたまふ、めづらしき物はいかにと申せば、源氏と仰られしと書けり、唯これを好ませ給ふこと、飢人の食を見るごとくなりしか、されば孟津鈔は此御作なり」、

○懷風藻

閑田次筆伴蕃蹊云、「懷風藻は一冊子といへども、皇朝上代の文雅を見るにたれり、中世以後の風調に勝ること遠し、はた作者の小傳國史に洩れたることどもありて、古人の履歷をしるを喜ぶべし、議論また確然、此方の歷史にかばかりのものを見ず、漢唐諸儒も聞然することを能はざらん、淡海三船の撰となり、其人おもふべし、最才智におきて名だたる人なり」、

○拾芥鈔

閑田次筆伴蕃蹊云、「拾芥鈔は拔萃の書にて、雅俗を選ばず納めたるもの〻なれども、他に考ふべき古書喪ひし今世にしては、大に有益の書なりと、有識家などにも稱せらる、また或人の曰、水戸黃門君に國學をもて仕へを求るものあれば、先拾芥鈔はいかにととひ給ふ、よく見明らめ侍ふといふものは留められず、廣漠にて考得ずといへば扶持し給ふとなん」、

○拾玉集慈鎭和尙撰

閑田次筆伴蕃蹊、に拾玉集を引き、自註云、「慈鎭和尙の歌集なり」、

○類葉鈔宣胤卿撰　○萬葉類林

閑田次筆伴蕃蹊云、「宣胤卿の類葉鈔は、萬葉集中天地草木鳥獸器財におよぶまで偏く納められけれども、詞部におきては缺けたり、是は元來記し給はざりしか、後に散失せしか知るべからず、然るを惜みて、小澤蘆庵何某の宮の仰を傳へて、浪華の人入江昌喜に補はしむ、此人八旬餘に及て聞鍬類ひ稀に、筆硯を廢せず、此擧に應じて詞部幷名所等の類聚を自筆して奉れり、しかるに此ごろ萬葉類林といへるものを見しに、契沖門人の手になりて、凡て辭を聚め代匠記の意をもて小註を加へたるものなり、こゝにしる彼翁是を帳中の祕にしてもちたるをもて補へることを、名所はまた既成書あれば、これは補ふにかたからず、類林は珍書にて、知る人曾てなきものなり」、

○圓光大師繪詞傳舜昌法印撰

閑田次筆伴蕃蹊、自註云、「舜昌法印、台家にして淨宗信

仰の人なり、圓光大師の繪詞傳の作者也」、

○發心集　○閑居の友

閑田次筆伴蕃蹊云、「長明入道の發心集によりて、閑居の友は著されしなり、されども發心集は殊に心を用て、始に名利を捨果たる玄賓僧都、增賀上人などを出し、それより難行易行さまざまの行狀を連ねて取捨せず、其人の意樂を顯はし、是を見る人もまた緣にしたがひて、いづれにもあれ傚ふことをおもはるゝ成べし、一隅に滯らず廣く擧られしは、殊にたつとむべし」、

○性靈集

閑田次筆伴蕃蹊云、「性靈集、弘法大師詩傷集、常にシャウレウ集とよむを、其宗徒は素讀するときセイレイと漢音によむ、是佛書にあらざるゆゑなりとぞ、これも故實なれば心えおくべきことなり、密家の學力ある法師の話なり」、又云、「性靈集を編みたまへる眞濟僧正は、大師の上足なり」、

○便蒙鈔沙門梅國撰

閑田次筆伴蕃蹊云、「陸奧仙臺の沙門梅國といへる博覽の人の性靈集を註せる便蒙鈔といふものあり」、

○元亨釋書

閑田次筆伴蕃蹊云、「元亨釋書には無稽の事あまたあるべし、菅公の天帝に祈請して雷に成給ひし、あるは役小角の葛城の橋を一言主の神にあつらへし事などもありしと覺ゆ、本書をもとめず、傳流の誤のまゝに記せるなり、凡其宗旨の外のことは深き穿鑿に及ばれざりしか、彼是他宗の所立につきても違へること多しと、或僧衆の話せられき、又此釋書の文不穩、助語違ひぬと、明王玄才及廬安堂といふ儒者難じたること、皇明張美鍊といふ書にありと或人いへり」、

○海道記

閑田次筆伴蕃蹊に海道記を引き、自註云、「世に鴨長明と傳ふるは甚非なり、年紀たがへり」、

○經國集

閑田次筆伴蕃蹊云、「白石手簡に云、經國集のこと原本二十卷の物、當時は四卷計ならでは無之候」、

○鼇頭古事記度會延佳撰　○同舊事紀同

閑田次筆伴蕃蹊云、「延佳神主、古事記舊事紀を新に改刻し鼇頭を加へられしには、他書を校合して考を附、

改められし所々あり」

○多氣窻螢 材親卿撰

閑田次筆 伴蒿蹊、云、「伊勢國多氣國司材親卿の撰べる所多氣窻螢といふもの二卷あり、此卿文雅あるよしは文中に見ゆ、珍書にて世に知る人まれなるを、此ごろ或人のもとより借て見る、其孫具敎の端書し給へるは天正元年十二月也、この主幾程なく信長の奸計にあたりて命を喪ひ給ひ家亡びけるは、いたましき限り也、さすがに准后親房卿の餘光を失給はずと見えて、其代にはめづらしき文雅のぬしたちなり、凡伊勢につきたる舊話どもを、筆にまかされたるものなり」

○本朝高僧傳 僧師蠻撰

閑田次筆 伴蒿蹊、云、「此高僧傳は、元祿十五壬午歲三月、美濃加納盛德禪師師蠻といふ人の著されて、安覺法師の傳と婆羅門僧正の傳とは、殊に力を盡されし旨、其凡例に見ゆとなん」

○圓頓章句解 釋慈山撰　○十重俗詮同

○三千有門大義同　○始終心要大義同

○心經略解同　○野山草集同

閑田次筆 伴蒿蹊、云、「和尚名は慈山、妙玄は字なり、唯忍子と號す、俗姓は和田氏、母天人懷に入ると見て娠む、幼くして出家を望むといへども、父母愛して許さず、十七歲にして遂に山城國花山寺雷峯に投じて薙髮染衣す、寬文四年近江坂本に庵をむすびて山水に心をゆだぬ、かくて山中の諸惡論者、小乘の比丘大乘を混亂すといひて遂に師を逐ふ、故に坂本をさりて山城攝津の間に遊び、後梶井宮盛胤法親王の請に應じて小野に止る、又鎭照居士といふが、庵を洛東岡崎に構へてこれを迎ふ、元祿三年正月其母儀歿す、自後哀情內に纏ひ外苦節をくはへ、師もまた遂に疾に染て七月三日に化す、其撰述せる處圓頓章句解、十重俗詮、三千有門大義、始終心要大義、心經略解、野山草集詩偈雜著、世に行るとぞ、又歌集一冊あり、うたは殊さらに學ばれしとは見えず、實に時にあたりての述懷、經文の意など述べ給ひしなり」

○あづま貝 僧玉屑撰

閑田次筆 伴蒿蹊、云、「僧玉屑東國行脚の記を、あづま貝となづく」

○俗說贅辨

笠澤筆塵 磐鴻、に俗說贅辨を引き、自註云、「谷三介著」

○本朝通鑑　○同提要

○大日本史

笠澤筆塵 磐鴻、云、「寬永中公命あつて、林春齋をして本朝通鑑を撰ばしむ、春齋和歌を飜して詩となしこれを書す、水戶侯光圀卿春齋に謂つて曰、歌の和國に於ける、其微意てにはにあり、詩となしては其詞うつしがたからん、決して無用とありけれども、春齋これを肯せず、光圀卿憤發して國史編集の意あり、日本史の編集實に此時に基す、武野燭談、△本朝通鑑、同提要三十卷、合四百二十卷、起二天神氏一、及二神武帝一盡二後陽成帝一、倣二體於朱子綱目一、有二發明一有二書法一、△日本史、本紀列傳三百十卷、起二神武帝一盡二後小松帝一、不レ繫二神功皇后於本紀一、列二載之后妃傳一、以二吉野一爲二正統一、附二北朝一焉、以二鎌倉及室町一立爲二征夷使者一、列爲二武臣傳一、如二霸府宰輔之臣執事云一、管領大老云者一、盡屛爲二陪臣一附レ之、其主將傳中不二別立一レ傳、食貨志、兵馬志、經籍志未レ成、嗚呼偉哉侯之志、實本邦開國以來第一之良史也、大學頭林信篤序レ之、享保二十年有二梓行之命一」

○節用集

笠澤筆塵 磐鴻、云、「節用集は林逸始て編めり」

○四季物語

笠澤筆塵 磐鴻、云、「坊間に鴨長明四季物語あり、是僞書也、用ゆべからず、何者の狡兒か僞作せる也、每々此類少からず」

○農業全書 宮崎安貞撰

不問語 篠崎維章、云、「農業全書は貝原篤信の作にあらず、筑前の宮崎安貞と云ふ者の作れる處なり、貝原日休と云ふ者校定筆削す、日休は篤信の兄也、此書右兩人の手に出で、篤信は唯序を書きたるまで也、日休は樂軒と號す」

○日本歲時記 貝原好古撰　○和爾雅同

不問語 篠崎維章、云、「日本歲時記、和爾雅も篤信の作にあらず、貝原久之進好古が著す所也、好古は樂軒が子也、篤信養て子とす」

○禮儀類典

不問語 篠崎維章、云、「禮儀類典全部五百十一卷、水戶侯源光圀卿の編集する所也、正德年中文昌公の請ひ給ふに由て、源綱條卿序して獻上せらる、其序は三宅九十

郎輯明代ニ綱條卿ニ作る所なり」、

○日本武器考新井君美撰

不問語篠崎維章、云、「日本武器考全部十二卷幷圖一卷、朝散大夫源君美文昌公の命を奉て編めり、源君美は新井筑後守と稱す、木下平之丞禎幹が門人なり」、

○源祖五代記多田兵庫撰

不問語篠崎維章、云、「源祖五代記は多田兵庫が編みし書にて、世に專ら行はる」、

○源氏湖月鈔六十卷。北村季吟撰

○大和物語鈔同　○伊勢物語拾穗鈔同

○萬葉拾穗鈔同　○百人一首拾穗鈔同

○八代集鈔同　○土佐日記鈔同

○枕草子春曙鈔同　○次峯經同

不問語篠崎維章、云、「北村季吟は嘗て源氏湖月鈔六十卷を著す、是に由つて東都に召て祿を給ひ、再昌院と號す、再昌の二字古今集の眞字の序に見えたり、大和物語鈔、伊勢物語拾穗鈔、百人一首拾穗鈔、八代集鈔、土佐日記鈔等皆季吟著す所なり、又枕草子春曙鈔、次峯經をあらはす、此次峯經と云ふ書、重寶なるものなり」、

○山城名勝志三十卷、野々宮殿撰

○雍州府志十二卷、黑川道祐撰

○山城名跡志二十卷

不問語篠崎維章、云、「山城の京は千箇年の帝都なれば、名所陳跡神佛靈地甚多き事也、世人の普く知る所也、そのことを記したる書數多あれども、小部の書は詳ならず、此に大部書を擧て曰、山城名勝志三十卷、野々宮殿著す所也、雍州府志十二卷、黑川道祐著、大學頭藤原信篤序なり、山城名跡志廿卷、藤原信篤序あり、右の內名跡志は至て珍重なる書也」、

○貞享四年記

不問語篠崎維章、云、「貞享四年の記と云ふ書に、近世禮式あり」、

○西宮記二十卷、源高明公撰

不問語篠崎維章、云、「是は嵯峨天皇の皇子源高明公の撰び給へる書にて、古禮を載せたる書なり、高明公は紫式部が書きし光源氏のこと也」、

○北山鈔十六卷、四條大納言公任卿撰

○和漢朗詠集同

不問語篠崎維章、云、「是は四條大納言公任卿の撰びし書にて、中古の禮を載す、平安城の北山に別業あり、此處にて撰み給ふ故、北山鈔と名く、和漢朗詠集も同處にて撰み給ふ故、今に朗詠谷と云ふなり」、

○江家次第二十卷、大江匡房撰

○禮儀類典五百十一卷

不問語篠崎維章、云、「是は太宰權帥大江匡房卿の撰びし書にて、後世王家の禮を建立すること、大方此書にもとづけり、東都學校の釋奠は、此書を沿革して立給ふ、近世水戶侯源光圀卿の撰び給ひし禮儀類典五百十一卷の書も、西宮記、北山鈔、江家次第の三部を根本として編集し給ふ」、

○雲圖鈔三卷

不問語篠崎維章、云、「是は江家次第の差圖なり」、

○內裏新儀式

不問語篠崎維章、云、「右新儀式昔六卷あり、今は一卷半殘編なり」、

○薩戒記

不問語篠崎維章、云、「薩戒記は應仁年中の日記也」、

○本朝醫考黑川道祐撰

不問語篠崎維章、云、「我國の醫生の傳は、黑川道祐の本朝醫考版行して世に行る、求て觀つべし」、

○名物六帖二十二卷、伊藤長胤撰

○漢字和訓二卷、井澤長秀撰

不問語篠崎維章、云、「伊藤源藏長胤、東涯先生と號す、嘗て名物六帖二十二卷を撰ぶ、百孔六帖に似たる書にて、漢字に和語を附し、出所正しき書也、未印本に行はず、寫本多く世に行る、肥後州隈本の士井澤十郎左衞門長秀、右の書の名物と出所の書目を拔萃して小冊二卷とし、漢字和訓と外題して版行す、東涯先生の功を奪ふ罪人也、是書は東涯の造就(とりこて)故重寶なり、漢字和訓を看る人、かく心得て見るべきことなり」、

○花鳥餘情二十卷　○惺窩文集

不問語篠崎維章、云、「成恩公の花鳥餘情全部二十卷、京師より出たる本と、又西國より出たる本と、少々相違あり、惺窩文集も道春玄同二人の傳る所と、冷泉家の傳ふる處と違目あり」、

○大和小學六卷、辻原玄通撰

○同五卷、山崎嘉撰

不問語篠崎維章、云、「大和小學に二ヶ通りあり、辻原玄通の六卷の書は、朱子の小學を和語に譯したるものな

り、山崎闇齋の五卷の書は、會津侯の命を承て、立教明倫敬身の目錄を借りて、格別に編みし書なれば、面白き物也、然るに今の人六卷の書而已を見て、五卷の書は知らぬ勝なり」

○武家諸法度

不問語篠崎維章、云、「東照公駿河に御座の時、明法博士清原宣賢と林道春と、武家の法度を定めたり、其後曾我又左衞門尙祐に命じ、又道春と會して法度を定む、尙祐は能律學を道春より受られて、國家の世用となりたる人なり」

○圓珠經

不問語篠崎維章、云、「論語を圓珠經と云ふこと、足利時代五山の僧の云出せしことと思ひしに、義經記にあれば昔明經道の博士の云ひしならん」

○讀書指南毛利貞齋撰

○四書集註俚諺鈔五十二卷、同

不問語篠崎維章、云、「說郛と云ふ書の中に、發奇錄一卷、金壺字考一卷、字書誤讀一卷、此三部は學者の爲に重寶なる書也、毛利貞齋是を拔書して小冊となし、讀書指南と名附て版行す、皆自己の發明の樣に書きたるも惡し、是のみにあらず、四書正解を片假字に直して集註俚諺鈔五十二卷を版行す、世人を欺くの罪人也、其重寶にみゆるは異國の書なればなり」

○御伽ぼうこ　○十四經和語鈔岡本爲竹撰

不問語篠崎維章、云、「此方の御伽ぼうこと云ふ化物草子は、剪燈新話を竊んで、我國の古事となして、世の人を欺くも最惡し、岡本爲竹十四經和語鈔の圖は、類經の圖を其儘取りて寫したり、世の人の爲なればあしきにはあらねども、一抱子自圖すると云ふは、世の人を欺くにあらずや、畢竟世の人書を讀むこと少き故、かゝる欺をしらざるなり」

○年中運氣指南一卷、岡本爲竹撰

不問語篠崎維章、云、「岡本爲竹の編みし年中運氣指南一卷、重寶なる書なる故、求て視るべし」

○訓蒙用字格伊藤長胤撰

不問語篠崎維章、云、「伊藤源藏の編みし訓蒙用字格は、文章の助になる書なり、版行の書は二卷あり、本書は三卷なり、版行の書なりとも求て視るべし」

○手習狀

不問語篠崎維章、云、「手習狀は一ト行にても正處はなし、看れば看るほど腹黑になる、筆は打物、如二太刀長刀一、是は何と云ふことか、埒の明かぬ文書なり、推量するに、筆といふは譬ば打物太刀長刀の樣など云ふことならめ、然らば筆は如二打物太刀長刀一と書ねば濟ぬことなり」

○江戶往來

不問語篠崎維章、云、「往來の書翰は、藤原明衡の雲州往來、三卷、玄惠法印の庭訓往來、一卷、遣狀と返辭とあれば、往來の名きこえたり、江戶往來とは何事ぞや、遣るにてもなく返すにてもなし、初より終りまで伸び續て、何處が往來と云ふ處がしれぬ、畢竟狂人の獨語をするやうなり」

○公事根元鈔義松下見林撰

國朝佳節錄松下見林、自跋云、「余嘗爲二二三子一著二公事根元鈔義一」

○日本事始

和事始貝原好古、凡例云、「本邦いにしへの書目を考ふるに、日本事始といふ書を載せたり、今世民間に少納言入道信西の作れるよし云ひ傳へて其書あり、冊子十葉にみたず、記事皆無稽の言也、後人の僞作なる事疑なし、又覽初要集と云ふ書あり、是も本邦の事始をしるせし書なりしとかや、されども今は其書亡せたり、三敎指歸覺明鈔の中二所に此書を引用ひたり、其文句を考れば頗好書ならし、しかれども今烏有と成ぬれば考索に便なし、いとをしむべき事なり」

○中右記

和事始貝原好古、自註云、「中右記は中御門右大臣藤原宗忠の家記なり」

○喫茶養生記葉上僧正撰

和事始貝原好古、云、「葉上僧正、茶一盞を大將軍實朝に獻り、茶德を譽る書を捧げし事、東鑑に見えたり、其書を喫茶養生記と名く、今に傳れり」

○日本書紀

和事始貝原好古、云、「元正天皇養老年中に、三品舍人親王、從四位下太朝臣安麿兩人に敕して日本紀を撰ばしむ、同四年五月廿一日奏覽せり、日本にて敕して書を撰ばしめらるゝ事、是を始とす」

○甲陽軍鑑　○同末書

○結要品　○龍虎豹

和事始貝原好古、云、「甲州流兵學の起は、小幡勘兵衞よりはじまる、勘兵衞は甲州士小幡山城が子の又兵衞後號豐後、が子也、中略、高坂彈正が書を集めて、甲州の士數人井伊兵部に從て佐和山にありしに、信玄の事を尋聞、甲州流の兵術を建立して人の師となる、高坂彈正が作りし書は甲陽軍鑑十九冊、同末書上下、結要品、龍虎豹の三品是也」

○三議一統當家弓法集

和事始貝原好古、云、「將軍義滿公、今川左京大夫氏賴、伊勢平氏武藏守滿忠、小笠原兵庫助長秀、彼等三人に仰て武家の禮法を考へ定しめらる、三人家々の祕傳、世世の古禮を參考して、一書を撰びて上る、名づけて三議一統の當家兵法集と云ふ、靑蓮院の淸書にて、一七日に書立て天下に廣む、これより小笠原家倭禮の家として代々將軍家に仕へ、天下の師となつて、普く人に用ゐらる、是小笠原家和禮の始也」

○翰林葫蘆集僧宜竹撰

和事始貝原好古、に翰林葫蘆集を引き、自註云、「禪僧宜竹の集也、明應の比の人」

○臥雲日件錄僧瑞溪撰

和事始貝原好古、に日件錄を引き、自註云、「相國寺壽星院瑞溪作」

○新字（にひな）

盡簪錄伊藤長胤、云、「天武天皇十一年三月丙午、命二境部連石積等一、更造二新字一、一部四十四卷、今不レ傳、卷秩甚多、恐訓釋之書始制二文字一、豈至二如レ此之繁一、」

○本朝畫史永納撰

盡簪錄伊藤長胤、云、「畫師永納稍通レ書、著二本朝畫史一、」

○百八一首

盡簪錄伊藤長胤、云、「京極黃門選二百首和歌一、自二帝王公卿一至二僧道一、其中閨秀殆居二十之二一、想當時閨閣文墨之風盛、從更歆羨互相慕、尙遂使二彫史之譽與二大夫儷一、是知下人性無レ類二近遠一、因習婉孌之資レ今異二古昔一、況乎堂堂丈夫有レ爲者若レ是、」

○剛齋殘稿江村宗珉撰

盡簪錄伊藤長胤、云、「江村宗具、世住二京師一、居二新在家中町一、嘗仕二于加藤肥後侯一、後仕二于美作一、其子宗珉有二學行一、有二剛齋殘稿一刊二行于世一、今子孫繁衍、不レ墜二其聲一云、」

○心喪集語

○舜水文集三十卷

盡簪錄伊藤長胤、云、「安東省庵、名守約、筑州柳川人也、世仕二于本鎭立花殿一、家爲二族舊一、夙齡耽レ學、遊二京師一、事二松永昌三一研二究經術一、最善屬レ文、萬治中明人朱之瑜附二商舶一抵二于肥之長崎一、之瑜字楚興、又字二魯璵一、號二舜水一、有二學行一、在レ明時嘗應二魯藩之徵一、明氏訖錄抗仲連之節、來二于我國一、流二寓于崎港一、人不レ知二其爲一文儒一、困頓艱苦者久レ之、省庵聞レ之、執レ謁爲二弟子一、授二經學文章之訣一、省庵歲俸二百、分二其半一以廩二舜水一、迎養有二日時一、常藩源義公招二致文學之士一、有二河間東平之風一、聘二舜水一給俸二五百斛一、甚蒙二眷待一、從學之士亦皆有レ名、後八十餘而終、常藩私謚曰二文恭公一、在二日本一潔居、無レ子、省庵輯二其遺文一曰二心喪集語一、嗚呼省庵之高義、信レ道崇レ賢、不レ顧二其私一、後世之所二希見一、寔堪二歎仰一、舜水在二常藩一、省庵錄二銀吾先君子文章二三一、道丐批抹、漢文帝除二肉刑一、論二通篇一、批圈連下、未レ批云、誠修二文章一貴國白眉、正德中常藩命二儒職一、編二舜水文集三十卷一、及二乙未歲一刻成、與二省庵一贈答甚夥、中有下及二先人事一者三條上、或推爲二貴國魁楚一、或亦不二甚服一、恨レ不レ及レ見二先人事業之全一也」

○錦繡段釋點雲撰　○點雲集同

盡簪錄伊藤長胤、云、「五岳僧點雲、乃今世所レ行錦繡段、有レ序、曰二默雲一、觀二其眞蹟一、乃作レ點、又有二點雲集一、行二于世一、作レ默者字誤也」

○手習狀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「事林廣記卷之四、右軍筆陣曰、紙者陣勢也、墨者兵甲也、筆者刀楯也、硯者城池也、心意者將軍也、結構者謀略也、貞丈按、此方の手習狀と云ふ物は、是に本づきて作れるなり」

○今川狀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「此書は了俊應永十九年に書きたり、書の終に右の年號あり、印版の本に應永の年號あるはすくなし、多くは永享元年とあり、永享は了俊卒去の年より十年計後也、永享年中の人傳寫して、其時の年號を書きたる本也、了俊が永享元年と書かれしと思ふは誤也」

○腰越狀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「義經越腰狀は東鑑に見えたり、普通の本とは少しづつ違たるあるべし」

○芳野拾遺

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「此奧書に、松翁と云ふ人名あり、

松翁は兼好法師がめしつかひける命松丸が年老いての名也、されば其書は命松が作也と云ふ、又一説に侍從忠房朝臣の作なりとも、又一説には北畠親房卿の作なりとも云ふ、貞丈按、かの書をよみて見るに、其作者は南帝の御そばに侍りて、したしくめし使はれたる人の趣に見えたり、されば忠房の作かとおもへば忠房の事を他人のやうに書きたれば、忠房のやうにはあらず、命松は兼好法師が召つかひし童にて、兼好死去の後に今川了俊につかへたり、南朝の近臣にはあらざれば、命松が作にもあらず、親房の作と云ふも正說とすべからず、親房卿十歳の詩をのせてほめたり、他人の詞也、命松も松翁といひける、同じ名の人ある事その例多し、作者の松翁は命松にはあらず」

○東鑑

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「東鑑の訓點は土師聊卜が所爲也、聊卜は土師玄同が弟子也、玄同は林道春の友人、惺窩の門弟也」

○住吉物語

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「住吉物語、ふるき物語なり、源氏螢の卷に、すみよしの姫君のさしあたりけんおりはさるものにていまの世のおぼえも、猶こゝろことなめるにかぞへのかみはほと〳〵しかりけんなどと云云、主計頭の事も住吉物語に見えたり」

○神明憑談（植松次親撰）

安齋隨筆（伊勢貞丈）、に神明憑談を引き、自註云、「多田進藏源義俊門弟大和郡山植松宗南次親著」

○山槐記（中山忠親公撰）

安齋隨筆（伊勢貞丈）、に山槐記を引き、自註云、「中山内府忠親公記」

○和論語　○江源武鑑

○大系圖　○淺井日記

○勢陽軍記

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「大系圖、和論語、江源武鑑は、寛文年中近江の土民少し文學を知る者ありて安作せしなり、（但大系圖は、古よりありし帝王系圖、尊卑分脈、諸家系圖を合せて見、つくり添へたるもの也、井澤說、）淺井日記、勢陽軍記、右同作也」

○雜々拾遺（藤原行定撰）

安齋隨筆（伊勢貞丈）、に雜々拾遺を引き、自註云、「藤原行定作也」

○躾方入書　○三議一統

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「雜々拾遺云、武家故實の事、公方源義滿の世より將軍家を公方と稱し、萬事の禮法を院の御所に比し給ふ、此時に武家の故實を定めんとて、今川左京大夫氏賴、小笠原兵庫介長秀、伊勢武藏守滿忠等に下知して、天下の侍を十一位に別ちたり、中略、其外萬の武法を編める事十二卷、是を躾方入書と云ふ也、（世間三議一統是よりおこれり、此說謬也、滿忠氏賴は作り名也、其頃如レ此名の人無レ之、系圖に不レ見、）」

○舊事大成經

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、舊事大成經と云ふ書は僞書也、天和の頃上野國黒瀧の潮音禪師と云ふ僧、拜勢州堅田の神主永野某取拵へて版行に出す、右僞書を作る旨及ニ露顯一て、采女事は遠島に成、潮音も遠島に相成候處、桂昌院樣御歸依の僧なれば、寺へ歸され隱居したり、右版行本出したる本屋豐島屋豐八は、追放になりしなり」

○扶桑見聞私記（加藤仙庵撰）

○享保改撰系圖（同）

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「扶桑見聞私記は、元の名は廣元日記と云ふ、僞書也、大江の廣元の作にはあらず、加藤仙庵と云ふ者の作也、仙庵事、元は水野監物家來にて須磨不音と名乘しが、後浪人して江戸青山に住宅せり、見聞私記は東鑑を似せて書きたれども、古風ならず、時代相違、不都合の事ども多く、用に立ざる書也、（片假名交りに書、享保年中成島道筑と云ふ奥坊主、御書物懸りの學者也、始廣元日記と云ひしを、松平大膳大夫よりとがめられて、書名をかへたるなり、有德院樣右の道筑へ被ニ仰附一て、見聞私記の眞僞御糺なされしに、道筑考へて僞書のよし申上、僞書に定りたり、右仙庵系圖學を好み、享保改撰系圖を作りし也、）」

○安達藤九郎盛長私記（加藤仙庵撰）

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「藤九郎盛長私記も、右仙庵が僞書也と云ふ」

○前太平記（平山素閑撰）　○石田軍記（同）

安齋隨筆（伊勢貞丈）、云、「前太平記は古書にはあらず、作者は林家門弟平山素閑と云ふ者也、京都に住し、石田軍記を作り版行し、作者御詮議によりて京都を出奔し、江戸へ來り居住す、正德二年卒去す、八十二歳也、前太平記の一體古き物語の書どもを本として、夫に自作を多く加へて書きたる故、時代不相應の事、不埒多く、故實もなき事多し、何の用にも立ざる物也」

○觀鵞百譚 細井知愼撰

安齋隨筆伊勢貞丈、に觀鵞百譚を引き、自註云、「廣澤著、細井次郎太夫知愼と云ふ、能書なり」

○倭姫世紀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「倭姫世紀と云ふ神書あり、是は第十一代垂仁天皇の皇女倭姫命の書置き給ひし書也とて、伊勢神宮の五部の書の其一也、貞丈云、是は後人僞作の書なるべし、十一代垂仁天皇の時日本にいまだ文字無レ之、第十六代應神天皇の時始て百濟國より傳へて日本に文字ありし也、文字無レ之時代倭姫命書き給ふ事はあるべからず、且又かの書に佛法の氣をしりぞけよといふ事あり、佛法は十一代垂仁天皇の時にはいまだ無レ之、第三十代欽明天皇の時初て渡り來て佛法弘りたり、佛法なき時代、倭姫命は佛法の名を知り給ふべからず、倭姫世紀は自ら書き給ふにあらず、五月麿と云ふ人の書し也、後の人也、」

○十訓鈔 藤原爲長撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「十訓鈔、徹書記物語に爲長作とあり、十訓鈔の序には、建長四とせの冬神無月の半の比、をのづから暇のあさ、心閑なる折節にあたりつつ、草の庵を東山の麓にしめて、蓮の臺を西上の雲に望む翁、念佛のひまに是をしるし終ることしかりとなむいへり云々、藤原爲長系圖には、寛元四年三月卒すとあり、右の序に建長四年に記すとあり、建長は寛元より後也、系圖に寛元とあるは誤なるべし、若康元の誤歟、康元は唯一年也、不審」

○撈海一得 鈴木嘉藏撰

安齋隨筆伊勢貞丈、に撈海一得を引き、自註云、「鈴木嘉藏煥卿著」

○和字正濫要略 釋契沖撰

安齋隨筆伊勢貞丈、に和字正濫要略を引き、自註云、「難波津沙門契沖著」

○昆陽漫錄 青木敦書撰

安齋隨筆伊勢貞丈、自註云、「昆陽漫錄と云ふは、青木文藏記レ之」

○曆林問答 在方撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「昆陽漫錄云、曆林問答の寫本を藏むる人あれども、序なし、近頃版本の曆林問答を見れば、作者在方の序ありて、應永甲午孟春日、正議大夫司曆賀在方書とあり、在方占は名人ゆゑ、今も占者をアリマサ〳〵と云ふとかや」

○住吉物語

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「清少納言枕草紙、物がたりは、住吉うつぼの類、殿うつり、月まつ女、かたのの少將、梅壺の少將、人め、國ゆづり、むもれ木、道心すゝむる松が枝、こまのの物語は、古きかはほりさし出てもいにしがおかしきなり、鈔云、住吉物語二卷あり、異本十卷あり、源氏物語に用ひられしは二卷の住吉物語と見ゆ、貞丈云、源氏螢の卷にあり、ケツロクにあり」

○雅亮裝束鈔

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「雅亮裝束鈔、作者の雅亮は治承年中の人也、山槐記治承三年二月廿二日、東宮御百日の條に、打出前伊賀守雅亮書レ之、と見えたり」

○日本見聞錄 藤原佐世撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「婦人養生草云、藤原佐世日本見聞錄を撰す」

○犬追物御覽記 林春齋撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「犬追物御覽記は、正保年中武州王子村にて薩摩の島津氏犬追物を張行し、大猷院殿の御上覽ありし式を、林春齋が記したる也」

○扶桑見聞私記 加藤仙庵撰

○安達藤九郎盛長私記 同

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「右の兩書ともに其文詞近世の口氣有て、鄙俗にして古雅ならず、近世の製作の武器を以て强て古制なりと、牽强附會を巧にし、近世の事を辨へずして古代の證にとり、題號を私記の二字を用ること一同にて、兩書一人の一手に書ること明かなり、是をよく知るべし」

○俗語錄　○世諺俗談

○諺草　○本朝俚諺

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「俗語錄、世諺俗談、諺草、本朝俚諺、是等の書俗語の出所を考へ註釋したる書なり」

○蕃藷錄 松岡成章撰

蕃藷考青木敦書、云、「敦書嘗得二松岡成章蕃藷錄一、其書詳悉、嗚呼可レ謂二有レ志之士一也」

○菜譜 三卷、貝原篤信撰

蕃藷云青木敦書、云、「筑前貝原益軒翁著二菜譜三卷一」

○闢異 一卷、山崎嘉撰

先達遺事稻葉正信、云、「若林語錄云、藏主出二妙心寺一入二吸江寺一、蓋擬三後爲二寺主一、乃漸勸二讀聖典一、及至讀二語類文集一、氷釋霧消、著二闢異一卷一以擧二示師們一遂去、時

年二十四五」、

○學規山崎嘉撰　稻葉正信、註云、「唐彥明云、闇齋正統學規、文會筆錄詳之足矣」、

○文會筆錄同　先達遺事稻葉正信、註云、「梨木三位下賀茂神職、著日本逸史及大八洲記、其爲人也清爽、議論明決」云々、

○日本逸史梨木祐之撰　先達遺事稻葉正信、註云、「野中友松、會津大夫、稱勘十郎、著孟浩錄」、

○大八洲記同　先達遺事稻葉正信、註云、「梨木三位下賀茂神職、著日本逸史及大八洲記、其爲人也清爽、議論明決」云々、

○三子傳心錄會津源公撰　先達遺事稻葉正信、云、「會津源公著三子傳心錄、因問垂加、今日讀此編而會得者爲誰、翁云、福山永田養庵其人、自是後公每遇翁、必問養庵無恙不」、

○保建大記栗山愿撰　先達遺事稻葉正信、註云、「水戸栗山源介、卽松雲門人也、嘗著保建大記、谷重遠撰大記打聞、而不記其師授者失事實也、初鵜飼金平簒仕水府、以三宅觀瀾拜楠子墓文、獻之西山公、公因嬖觀瀾、觀瀾薦栗山於公」、又云、「松崎多助從彥根還、謁若林云、今日與二客辨難、一人問、吾邦若有湯武革與桀紂暴、則亦自應放伐、一人堅執信保建大記、如放伐說、吾且備法辨答、如大記實是舉祖先之非、余痛排斥、若林云、多助誤矣、大記爲親王作述、祖先廢亡爲孫子監戒、亦何傷、唯有下言我邦可放伐者上、卿何不下戮其人而還上」、

○孟浩錄野中友松撰　先達遺事稻葉正信、註云、「野中友松、會津大夫、稱勘十郎、著孟浩錄」、

○靖獻遺言淺見安正撰　先達遺事稻葉正信、註云、「若林語錄云、靖獻遺言、梨棗成前一年、絅齋家公歿、絅齋愁歎曰、先君每恨吾不用于世、今也遺言之書、將布海內、先君見之、其喜不細、因不堪追懷之情矣、絅齋編靖獻遺言、八年而脫稿、訓點朱子文集卒業之日、設餞門人」、

○日本紀通證谷川士清撰　先達遺事稻葉正信、註云、「松岡多助、後改下總、號蓼藏舍、尾張熱田人、若林弟子、受神道於葦齋、著神道學則、因見絕於葦齋、後爲神祇官、副吉田公、侍讀、近衞大臣及諸搢紳多師之、伊勢谷川士清亦就之學、唐彥明語、諸先達遺事多出於此人也、士清字公介、幼學松岡玄達、受神道於玉木葦齋、著日本紀通證」、

○玉籤集玉木葦齋撰

先達遺事稻葉正信、云、「玉木葦齋著玉籤集、本風水草而發揮之、若林云、何泄奧祕如此、後屢勸破之、葦齋遂焚之、祇園神職山下隼人作歌稱之」、

○擔當雜志荻濃重祐撰　先達遺事稻葉正信、云、「荻濃重祐、俗稱莊右衞門、自一見佐藤子、視天下萬物如兒戲、終身放言、愚弄一世、然亦以道學自在、嘗名其手錄曰擔當雜志」、

○易退錄　先達遺事稻葉正信、云、「尙翁客土佐、未幾遭一名宰亡、慨然云、事寢矣、遂去、門人記其首末、曰易退錄」、

○論語考宇野鼎撰　○明霞遺稿同　先達遺事稻葉正信、註云、「宇野三平、名鼎、字士新、作姓氏解、正譜系、玉壺集載之、著論語考、有文集曰明霞遺稿、其父三郎右衞門、京師豪家、從角倉與市吏庸、司高瀨河運遭、徂徠送三平弟兵介文曰、其家屬船史寇、兄弟讀書於蓬窻之下」、

○地方覺書廣瀨淸忠撰　新民須知稻葉正信、云、「地方覺書、元祿十七年、廣瀨淸忠」、

○新編地方算法集栗田久巴撰　新民須知稻葉正信、云、「新編地方算法集、享保五年、栗田久巴」、

○勸農固本錄萬尾時春撰　新民須知稻葉正信、云、「勸農固本錄、享保十年、笹山侯舍人萬尾時春」、

○算法集窪田將監撰　新民須知稻葉正信、云、「算法集、延享二年、窪田將監、無稽之書、宜焚」、

○伊奈家傳記三卷　新民須知稻葉正信、云、「伊奈家傳記、元祿中作、三卷」、

○地方覺書二卷、富山撰　新民須知稻葉正信、云、「地方覺書二卷、杉岡彌太郎、元じめ富山又右衞門、享保初年作」、

○世寶錄妹尾柳齋撰　新撰錢譜源龍橋、序北村繼元、云、「近世妹尾柳齋著世寶錄、又宇野宗明有續化蝶類苑」、

○化蝶類苑　○化蝶類集　○續化蝶類苑宇野宗明撰　新撰錢譜源龍橋、自跋云、「本朝元祿中、某侯翫古泉、所著有化蝶類苑、後浪華賞鑑家、或著化蝶類集、或著續化蝶類苑、述作益精矣、古錢足徵也、然侯家藏

書祕而不レ出、類集、續類苑之二書、未レ行二於世一、惜哉」、

○大學新疏室直清撰　○詩經廣義同　○論語廣義同　○孟子廣義同　○中庸廣義同　○太極圖述同

西銘詳義室直清序集堂元茂ト云、「吾鳩巢先生之學、由二伊洛一而遡二洙泗一、諸子百家搜索無レ遺、道德文章之純、蔚著二于當時一、既歿而尊信者益多、至レ今使二人想慕不一レ能レ忘焉、所レ著大學新疏及文集、既刊二行于世一、詩易語孟中庸皆有二廣義一、惜哉嘗罹二于災一、其草本蠹殘、收拾之餘僅存二十一於千百一、唯太極圖述及此篇、幸得レ全焉、蓋皆晚年之作也」、

○釣弋錄三宅尚齋撰

默識錄三宅尚齋、云、「余嘗著二釣弋錄一、論二食肉之義一、」

○梧窻客談二卷、山內久作撰

默識錄三宅尚齋、云、「山內久作者、攝津大坂人、著二梧窻客談兩卷一、排二擯伊藤仁齋之學一、上卷所レ說茫然孟浪、不レ足レ觀レ之、下卷引二佛說一證レ之者、甚快二人意一、」

○大學批斷山崎某批、淺見安正斷、

默識錄三宅尚齋、云、「大學批斷、一書斷二山崎某會津人、後藤松軒門人一所二著批一、絅齋先生所レ辨、窩謂、此書所レ論的確、仁齋之罪無レ所レ遁、然二子相陋、誇レ己好レ勝、使下讀者如中觀二相撲一之意上、山崎泉固不レ足レ論、唯爲二絅齋先生一深惜レ之耳」、

○匏庵雜錄村田通信撰

默識錄三宅尚齋、に匏庵雜錄を引き、自註云、「村田通信者著レ之」、

○湖亭涉筆四卷、安積覺撰

默識錄三宅尚齋、云、「安積水戶儒臣、稱二覺兵衛一、所著湖亭涉筆、凡四卷、室直清序レ之、每レ看二史書一、標二揭奇事僻語一而品二論之一、此人恐未レ爲下志二道學一之人上、而其質敦朴正直、故所レ論亦非二世儒博雜之徒一矣」、

○假名大學口義淺見安正撰

○大學辨同

默識錄三宅尚齋、云、「若林新七、所レ錄絅齋先生假名大學口義、元文元年丙辰歲偶得レ之看過、以レ余見レ之、言語堆而皆朱子之常談、要義則却麤脫、其味短、甚不レ似下先生所二自筆一大學辨之有中意思精密上、以レ是識得、若林之所レ見未レ至二于其徵意一矣、宜彼晚年狼狽焉」、

○論語徵　○學則

○辨道　○辨名

非徂徠學蠻雜安、云、「甚矣徂徠之妄也、徵所レ收二古訓一者多、是牛溲馬勃、朱子汰レ之、而不レ取二其辨備一矣、彼未二之知一、採輯求レ媚、譬二諸拾一石以爲レ玉誇二之盲人一、春臺古訓亦然、徂徠之謬、其要在二學則及辨道辨名一、能察二於此一、則徵之謬不二必辨而明一矣」、又云、「管子有二學則章一、宋儒亦著二學則一、皆示二學習之法一、以備二準繩一、未下嘗有中及二議論一者上、徂徠學則則異二乎此一、縷々議論、紛紛誹謗、謂二之學義一則可也、而彼題曰二學則一、可レ謂レ不レ知レ文也、已又彼以二古文辭一自負、而學則一篇雖レ雜二用陳言奇句一、然未レ免二於唐宋之句法一、十目所レ視其可レ誣乎、嗚呼彼以レ文鳴、而名違二其體一、以レ辭自負、而錦綴二於布一、天之惜レ才而然邪、抑天責二其罪一、使二之眩一邪」、又云、「徂徠師心而自負、二辨、論語徵、開卷則罵二宋儒一、如聞、爭鬪與二殺伐一之氣、孰大二於此一、噫申韓之餘習哉」、

○讀園隨筆

非徂徠學蠻雜安、云、「徂徠初作二讀園隨筆一、左二祖朱子一、其言強辨、求レ勝銜レ名而已、宜哉終生妄見也」、

○譯筌　○辨名

非徂徠學蠻雜安、云、「或謂、徂徠譯筌、善解二文字一、以レ是推レ之、則辨名之說可レ信也、愚謂、不レ然、辨名强辨、譯筌爲二之嚆矢一、師心自用レ駭二乳臭之士一、宿疾萌二于譯筌一而成二二辨一爾」、

○辨大學辨淺見安正撰

非徂徠學蠻雜安、云、「仁齋辨二大學一、以爲レ非二孔氏遺書一、絅齋先生作二辨大學辨一、仁齋之非レ著矣、以レ此推レ之、則其敎法經解之謬、不レ待レ辨而可レ知也」、

○政談　○經濟錄

非徂徠學蠻雜安、云、「徂徠、春臺務言二經濟一、政談、經濟錄行二于世一、間愚者喜レ之、以爲二善言一、治者一、其說多勸二說熊澤氏書一、適所二自述一者、卑拙甚二於熊澤氏一矣、要レ之王莽崔浩之流、加以二申韓孫吳一、泥二於復古一、不レ知二時勢一、徒爲二紙上之談一、不レ可レ施二于國家一、施則可二以招一レ亂矣、士著一條猶不レ可レ行、況其他乎、世之諸侯聰明有識、無下一人行二其說一者上、可レ謂二大幸一矣」、

○朱易衍義山崎嘉撰　○洪範全書同

皇極內篇發徵遊佐好生、序友部安崇、云、「粵吾山崎垂加先生深明二易道一、著二朱易衍義一、而本義之旨復粲然于世一也、至二範數一則著二洪範全書一、其後錄下最明二理數一之妙處、

詳二占卜一之淵源上也、實後學之幸也、予熟讀二其篇一、以謂、垂加先生之於二洪範一、眞蔡子以來之一人也、光海翁以見えたり、平康頼が寶物集には、紫式部そらごとを以て源氏物語を作りし故、地獄におちて苦患をうくる、はやく源氏を燒すてゝ一日經をかき弔ふべしと、源良顯君日本儒學傳曰、先生此書、元明之諸儒未二發明一、雖二朝鮮李退溪一所レ憂レ之、而獨先生發二揮之一、此說可レ謂二至當一也、李子猶如レ斯、況於二我邦一乎」、同跋書蜂屋可敬云、「有二洪範全書一而理數既明、占卜既備矣」、

○孝經集說仲村欽撰

孝經刊誤集解仲村欽序增田謙之云、「吾老先生惕齋仲君、採二摭諸家註疏一、而芟二夷煩亂一、擢二出精粹一、間以二其意一、塡二塞罅隙一、名曰二孝經集說一、其言精簡而其義明備也、吾先生有レ功二於此書一、亦不レ爲二淺淺一者、然其書尚仍二朱氏舊篇一、而特青二書其所レ刊之字一、以別レ之、乃就通二解之一」、

○二程治教錄會津中將撰

○伊洛三子傳心錄同

王講附錄會津中將跋林恕云、「不佞應二會津源君之求一、而既作二二程治教錄、伊洛三子傳心錄序一」、

○源氏物語

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「源氏物語を書きたるは、表に好色をあらはし、裏には煩惱菩提色卽是空の理を說きて、佛道に入らしめんが爲也、是凡人の才學にあらず、觀世音の化身なるが故也と、かの物語の鈔物どもに見えたり、平康頼が寶物集には、紫式部そらごとを以て源氏物語を作りし故、地獄におちて苦患をうくる、はやく源氏を燒すてゝ一日經をかき弔ふべしと、人の夢に見えけるとあり、觀世音の化身也といひ、地獄に落るといふ、善惡黑白の如し、如レ此の說、愚人の大に惑ふことなり、觀世音の化身と云ふも地獄に落るといふも、皆證據もなき妄說也、實に觀世音ならば地獄に落る事あるべからず、實に地獄に落たらば觀世音にてはあるべからず、其妄說を知るべし、男にばけ女にばけるは狐狸の類より外にはなし、渾天の內に極樂と云ふ所なし、地獄と云ふ地なし、明らかに察すべし、まどふ事なかれ」、

○本朝軍器考　○本朝佳節錄

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「異朝に軍器考と云ふ書なきに、本朝軍器考と號し、異朝に佳節錄と云ふ書なきに、本朝佳節錄と號するがごときは、理に叶はず」、

○日本書紀

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「平維章篠崎金吾、が和學辨に云、日本紀は舍人親王、太朝臣安麿、紀淸人三人にて編集なりしに、世人舍人親王をばしれども、安麿をば十人よれば二三人ならではしらず、淸人をばしる人更になし、かゝる事も其人によりて、其名の傳はると傳はらざる幸不幸は、古今多からず、貞丈云、紀淸人日本紀の撰者に與かる事、續日本紀元明天皇の記には見えず、舍人ばかりの名を出せり、弘仁私紀の序には、舍人親王、太朝臣安麿等奉レ敕所レ撰也とあり」、

○和學辨篠崎維章撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「和學辨、平維章が著述なり、博覽の所爲にて、俗儒庸才のおよばざる所なり」、

○曾丹集曾禰好忠撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈に曾丹集を引き、自註云、「貞丈云、曾丹は曾禰好忠が字なり」、

○つれ〴〵草壽命院鈔法印立安撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、につれ〴〵草壽命院鈔を引き、自註云、「秦壽命院法印立安、字宗包作、慶長六年辛丑」、

○韻鏡袖中祕傳鈔毛利貞齋撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「韻鏡袖中祕傳鈔は、京師儒士毛利貞齋が著す所なり」、

○倭姬命世紀一卷　○寶基本紀一卷

○河波羅波命紀一卷　○飛鳥本紀二卷

○太田命本紀一卷　○神名祕書一卷

○神祇本源十六卷　○心御柱紀

○古老口實傳　○永正記

○度會宮年中行事　○度會氏系圖

○神皇實錄　○伊勢風土記

○大職官神祇敬白祓　○御鎭座本緣

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「伊勢神宮祕書と云ふもの十二部有レ之、△倭姬命世紀一卷或三卷とは、一名太神宮本紀と云ふ、五月麿撰す、△寶基本紀一卷△河波羅波命紀一卷、一名御鎭座次第紀と云ふ、△飛鳥本紀一卷、一名御鎭座本紀と云ふ、△太田命本紀一卷、一名御鎭座傳記、又猿田彦命紀とも云ふ、以上是を五部の書と號す、△神名祕書二卷、一名神名甄錄と云ふ、△神祇本源十六卷、以上二品を五部の書に合せて七部の書と號す、△心御柱紀△古老口實傳△永正記△度會宮年中行事△度會氏系圖、以上五品を七部の書に合せて十二部の書と號す、此書皆佛家の語を用ひたる詞あり、實錄にあらず、尾張國東照宮神職吉見左京大夫其僞作を辨ずるの書あり、△神皇實錄△伊勢風土

記△大職官神祇敬白祓△御鎭座本緣、以上又伊勢祕書なりと云ふ、猶多かるべし、大抵僞書多し、貞丈按、神代に文字なき事は云ふにもおよばず、人代に至て應神天皇以前吾國に文字なし、されば上古の事は記したる書記なし、應神の朝に文字渡り來るといへども、俄に文字に熟して書籍著述する程の事には至るべからず、神祇の事などを書記したるは、仁德天皇の御宇より以後の事なるべし、佛神習合の書、儒神習合の書は、後代に出來たるものなり」

○富士紀行飛鳥井雅世卿撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「後花園院永享四年九月、足利將軍義敎公鎌倉管領持氏を攻めん爲に、事よせて富士見にとて駿河國まで下向せらる、此時飛鳥井雅世卿隨身して富士紀行を書かれし、發の文に公方樣富士御覽と」云々、

○軍器要法岡崎眞梁撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、に軍器要法を引き、自註云、「岡崎長梁作、寶曆九年版行」

○なるとの中將

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「後嵯峨院の御好色の事書きたる書に、なるとの中將と云ふ草紙あり」

○小松殿敎訓鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「父に對しては諫といふべし、敎訓とはいふべからず、初に小松三位中將乍レ恐申上敎訓狀とあり、是は維盛なり、終に奥書して小松內大臣とあり、是は重盛也、其敎訓狀の書人別也、貞丈按、奥書に平家の一族皆西海に沈むとあり、重盛も清盛も、一族西海に沈しは兩人死後の事なり、然らばしらぬはづなり、死前に入道淸盛とあり、小松內大臣子の身として父の實名を書き、殿字も書かざる事、是等後の人の加筆なり、一書の體は古き書なり、第三十四箇條に德政の事あり、東鑑に德政と云ふは、仁德の政をさして云ふ、借物を返さぬを德政と云ふは東山殿以來の事也、永祿にも德政ありし、此事をもつて考るに、此書は天文永祿の頃書きし物なるべし、四十六箇條料理庖丁の條に、わきざしの事あり、是又東山殿の頃よりわきざしをあらはしてさす事も、間々有りし也、これらを見れば、天文永祿の頃の人書きて置きしを、後人小松の敎訓と取なして、題號奥書を加へたる也、又四十條養子の事を書きたるに、將軍となり管

領と生るとあり、是又室町殿時代の人の詞なり」

○犬著聞舊記井澤長秀撰　○拾遺物語同

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「犬著聞舊記、拾遺物語五冊、井澤蟠龍子作」

○羽子板圖說八重垣翁撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「此頃多賀時常のぬし、羽子板の圖說といふ物を見せ給ひし、羽子板の古圖とて、今女子の玩ぶなるはご板といふものの形にして、其表には人の形を五人ゑがき、裏には岩の形を上より下まで長くゑがきたり、かの人形のさま我國の人とも見えず、岩の形は蛇のわだかまりたらんが如し、その圖說は八重垣翁とかやらんいふ人の作りしに、かの繪の上にふたりの人は何々の神、中なは何の神、下ふたりの人も何々の神と、みな神の御名をさし、うらの岩は何の形と、皆神代の事書なして、そのことわりをまな文字をもてげに〳〵しくかけり、はご板といふ物は、いにしへはこぎ板とこそはいひけれ、こぎ板と云ふはふるき名なり、一條兼冬公世諺問答には、こぎのごとくと見え、室町殿の頃年中行事書きし物にはこぎ板などの事見えたり、是古き名なり、日光山より出るこぎのことい ふ菓は、こぎのこの形なるを、後水尾院のたはれ歌に、つくばねの峯にはあらぬこぎのこのとこそよませ給ひしにも、今も都にはこぎのことい ふにこそ、はごの子、はご板といふはあづまの詞にや、かの圖說にはご板といへるは、その名たがへるにや、この物神の代より人の代に至るまで、古代聞えし物にあらず、兼冬公の記し給ひし外は、夫よりむかしの書に見る所なし、然るにかの繪の人形を、神の御すがたなどいへるは、あとかたもなきつくり事なるべきにや、かの圖もことを好む者がしひてつくりし物なるべし、神は御姿はおそれとうとびこそせめおさなき女のわらはの玩び物にはゑがくまじき事にこそ、神のとがめも怖しからぬかは、近き世には神道者といふともがらの、そらごといふ事多し、佛者のみそかごといひて人をあざむくにあ(カ)(○異)らず、いたましき事にこそ、このはご板の圖說のみにもあらずよろづにわたるべき事なり、安永三卯月十一日、伊勢平藏貞丈書」

○類聚雜要鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「類聚雜要鈔は序も跋もなく、

誰人の編集なるか知れざりしに、雅亮裝束鈔、紀宗恆の奥書に、今年類聚雜要鈔の圖被二仰付一と云ふ文あり、是にて考れば、御廚子所預備前守紀宗恆の述作と見えたり、今年とあるは元祿十五年也、雜要鈔は元祿十五年の書か」

○嘉文亂記 垂水廣信撰　○長濟草 多々良玄信撰

○諫諍錄 藤井蘭齋撰

安齋隨筆後集（伊勢貞丈）云、「多々良玄信といふ盲人あり、諸家の系圖を記憶して、望にまかせ妄作しける、此時二山彌三郎義長といふ人あり、初は陽明の說をとき、程朱の說にまして其名高かりし、玄信より〳〵彼人の門に行て、諸家の事など物語り侍りけるに、義長が妻は垂水某の女にてありける、垂水氏は伊勢の國司に仕へたる者と云ひ傳へたれども、書傳したる物もなければ、いかばかりの采地をはみしにや、考べき據もなし、いと本意なき事とかたられしに、玄信申けるは、中頃伊勢に垂水河內守廣信といふ人あり、朱註の四書を信じて、萬里小路藤房卿に奉る、後嘉文亂記を述作し給ふ、其事跡は長濟草といふ書に詳に候、記憶し侍れば讀て聞かせ參らせんとて、書にむかひ讀むがごとく、少しの滯もなく全篇讀みければ、義長感に堪へ、今一通り讀給へ、手書し侍らんと云へば、玄信諾してよむを一字も誤りなく手書して、稱美し祕して人にも見せざりしに、京都藤井蘭齋と義長同じ學流なれば、彼長濟草を書寫してをしみ、藤井氏諫諍錄述作の時、長濟草を引きて垂水廣信を載せたり、此書世に行はれて、會津の人の作れる日本通紀、攝州大坂の寺島良庵が作れる和漢三才圖會にも、廣信の事を書きたり、垂水河內守廣信といふ人、實錄雜記等にも曾てなき人にて、玄信が僞作の長濟草を實錄と見て、書々に記して天下に行ふ、おもふに一人虛を傳ふれば萬人實として虛を傳ふ」

○やぶさめの記 內山傳藏撰

安齋隨筆後集（伊勢貞丈）にやぶさめの記を引き、その下に「內山傳藏」と註せり、

群書備考卷之九

○永綱鈔

安齋隨筆後集（伊勢貞丈）に永綱鈔を引き、自註云、「高倉家裝束鈔」

○平家物語

安齋隨筆後集（伊勢貞丈）云、「平家物語の作者、少納言入道信西の嫡子高野宰相入道也、是を北國平家と云ふ、赤坂道信が流と云ふ、宰相入道が妹の善惠比丘尼の作のかな本世間に流布す、宰相入道舍弟櫻町中納言繁敎卿の作、佛法の詞まじる故寺山々に用ゆ、宇治大臣の御孫權大納言助高卿の作、東海道の內國々に流布すと雖も、本末首尾もとゝのはざるに依て、普く是をもてあそばず、時長の舍弟元光中納言の作洛中に流布す、其御子に芳野の執行大納言律師榮圓寫レ之、御子中納言の法印朝光にあたふ、是を四國本といふ、少納言入道信西の子息玄用法印の作、上中下三卷の（◎原本缺文アリ）山にあり、後嵯峨院の御宇に召出て（◎原本缺文アリ）と成て、三井寺に多き故に、東國にも少々あり、（◎原本缺文アリ）有て六卷に作て、性佛熊野權現の御示現によつて悟る、當流の平家は四條大納言公任卿の御子三條大納言公敎卿の時、本末を委細に口たりしを內裏より召出さる、其後法性寺殿飛香舍に納給ひ、世に出さず、法性寺殿御逝去有、後五年を過て御孫中納言殿の御子息內大臣師兼公、勸學院の學生どもと御內談あつて、十二卷に作り給ふ也」

○興山集二十八卷、釋彥岑撰釋

高野山興山寺五代集略（釋彥岑）自跋云、「高野興山師祖五代相承、偕傾德偉才也、提二山中法綱一、尋常官衙多事而有二餘力一、和漢文藻膾二炙人口一矣、其所二述作一各積レ之幾百千哉、然而如二四代先德徵言一也、囊底得者甚尠矣、奈レ無レ由レ旁レ求何在二第五世遺稿一、而往歲燼餘所レ得尙且幾許萬言、余先編錄成二二十有八卷一、名二興山集一刊行、已傳レ之」

○業平集 在原業平撰

雜々記（釋契沖）云、「今三十六歌仙の中に業平集とてあるは、信ずべき物にあらず」

○講述鈔 山本閑齋撰

和學辨（篠崎維章）云、「出口延佳の神代卷を講ぜられしを、

越前の山本閑齋筆記して、講述鈔と題して版行せしを見侍りし」

○靖獻遺言淺見安正撰

和學辨篠崎維章、云、「淺見安正靖獻遺言を編まれしは、甚だ高上の工夫なり、春秋の意味をしらずんば、豈よく其意を採らんや」

○圓珠經

和學辨篠崎維章、云、「圓珠經上下卷註、何妥集解書首書に、明經博士の註あり、小口書にも圓珠經と書けり、三百年已前の書と見ゆ、最珍らしき物なり、古へは明經道の人々は、論語を圓珠經といふこと誠にしかり、此書をば或人の家にて見けらし」同書貼紙云、「源順陪二右親衞源將軍一、初讀二論語一詩序に、其先聖徽言圓通如二明珠之義一矣、後世論語を圓珠經と號すること、恐くは此文より出るならん」

○故萬葉集

和學辨篠崎維章、云、「嵯峨天皇の故萬葉集序は僞撰也、此帝の御時平假字は出來たりと云傳ふ、然れば今こそ人々自由に書け、假名の出來たる當座は自由には書れまじ、況や此帝博學廣才、玉韻餘音洋々として海内に滿つ、滋野貞主ノ經國集、小野岑守ノ凌雲集、仲雄王ノ文華秀麗等を見るべし、思ふに、源氏物語に嵯峨天皇故萬葉集と書きし所あり、北村季吟の湖月鈔にも論あり、此源氏の言葉をよきかこつけ處として、好事の者僞作せし物を、是にてやんごとなき人をも欺きしと、羽倉齋の物語せられし」

○古今集　○神代卷

和學辨篠崎維章、云、「古今集假名序細註は後人の加筆也、然るに歌學者の、是も貫之の書加へられしと思ふは訛也、たゞ此書のみにあらず、我國書は假字眞字ともに、古へ人の書加へし傍註が本文に混雜したる所多し、神代卷は殊更まじりあれば、能吟味せざればすまぬもの也」

○三密鈔釋覺彥撰　○悉曇藏釋安然撰

和學辨篠崎維章、云、「梵語は唐音をしらねばすまぬもの也、故に覺彥師の三密鈔は一厘毛頭も梵語にあはざる也、合ふとおもうて學ばすも、世を渡るたづきの爲か、安然の悉曇藏は古書といひ、殊に勝たる發明也」

○本朝通紀永井九八撰

和學辨篠崎維章、云、「本朝通鑑は官府にあり、日本史は彰考館にあれば、世人たやすくうかゞふ事はならざらまし、六史は光孝天皇までにて終りぬれば、宇多醍醐より實錄なし、其間扶桑略記、日本紀略、百錬鈔、玉海、玉藻、本朝世紀、日次記あれども、寫本にて傳はれば、學者の自由に見ることもならず、中略、夫故顚倒澤山なる本朝通紀五十四卷、先づ是にて少々の事實は見らるれども、永井九八が文章の理をしらず語言の道を辨へなき故、文字の顚倒のみかは、仁齋の所謂錯置妄塡雲霞の如し、此書を見る度に嘔噦を發せんとす、然れども此書を除て通史なければ、手前より了簡して假字書と思うて見れば、益あることも多し」

○本朝世紀少納言通憲撰

和學辨篠崎維章、云、「少納言通憲撰本朝世紀は、稀代の珍書也、六國史にならべて七國史と云ひても、をさ〳〵劣るまじきとおもはる、予が見たる本は三十卷あり、近年東にて寫させ給ひしは四十六卷ありと云ふ」

○律　○金玉掌中鈔

○令　○令集解

○令義解　○令鈔

○類聚三代格　○延喜式

○貞永令　○建武令

○元和令

和學辨篠崎維章、云、「律令格式は國家を治むるの大寶也、我國の律は唐永徽律を斟酌して編まれし也、律の末書は多くは亡びて傳はらず、中原章任の金玉掌中鈔のみ今に傳ふれども、世に稀なる珍書也、先年加賀侯綱紀卿此書を得給ひて、文穆先生へ贈り給ひし、享保中國學より獻上せしことあり、令は唐の開元令を損益して編まれし也、此書の末書は往々傳れり、先づ惟宗の直本の集解三十七卷、清原夏野の義解十卷、藤原兼良鈔數卷殘れり、格は弘仁格、延喜格を部類して類聚三代格三十二卷、是も過半亡びて今は六卷殘れり、或は延喜式全部五十卷あり、大凡古書は多く亡びたるに、此四部書の殘りしは最有難き例ならずや、平泰時の貞永令も此四部書に因て法式を立たり、殊に明經博士清原敎隆を鎌倉へ招て、作法も文章もよく取立し故、古に及ぶまじけれども、然れども王室を去ること遠からず、故に足利家の法度書よりは迥かに增り侍るなり、建武令は廷臣を賴まず、武人の心まゝに

取立し故、文章甚だ拙き物也、元和令は淸原宣賢と林道春との取立て也、是又鎌倉の作法にならうて宣賢を招き給ひしなり」

○東音譜一卷、新井君美撰

和學辨(篠崎維章)云、「東音譜一卷、白石先生所ゝ著也、我國の文字を悉曇にならうて取立んと思はれしかども、國忌に依て其事止ぬ」

○天書

和學辨(篠崎維章)云、「濱成の天書は亡びて、今傳ふる本は僞撰也」

○扶桑略記　○本朝月令

○華鳥餘情

和學辨(篠崎維章)云、「扶桑略記は二通あり、本朝月令も二通あり、華鳥餘情も二通あり、國學藏書は何れも詳本也」

○國史實錄

和學辨(篠崎維章)云、「國史實錄は世に行るゝ書は略本也、凡我國祕本には詳略さまゝ〳〵なれば、とくと其道をしられし人にあらずんば、詳略二通ある事をば敢て知らざらまし」

○日本書紀

和學辨(篠崎維章)云、「日本書紀、古版新版共に落字脫簡頗る多し、和學者と名のる人さへ、校合したる本をば不ゝ持」

○三代實錄　○延喜式

和學辨(篠崎維章)云、「日本三代實錄、版行書は脫簡少からず、王人藏書にて參考せねば、不足がちならん、延喜式もまた然り、かゝる事をばしらずして、和學者と名のりて世間を奔走することは、最可ゝ恥からずや」

○日本紀口訣忌部正通撰

○講述鈔山本廣足撰

○日本紀纂疏藤原兼良撰

○日本紀評註松下見林撰

和學辨(篠崎維章)云、「忌部正通の日本紀口訣は、外の鈔物とちがひ、中古の書といひ、殊によほど好き末書也、去ながら文字の置樣をしらぬ人とみえて、表紙を開とはや顚倒あれば、二目と見るがいやになる也、しかし心を取直して假名鈔とおもうてみれば、甚珍重なること多し、山本廣足の講述鈔は、出口延佳講談を書留たる物にて、能事理を釋わけたり、延佳の著したる書

數十部あり、近世の才子也、藤原兼良公の日本紀纂疏は、大に人を惑する書也、見ることなかれと世の學者のきらへども、保元以後かゝる才は出ざる也、纂疏に老佛の說を多く引給へり、夫れ故人がきらふか、然れども尋常の才子の及ぶ所にあらず、松下見林の評註、亦是もおもしろき說あれば、見るがよし、己が胸中をひろめんと思はゞ、海內にある程の書は皆讀んと志すべし」

○大和姬世記

和學辨(篠崎維章)云、「大和姬世記は原上下卷あり、今の人は下卷ばかりを全書とおもへり」

○日本史略

和學辨(篠崎維章)云、「日本史略は光孝天皇より起り、後一條天皇にて盡る也、然るに世に行はるゝ本は、宇多天皇以前を除て延喜帝より用ゆ、是を日本九代實錄とも號す、光孝天皇までは六國史にある故、除きたるとおもはる」

○楠正成櫻井卷

和學辨(篠崎維章)云、「楠正成櫻井卷と云ものは、いかなるいたづらものの僞撰ぞや、かゝる拙き書を以てあたら君子に疵を附る法やある、此書が有とて楠が德の增すにてもなし、又なきとても德のすたる事にてもなし、同じくはなきがましならめ、軍法者の口過にかゝる事して人を欺しこと幾千萬ぞや、世人徒に迷うて察せず、又大心なければなり」

○文德實錄

和學辨(篠崎維章)云、「文德天皇實錄卷二、文字三百餘不ゝ足ところあり、往年京師にて校正して好本となれり」

○今昔物語

和學辨(篠崎維章)云、「今昔物語に詳略二本あり、六十卷の本を詳本とす、此書第一卷より第三十卷までは我國の政事を集めたり、三十一卷より六十卷までは唐と天竺の故事也、一年京師にて版行せしに、此時分版行書物の僉議嚴密にて、奉行所へ訟へざれば容易に版行することならざれば、三都(江戶、京師、大坂)書林殊外騷くなりし時節、此書を半分ほど版行して奉行所へ持出ければ、此外題は何と讀ぞと問ふ、書林答て申すは、今は昔の物語と答ふ、今は昔とは不吉なる外題なりとて、終に世上に行はれず、此書林少々こしやく者にて、却てかゝる害が出來したり、只質素に今昔物語

と文字の如く答へたらましかば、如レ此ことはあらじかし、併しながら奉行になり給ふ人も、少々讀書に志あらば、かゝる文盲なることはあらざる也、かへすがへすも學問の下に落たるを引上て、上に行はれんこそ願はしけれ」

○覆醬集石川凹撰

和學辨篠崎維章、云、「石川丈山文集を覆醬集と號したるは卑下のことばにて、自の詩文は反故も同事なれば、醬の蓋にせよと云ふことにて、楊雄が法言に出たる文字なり、然ればふたにする掩ひにする等皆去聲にて、不の音なれば、ふしやう集と讀べきことなるに、入聲にてふくしやう集と讀むは訛也、今の代はよほど文筆もひらけたれども、いまだ四聲の吟味はなきなり」

○通俗元明軍談岡島援之撰

和學辨篠崎維章、云、「雲合奇蹤は元末の事を記せし書にて、忠義水滸傳については逸興ある書也、岡島援之玉成が此方の語に飜譯して梓にちりばめたり、然るに外題を通俗元明軍談と號けし故、世間に多き通俗書と心得て、見る人すくなきは本意なけれ、是又外題のあしき故也」

○說法明眼論

和學辨篠崎維章、云、「說法明眼論は聖德太子の作也と、本朝書目にあれども、八百年ほど以前に僞作せし書なり」

○蕉堅稿僧絕海撰

和學辨篠崎維章、云、「僧絕海詩集を蕉堅稿と云ふ、蕉堅の二字維摩經に見えたり」

○東鑑

和學辨篠崎維章、云「東鑑は鎌倉將軍日記也、其文いにしへには劣れども、今の日記の體よりは百增倍文才也、後世文盲の右筆にて事すむことは、足利家より起れり」

○弘仁式　○貞觀式

○延喜式

和學辨篠崎維章、云、「弘仁式は今もありといへども、僞書也、今世に博學なる人は和書を好まず、好める人は學問至らず、それ故兩損なること多し、人皇五十二代嵯峨天皇御宇弘仁年中に出來たるを弘仁式と云ふ、清和天皇貞觀年中に出來たるを貞觀式と云ふ、是は弘仁式の帳面に依て、足ざるを增し餘りあるを減じて、

右の帳面を改められしもの也、こゝに至りて弘仁式の帳は破り捨るとも燒すつるとも、其頃明法家の役人の殘しておく筈とてはなし、帳面を改め仕替し後は、古き帳の入用なることはなき也、又入用の事は貞觀式に寫したれば、弘仁式も貞觀式にあるとしるべし、其後人皇六十代醍醐帝延喜年中には、人も段々多く、王室の諸務萬端事繁く、官も位もいやましに起りしゆゑ、貞觀式にて事たらず、故に諸儒に命じて延喜式五十卷を撰ばしむ、此時に至りては貞觀式は反故と成りし也、さて貞觀式の入用なることは、皆延喜式へ寫し載せたるなり、弘仁式十二卷、貞觀式二十二卷、其中の用事あるは延喜式に載せたり、延喜式は五十卷あれば、卷數にてもしるべし、今たとひ殘れりとも無用の長物なれば、燒すつるとも破りすつるとも致しなば、先王の御心にかなふべし、近世京師人如レ此書を僞撰すること甚だ多し、竟畢はじめ云ふ如く、儒書を多く見て博學の聞えある人は和書を不レ好、それゆゑ眞僞を見出す人もなし、辨ずることはならぬがち也、和書をすきこのむ人は學問いたらざれば、また是も眞僞を辨ずることはならぬ也」

○八幡愚童訓

和學辨篠崎維章、云、「八幡愚童訓は數本あり、章が見たるも四部あり、何れも異本にて一決しがたし、水戶侯の參考太平記に引用ひ給ひし本は正本也、版行の書は僞撰也と見ゆれども、時代を考ふるに便あること多し、寫本にて傳ふるは皆あし〳〵」

○日蓮御書

和學辨篠崎維章、云、「日蓮御書と云ものは、益なき物かと思ひしに、佛敎の外に有用の事多く載せたり、建治弘安の頃、異國より來る書簡は、東鑑には其書樣にはとばかりありて、其文は落たり、又外の記錄にも載せざるに、御書には悉く其文を載せたり、法然の選擇集よりは遙かに勝れる書也、是に依て見れば、學問の道はおほやけにならふべきことぞかし、佛書も神書も平假名草紙も澤山に見るこそよけれ、細川幽齋の、學問をせば乞食袋の樣にするがよしとの給ひし事、烏丸光廣卿の耳底記に書載せ給ひし、乞食袋にはよき物もあしき物も一つに取込て、入用に隨て取出す也、幽齋の如レ此の給ひしは、萬事の上に通じ最有がたき說ならずや」

○雍州府志　○山城名勝志

和學辨篠崎維章云、「雍州府志は、藝侯醫人黑川道祐が著したる書にて、大學頭藤原信篤序あり、山城名勝志は野々宮殿の集め給ひし書にて三十卷、外に地圖八枚あり、山城名跡志二十卷、此書にも信篤序あり、右の三部の中にて雍州府志は、明一統志の例にならうて編たれども、文字顚倒多き故、實を誤ること多し、名跡志は片假名にて書きたる書也、是も當時さしあたる事のみを記して、素人の爲には見よき書なれども、深く故實をしらんには益なき物也、たゞ明白に正統をあげたるは野々宮殿の名勝志也、素人はおもしろく思ふまじけれども、其採やう甚だ詳也、其引用ふる書凡千部ほどもあり、眞字假字片假字本書の通りに載せ給ひぬ、誠に至寶といひつべし」

○唐官鈔伊藤長胤撰　○唐官品圖伊藤長胤撰

唐官鈔伊藤長胤、自序云、「本朝之官階、專遵二唐家一而斟酌損益、以到二于今一、則學者不レ可レ不レ考二究其委一焉、予蚤歲嘗著二唐官品圖一、行二于世一」

○以呂波字考錄僧全長撰

和漢字名錄藤井常枝、凡例云、「和訓の假名遣は、我鄉の僧全長子の以呂波字考錄に諸書を引用して、粗假名遣を論じ、既に世に行はるといへども、先輩の是非を別たず、玉石混取の失多し」

○磨光韻鏡釋文雄撰

字彙莊嶽音釋文雄、序三浦衡興、云、「文雄上人、往年著二磨光韻鏡一」

○萬國全圖

江關筆談趙泰億、云、「青坪曰、大西洋是西域國名、歐羅巴、意多禮亞等國在二何方一耶、白石曰、貴邦無二萬國全圖一耶、南岡曰、有二古本一、而此等國多不レ載、白石曰、西洋者去二天竺國一猶且萬里、有二所謂大小西洋一、僕家藏有二圖一本一、可三以備二觀覽一焉、南岡曰、異日有レ所レ儲、毋レ慳二一示一、白石曰、第恨二其地名誌以二本邦俗字一、諸君難レ解二其圖一、義在二月令廣義一、圖書編等書一者印レ是、南岡曰、吾國無二此書一矣、明日白石送二一小圖一來曰、萬國全圖、原本二式一、有二地毬一、有二橫幅一、皆係二蕃字一、其字如二絲髮一、地名人物風俗土產盡備焉、利山人所レ刻六幅圖及月令廣義、天經或問、圖書編等所レ載、譯以二漢字一、略二記其梗概一而已、此小圖吾長崎港人所レ作、其編地

之法尤妙、只惜二圖小一、所レ載地名存二十一於千百一、且譯以二諺文一、恐諸君不レ可レ解、試使二對馬州譯人讀レ之可也、若其地球橫幅等原圖、則歐羅巴諸國所レ貢、數本藏在二祕府一、今僕之力不レ能レ使二諸公一一覩之一、亦可二以恨一也」

○童子問伊藤維禎撰　○論孟字義同

和韓唱和錄村上秀範、云、「棠、濟庵、貴國伊藤氏之童子問、論孟字義等書、一及二程朱之道一、則淺二解之一、頗僻、殆有レ甚二于象山陽明之徒一、未レ知貴國學者、獨無レ拒二楊墨之意一耶、答、鶴州、伊藤仁齋之駁二程朱一、不二只童子問論孟字義而已一、而闕齋子先二於仁齋一歿、門人絅齋盡辨レ之、歸二於一一是也、辨二王氏一者、馮眞白、陳清瀾辨レ之、可レ謂レ至矣、但斥レ之書有二一二一耳」

○辨道　○辨名　○論語徵　○大學解　○中庸解　○學則

和韓唱和錄村上秀範、云、「源東郭曰、夫六聖傳記者、我道之所レ寓、而禮義之府也、道者安二萬民一之術也、禮以制レ心、義以制レ事、夫心也者、操レ存舍レ亡、出入無レ時、無レ知二其所一レ嚮、故聖人制レ之以レ禮、蕩レ之以レ樂、夫事也者、一日萬機紛々多端、故制レ之以レ義、處レ之以レ中、夫禮義者聖人之所レ制、道之權衡也、或以爲二天理之節一、文人事レ之、宜者此自以二臆度一以作二爲權衡一者也、夫禮義、亦經二數千百年之實驗一、端二數十聖賢之智巧一、而後成者也、豈以二後人臆度之所レ得而作爲哉、易曰、形而上之謂レ道、形而下之謂レ器、道指二易道一而言レ之、非地古先聖王所下以治二天下一安中兆民上之道天也、器卽制レ器之器而非二氣之謂一也、或以爲理氣者經也、夫形而上者、一陰一陽、纔見二其象一者也、形而下者、已取二其象一以制レ器者也、物先生嘗著二辨道、辨名二篇及論語、學庸二解、學則等諸篇一、以具論レ之、諄々悉レ之」云々、

○童子問

和韓筆談薰風編山宮維深、云、「棠、雪樓、享保聘使洪黃諸公、今皆亡レ恙、曾聞下伊藤仁齋童子問成二書記一攜歸上、不レ知諸君亦見レ之否、復、海皐、洪黃諸公皆主二九原一成二書記一、亦爲二異物一、童子問嘗一見、而多悖二於經旨一、不レ足レ觀耳」

○庭訓往來　○童子教　○大日本史　○日本通鑑

和韓筆談薰風編山宮維深、云、「棠、雪樓、經國大典和學部載

庭訓往來、童子教等書目、此皆兎園策而已、如二六國史、懷風藻、經國集、及諸實錄律令等一、皆未レ傳二貴國一耶、吾邦水戶義公、以二一代雄才一撰二大日本史二百四十卷一、但以レ未二刊行一不二廣敷一人間一、復、濟庵、貴國之書出二來鄙邦一者絕少、日本通鑑卷帙頗多、而近來自譯所二出來一矣、水戶侯之二百卷史、未レ得二刊行一云、可レ恨」

○白鹿洞書院揭示集註 山崎嘉撰

和韓筆談薰風編 山宮維深、云、「稟、雪樓、松堂朴公有二白鹿洞規集解一、見二自省錄一、今尙存否、我闇齋先生亦有二此解一、不レ知得レ見否、復、矩軒、白鹿洞集解書尙有二藏弃者一、未二大行一于世一、闇齋之解無レ由二得見一以質二其說一、可レ恨」

○靖獻遺言

和韓筆談薰風編 山宮維深、云、「稟、雪樓、靖獻遺言、曾一觀否、已傳二貴國一否、復、濟庵、聞而未レ見レ之」

○讀詩要領　○孟子考證

和韓筆談薰風編 山宮維深、云、「稟、雪樓、深藏兄著二讀詩要領一、孟子考證一、公觀レ之否、復、矩軒、孟子考證、已來而日日忙擾、姑未レ掛レ眼、其他未レ得レ見レ之」

○骨度辨誤 山田正珍撰　○經穴解同

○經脈解同

桑韓筆語 山田正珍、云、「稟、圖南、靈樞經有二骨度篇一、所二以定一俞穴之分寸一也、故骨度一誤而俞穴亦誤、俞穴誤則害レ人也必矣、然諸家所レ註、異同不レ歸一、於レ是余著二此書一篇、名曰二骨度辨誤一、非二敢求一名于異邦一、伏願先生一覽之後、正二其所レ誤增一其不レ足者一、若有レ可レ采、乃冠二一語於卷首一、則豈唯趙璧哉、則有二經穴解、經脈解等一、而未二脫稿一、則難レ致二君之覽一、可レ恨、復、慕庵、如得二間暇一則一覽、後有レ焉耳、復、慕庵、數日不レ見、心以爲レ恨、惠二此來臨一、欣喜々々、公之所レ撰骨度論、深得二古人之骨一、可レ賀々々俺以二不才一敢序、心甚不レ安、稟、圖南、骨度辨誤之序多謝々々、夙志已遂、曷堪二雀躍一」

○祖徠文集　○春臺文集

桑韓筆語 山田正珍、云、「稟、圖南、○時龍淵讀二祖徠文集春臺文集一、故問レ之、祖徠之文章如何、春臺集之序、僕友人稻垣稗明所レ綴也、文辭如何、復、龍淵、祖徠文辭可レ謂二日東巨匠一、而學術大誤、春臺集及序、亦可レ謂二日東之巨擘一矣」

○童子問

問槎餘響 伊藤維典、云、「和二伊藤冠峯一、龍淵、靈襟不レ待二語言一通、松塵冷々見二古風一、莫レ學君家童子問、白茅黃葦誤二天東一、僕姓伊藤、故以二童子問一毀斥、余筆語中亦有レ斥二仁齋先生一、而言二陸王餘派實非二聖人之道一、是復以レ姓譏耳、或指二左道一、或指二陸王餘派一、要不レ知レ所二何謂一也、固非二僕所業一、未二必論辨一」

○內經探賾

仙槎筆談 橘元勳、云、「崇壽云、數昨元卓以レ書相問、投二示內經探賾一屬二其序文一、窃恐四荒拙無二以稱一其望一也、公近見二元公一耶、元勳云、元卓吾門下也、老來不レ懈二治療之役一、或拾二經語一有レ若二鈔集一、苟感二伏櫪一而賜二序言一、當レ堪二榮幸一耳、曩聞二簡足下之事一也、崇壽云、再昨構二元卓所レ託序文一、以呈レ之、公亦聞レ之耶、元勳云、未レ聞」

○辨道　○辨名

來庭集 松崎惟時、云、「徂徠何如、觀海、頗醇而似レ缺二的確一、濟庵、公讀二辨道、辨名一耶否、觀海、否、濟庵、今日攜來將レ奉二案下一、國禁不レ聽二輒傳一國人著述於隣國一、故託二堅師一、他日若賜二領收電覽一、則公亦恐許二徂徠千載一豪傑一、觀海、堅師是翠巖長老耶、濟庵、然、觀海、」

○玉壺吟草一卷、木下希聲撰

桑韓唱和壎篪集 瀨尾維賢、云、「稟二學士案下一、蘭皐、鄙什一卷名二玉壺吟草一、古風近體若干首、是皆下里巴歌耳、敢以備二電矚一、若或冠二數言於卷端一、則何賜當レ之、惟祈惟祈、青泉復二蘭皐座下一、僕見二足下之詩一、實非二今世等閑語一、序文必須二精思力書一以奉レ贊、今夜紛冗之際、恐未レ如レ意、已言二于雨森君一、必欲二從レ後書送一、彼意亦然、未レ知如何、再稟、蘭皐、拙稿序文、自レ此至二大坂一之間構出、則必傳二芳洲一、芳洲有レ信人也、請君勿レ吝二握裏之璧一爲レ感、青泉又復、吾已聽二芳洲言一、以二萬無二一虛疏一爲レ言」

○白石詩草一卷、新井君美撰

○瑞芝軒吟稿 島山撰

桑韓唱和壎篪集 瀨尾維賢、云、「稟二蘭皐子座前一、青泉、貴國讀レ書、音譯甚卑、似レ難二曉識一、是以諸文士倡和筆談、文理脈絡多有二不一可レ解者一、蓋坐二於聲律之未レ閑、此與二中國一遠故、其風奇自別、馬州雨森東、松浦儀二君子、其詩文固是絕才、今世之不レ易レ得也、見二其人皆習二漢音一、未レ見二足下一、而先得二仙人篇一、絕驚レ有二古調一、疑二其曉二漢音一、而及二見レ之聽二言語一、乃信レ然、又是非二當代之人一也、辛卯使行歸時、持二白石詩草一卷一示レ余、余歎二其音調婉朗有二中華之響一、今聞二其人不レ出見客一、無二以奉レ拜、甚恨々々、頃到二大坂一、有レ人傳二示瑞芝軒吟稿數卷一、曰、鳥山氏所レ作、其詩溫藉有レ味、其門生一人、力請二余爲レ序、不レ辭而爲レ之序一、方今淸製二序文一、遲緩構出、爲二云々一者、非下以二今夜草々一爲中難、深知二足下文可レ得二久在二人間一、僕所二以難一於蒼卒爲レ之、

復二青泉旅榻下一、爾皐、謹悉示二論諭一、深感二足下爲レ余傾レ心矣、白石子在二東都一、烏山生居二浪華一、余亦未二相見一、而其詩名恰如二斗山一、吾輩非レ所レ可レ敢窺知一也、今於二詩道一、古必尚二漢魏一、近體必盛レ唐、且慕二明王李等七子一、亦未下嘗學中大曆以來倣二西崑體一者所古爲矣、元瑞曰、詩歌之道、一盛二於漢一、再盛二於唐一、又再盛二於明一、余謂確論也、近有二一家一云、唐宋元白、宋唯蘇黃、明世諸子無レ足レ取、塗聽耳食、哀哉」

○杜律評叢　○瑞芝軒吟稿鳥山撰

桑韓唱和壎篪集瀨尾維賢云、「用拙云、呈二菊溪張君一杜律評叢、公又經二刻覽一否、青泉云、評叢曾未二見得一、頃呈二菊溪一而亦未レ及二搜閱一、不レ知二其誰人所レ評、而杜詩評論之語、不レ喜レ見、用拙云、是吾友人鶴溪者所レ撰、而搜二索群編一、洛湯東涯篤所兩先生序二于卷首一、青泉云、暫欲二得見一、公許否、用拙云、今宵猶留二此地一、則必呈二一本一、左右如何、青泉云、多謝多謝、而去留未レ可レ知、用拙云、公見二芝軒集一否、青泉云、我已見レ之、已有二序文一、用拙云、公文章讀得、如二其高序一未レ得レ見、青泉云、見二何書一、用拙云、公與二戶田生一書也」

○庶物類纂千卷、稻義撰

雞林唱和集瀨尾維賢云、「謹併二稟李東郭、洪鏡湖、嚴龍湖、南泛叟四先生案下一、若水、季冬極寒、恭惟尊侯起居萬福、慶事正畢、西轅反口、過二此都一、獲二復觀一賢人之光耀一、實慰二瞻望之誠一、修途跋涉、事務日繁、不レ當レ有レ煩レ聽、私自揆度、大方君子有二成人之美一、故輒有レ所二言不一レ顧、惟少留レ聽、義敝邦北藩加賀越中能登三州鎭主金澤侯小臣也、侯知二義有レ好二草木昆蟲之學一、乃命レ義撰二次庶物類纂一千卷一、皆係作二徵于華人紀載中一、而吾國所レ產者凡二千餘種一、自謂、盡二一生之精力一、以平二章群類一、網二羅百家之說一、斷以二耳目之親究一、然後作二此書一也、至二於其名一見二于往牒一、而本國未二之有一者、與二夫嘉木艷草奇禽怪獸玉石珍寶一、東方所二獨有一而不レ可レ考者一、則欲二別撰著一、其事洪大、亦非下旦夕所二能爲一者上、衰年多病、壽命不レ可レ期、恐有レ志而不レ能レ成耳、伏惟、諸老先生學問之廣博、文章之俊偉、冠二於一時一、而振二於東方一、義辱得レ通二於下風一、誠切二傾倒之念一、是以願得二賢人之一言一以壯二吾書一、且取二信于後世一也、東都室直清、昔年在二金澤一日、爲レ義敍二此書一、乃寓以呈、亦足レ見二其梗概一也、自二坂都一候レ風開レ洋、可二直抵一對馬一、舟中間暇、一爲下巨筆一、以敍二其大略一、託二雨森芳洲、松浦霞沼一來賜、誠使二破甄敝帚能增二九鼎之重一也、不

レ勝二願禱之至一、薄儀奉二寄左右一、深愧二輕洩一、聊表レ意而已、正德辛卯十二月、稻義再頓、答、鏡湖、雖レ欲レ副レ教、不レ可二等閑構出一、謹當二研思一、而恐不レ敢也、答、龍湖、此書所二纂集一、凡幾卷耶、觀二其立言命意一、與二古之埤一口雅相類、足下可レ謂二博雅之士一也、所レ託之辭不二敢當一、奈何、曰、若水、所レ纂一千卷、必賜二巨作一、勿以辭一、答、泛叟、足下所レ撰、觀二其大略一、卽書之大家也、非二僕腐儒之所一レ可レ議也、但足下積二此工夫一、必不レ行二之於一國一、行將レ傳二示於天下一、可レ賀々々、貴書之卒レ業已幾歲矣、想必刊二行於世一、一件全書可二以得一レ玩耶、曰、若水、敍文非レ君則不可也、必賜二巨作一、勿レ拒、答、泛叟、敍跋之文、卽文人學士之所レ居、如レ僕腐儒、安敢二二筆於大家之書一乎、於二足下一亦無二光幸一、勿レ強レ之也、曰、若水、千萬爲敢乞、惠來幸甚、東郭領レ之」

○大學新疏室直清撰

雞林唱和集瀨尾維賢云、「與二朝鮮國李製述一書、淺新、夫觀レ國者、於二城池宮闕之壯麗風俗之繁華一則末也、而於二山河之固形勝之雄一亦猶末也、古之善觀レ國者、惟於二其賢人君子之有無何如一爾、其如レ此、然後可レ謂二善觀者一矣、頃信使西來、獲二一拜二先生之規範一、識二韓御李不レ足レ喻二其口一也、惟恨方音稍異、語言不レ通、然觀二容貌之端秀一、議論之宏辯一、乃知二昭代之偉人一、東華之文章在二乎此一也、況同行之人士、皆彬々乎爲二道德仁義之人一、雖二足跡不レ能レ入二貴境一、亦足四以觀二其多二賢人君子一矣、豈惟觀二山河形勝與二宮闕城池苑囿府庫之巨麗一之比哉、禮幹自知、讀レ書不レ欲レ爲二世俗之學一、嘗師二事牧野成實字養潛者一受レ業焉、又有二室直清字師禮者一、先師所二畏友一也、先師每稱二師禮一云、文學德行不レ慚二古人一、乃命二禮幹一云、汝從二斯人一以終レ業焉、勿レ惰勿レ荒、吾雖レ死無レ憾也、遺訓存二乎耳一、常恐レ有レ忝二先師之命一也、養潛、師禮、以二明經道學一聞二於北州一、皆以レ講二伊洛之學一爲レ任、不レ喜二明儒新奇可レ駭之說一、弊邦亦有二好爲一レ論別立二門戶一者、師禮深以爲レ憂、自疏二四子之書一以授二門人一焉、禮幹輩先梓二大學新疏一、以行二于世一、聞貴國一崇二程朱之學一、不レ貴二異說一、私竊以爲二此疏一、有二或契一大賢君子之意一也、故欲二一質一諸左右一、師禮今徵在二東都一、道里遼遠、未レ遑二相聞一、不レ知二其意何如一也、然禮幹幸邂逅于儀館中一、得二自接一老先生之餘論一、慰二藉積日願見之意一、但恨二一別之後相去萬里一、風馬牛不二相及一、是以區々眷戀之意不レ能レ已、謹

敍二師門淵源一、卒獻二新疏一帙一、伏冀達二此意鏡湖龍湖泛叟三先生一、以致二一帙一、誠不レ堪二獻芹之至一、道途風霜、使節衝冒、伏祈二爲レ國自重一、不備、△芳洲謂レ余曰、大學新疏始看了、自是天下好書、可二珍重一、只恨二韓使東行前不レ贈レ之、韓人待二吾國學者一、徒以二詩賦一而已、若使三此書示在二東行之前一、則知三吾國有二若レ斯學者一矣、顧待二鳩巢一、必不レ以二詩人一也、是可レ惜、余答云、僕亦嚮有二此意一、恐レ觸二侵法憲一、所二以不一レ果也、使旆東指之後、與二稻若水一議二此事一、以爲二新疏一、一言不三以涉二國事一、當レ無レ所二諱避一焉、宜謀二二君一、任二其拒受一也、既得二傳達一、何幸如レ之、芳洲乞得一本一、余亦羈旅無三新本可一レ贈、乃取下自所二批點一一帙上寄レ之」

○東庵詩集 松井元規撰

雞林唱和集 瀨尾維賢云、「奉二呈李公學士一、東庵、不レ隔二雙邦萬里一、賒二交隣專使一、世相加、半年留在二蓬萊島一、此日榮歸二博望槎潭府一、無三緣聽二謦咳一、錦旌恆自仰二光華一、如三何輕致二登龍一、喜只要二瓊林一朵花一、啓、僕姓松井、名元規、字胡云、號二東庵一、居二于南都三笠山下一、自二早歲一而頗嗜二吟咏一、然身在二窮僻一、素乏二師承一、只倣二樵歌牧唱一耳、雖二雷門布鼓而實有一レ所レ愧、拙稿一帙攜來呈上、伏希一經二電覽一了、賜以二鼎言一、何賜似レ之、幸莫二靳教一、謹啓、奉レ次二東庵詞伯寄賜韵一、東郭、三笠幽居未レ覺レ賒、遞中音問忽相加、清新秀句唐人韵、浩蕩歸心泛二客槎一、苦竹叢深餘二簡雪一、小梅香動報二春華一、白頭鉛槧寸全退、誰道尖毫夢吐レ花、入二貴邦之境一、得二與諸名勝遊一、頗盡二新知之樂一、而獨未レ得下與二足下一盡上、人生一面亦有レ數耶、到二室津一獲レ奉二足下惠詩及華稿一、盥レ手展玩、牙頰生レ爽、已足二感荷一、而但審二足下放二於塵臼之外一、獨專二人世間清福一、令二人不一レ覺二健羨一、來韵謹二此步一、呈二略綴小序幷貴稿一、附呈領納幸甚、僕已浮レ海、足下亦高二臥雲林一、奉袂無レ便、臨レ紙悵恨」

○烟譜一卷、稻義撰

雞林唱和集 瀨尾維賢云、「咏二烟草一贈二東郭李先生一、若水、不佞性嗜二吸烟一、曾撰二烟譜一卷一、明人諸說頗能裒錄焉、只以レ缺二其詩一爲レ恨耳、故附二小詩一、敢請二四先生高和一、伏希莫レ吝二寶唾一、栽時只嫉落花雨、曝處還期明月天、彤管噴來雲幾片、回レ頭自訝是飛仙、和二若水咏烟草一韻、東郭、青烟吸處消二長夜一、紫竹橫時望二遠天一、便覺此中眞味在、採レ芝唉レ藥笑二群仙一、咏二烟草一贈二鏡湖洪公一、若水、茶苦甚清嫌二性冷一、酒甘雖レ美使二人狂一、風流

爭似二烟花好一、一種新芽味不レ常、奉レ謝三若水惠二烟草一韻、鏡湖、非レ茶非レ藥猶宜レ吸、嗜好無レ分二聖與レ狂、異草從來藏二海嶽一、猗儺瓊葉不二尋常一、詠二金絲烟一贈二龍湖嚴公一、若水、萬絲剪出綵金黃、氣味新成別種香、一吸消レ愁過二酒力一、何論炎帝未二曾嘗一、奉レ謝二若水詞伯惠レ烟韻一、龍湖、細切輕刀萬縷黃、吸來長竹氣薰香、誰知日域情朋在、分與三韓病客嘗一、咏二烟草一寄二贈泛叟南公一、若水、寄レ語秦王求レ藥使、海中何處問二蓬洲一、山人有二個返魂草一、一任二銷雲一囊裏收」

○南公在使相前故無和答 稻葉正信撰

○先達遺事 同

墨水一滴 稻葉正信、自序云、「余僻二居江左一、絕二人事一、形神寂寞、耳目不レ營、晞レ高慕レ古、作二先達遺事一、以寄邈焉、跨俗之心兼存、慨然經レ世之志焉」

○文章達德錄 ○同綱領

○惺窩文集

墨水一滴 稻葉正信云、「藤原肅、字斂夫、播州細河人、撰二文章達德錄及綱領若干卷一、林道春輯二其遺文一曰二惺窩文集一」

○岷峨集 釋雪村撰

墨水一滴 稻葉正信、云、「建仁寺大龍雪村、年十八入レ元、元人以爲二倭賊一、捕將レ斬レ之、友梅求二紙筆一、吏意二供狀一、乃授レ之、梅輒以下佛光所謂、乾坤無レ地卓二孤笻一、且喜人空法亦空、珍重大元三尺劒、電光影裏截二春風一、二十八字上爲レ韻、立作二頌二十八首一、詞語正整、字畫粲然、元人見而大奇レ之、扶二去之一、後元欲レ擊二日本一、使三梅爲二前導一、梅不レ從、怒遷二梅閩蜀一、遂住二翠微寺一、徧遊二蜀中一、故所レ著集名曰二岷峨集一」

○大燈國師行狀 ○同年譜

墨水一滴 稻葉正信、云、「紫野大燈國師、初爲二丐人一時、在二五條橋下一、有レ年矣、其門徒作二行狀年譜一、皆諱而無レ載、獨狂雲子宗順作レ贊曰、風飡露宿無二人犯一、第五橋邊十五年」

○大東世語 服部元喬撰

墨水一滴 稻葉正信、云、「紀先レ事而後レ文、事以傳二後世一、故文以レ紀、文雖レ功、而事之瑣々者、不レ紀而可也、本國儒者以二漢文一紀二倭事一、多不レ爲二花人肺腸一、故不レ足三以傳二異邦一也、儒者繫二於是懷恥一、慨以閱二手筆一、然事之出二乎奇絕一者、雖レ如二其文覆醅醬一、而足三以悚二動後世一者、豈可レ不レ紀レ之哉、意達而可也、如二名物度數一、

不レ通二異邦一亦不レ妨焉耳、唯業二文學一高二門戸一者、當二其錄一本國之事一、事之奇絶雖レ足三以悚二動後世一、而譯翻難レ入二華人之賜一者、捨而不レ載焉、是正先レ文而後レ事之過也、服部南郭大東世語、其文最奇巧、而大東世語豈啻此而已哉、蓋先レ文而後レ事、所謂以二彼文辭而已者一陋矣、誠如二周茂叔之言一、」

○本朝編年錄四十卷、羅山林子撰

○本朝通鑑二百三十卷、春齋林子撰

志學階梯末包文事、云、「正保年中大猷公林道春先生に命ありて、日本の史記を撰せしめらる、上二神武帝一より下二モ宇多帝一に至るまで五十九代、その年數千六百年の間の事を編せり、總て四十卷あり、本朝編年錄と名く、然ども猶未だ全備せざりしを以て、嚴有公その御志を繼がせ給ひ、再び春齋先生に命じてその跡を續しめ給ふ、新に執政に命じ、國史館建立の地面十五間の場を忍が岡に給ひ、編修館を立、則奉行には永井伊賀守大江尚庸を選む、按ずるに、永井家三萬二千石、居城今はらず、今の屋數は外櫻田と武鑑に記す、寛政十年聖堂再建の節、永井侯奉納石の手水鉢損候を、櫻の馬場側的場より掘出す、明曆二年丙午八月仲十日、從五位上大江姓永井氏尚庸と鐫附し、且つ銘あり、其文存するものの左のごとし、郭外羅山翁別□□□□□□配祀、則顏曾思孟也、比年□木余亦嚮儒風崇二聖敎一有レ時、寔是近世之盛擧也、頃日工刻レ石、以爲二盥盤漕一轉二諸手殿庭一、卿表二潔清之寸恍一銘曰、堅石巧彫刊、挽來供杏□日新レ心一洗、應二是擬一湯盤一、然れども翌酉年類燒せしに仍て、損じけるまゝ、捨埋になりけるにや、其外官吏あり、且書生筆者凡三十餘人に、九十五人扶持を給ひ、食堂をもうけその勞を助け給へり、又書庫を立て舊記を聚めしむ、是寛文四年の頃なり、春齋先生國史館の記に見ゆ、その編修の書前の本を合せ、續集提要共に二百三十卷、成就して獻上せられしかば、命ありてその名を改め、本朝通鑑と給へり、此本朝通鑑は林家の本にても公儀へ願ひ借用せし事にて、私に借用ならざる事、執政松平左近將監乘邑君藏書本朝通鑑の跋に見ゆ、」

○狼嘯錄三宅重固撰　○白雀同

志學階梯末包文事、云、「元祿七年甲戌三月十日、將軍忌侯阿部家也、の第に臨御し給ふ節、阿部侯の儒臣三宅尚齋論語を講せり、時に時服を給ひ、翌年五月渡御し給ふ頃も亦論語を講せしとぞ、此頃までは諸家何れも儒臣あり、此三十年程以前、或老人の噺けるに、前には總じて彼家には儒臣あり、名主田所平藏さへ、儒者の町内に居らるゝは一町の締になるとて、三輪善藏といふ儒生を町内へ招居て、夜々町内の者に講釋を聞かせしに、此時分までは町内に人寄の儀御尋の節、右之樣申上候に付、その通りにて御免ありし、その頃田所町名主平藏名高かりし故、今に平藏が名を知る人多し、扨寺社役仰附らるゝと、儒臣なき家は召抱候事必極りしが、近年はその事なしと物語りけるが、先年朝鮮人參候の節、先例にてその前に朝鮮人三使の名前を、月番の執政まで差出しけるに、請取披見終て、今度は兩人にて候やと申されける故、書附差上候通三人參候と答へければ、赤面して居られしとなり、推量にて讀しふりが却て恥となりけるとぞ、又或年寺院に爭論ありて、訴狀を寺社奉行所へ差出しけるに、此にては知れず、和文に認め差出し候やうに申渡されけるまゝ、その通りにして出しけれども、まゝ漢字漢語を用ひ候故にや、公用役兎角讀兼候て差支しとて、その寺院の僧笑ひけるとなん、文字のみは世の諺に、習はぬ經は讀ぬといふごとく、權力にも智慧にも及びがたし、却て下の侮り嘲りの心をひらき、上の德義を薄くするに聞ゆ、前車の覆は後車の戒めたる事を慮り給ふべし、唯一人の恥のみにあらず、後世への恥辱は上の恥辱となる事をしらず、學ばざるの誤なり、是故に在位の君子とて歷々たる人、その格式その衣服を著すれば、必その威儀の容あり、容あれば必その詞の恥しからず遂げべき事を云、その言を質にするに德を以てす、若その衣服を著てその容なく、容ありてもその詞非理にして遂げがたく、その詞は遂ても德なければ、君子是を恥とす、仍て君子は人に恥ぢ天を畏れて、言行德の三つを愼む、然ども學ばざればその德といふ事を會得しがたし、去ばその美服を著しても似合ざれば、詩人是を笑うて其服に稱ずといふは、小人の衣冠せしを誹りていへり、扨三宅尚齋は忍侯の嫡子に侍讀せしが、嫡子の御身持あしきを憂へ諫しかども、その諫を用ひ給はざる故、辭して去んとせしに、一度上へ御目通せしものなれば、暇を遣す事を憚り給ひけるにや、忍へ遣し押込らるゝ事三年なり、尚齋少の竹を得てそれをかみ碎きて筆とし、釘にて血を抉り出し、紙を乞て狼嘯錄三冊幷白雀二卷、皆血を以て編集せり、後暇を給ふ故、東都に出て敎授せしとなり、その血書二通りともに下谷二丁町御勘定山岡君安兵衞の所にありといふ、尚齋は實に豪傑の徒なり、」

○板倉政要錄

志學階梯末包文事、云、「昔板倉周防侯の父伊賀侯に、將軍その跡役を問せ給ふ時、私悴周防守より外無レ之と御

請申上られ、則その通り仰附られしに、父伊賀侯に劣り給はず、今に板倉政要錄といふ本ありて、大抵その御器量見ゆ、今に至るまで人擧て稱美せざるものなし」

○仁風一覽

志學階梯末包文事、自註云、「仁風一覽といふ書にて見れば、享保十七子年、西國中國五畿內大凶事の事あり、右仁風一覽は、その頃寺院百姓町人皆夫食を出せし人の姓名を記す、二冊あり、紙四百枚計、但國所名のみをしるす」

○會津孝子傳五卷

志學階梯末包文事、云、「先き頃孝子忠臣奇特のものあれば書き候やう一統御觸ありし節、會津家よりは年々書き留置れし忠孝なるもの、姓名夥敷書物に認め、早速差出せしとぞ、厚き御家風といふべし、今世に會津孝子傳といふ書五卷あり、見るべし、昔し版行せし本あり」

○大學和解

志學階梯末包文事、云、「何れの御代にや、御臺樣ゟ大學の和解仕差上候やうに、その頃の林家ゟ仰附られ、平假名にて註釋し差上らる、その大學の書寫本にて、今もたま〳〵所持のものあり」

○比賣鑑十卷、仲村欽撰

志學階梯末包文事、云、「我國の學者中村惕齋著す所の比賣鑑と名附る假名本、十卷ばかりあり、婦人女子の見べき書也」

○本朝通鑑

志學階梯末包文事、云、「國史館記、孔子曰、夏禮吾能言ㇾ之、杞不ㇾ足ㇾ徵也、殷禮吾能言ㇾ之、宋不ㇾ足ㇾ徵也、以二夫子之大聖一而文獻不ㇾ足ㇾ則、其言ㇾ之如ㇾ此、子長紀二夏殷之事一、比二周秦一則不ㇾ詳者宜哉、孟堅蔚宗詳記二一代事一、陳壽以下歷史皆然、有二徵ㇾ之者一也、本朝置二國史一、始二於履中天皇一、蓋夫上世之事備矣、蘇氏之亂舊籍罹ㇾ災、故舍人皇子撰二日本紀一、載二四十一代事一、其際詳略相雜、是亦猶有ㇾ不ㇾ足ㇾ徵ㇾ之乎、其後繼繩良房基經時平數公所ㇾ紀、所ㇾ錄詳而盡矣、乃其有二徵ㇾ之者一乎、寬平延喜以後、國史寥々無ㇾ聞、而才子亦與ㇾ世相衰、何以徵ㇾ之矣、恭惟先大君大猷公一二統闔國一、致二太平一之暇、命二我先人羅山子一修二本朝編年錄一、自二神武一至二宇多一五十九代、刪ㇾ繁取ㇾ要、勒爲二四十卷一、其中桓武

末年大同弘仁天長四代正史闕如、且寬平無ㇾ紀、太勞二考索一、時遇二國衰一而閣ㇾ筆歷ㇾ歲、先人亦逝矣、其不ㇾ成ㇾ功者惜哉、方今大君幕下治教濟美、繼ㇾ志述ㇾ事之餘、辱命二徵臣一續二前錄之迹一、錄二昌泰延喜以來之事一、嗚呼考ㇾ事則無二文獻之徵一、顧ㇾ身則無二良史之才一、何以傳二家風一、堪二重任一哉、苟勵二精衞塡海之志一、惟懼ㇾ有二蚍蜉撼樹之嘲一、既而國老殿橋羽林源忠清、左拾遺阿部忠秋、小田原拾遺越智正則、和州太守源廣之承二台命一、擇二伊州太守大江尙庸一奉二行其事一、而以二別墅忍岡崇先聖殿一、故相攸畫ㇾ地、向ㇾ南竝ㇾ西、新營二長寮十五步一、以爲二編修場一、官吏松信重等監ㇾ之、使二臣二男門人書生筆吏三十餘輩一、以總二裁之一、各賜二月俸日支一、且建二藏書庫一、以聚二舊記一、造二庖廚一、以設二餘食一、重降二官命一、改二先人所ㇾ錄之名一、併下今所ㇾ欲二續修一者上、賜二本朝通鑑之號一、以二臣拙才一蒙二此褒榮一、肯堂之業、稽古之力、可ㇾ謂二幸之幸一也、司馬君實者希世之賢才、而資治通鑑者百世之炯戒、左氏以來無二比肩者一、今臣所ㇾ修同二其名一、非ㇾ無二僭踰之慮一、然官事無ㇾ暇、敎命惟重、臣何不ㇾ竭二精力於此一哉、儻幸不ㇾ死而終ㇾ編、則官庫之餘光而先人之積慶乎、古者諸侯各有二國史一、況夫奉二敎命一而紀二延喜以後七百年來之治亂興廢一、則號二此長寮一可ㇾ謂二國史館一乎、乃知官家文德之流行、如二風行一天上一、則群國傳二聞此盛擧一、而遺言殘篇置郵來輸、聊有二徵ㇾ之者一、而編修功成、則館名亦不ㇾ虛也、若夫積ㇾ字成ㇾ書、累ㇾ言成ㇾ章、積ㇾ章累ㇾ篇、以成二卷帙一、譬猶二沙長爲一ㇾ巖、一簣爲一ㇾ山乎、然則今日之起ㇾ筆者、他年竟宴之端乎、預ㇾ事群輩勉ㇾ旃、君子之行、積ㇾ小以高大者、此之謂也、寬文四年甲辰十一月朔旦記」、又云、「新寫本朝通鑑跋、本朝通鑑之書、寬文年中編輯終ㇾ功、錄上二諸官府一、又寫二一部一藏二于日光山一、其草本一部祕二於林氏許一、延寶年中政府僉議、欲ㇾ鏤ㇾ梓、有ㇾ故而不ㇾ果、元祿年中會津中將奏請、借二林氏本一覽ㇾ之、其不ㇾ能二容易見一ㇾ之者可ㇾ知矣、享保乙巳之年、予亦奏請、借二林氏本一覽ㇾ之、公務之暇、至二戊申之年一而畢、予按、是希世之史也、若不二謄寫一而有二池魚之災一、則雖ㇾ噬ㇾ臍不ㇾ及耳、於ㇾ是甲寅之夏、奏下請可ㇾ寫二林氏本一之事上、有ㇾ命肯ㇾ之、乃使二家臣數人謄寫一、及二今年一謄寫成矣、可ㇾ謂二吾家之寶一也、又按、吾家之寶、不ㇾ忍二獨祕一ㇾ之、與ㇾ衆共見ㇾ之者、是予之所ㇾ欲也、若有下親切乞ㇾ傳二寫之一者上、予奏ㇾ之借二我本一、是又予之所ㇾ欲也、然則此書布二於天

下、徵二於後世一者、予庶幾焉、寛保元年辛酉春二月、執政拾遺源乘邑識、左中佐倉城主松平左近將監侯家藏本跋」

○大明律譯解 榊原玄輔撰

停雲集 新井君美、云、「榊原玄輔、字希翊、泉州人、其先伊賀州下山氏也、幼爲二外父所一レ養、因冒二榊原氏一、初游二學京師一、受二業錦里門人一、居數年、隨二外父一而東、始見二木先生於都下一、爲二先生所一レ器稱一、未レ幾應二南澗辟一、其學博綜、旁通二星曆五行數術之說一、以二經濟一自任、嘗蒙二府命一、以撰二大明律譯解一、其他著作亦多、兼工二篆隸一、寶永丙戌春正月年五十一而歿」

○喚起漫草 南部景衡撰

停雲集 新井君美、云、「南部景衡、字思聰、長崎人、本姓小野、少孤、爲二業師南部子壽所一レ子畜、因冒二平姓一、蓋南部氏越之長尾氏族也云、少學二詩於閩人黃公溥、杭人謝叔一、且爲二二子所一レ稱焉、及二子壽應二菅侯之聘於越中一、因レ命從學、築之省庵先生、學既通而東、子壽既歿、菅侯命嗣二其後一、後去寓二于東武一、修二弟子禮一、事二恭靖先生一、以下先生與二安先生一同學故也、居二三年一、菅侯屢召、乃還、正德壬辰春三月客二死於越中一、年五十五、爲レ人溫恭篤謹、精二通經史一、文材富贍、身既多病、自撰二詩六百九十四首一、文四十四篇一、曰二喚起漫草一、有二子三人一、皆有二材名一、相次而死、其長則國華也」

○艷詞 藤原隆信撰

幽遠隨筆 入江昌喜、に艷詞を引き、自註云、「藤原隆信作」

○鴉鷺物語 一條禪閤撰

幽遠隨筆 入江昌喜、に鴉鷺物語を引き、自註云、「一禪御作」

○二書一卷

幽遠隨筆 入江昌喜、云、「半時庵淡々が二書一卷と號して、門人傳授大祕とする書に、中略、其二書一卷と稱するもの、淡々が著述にあらず、芭蕉の遺書とておりく見あたり侍る、是芭蕉の書なり、予いはく、芭蕉にても非は非なり、されど芭蕉これほどの事を辨へぬ事もあるまじ、淡々芭蕉が名をかり、祕として門人に傳へたるか、しからば實に芭蕉が不幸といふべし」

○長明發心集

幽遠隨筆 入江昌喜、云、「長明の發心集はたゞしき書と見えて、其序文は扶桑拾葉集にも入れられたり、しかるに發心集に玄賓僧都遁世の事を書ける所に云、此事は物がたりにも書て侍るとなん、人のほのぐ〳〵語りし計を書ける也、又續古今の歌に、山田もるそうづの身

こそかなしけれ秋はてぬればとふ人もなし、これも彼玄敏のうたと申侍り、雲風のごとくさすらへ行ければ、田など守る時もありけるにこそと云々、愚按に、この續古今の歌と書ける事不審也、長明は久壽元年甲戌に生れ、建保四年丙子六月八日に寂すと見えたり、續古今集は文永二年十二月廿六日奏覽云々、しかれば長明死後五十年計後の集也、如何」

○野守鏡 有房卿撰

幽遠隨筆 入江昌喜、に野守鏡を引き、自註云、「有房卿作」

○都土產 僧宗久撰

幽遠隨筆 入江昌喜、云、「僧宗久者、平吉氏、筑紫人也、都土產者、至二奧松島一自記也、普光園基良卿讀レ之、嗟嘆之餘、加二之跋尾一、所レ詠和歌見二于新拾遺而下三代之撰集一、都土產出二扶桑拾葉集一、」

○三十六人家集

幽遠隨筆 入江昌喜、云、「或人云、三十六人家集はうたがはしき書也といふ者あり、如何、予云、定家卿詠歌大概にも、三十六人家集常に學ぶべき由あり、又いづれの集にか忘れたり、撰集のことば書にも、此家集の事書きたり、疑はしき書にはあらざるべし」

○辨名　○辨道

○學則

清詩選 坂倉之輔、序 梁田邦美、云、「予於二諺老一有レ可二竊怪一者二上焉、其所レ著辨名、辨道、學則等書、論二上下千百載之學一、未二嘗一言及二納蘭成德經解一、」

○類柑集 寶晉子撰

杜三楊諧文集 杜三楊、序 梁田邦美、云、「東都寶晉子諧歌、海內無雙、又能屬二諧文一、所レ著類柑集行二于世一、惜乎人亡琴存、寥々乎無二復聞一矣」

○徒然草　○擧白集

杜三楊諧文集 杜三楊、序 梁田邦美、云、「我東人假二女字一寫二男腸一者、徒然草爲二其最一、而擧白集殿レ之、皆以二源語枕草一爲二藍本一、而潤二色之一、未二嘗聞二俳諧焉者一也」

○烈士報讐錄 三宅緝明撰

蛻巖集後編 梁田邦美、云、「美嘗讀二三宅博士烈士報讐錄一、四十六名各有二小傳一、而潮田氏事跡寥乎無レ聞、今也幸得二其爲一レ人、是不レ可二以不一レ傳焉、於レ是乎紀二其實一以補二前史之闕一、」

○節用集 五井禪休撰

蛻巖集後編 梁田邦美、云、「五井禪休善レ書、有二材學一、從二尊長

親王ニ得ニ筆法一、乃著ニ節用集一部一、又自書行ニ於世一」

○蛻巖集（梁田邦美撰）

蛻巖集後編（梁田邦美）云、「美於ニ文章一、初而游間爲レ祟、後而困寨乎、衣食不レ得レ俛焉下、惟握ニ管諷咏一、有ニ謳之文一、有ニ時而作一、若ニ論序一則僅々矣、及レ入レ播、唯旦夕執ニ經語一、仁義之務悟無ニ他事一、又歲捐レ俸釀レ金以購レ書、雖ニ殘編畸册一、固不レ足レ賞也一、而較ニ諸前日空篋一、不レ爲レ不レ富矣、於レ是乎讀而思、思而筆、諷咏與ニ論序一、日新又日新而不レ懈焉、乃輯ニ拙稿一爲ニ八卷一、命レ之曰ニ蛻巖集一、會東都祕監柱公賜ニ之序一、遂上梓、亦皆主恩懇渥之所レ致、非ニ區々所ニ得而獨成一也」

○東郭集

蛻巖集後編（梁田邦美）云、「復ニ源子行一、披緘捧誦未レ畢、而知下足下江東人、又爲中僕舊識法霖師之族弟上也、武昌固蓴鱸之士矣、而霖公於ニ莫逆一爲ニ第一忽焉念ニ昔時一、社中事宛如ニ昨日一、敢不ニ悵然一、承ニ東郭集既成一、屬ニ僕序一、方今奎祥編炤、世不レ乏レ人、矧又蘭簿之彥、絳帳之雋、必有ニ聲氣相應者一矣、而卑レ辭崇レ禮、眷々乎命レ僕、何居ニ豈非ニ霖公文章之靈一、授ニ足下一以ニ不朽壽一、諸梓且屬ニ僕序一、欲レ了ニ三生之緣一也、雖レ然狗馬之齒幾八十、羸憊日甚、不レ能ニ快揮一、如ニ椽以廁ニ於鄒牧之末一焉、今睹ニ集目一、諸體悉備、揣必玉振鼓金、至レ斗而冕焉、以ニ瓦石一可乎、假令霖公尚存、慫慂再四、亦不ニ敢諾決一矣、恕亮是希、賢胤子登有レ詩、見レ貺兼レ簡、賤息鄙頭角嶄然、可レ謂ニ夙慧一哉、鄙也韜鈐化爲ニ縫腋一、爵不レ爵蛤不レ蛤、良可レ報ニ己父子一、各味ニ原韻一答謝、再復ニ源子行一、美所ニ以不レ肯レ作ニ東郭集序一者亡レ他焉、以耄失無ニ能爲一也、已前答既悉矣、今復何言、然審ニ再喻一、若レ曰下美藐ニ足下一爲ニ不レ足ニ與共言一、陽遜讓而陰忌辟焉者、不レ知ニ何以致ニ斯嫌一也、夫遜讓禮之質、士君子之庸行也、奚足レ怪、大丈夫友ニ天下之士一、其心恢廓、毫無ニ挾匿一、彼賢邪則從而象レ之、不ニ賢邪一則誘而翼レ之、胡以ニ忌辟如ニ女兒一爲レ度、足下不レ敢ニ逆憶以揣ニ摩人腹中一、其實欲レ使ニ美不レ得レ分ニ疏其嫌一、乃肯作レ序而不レ辭焉爾、美性率直、居恆與レ人交、凡事可レ諾則諾、否則止、不ニ苟曲レ己以媚レ人一、不レ然豈爲ニ足下一客ニ一諾一哉、顧古今文集序、有下所ニ以作レ之道四上焉、師命ニ弟子一也、弟子請レ師也、朋友知ニ己之相屬一也、未ニ相識一而託ニ高名一、以定レ價也、大抵不レ出ニ之四者一、今焉足下於レ美、非レ有ニ函丈之親一、斷金之契一、而一旦卒爾求レ我、亦唯玄晏、我之圖矍鑠、我錦繡珠璣、我懇祈弗レ措、是何可レ當也、所ニ以不ニ敢諾一、以レ此世有レ喜爲レ人談ニ詞藻一得ニ一小題一、輒不レ問ニ其可否一、欣然揮レ管者、在ニ青衿子弟一、則可ニ美弗一爲レ之矣、極知執レ之、甚不レ副ニ盛意一、再恕爲レ幸」

○經國集

蛻巖集後編（梁田邦美）云、「跋ニ經國集一、經國集二十卷、淳和帝天長初、敕ニ中納言良峯安世一、東宮學士滋野貞主等一所レ撰、美嘗聞ニ其名一、未レ見ニ其書一、泉州堺府醫人竹田圓蓮氏家有ニ三卷一、相傳祖先所レ藏、僅存ニ畸册一云、其書字多脫誤、或不レ可レ句、請ニ美校訂一、因竊謂、大抵近今碩彥譏ニ文粹一、懷風藻等諸集一、以爲ニ詩稗而俗一、文驪而弱一、東習攸レ薰、不レ足レ觀也、其然々々、雖レ然凡文章又與ニ世運一相干涉一、一代變ニ一代一、不ニ必係ニ其才不才一也久矣、異域且然、況於ニ本邦一乎、抑千歲之下、使ニ人景仰贊美不レ可レ企者、在下於先王尚ニ古文一之治上而已、亡レ論ニ博士家公卿以下百官一、頗通ニ經史議判表疏一、各修レ辭而不レ倍、故朝廷以ニ道藝一名者、綿焉不レ絕、遂迨ニ乎寬平延喜間一、有ニ菅江二名公出一、而後文敎布ニ乎海內一矣、蓋亦聿德之風化哉、惜夫熊虎秉レ柄、文露易レ晞、一以ニ刀槍弓銃一爲ニ本事一、甚者目不レ識レ丁、與蚩々乎、三家村之說無ニ以異一也、方今奎光煥發、霸政文明、小大藩士暨士大夫、染ニ指詩書一者、稍々見矣、所レ憾經濟之權、猶尚一歸ニ武人俗吏一、雖ニ儒有下明レ體、適用上其善一、可ニ以爲レ寶者一、亦唯掌故說書之務、不レ免下與ニ方技一同上伍焉爾、當ニ是時一、烏得下經國大業不朽盛事、奉レ敕輯錄、能選ニ其人一、果若中玆編上乎、嗟乎青衿生卽不レ肯、慨然有レ感ニ乎斯一、則投レ筆而起、挽ニ五石一舞ニ丈八一可也、何以螢雪焉」

○片玉集二卷（梁田邦美撰）　○蛻巖集前編八卷、同

○同後編八卷、同　○容問書三卷、同

蛻巖府君行述（梁田邦彥撰）云、「府君字景鸞、諱邦美、初諱邦彥、產ニ于武州一、嘗讀ニ明輿志一、覽ニ武夷山中換骨巖、石室前有ニ仙蛻函一、以ニ武州一縞擬ニ武夷一、因自號ニ蛻巖一、藤姓、梁田氏、上祖嘗居ニ下毛州梁田邑一、乃代因レ地爲レ氏云、府君小字新六、生九歲、從ニ處士大橋生一受ニ讀孝經小學一、十一歲被レ髮、爲ニ儒生一、更稱ニ元叔一、同仲父毅齋先生、爲ニ太史人見鶴山先生門人一、元祿辛未府君年二十、以ニ儒業一于ニ北雄鎭一居三年、禮待稍衰、輒致レ爲レ臣去、束髮稱ニ才右衛門一、與ニ仲父毅齋先生一俱講ニ書

都下、以二東修一爲レ產、丁丑年爲二加納侯所レ辟、以二文學一備二顧問一、得二月俸三十口一、遂扈如二加納一、寶永丙戌謝レ病而去、府君少時作レ文、不レ過レ應二一時之請一、非二有レ意爲一レ文者一、文若詩或罹レ災、或從二人採去一、脫レ稿卽散失、故赤石以前諸作存者十一二焉、晩節益不レ事二纂述一、恆言、世儒有二作爲一、於二道無一レ可レ尊、於レ文無レ可レ觀之書一、恬然放二榜坊間一、以二某先生著一大書、釣レ名偷レ譽、以求レ售者、有道之士恥レ之、余亦恥レ之、寬保身不肖輯二錄府君之文一成レ編、乃圖授二剞劂氏一、以公二於四方一、敢告二府君一、府君不レ肯曰、凡物罕則貴、夥則賤、卿雲景星、以二晨夕一覬仰レ之、蘭時桂苑、遠嗅レ之馥郁、天香近レ之厭心生焉、而況玆編乎、苟一出則流二臭於海內一、不レ如藏二篋笥一遺二諸雲一、仍三請而後徐曰、聲聞過レ情、君子恥レ之、觀二玆編一者、是二其是一非二其非一、瑕瑜不二苟相掩一、墨抹以銖レ之、朱圈以冕レ之、能使二我情暴一于四方一、則罪我者知レ我也、何問二聲價損不損一、聽二汝請一亦無二不可一也、文集於レ是乎始上レ梓、寬延己巳冬、請レ老被レ髮、稱二蛻翁一唯文籍之娛、暇則哦二諸句一遣レ興、曰、少與二諸人其角嵐雪等一交、染二指蕉家之諧一、蓋有韻國雅之工、猶有レ不レ可レ象二之景情一、而諧乃不レ然、能鑄二俗于雅一、轉二腐于新一、亦一種風流、可レ謂二奎壁之餘彩一哉、府君歿後、彙二其和歌諧句及和文諧文一爲二二卷一、題曰二片玉集一、亦是府君文氣之餘彩也、府君寬文十二年壬子正月廿四日子時生二於武州江戶神田一、寶曆七年丁丑七月十七日酉時卒二於本邑赤石南郭一、得レ壽八十有六、葬二中莊本立寺先塋八之兆右一、法諡曰二浦月庵郭然蛻巖一、所レ著蛻巖集前後編十六卷、答問書三卷、行二於世一、」

○口傳鈔　○雜事鈔

○深窓祕鈔　○房通公裝束鈔

○永慶卿裝束鈔　○拾禁鈔

○要領鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「口傳鈔、雜事鈔、深窓祕鈔等如何御覽被レ成候哉、全く以て裝束の家業にて、覺書同樣のものと見え申候、中々飾鈔以下物具鈔等へは相並び候書には無二御座一候樣に奉レ存候、野夫流儀の衣文の雜色に相加候へども、一覽の度々に汗背の儀に御座候、夫を嗜うつし候は、全く右の書を信じ候には無二御座一候、田舍衣文者が裝束鈔を見る事無レ之族、右の書共を本所の祕書として、金玉の說と存候を制止しがたく候まゝ相用置申候、もし誤りを知る人あらん時は、右書共を罪人となし候心也、此外に世に房通公裝束鈔と云ひ、又は永慶卿裝束鈔と申一冊有レ之、是は全く俗書也、御覽も被レ成候はゞ、（大竹正敬にかし置申候、御覽候はゞ可レ被二仰下一候、）鶴翁の拾禁鈔、要領鈔は大きに愚案の書に御座候、要領鈔には少しは僻言も見え申候へども、右の書より見申候へば規律正しき撰にて御座候、右一則は木を食ふ蟲は木中に生じ、獅子の身中の蟲と御下墨も可レ被レ成候へ共、此間與レ風入二御覽一候右二書、あまり疎妄なる形狀故、不レ顧二賢慮一申候也、謹言、水無月七日、嘉樹」

○達幸故實鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「名月鈔壺井義知譯を、其門人聞書したる書あり、其書に引書の題號皆あて字に書きたり、其引書の中にタツコウ記と云ふ書あり、如レ此假名にて書きたり、又達公記共書き、又達卷記とも書きたり、皆あて字なるべし、本字は如何、△達幸故實鈔本字にて、此書殘缺の由、不佞第三の上卷一冊祕藏仕候、最筆料に寫させ、校合もなき本、御好本には無二御座一候へども、御覽も可レ被レ成候はゞ可レ入二御覽一候、京師にて廣橋黃門の御本をうつし置る也、」

○桂藁記

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「名月鈔壺井義知譯を其門人聞書きしたる書あり、其書に引書の題號みなあて字にて書きたり、其引書の中に、桂藁記、菅家の記錄とあり、藁の字は蓼歟、如何、△桂蓼記御勘考のごとくに候はんか、最不覺悟にて御座候、」

○考運會

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「年號の儀は別に考運會と申書御座候由、文章家にて祕書の由、滋野井家にも御藏本無レ之由承候、」

○新野問答

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「白石の問によりて野々宮殿の答書有レ之、うつし持て候、その答の中には、取がたき事も間々見え候、公家の人々の說也とてことゞくは信じがたき事候、公家にしばられずして古書を廣く見るにしかずと存候、以上、（貞丈、）△野々宮定基卿は有識堪能の事候へば、御答定て佳說のみと奉レ存候、（嘉樹、）」

○南海治亂記

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「治亂記跋文、南海治亂は讚州の故士に植松左衞門尉資信、三谷廣兵衞尉景近、片山

是右衞門尉久則と云ふ者あり、皆永祿元龜の產にして、天正年中の亂を能く知れり云々、彼老翁來會して夜話の時は、必傍に停て其說を聞云々、寛文三年癸卯春三月上弦香西成資稿ニ讚州府ニして、治亂記細川家の事跡多し、細川家も香西の家譜見え申候、見聞事記と同樣の書と御座候、」（香西は細川家の舊臣にて候）

○中國太平記

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「中國太平記と云ふ書は、毛利家元祖より元就、輝元、其外小早川、吉川等の事跡詳に記したる書の由、全部二十卌有レ之由、作者誰人の作と云ふ事存不レ申、其書には作者の名記しあるべくか、南海治亂記より出たるや、大久保氏御賴被レ遊候はゞ知れ可レ申候、」

○室町殿日記猶村長敎撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「室町殿日記、平がな物、猶村長敎撰、萬松院殿の末より光源院殿幷秀吉時代までの物語也、」

○本草啓蒙小野蘭山撰

本草啓蒙名疏小野職孝序源弘賢云、「蘭山翁精ニ於物產ニ、其學合ニ幷華夷ニ、達ニ觀上下ニ、其辨レ物也、引證萬有、出ニ入經史百子ニ、其所レ稱說、皆可レ據而可レ法、余甚歎ニ慕之ニ、翁嚮者著ニ本草啓蒙ニ行ニ于世ニ、」

○日本書紀通證三十五卷、谷川士清撰

倭訓栞谷川士清凡例云、「予さきに日本書紀通證を著述し、神道のおほむね、故實のあらまし、事により類にふれて書あらはしぬ、」

○新撰字鏡

倭訓栞谷川士清云、「新撰字鏡に、訓のみを擧て音義を闕たる字多し、今の韻書に求得ざるものも居多也、たまたま韻書に收めたるも、義と訓と齟齬せるもあり、されば石積が新字、肥人書の類にもあらず、」

○日本紀

倭訓栞谷川士清云、「日本紀の印本に、字の四週に圈點せるものは、和語の四聲なり、されど全備ならず、訛謬もまた多し、」

○瀉鏡集天中庵玄志撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「瀉鏡集、天中庵玄志著、」

○保元平治物語

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「大和國多武峯に公喩僧正、（一本には源喩僧正とあり、）といふ者あり、保元平治物語を作り出す、其後勘解由小路烏丸久兒若といふ因緣舞の上手、かの

二書を乞ひ求め、曲節をつけて、大納言藤原經實卿の許にて申けるを、經實二條院に奏聞せられければ、久兒若を權太夫とあらためさせ給へりとなり、（旅宿問答、）一說に保元平治物語は、盛衰記の作者葉室時長が作とあれども、盛衰記とは文法大に異なれば、右の說是ならんか、」

○馬方百首大坪慶秀撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「馬方百首は大坪式部大輔慶秀の散詠也、慶秀始の名は村上隼人、（信濃國在名也、）故有て常陸國鹿島に住す、男子を生ず、則在名を呼で鹿島孫三郎慶秀といふ、慶秀本國信濃國へ歸て小笠原殿を師として、高麗目錄馬藝を傳授、乘馬甚だ堪能也、鹿島孫三郎と云ひし時、相傳の者は鹿島流と稱す、壯年の後村上左京亮と改む、永祿の比三河國岡崎の內大坪と云ふ處に住す、大坪式部大輔慶秀と改名す、入道して道禪と云ふ、貞丈云、父も慶秀と云ひ子も慶秀と云ふよし不審なり、書誤り歟、」

○扶桑見聞私記須磨不音撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「見聞私記、須磨不音作、二階堂才兵衞は阿部豐後守家士也、浪人して須磨不音と改めたると也不音が弟を衞守と云ふ、岡田將監家士也、」

○諫徵記加藤安仙伴

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「諫徵記、加藤安仙作、此者水野監物家士也、後浪人、安仙が子虎の御門藤堂家の家士也、」

○錦芥鈔朝倉景衡撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈に錦芥鈔を引き、自註云、「朝倉孫右衞門日下部景衡著、」

○老人雜話江村

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「老人雜話と云ふ書は、江村專齋名宗具と云ふ人の談を、其子の記したる也、專齋は醫を業とす、始め加藤肥後守に仕へ、後に森美作守に仕ふ、永祿八年光源院沒落の年に生れ、寬文四年六月歿、行年百歲、」

群書備考卷之十

○保元平治物語

安齋隨筆後集(伊勢貞丈)云、「保元平治物語作者の事、旅宿問答に云、玄問て云、扨舞々は何頃のものにて候哉、夫答て云、傳承るに、今の舞々と申もの、世間を往來する聲聞士が佛菩薩の因緣を唱、人を勸むる學の、源平以後兩家不レ合を作て是を唱、人の心を唱へ、人の心を慰る、是今の舞々也、或說には、多武峯に源喩僧正とて宏才有智の貴僧御座に、此僧正保元平治源義賢與二義平一一亂を作出し給ふ、實是聞事也、然るを勸解由の小路烏丸久兒若といふ因緣舞の上手あり、此久兒若は五條の橋邊雲若より捨子といふ說もあり、また北野へ化生したる童といふ儀も有レ之、如何樣權化の者也、朝夕佛菩薩の因緣を舞ひて叡慮を慰め、雲の上にして送二日月一、彼久兒若この曲を聞及び、登二多武峯一源喩僧正に彼雙紙を申給はり、種々の曲節を附先大納言藤原經實卿にて申ば、經實主上の內祖父なり、經實卿天奏す、二條院(諱守仁)有二御感一、位權大夫申す、是も二條院の御宇に、樂の前と云ふ內裏の女房あり、十二の依樂老に得二其名一、宿習難レ遁、猿來て結レ契、男一人生、此子面猿、五體は人也、最上利根にして聞二一字一覺二十字一、受二一度一不レ聞二二度一、就中物學をする事を得たり、仍久兒若禁中にして舞を申す時には、其ホク(本ノマヽ)理聞ては立て其體を學ばる、稀代の不思議の者なれば、所詮それ〴〵の面を懸て可レ躍、面を被り恆々朝廷にて躍り豪二叡感一、されば父母の一字をかたどり、其名を猿樂と申す、されば猿樂をば庭の者、舞舞をば緣の者と申是也」

○旅宿問答

安齋隨筆後集(伊勢貞丈)云、「旅宿問答は、武藏國波樂郡別府鄕の住人彥右衞門と云ふ神職の大夫と、上總國萩原行願寺天台宗の住僧心玄と云ふ僧の問答を記す、永正四年丁卯十二月八日に記したる書なり、一書の全體、佛道の事物の由來等皆佛說也、神道の事、官位の事少々あり、其中に鎌倉の上杉右衞門入道犬懸禪秀亂、持氏滅亡の事實を、長々と記したる所もあり、」

○民部省圖牒

安齋隨筆後集(伊勢貞丈)云、「本朝諸國圖牒、安元元年內裏炎上の時燒失す、(旅宿問答に見ゆ、此帳民部省にありしなり、)」

○朗詠集註(大江匡房卿撰)

安齋隨筆後集(伊勢貞丈)云、「朗詠集註、匡房卿作也、」

○保呂推考(伊勢貞丈撰)

安齋隨筆後集(伊勢貞丈)云、「母衣は前へかぶりて、城中より射出す矢をふせぐ物なるべしと云ふ考、予が著す所の保呂推考に記し置たり、」

○元亨釋書三十卷、釋虎關撰

本朝高僧傳(沙門師鑾)、自序云、「元亨年中、東福虎關和尙著二釋書三十卷一、僧員不レ盈二五百一、漏網尙多、」

○扶桑禪林僧寶傳十卷、明僧高泉撰

○東渡諸祖傳二卷、同

○續扶桑僧寶傳三卷、同

○東國高僧傳十卷、同

本朝高僧傳(沙門師鑾)、凡例云、「延寶初、明僧高泉借下余所二纂著一名德三十餘員之行狀上、又集下流二落江湖一贋本上、撰二扶桑禪林僧寶傳十卷、東渡諸祖傳二卷、續扶桑僧寶傳三卷、東國高僧傳十卷一、總括不レ盈二八百人一、共雕版行、舛差甚多、指二大三百餘一、余編レ之中、隨處擧レ正、小者尙散、有レ如二沙礫一、別作二禪誤一、防二覽者之惑一焉、」

○成實論疏十六卷、釋道藏撰

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋道藏、百濟國人、白鳳年中觀二光日國一、藏東渡之後、撰二成實論疏十六卷一、旣垂二九齡一、仕二于南京一、贊曰、藏師之事、國史不レ記二何宗一、見レ著二論疏一、則跋摩宗乎、實爲二一家之宗祖一也、夫成實論者、東晉羅什譯出、三千門人橫豎講敷、自レ爾歷世名僧或著二註疏或述鈔一、釋藏師與二先進一並レ鑣而馳、固不レ忝二聖鑑一者歟、」

○大毘盧舍那成佛神變加持經七卷、釋善無畏撰

○蘇婆呼童子經三卷、同

○蘇悉地揭羅經三卷、同

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋善無畏、中印度人、父佛手王甘露飯王之裔也、神姿爽拔、宿齎二德藝一、十歲統レ戎、十三嗣レ位、得二軍民之情一、昆弟嫉レ能、稱二兵構一、亂二閫牆一、斯甚、畏告二母及群臣一、致二位於兄一、固求二佛道一、母哀許レ之、開元五年、奉レ詔翻二譯虛空藏求聞持法一卷一、十二年復奉レ詔、譯二大日經具足梵文一、有二十萬頌一、畏撮二其要一縮作二七卷一、曰二大毘盧舍那成佛神變加持經一、寶月譯語、一行筆受、文質相半、妙諧深趣、上符二佛意一、下契二根緣一、利益要門、斯文爲レ最、又書二蘇婆呼童子經一、蘇悉

地揭羅經各三卷、本朝元正帝之代來二儀此方一、又歸レ唐居二西明寺一、二十三年十月七日右脇累足、奄然而化、享齡九十九、坐夏八十一、

○唐福光寺沙門道璿行實吉備眞備撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋道璿、唐許州衛氏、卽靈公之後也、日本普照榮睿、聞レ風至レ寺、申二請東征一、以二天平八年一伴二菩提仙那一來、一優婆塞夢、璿乘二六牙白象一著二白衣一、向レ東而去、明日遷化、天平寶字四年閏四月八日也、享二春秋一五十有九臨、與二璿僕射吉備眞備一善、滅後僕射纂二行實一云、

○東征傳二種各一卷　思託律師眞人玄開撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋鑒眞、揚州江陽縣人、齊淳于髡之後也、唐嗣聖四年生、天寶十二年冬十月、大使特進藤原清河、副使銀靑光祿大夫大伴胡萬、聞二眞之宿志一、屆二近光寺一、堅請二東渡一、眞復相二共法進思託等高弟三十五人一、乘二大伴氏船一、天平勝寶五年十二月著二薩之秋妻屋浦一、寓二太宰府一、翌載二月、達二攝之難波一、七年春眞告レ衆曰、仲夏六月化緣盡矣、至レ期面レ西跏趺而逝、齡七十有七、坐臘五十有五、上足思託律師、白衣弟子眞人玄開、各撰二東征傳一卷一、

○顯戒論三卷　釋最澄撰　○顯戒緣起同

○註法華經十四卷、同　○註金光明經五卷、同

○註仁王經三卷、同　○註無量義經三卷、同

○顯法華義八卷、同　○天台靈應圖集十卷、同

○守護國界章十卷、同　○總持章十卷、同

○法華輔照附法緣起三卷、同

○長講願文三卷、同　○新集聖經序三卷、同

○灌頂儀式二卷、同　○照權實鏡一卷、同

○金錍論註一卷、同　○決權實論一卷、同

○內證佛法一卷、同　○相承血脈譜一卷、同

○六千部法華銘一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋最澄、本姓劉氏、其先東漢孝獻帝之遠裔登萬王、吾應神帝之曆、慕二王化一而來、賜二江州地栄邑志賀一、革レ姓曰二三津首一也、父百枝無レ嗣、禱二叡嶽神一、其妻乃娠、以二神護景雲元年一生二於志賀邑一、十二投二大安寺行表一剃髮、締二庵叡山一、綜二覈經論一、延曆二十一年賜二入レ唐求レ法詔一、返以二葭月一、二十三年秋七月、從二遣唐使菅淸公一、僅經二三旬一達二明州界一、乃德宗貞元二十年也、二十一年夏五月乘二大使藤賀能船一著二長州濱一、卽延曆二十四年也、弘仁十年三月上表、乞

レ建二大乘戒壇於叡山一、其條四科、具證二緣起一、降二表南京諸寺一、詳二定建否一、興福寺護命抗レ表斥レ之、東大寺景深著二迷方示正論一、擧二二十八失一、南都七寺毀唇喧厥、明年二月澄述二顯戒論三卷一表進、博引二大乘戒文一作二顯戒緣起一、返詰二二十八失一、又降二其書一、無二敢問議者一、十三年春二月一、賜二宸書傳燈大法師位記一、六月四日右脇寂二於中道院一、春秋五十有六、夏坐三十有七、平生撰二述註法華經十四卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量義經各三卷、顯法華義八卷、天台靈應圖集、守護國界章、總持章各十卷、法華輔照附法緣起、長講願文、新集聖經序各三卷、灌頂儀式二卷、照權實鏡、金錍論註、決權實論、內證佛法、相承血脈譜、六千部法華銘各一卷凡百六十餘卷一、十四年春二月賜二寺額一曰二延曆寺一、貞觀八年秋七月敕謚二傳敎大師一、

○三敎指歸釋空海撰

○祕密曼荼羅十住心論十卷、同

○卽身成佛義七卷、同　○理趣經釋四卷、同

○胎藏界私記三卷、同　○金剛界次第三卷、同

○敎王經義記三卷、同　○文鏡祕府論三卷、同

○大日經疏文次第二卷、同

○大日經開題略釋二卷、同

○胎藏界廣記二卷、同　○金剛界口訣二卷、同

○守護國界主經釋二卷、同

○摩訶衍論指事二卷、同　○大日經略釋一卷、同

○金剛頂經略釋一卷、同　○金剛界私記一卷、同

○最勝王經略釋一卷、同　○法華經祕釋一卷、同

○法華經品釋一卷、同　○金剛私記一卷、同

○瑜祇經行法記一卷、同　○三摩耶戒作法一卷、同

○眞言問答書一卷、同　○般若心經祕鍵一卷、同

○性靈集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋空海、姓佐伯氏、讚州多度郡人、父田公、母阿刀氏、寶龜五年生、裁在二孩穉一、更無二他戲一、泥二塑佛像一、稽顙讚禮、十二外舅朝散大夫阿刀大足、敎以二世典一、善通二文義一、十五隨二舅氏一上洛、博覽二群書一、十八入二庠序一、就二味酒淨成博士岡田一學二毛詩左傳一、嘆曰、儒書日淺、佛法愈高、作二三敎指歸一、旌レ意、弱冠拜二省操公一、於二泉州槇尾山一落髮、受二沙彌十戒一、名曰二如空一、二十二登二東大寺戒壇一、稟二具足戒一、而改二空海一、延曆二十三年夏五月一、乘二遣唐使越前刺史藤賀能船一、秋八月著二衡州界一、乃德宗貞元二十年矣、元和元年

秋八月歸、當二本朝大同改元一、帝敕二諸山一各述二宗義一、海據二毘盧遮那經及菩提心論一著二十住心論一、配二抵諸宗一立二一家言一、第一曰、異生羝羊心、第二曰、愚童持齋心、第三曰、嬰童無畏心、第四曰、唯蘊無我心、第五曰、拔業因種心、第六曰、他緣大乘心、第七曰、覺心不生心、第八曰、如實一道心、第九曰、極無自性心、第十曰、祕密莊嚴心、他家駁評、而密者取レ法、七年秋再躋二高野山一、粉二精藍一、曰二金剛峯寺一、十有一年、賜二宸奎傳燈法師位記一、承知二年春三月二十一日、結跏趺坐、結二毘盧印一、泊然氣絕、世齡六十有二、法臘四十有三、撰述尤多、祕密曼荼羅十住心論十卷、卽身成佛義七卷、理趣經釋四卷、胎藏界私記金剛界次第、敎王經義記、文鏡祕府論各三卷、大日經疏文次第、大日經開題略釋、胎藏界廣記、金剛界口訣、守護國界主經釋、摩訶衍論指事各二卷、大日經略釋、金剛頂經略釋、金剛界私記、最勝王經略釋、法華經祕釋、法華經品釋、金剛私記、瑜祇經行法記、三摩耶戒作法、眞言問答書、般若心經祕鍵等各一卷、總計一百四十餘部、二百二十餘卷、其餘詩文見二性靈集一、延喜二十有一年賜二謚弘法大師一、」

○與禪護國論三卷、釋榮西撰

○一代經論總釋一卷、同

○日本佛法中興願文一卷、同

○三部經開題一卷、同

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋榮西、號二明庵一、備州吉備津人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也、母田氏、永治元年四月二十日生、十四祝髮、常聽二支那禪法之盛一、寄二思南詢一、仁安三年夏四月、遂乘二商船一著二明州界一、宋孝宗乾道四年也、是秋大旱、郡主請二西祈雨修法一之間、西身發二千光一、上燭二霄漢一、于レ時大雨、敕賜二千光之號一、九月上浣重源相誘、同船而歸、以二文治丁未夏一再入二宋域一、年四十七、後乘二楊三網船一著二平戸島葦浦一、時本朝建久二年也、建仁二年金吾大將軍賴家源公、營二建仁禪苑於洛東一、延居二開山祖一、初平侍郎奏賜二紫衣一、建保元年敕擢二僧正一、二年乙亥孟秋初五晡時、坐レ椅安祥而化、世齡七十五、法臘六十三、平生著述與禪護國三卷、一代經論總釋、日本佛法中興願文、三部經開題等各一卷、密部特多、不レ可二盡記明一、」

○華玄略述釋智光撰

○天親菩薩往生論疏釋五卷、同

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋智光、河州人、住二元興寺一、講二

說空宗一、光精二於空宗一、著二華玄略述等書一、又依二曇鸞義一著二天親菩薩往生論疏釋五卷一、」

○仁王護國經疏三卷、釋行信撰

○最勝王經音義一卷、同

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋行信、聖武帝屢召聞レ法、敕住二法隆寺一、爲二鎭寺法主一、太子豐聰開基已來歷二一百二十歲一、伽藍未レ備、天平十一年、信奏興建、帝命二藤不比等一監視創營、凡歷二九旬一、寶殿回廊講堂樓閣皆悉落成、敕講二法華開題一之日、帝親臨幸、聽徒如レ林、信又祝二國家安寧一、撰二仁王護國經疏三卷、最勝王經音義一卷一、詣レ闕上進、敕任二大僧都一、管二七大寺撿挍一、欲下自寫二五部大乘一以庋上於寺、造二數軸成一、以二老病一化、實天平寶字年中也、」

○仙那行狀釋修榮撰

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋修榮、不レ詳二其氏一、想唐人矣、久隨二仙那遊一又三歲一、又就二道璿一、益研二戒學一、敕任二傳燈大法師位一、住二大安寺一、盛弘二師道一、傍屬二文藻一、風彩可レ觀、嘗撰二仙那行狀一、」

○唯識燈明鈔十二卷、釋善珠撰

○唯識肝心八卷、同

○因明論燈鈔六卷、同

○了義燈增明記四卷、同

○彌勒經略贊三卷、同

○最勝王經遊心訣三卷、同

○梵網經略鈔三卷、同

○法華肝心一卷、同

○藥師經疏一卷、同

○八石經私記一卷、同

○法苑林章記一卷、同

本朝高僧傳(沙門師鑾)云、「釋善珠、姓阿刀氏、南京人、或曰、藤太皇后之孽子也、初早良太子與二藤黃門種繼一有レ郤、竊命二近臣一射二殺種繼一、天皇大怒、將レ殺二太子一、太子遣二使諸寺一、預修二冥福一、諸寺皆拒、珠獨納レ使曰、太子以二宿殃一受二嚴譴一、今幸還債、勿レ結レ怨矣、諭勉激切、使者反命、太子喜曰、我聞二師言一披二忍辱衣一、不レ怕二逆鱗一、既而誦二淡路一、遂於二中路一斷レ食而殂、延曆十六年、早良之靈過惱二皇子一、醫巫無レ效、敕レ珠持念、珠告レ靈曰、昔聞、貧道言已披二忍辱衣一、今何作レ怨乎、講二般若經一、皇子病瘳、天皇大悅、擢爲二僧正一、是歲四月某日化、壽七十有五、臘若干歲、撰述甚多、唯識燈明鈔十二卷、唯識肝心八卷、因明論燈鈔六卷、了義燈增明記四卷、彌勒經略贊、最勝王經遊心訣、梵網經略鈔各三卷、法華肝心藥師經疏、八石經私記、法苑林章記各一卷、其餘者不レ遑二錄記一、學者於レ今祕珍焉、」

○最勝王經註十卷、釋明一撰

○法華略記四卷、同　○法華記二卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋明一、姓和仁氏、居東大寺、諭揚眞敎、延曆十七年卒、壽七十一、著最勝王經註十卷、法華略記四卷、法華記二卷、」

○法華弘贊二十卷、或曰二十五卷、釋行賀撰

○唯識論僉記三十卷、同　○淨名經略贊五卷、同

○百法論記二卷、同　○唯識義暉一卷、同

○唯識樞要義一卷、同　○唯識義精一卷、同

○唯識比量一卷、同　○遣僞興眞章一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋行賀、姓上尾氏、和州廣瀨郡人、年至大學隨永嚴法師出家、天平勝寶五年承敕入唐、三十一年歸、或曰七年、聖帝怜深壽、授大僧都、延曆二十二年二月十一日恬然而終、歲七十五、臘五十六、自少研精宗學、所著巨多、法華弘贊二十卷、或曰二十五卷、唯識論僉記三十卷、淨名經略贊五卷、百法論註二卷、唯識義暉、唯識樞要義、唯識義精、唯識比量、遣僞興眞章各一卷、」

○五敎章指事六卷、釋慈雲撰　○五敎章見聞十卷、同

○五敎章復古記十二卷、同　○科文一卷、同

○簡註一卷

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋慈雲、姓長尾氏、山城州人、才力優贍、精于華嚴、嘗著五敎章指事六卷、五敎章見聞十卷、五敎章復古記十二卷、科文、簡註各一卷、奉旨爲江州普光寺講師、大同二年某日寂、歲四十九、」

○最勝王經鈔十卷、釋常樓撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋常樓、姓秦氏、山城州人、延曆之末奉敕住秋篠寺、弘仁五年十月某日化、年七十四、平日記述多、大率亡失、今僅有最勝王經鈔十卷、」

○顯唯識疏隱文鈔十卷、釋常騰撰

○唯識樞要要訣八卷、同　○唯識樞要鈔七卷、同

○唯識論記二卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋常騰、姓高橋氏、洛陽城人、騰純淑究諸部、精唯識、訣釋義理、獨步一時、住大安寺、隨衆啓講、聲振南北、騰講演之暇、著顯唯識疏隱文鈔十卷、唯識樞要訣八卷、唯識樞要鈔七卷、唯識論記二卷等、學者傳誦、大同元年任少僧都、弘仁六年某日順世、春秋七十六矣、」

○研心章釋護命撰　○樞要解節記十七卷、同

○法華解節記十卷、同　○法華釋義訣三卷、同

○了義燈解節記三卷、同

○心經幽贊解節記六卷、同

○因明解節記六卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋護命、世姓秦氏、濃州各務郡人、延曆乙酉夏六月任大法師位、弘仁六年壬辰任少僧都、明年轉大、十四年癸卯奉帝詔、作研心章推擧相宗、天長四年敕任僧正、承和元年九月十一日終於元興寺小塔院、保齡八十有五、坐臘六十又二、所撰之疏鈔有樞要解節記十七卷、法華解節記十卷、法華釋義訣了義燈解節記各三卷、心經幽贊解節記、因明解節記各六卷、唐僧思託撰傳、」

○因明纂要記鈔二卷、釋修圓撰

○因明纂要記祕心一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋修圓、不詳氏族、和州北谷人、稍過弱冠、住興福寺、任少僧都、承和二年六月十五日寂、年六十五、撰因明纂要記鈔三卷、因明纂要記祕心一卷、」

○後傳法記二卷、釋光定撰　○一心戒文三卷、同

○日本名僧傳同

本朝高僧傳沙門師釋、云、「釋光定、姓贄氏、豫州風早縣人、武內大臣之裔也、承和五年敍傳燈大法師位、天安二年八月十日化於院內、春秋八十、夏坐四十七、嘗著後傳法記二卷、一心戒文三卷、日本名僧傳、」

○三論大義鈔三卷、釋玄睿撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云「釋玄睿、補西大寺、英博名顯、嵯峨帝代嘗奉詔、撰三論大義鈔三卷、以呈進焉、」

○因明論疏記九卷、釋平備撰

○唯識論羽足四卷、同　○般若理趣分私鈔三卷、同

○梵網經上卷義疏二卷、同　○梵網經上卷料簡二卷、同

○梵網經下卷私鈔二卷、同　○最勝王經羽足一卷、同

○法苑林燈記同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋平備、通敎乘、主元興寺、誘掖學徒、採摘性相、所著註鈔因明論疏記九卷、唯識論羽足四卷、般若理趣分私鈔三卷、梵網經上卷義疏、梵網經上卷料簡各二卷、梵網經下卷私鈔二卷、最勝王經羽足一卷、法苑林燈記、」

○般若經音義三卷、釋信行撰

○瑜伽論音義四卷、同

本朝高僧傳沙門蠻師、云、「釋信行、住元興寺學經法、有達稱、著般若經音義三卷、瑜伽論音義四卷、於今學

者用レ之」

○因明論義骨三卷、釋顯曉撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋顯曉、官幷二僧都一住二元興寺一、延二講學賓一、撰述甚多、今有二因明論義骨三卷一也」

○法華新疏(釋德一卷)　○中邊義鏡殘二十卷、同

○唯識論異補闕十二卷、同

○法相了義燈十一卷、同　○起信論寬狹章三卷、同

○遮異見章三卷、同　○法華要略三卷、同

○慧日羽足三卷、同　○中邊義鏡章二卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋德一、慧美大臣仲麿之子、隨二興福寺一、修圓僧都一稟二法相旨一、住二東大寺一、專任二相宗一、嘗作二法華新疏一、難二破傳敎一、相徒褒稱、開二常州筑波山一爲二第一祖一、以二某年一終二於慧日寺一、撰述多、有二中邊義鏡殘二十卷、唯識論異補闕十二卷、法相了義燈十一卷、起信論寬狹章、遮異見章、法華要略、慧日羽足各三卷、中邊義鏡章二卷、學者玩誦焉」

○顯揚太戒論八卷、釋圓仁撰

○金剛頂經疏七卷、同　○蘇悉地經疏七卷、同

○止觀私記十卷、同

○法華觀心四種記八卷、同

○速證菩提經集八卷、同　○涅槃經音義七卷、同

○三寶輔行記五卷、同　○融通佛法義記三卷、同

○法華實相記三卷、同　○安樂行品私記三卷、同

○法華開講三卷、同　○百界千如義二卷、同

○十如是集二卷、同　○四悉檀義二卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋圓仁、姓壬生氏、下野州都賀郡人也、崇神天皇第一皇子豐城入彥命二察東關一、其第二子留爲二鄉人一、仁其裔也、延曆十三年生焉、弘仁五年正月剃髮受レ度、承和二年賜二入唐之詔一、五年六月二十二日從二大使尚書右丞藤常嗣一著二唐國揚州海陵縣一、乃文宗開成三年七月十二日也、大中元年中秋浮レ海、九月著二太宰府一、卽承和丁卯十四年也、嘉祥元年夏六月授二大法師位一、貞觀六年正月十四夜、北首右脇而逝、春秋七十有一、夏臘四十有九、齊衡之初、仁作二金剛頂經、蘇悉地經疏各七卷一、私忠二忖此疏一、若契二佛意一、當レ傳二於世一、不則正レ之、因祈二佛前一而歡喜、淳和太上皇欲レ營二菩薩戒壇一、仁撰二顯揚大戒論八卷一、助レ發二聖意一、三書依レ敕流行、其餘述作、止觀私記十卷、法華觀心四種記、速證菩提經集各八卷、涅槃經音義七卷、三寶輔行記五卷、融通佛法義記、法華實相記、安樂行品私記、法

華開講各三卷、百界千如義、十如是集、四悉檀義各二卷、總計一百五十餘卷、別有二目錄一、貞觀八年七月賜二諡慈覺大師一」

○遍照發揮性靈集十卷、釋眞濟撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋眞濟、世姓紀氏、山城州人、彈正大弼御園之子也、延曆十九年生、承和初曆、奉レ敕入唐、十年冬加二任東寺二長者一、十四年夏轉レ一、仁壽元年秋任二少僧都一、三年冬轉二權大僧都一、相尋任二傳燈大法師位一、齊衡三年敕爲二僧正一、貞觀二年二月二十五日遘レ病、結二定印一而化、春秋六十一、濟有二才力一、編二弘法大師詩文十卷一、名曰二遍照發揮性靈集一、自作二題辭一、盛行二于世一」

○凡骨鈔一卷、釋寬空撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「元亨之末、東大寺有二沙門寬空一、此又相宗之英也、述二三十三過鈔一卷一、名二凡骨鈔一」

○日本國現報善惡靈異記三卷、釋景戒撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋景戒、不レ詳二其許產一、住二藥師寺一、以二唯識一爲レ宗、梵學之外著二靈異記一、自作レ序曰、普漢地有二冥報記一、唐朝有二般若檢記一、何但愼乎、他國傳錄弗二信跡一、於二自土一目二矚之一、不レ得、寢居心思レ之、不レ能二默然一、因註二側聞一、號曰二日本國現報善惡靈異記一、編成二三卷一、以流二季葉一、然景戒稟性不レ儒、下愚寡聞、坎井之議、久迷二大方一、能巧之所レ彫淺工加レ刀、只盡二貪善之情一、聊示二濫竽之業一、後生賢者幸勿レ嗤焉」

○菩提心戒儀一卷、釋慧運撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋慧運、平安城人、承和九年乘二唐商李氏船一、秋八月著二溫州樂城縣一、卽武宗會昌二年矣、留レ唐六年、夏六月浮二張支元諍船一、發レ自二明州一、經二三晝夜一著二肥前那留浦一、本朝承和十四年也、貞觀六年任二少僧都一、十一年九月二十三日涅槃焉、年七十二、臘五十二、運作二菩提心戒儀一卷一」

○二諦義一卷、釋隆海撰　○方言義一卷、同

○四諦義三卷、同　○二智義三卷、同

○二空比量義三卷、同　○因明九句義三卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋隆海、父淸海氏、仕二官朝廷一、海生二于攝州一、家二於河上一、常釣二河湄一、本州講師藥圓見而異レ之、攜二附三論碩德願曉一、仁和二年秋七月嬰二風疾一、自知レ不レ復、每日沐浴、誦二無量壽經一、至二十二日一、命掃二牀席一、西面端坐、結二定印一、誦二龍樹雜什彌陀讚一、至レ夜氣絕、門人等依二西竺法一、茶毘、保齡七十二、著述之

書二諦義、方言義各一卷、四諦義、二智義、二空比量義、因明九句義各三卷」

○傳敎大師年譜釋圓珍撰　○法華論義十卷、同
○法華開題十卷、同　○最勝王經雜疏十卷、同
○金光明經文句四卷、同　○仁王經註義三卷、同
○瑜伽略記三卷、同　○華嚴骨目三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋圓珍、姓和氣氏、讚州那珂郡人、弘法大師之姪也、父宅成家富、鄉人重、母佐伯氏、弘仁五年二月十五日生、十九薙髮爲二沙彌一、仁壽三年秋八月、適唐商欽良陣發レ舶、伴レ珍浮レ海、歷二十餘日一著二唐福州連江縣一、卽宣宗大中七年也、十二年夏乘二商人李延孝舶一、經二二十日一著二肥前松浦縣一、本朝天安二年也、寬平二年冬任二少僧都一、四年十月二十八日右脇而逝、保齡七十有八、法臘五十有九、珍撰二傳敎大師之年譜一、其餘述作法華論議、法華開題、最勝王經雜疏各十卷、金光明經文句四卷、仁王經註義、瑜伽略記、華嚴骨目各三卷、總有二百餘卷一、延長五年冬十二月賜二諡智證大師一」

○菩提心義釋安然撰　○敎時問答同
○卽身成佛義記同　○被接義私記同
○三觀義私記同　○悉曇藏同
○悉曇章同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋安然、出二傳敎大師之系族一、好事二著述一、輔二弼大敎一、菩提心義、敎時問答、卽身成佛義、被接義私記、三觀義私記、悉曇藏、悉曇章等、凡著二四十餘卷一、其如二敎時問答一、自設二論詰一曰、眞言宗玄一佛一時一虛一敎、判二攝三世十方一、一切佛敎無レ始無レ終、本來常住之佛名、一切佛無レ始無レ終、平等之時名、一切時無レ中無レ邊、法界之宮名、一切處遍一切乘自心、成佛之敎名、一切敎綜二諸宗經疏一、歸二眞言一宗一、學二台密一者皆秉レ法焉、其悉曇章、深明二梵學之奧旨一、時人曰、以二東地之唇舌一通二西天之音韻一、然公之才宏淵哉、都率超公曰、然師者顯密之博士也、又曰、然師若不レ入二我門一、密敎殆可レ墜レ地矣、其爲二時賢所一レ賞如レ此、元慶八年敕司二元慶寺座主一、任二傳法阿闍梨一、不レ記二其所一レ終」

○西方念佛集一卷、釋昌海撰
○阿彌陀悔過一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋昌海、南京人、從レ少師二事善珠僧正一、靖二居和州廣岡一、相宗爲レ任、旁樂二安養一、撰二西方念佛集一、阿彌陀悔過各一卷一」

○華嚴宗疏鈔釋圓超撰　○因明目錄同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋圓超、從二海印寺良緒和尙一稟二華嚴頓敎一、又遊二南都一、請二益耆宿一、究二三論法相之玄致一、居二東大寺一、專弘二雜華一、聲馳二畿內一、敕任二僧都一、延喜聖帝十四年春、命二諸山碩師一錄二記一家之章疏一、於レ是天台之英玄日、三論之傑安遠、法相之俊平祚、律宗之彥榮穩等、各遵レ敕錄呈焉、超記二華嚴宗疏鈔及因明目錄一、幷作レ序、以進二於闕一、曰、竊以佛法之興也、於レ此有レ由矣、西天之境釋迦能仁、鴈鹿苑一、而疏二其源一、東漢之朝孝明皇帝、夢二金人一而尋二其蹤一、我國家奇異之像來レ濱、微玄之敎聞レ空、磯城島金刺宮御宇欽明天皇十三年、佛法始傳矣、其後至二于延喜十四年一、經二三百五十三年一、其間所レ傳法藏盡レ數、分敎窮レ派、書二寫經論一、竟在二公私一、祕顯二章疏一、但任二人心一、或祕不レ傳、或散不レ寫、諸宗章疏漸續塞二白馬一、敎法無レ由レ釋焉、伏惟、禪定皇帝五百佛前親受、咐二囑一天下中一、權現王身崇重、聖敎遠越二五天一、紹二隆顯密一、近倍振、且爰皇帝敕寫二傳章疏一、使二六宗碩學進二各宗之錄一、圓超苟陪二華嚴之末學一、忝獻二自宗及因明目錄一、伏憑二後哲之正奏一而已、甲戌之歲四月八日謹序、帝叡覽優稱焉」

○般若經玄文十卷、釋法藏撰
○般若理趣分私記三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋法藏、世姓藏氏、城州人、安和元年任二少僧都一、二年正月三日寂、享年六十五、坐臘四十二、平日著述有二般若經玄文十卷、般若理趣分私記三卷一」

○法華音釋三卷、釋仲算撰　○法華略頌一卷、同
○陀羅尼集一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋仲算、不レ知二何許人一、安和二年、算與二喜多院林曠一登二熊野山一、自レ此不レ見、或曰、入二慈恩寺山一而後不レ出、但遺二草鞋一云、所二著作一有二法華音釋三卷、法華略頌、陀羅尼集各一卷一」

○唯識章十五卷、釋觀理撰　○四種相違制三卷、同
○三論方言義同　○諸經論指事同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋觀理、姓平氏、南京人、天德四年任二權律師一、爲二醍醐寺座主一、康保二年任二少僧都一、安和元年轉二大僧都一、明年二月住二持東大一、居レ之二年、移二東南院一、天延二年三月某日寂二於所住一、春秋八十一、著二作唯識章十五卷、四種相違制三卷一、又有二三論

方言義、諸經論指事、文集若干卷、」

○中邊論私記九卷、釋守朝撰

○觀普賢經玄贊三卷、同

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋守朝、不レ詳二姓氏一、加州山田郡人也、給二仕空晴僧都一、研二習性相經疏一、以二博識一被レ稱二於衆中一、撰述最多、有二中邊論私記九卷、觀普賢經玄贊三卷一、」

○自他相對釋文釋千觀撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋千觀、姓橘氏、相州刺史敏貞之子、父母初無レ子、禱二於千手觀音像一而生、因以爲レ名、常修二淨業一、作二彌陀和讚二十餘行一、華夷貴賤崇爲二口號一、結樂因緣者往々多矣、應和二年夏旱、朝議敕レ觀祈レ雨、時觀在二攝之箕面山一、撰二自他相對釋文一、中使到レ庵、庵後三里有二飛瀑一、上有二大柳樹一、觀到二瀑所一、手擎二香爐一、樹上持レ誦、須臾爐烟上騰、散滿二山谷一、黑雲俄覆、大雨遍澍、觀幷中使霑レ衣而歸、永觀元年臘月某日、手握二願文一、口唱二寶號一、怡然蟬蛻、壽六十六一、」

○九品往生義私記釋良源撰

○指要記同　○決疑集同

○止觀徵旨同　○慈慧大師行道記藤原齊信撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋良源、姓木津氏、江州淺井縣人、母物部氏、延喜十二年九月三日生、康保三年秋八月補二延曆寺座主一、天延元年任二大僧都一、貞元二年轉二僧正一、四年敕加二轉大僧正一、永觀三年正月三日入滅、保齡七十有四、坐臘五十有八、源道貌雄威、自臨レ鏡寫二照容一、曰、我像設所レ在、必避二魔魅一、從レ此道俗雕レ印、四方競供、至レ今人屋戶扉黏貼殆遍、其撰述有二九品往生義私記、指要記、決疑集、止觀徵旨等一、寬和三年二月十六日賜追曰二慈慧一、藤亞相齊信撰二行道記一焉一、」

○玄義鈔釋增賀撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋增賀、京兆人、父諫議大夫橘恆平、延喜十七年生、寬和元年撰二玄義鈔一、學者珍玩焉、長保五年六月示寂、壽八十有七一、」

○日本往生傳一卷、釋寂心撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋寂心、賀茂忠行第二子也、俗名保胤、家世以二天文曆數之學一仕レ朝、至レ胤改レ業、觀二藝場屋一、師二菅文時一、才藻絕倫、天曆季試賦、獨登二高科一、任二近江掾一、後司二記箋一、雖レ居二官署一、歸二心刹一、寬和年中及二嗣子已冠婚一、遂解二簪纓一、祝髮出家、長德三年終二於洛東如意輪寺一、心在俗之時、撰二日本往生傳一卷一、

出家之後又得二往生人五六輩一、啓二中書王兼明一、加入二傳中一、兼明夢二神人一、告曰、傳中當レ載二聖德太子、行基菩薩一、筆削未レ成、中書王薨、心仍補入繫二之卷首一、今行二於世一矣一、」

○私記十卷、釋眞興撰　○般若經音訓四卷、同

○觀普賢經略釋一卷、同　○般若心經略釋一卷、同

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋眞興、不レ詳二其產許一、寬弘元年詔、赴二最勝會講師一、賞二其優辯一、任二權少僧都一、是歲十月二十三日終二於所住一、壽七十有一、所レ撰之書、有二私記十卷、般若經音訓四卷、觀普賢經略釋、般若心經略釋各一卷一、其私記依二本宗一著レ之、今行二于世一、贊曰、嘗看二私記科一百餘條一、而唯識之重關也、俱舍之細瑣也、無二鍵鑰一而自啓也、豈但便二於初學者一、雖二老成人一思過レ半矣、妖魔數群、仍二於定力一者、此又勝二於漢高之臨レ敵揮レ劒矣一、」

○仁王般若經疏智者大師撰

○彌勒成佛經疏同　○小阿彌陀經疏同

○金光明經玄義同　○華嚴骨目湛然禪師撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋覺慶、和州刺史平理善子、平安城人也、大宋至道元年夏、奉二先寺沙門源清法師一、贈二自撰台教疏鈔五部一、因乞二此方所レ有台疏一、而當時學者有下議二自撰一者上、緘レ此朝廷詔二慈覺智證之兩徒一、指二其瑕疵一、慶奉レ敕齎二諸疏一、報レ書曰、中略、爰見レ求二智者大師製作一、仁王般若經疏、彌勒成佛經疏、小阿彌陀經疏、金光明經玄義、幷湛然禪師所レ撰華嚴骨目、其無則闕如、其有以呈二進目錄一、有レ別不二更委註一、便附二回使一到、宜二檢領一、」

○般若理趣分註一卷、釋清範撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋清範、不レ委二其姓氏一、播州人也、年三十八寂、時人惜二其短命一、又崇二其德一、號二清水寺上綱一、著二般若理趣分註一卷一、」

○實菩提心論釋覺運撰

本朝高僧傳（沙門師蠻）云、「釋覺運、京兆人、太子詹事藤貞雅子也、長保五年十二月大極殿仁王會、一條帝命レ運管二總導師一、任二少僧都一、爾後屢召レ內問レ法、敕轉二僧正一、寬弘四年十月晦日示寂、述作有二實菩提心論一、餘皆散逸云一、」

○一乘要訣釋源信撰　○往生要集同

○阿彌陀經疏同　○大乘對俱舍鈔同

○因明相違註釋同　○二諦義私記同

○三身義私記同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋源信、世姓卜氏、和州葛木郡人、父名正親、母清氏、天慶五年生、天祿年中、嫌二搦榮名一屏二居橫川一、從二事著述一、有二一乘要訣、往生要集、阿彌陀經疏、大乘對倶舍鈔、因明相違註釋、二諦義私記、三身義私記等一、凡七十餘部一百五十卷、共行二於世一、台嶺敎法此時爲レ盛、時稱二慧心院僧都一、長保五年、信設二台宗敎義二十七疑一、寄二問宋國南湖智禮法師一、禮見二問目一、嘆曰、不レ意東域有二如レ斯深解之人一、乃贈二答釋一、從レ此風便往來、音問相繼、其後宋國通レ書請二信述作一、疏鈔、其一乘要訣者、顯二衆生成佛之義一、斥二定性無性之執一也、時夢下西天馬鳴二龍樹摩頂一讚歎、傳敎大師合掌告曰、我山敎法、今屬レ汝焉上、往生要集者、記二彌陀本願一備二西方之勸發一也、又夢下觀音菩薩微笑授以二金蓮華一、毘沙門天王捧レ蓋而從上、信又深夜獨坐、思二惟法義一欲レ證レ文、自然定火照二輝案几一、衆多妙應匿而不レ說、寬仁元年六月十日遷化、春秋七十有六」

○東西曼荼羅鈔(釋覺超撰)　○胎藏三密鈔同

○兩界生起同　○仁王護國經鈔同

○卽身成佛義私記同　○三觀私記同

○五相成身記同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋覺超、攝州住吉縣有武之子、或曰、出二泉州巨勢氏一、父母禱二於住吉明神一、感二靈夢一而生、能慣二師業一、著述爲レ樂、有二東西曼荼羅鈔、胎藏三密鈔、兩界生起、仁王護國經鈔、卽身成佛義私記、三觀私記、五相成身記等一、皆爲二學者所一レ珍、長元某年正月正心而逝」

○眞言附法纂要鈔(釋成尊撰)

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋成尊、興福寺仁盛威儀師之子、自二孩提時一俊敏踰レ群、延久元年春爲二東寺長者一、夏六月任二權僧都一、承保元年正月七日順世、歲六十三、著二眞言附法纂要鈔一、世稱二小野僧都一」

○東域傳燈目錄三卷、釋永超撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋永超、平安城人、雲州太守橘俊孝之子、寬治八年著二東域傳燈目錄三卷一、寄二呈青蓮院主一、分二弘經講論雜述之三科一、以區二別宗義一、使二學者易レ覽」

○圓光鈔六十卷、釋經圓撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋經圓、號二圓光房一、博通二大小經論一、補二唐院阿闍梨一、永保二年爲二一會講師一、任二權律師一、嘗於二倶舍論一、自設二殊勝問答一、著二書六十卷一、時號二圓光鈔一、寺曜二兵亂一、不レ行二于世一乎」

○續遍照發揮性靈補闕鈔三卷、釋濟暹撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋濟暹、朝臣文綱子、仁和寺性信親王之附法神足、官任二僧都一、弘法大師性靈文集纂編歷世未三卷亡、暹搜二索四方一、補二其脫一、策二成續一、成二續遍照發揮性靈補闕鈔三卷一、又有二經論文集一、永久三年仲冬十六日化、世齡九十有一」

○往生十因十卷、釋永觀撰　○彌陀要記同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋永觀、文章博士源國經之子、天承二年十一月二日寂、觀在二隱約一、常辭二綱位一、任止二律師一、著二往生十因十卷、彌陀要記等一」

○婆娑論鈔釋覺俊撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋覺俊、中納言資綱子、元永二年擧二律師一、博學、撰二婆娑論鈔數卷一、卽行二於世一、大治元年三月二十九日卒、壽六十」

○疏記鈔十卷、釋順耀撰　○四敎顯鈔三卷、同

○大論義鈔同　○玄義鈔同

○雜々集三十卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋順耀、修二鍊台敎一、尤善二義論一、山衆呼二義虎一、著二疏記鈔十卷、四敎顯鈔三卷、大論義鈔、玄義鈔數十卷、雜々集三十卷一、

○五時口訣集釋皇覺撰　○一代心地鈔同

○口傳鈔同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋皇覺慧解秀レ時、居二杉生一、誘二學者一、有二五時口訣集、一代心地鈔三十條一、口傳鈔一千七百條一」

○類祕鈔釋寬信撰　○類顯鈔同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋寬信、大藏卿藤爲房之子、大治四年冬任二權律師一、賞二修營之勞一也、康治元年任二權大僧都一、仁平三年三月七日寂、著二類祕鈔、類顯鈔若干卷一」

○淨土義私記釋珍海撰　○決定往生集同

○淨影義章同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋珍海、廷臣園基光之子、仁平年中住二禪那院一、撰二淨土義私記、決定往生集、淨影義章一」

○探玄記鈔記釋慶俊撰

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋慶俊、久侍二隆助於尊勝院一、接二師之武一、住二尊勝院一、著二探玄記鈔記若干卷一、擧レ世玩

閲、時稱二大法房五師一、」

○修法要集六卷、釋守覺撰　○拾要集同

○右記同　○左記同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋守覺、後白河帝第二子、母藤氏、久安六年春三月誕焉、十二納剃髮戒、安元二年敍二二品親王一、治承二年任二權大僧都一、元曆元年敍二法眼一、文治二年敕許下乘二牛車一而出中入禁門上、建仁二年八月二十五日順世、壽算五十三、撰述儘多、有二修法要集六卷、拾要集、右記、左記等一、」

○三國通鈔釋寧憲撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋覺憲、藤給事通憲之子、任二權僧正一、建曆二年臘月二十七日安靖而化、壽八十有二、憲略二紬八宗大綱一、勒成二三國通鈔一、以授二門弟子等一、」

○選擇本願念佛集釋源空撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋源空、姓漆間氏、作州稻岡人也、父名時國、母秦氏、長承二年四月七日生、承安四年移二洛東吉水一、盛說二專念法及圓頓菩薩大戒一、都下靡然、相國兼實藤公請レ第問二淨土法一、空述二選擇本願念佛集一進レ之、蓮社之徒傳爲二祕要一、建永二年春二月竄二讃州一、謫居五稔、建曆元年承レ恩還レ都、二年正月廿五日寂、享年八十、坐臘六十有六、元祿十年春、征夷大將軍兼左丞相綱吉源公奏レ朝、敕謚二圓光大師一、」

○私記三十卷、釋證眞撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋證眞、往二東塔華王院一、大張二講席一、後構二寶地房一、獨任二著述一、撰二私記三十卷一、扶二豎台敎一、山家學者至レ今珍玩焉、文治五年奉レ敕爲二論義探題一、尋任二法印一、」

○決疑鈔三卷、釋公胤撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋公胤、未レ詳二其姓里一、補二園城長吏一、任二僧正一、嘗嫌二源空唱二專念法一而作二決疑鈔三卷一、一日與レ空宮中相逢、一談而遂燒二決疑鈔一、建保四年閏六月二十日齡八十餘、奄然而寂、」

○祕密莊嚴記一百卷、釋眞俊撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋眞俊、凡顯密兩敎大小諸疏無レ不二罄盡一矣、鎭西之人、稱二般若房一、嘗撰二祕密莊嚴記一百卷一、

○應和宗論記釋恩覺撰　○南北戒律勝劣同

○遺僞與眞章

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋恩覺、字法明、任二傳燈大法師位一、應保二年著二應和宗論記一、南北戒律勝劣、遺僞與眞

章一、追二提台宗一、保齡七十餘矣一、」

○續選擇集釋靜遍撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋靜遍、大納言平賴盛之子、初居二仁和寺一、有二瑜伽之譽一、謗下源空捨二聖道門一立中專修法上、欲二著レ書破レ之、及レ見二選擇集一、反思二其益一、於二末世一、革作二續選擇集一、高倉上皇敕住二禪林寺一、貞應三年四月二十日正念而寂、」

○略料簡一帖記釋幸西撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋幸西、字成覺、述二略料簡一帖記一、共扶二淨敎一、」

○坐禪次第二卷、釋高辨撰　○入解脫義二卷、同

○光顯鈔二卷、同　○華嚴唯心義釋二卷、同

○華嚴修禪觀照二卷、同　○入解脫門義二卷、同

○盂蘭盆經總釋一卷、同　○善知識科文一卷、同

○功德義鈔一卷、同　○菩薩戒儀一卷、同

○摧邪輪三卷、同　○菩提樹寶塔式四卷、同

○明慧上人行狀釋喜海撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋高辨、號二明慧一、父平重國、紀州在田郡人、母藤氏、承安三年正月八日生、十六就二上覺一剃髮、辨常以二我國慧學者多、定修者寡一、是爲二大患一、便入二北山巖窟一、修二習禪定一、五門禪要達磨多羅禪經以爲二心術一、製二講式五章一、以祭二達磨大師一、又依二華嚴宗義一、撰二坐禪次第一、入解脫義各二卷一、建永元年冬十一月、後鳥羽上皇敕賜二栂尾山一、永爲二華嚴興隆之地一、號二高山寺一、寬喜四年正月十九日右脇而逝、春秋六十、夏臘四十六、辨爲二民部卿藤長房一、詮二釋金師子章一、撰二光顯鈔二卷一、其餘述作、華嚴唯心義釋、華嚴修禪觀照、入解脫門義各二卷、盂蘭盆經總釋、善知識科文、功德義鈔、菩薩戒儀各一卷、摧邪輪三卷、菩提樹寶塔式四卷、凡有二七十餘卷一、其摧邪輪、博引二經論疏釋一、破二源空之選擇集一、承二其法一者五人、喜海、道澄、隆詮、高信、了辨也、海公集二辨師行狀一、」

○觀無量壽經疏五卷、釋空寂撰

○善導觀經疏記八卷、同

○元照彌陀經疏鈔三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「空寂、精二于淨敎一、於二先達一釋多、著レ疏、鈔二觀無量壽經一、著二疏五卷一、善導觀經疏述記八卷一、元照彌陀經疏集鈔三卷一、」

○遍口鈔成賢僧都撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋道敎、唐橋大納言源雅親子、成

賢僧都見二其法器一、卽爲二剃戒一、住二遍智院一、任二權少僧都一、天福元年冬、賢附二祕軌什具寺院一、又與二自撰遍口鈔一曰、余鈍根謫智、從上二口訣一、悉難二暗記一、但任二師傳一、大率記レ之、一家大事皆在二此中一、勿二散失一焉、是以人覺呼二播磨道邃一、其餘鈔述在二增位寺一云」

○釋親考伊藤長胤撰　○親族正名太宰純撰

匡正錄井上頼圀云、「伊藤原藏釋親考、太宰德夫親族正名、大益二於世教一」

○安南供役朱舜水撰　○陽九述略同

○宗廟圖說同　○太廟典禮儀同

○舜水文集同

舜水朱氏談綺序安積覺云、「文恭先生、夙抱二經濟之才一、遭二時屯一、蹇卷而懷レ之、齎レ志飮レ恨、未下嘗一日不中以二恢復一爲レ心、大義著二於安南供役一、忠憤見二於陽九述略一、至二於廟堂之制一、配享之禮一、皆有レ所レ論、別參酌通融則有二宗廟圖說一、辨析精詳則有二太廟典禮儀一、其餘所レ著該博富贍、維二持世教一、務爲二適用一、載在二文集一」

○軍法極祕傳七卷

倭漢武家名數神田白龍云、「軍法極祕傳七卷、竹中家之軍書」

○軍林一德鈔二十卷

倭漢武家名數神田白龍云、「軍林一德鈔二十卷、山本氏之所レ作」

○軍法侍用集十卷、小笠原昨雲撰

倭漢武家名數神田白龍云、「軍法侍用集十卷、小笠原昨雲之所レ編」

○諸家評定三十卷、小笠原昨雲撰

倭漢武家名數神田白龍云、「諸家評定三十卷、昨雲輯」

○武士道功者鈔三卷、小笠原昨雲撰

倭漢武家名數神田白龍云、「武士道功者鈔三卷、小笠原昨雲作」

○訓閱集

倭漢武家名數神田白龍云、「訓閱集、自二古昔一所レ傳、或大江匡房之書也」

○兵道集

倭漢武家名數神田白龍云、「兵道集、楠家之武經、全十七卷」

○軍要集

倭漢武家名數神田白龍云、「軍要集、楠家之武經、有二十三卷一、以二兵道集一爲二陰書一、以二軍要集一爲二陽書一」

○三傳集

倭漢武家名數神田白龍云、「三傳集、同楠家之書」

○寒到來

倭漢武家名數神田白龍云、「寒到來全二卷、小幡家之軍書」

○暑到來

倭漢武家名數神田白龍云、「暑到來全二卷、小幡家之軍法書」

○彼書　○此書

倭漢武家名數神田白龍云、「彼書全二卷、此書同二卷、以上亦小幡家之書」

○中興源記十一卷、小幡景憲撰

倭漢武家名數神田白龍云、「中興源記全十一卷、小幡景憲作」

○武教要錄小幡景憲撰　○軍鑑前集三卷、同

○同後集三卷、同　○武備軍要同

倭漢武家名數神田白龍云、「武教要錄、軍鑑前集、全三卷、同後集、三卷、武備軍要、以上景憲所レ作」

○雄鑑鈔北條氏長撰　○雌鑑鈔同

○士鑑要法一卷、同　○徵妙至善之卷二卷、同

倭漢武家名數神田白龍云、「雄鑑鈔、卷數不レ定、雌鑑鈔、卷數不レ定、士鑑要法、一卷、徵妙至善之卷、全二卷、以上四部、北條氏長所レ編」

○武敎小學一卷、山鹿義以撰
○武敎全書七卷、同
○奧儀鈔五卷、同
○足輕左右五卷、同
○武敎別集二卷、同
○手鑑要錄四卷、同
○武敎總要七卷、同
○問答極要集一卷、同
倭漢武家名數神田白龍、云、「武敎小學、一卷、武敎全書、七卷、師弟問答、三卷、奧儀鈔、五卷、結要品、七卷、足輕左右、五卷、一騎武者受用、一卷、武敎別集、二卷、兵法或問、二卷、手鑑要錄、四卷、聖敎要錄、一卷、武敎總要、七卷、問答、三卷、同極要集、一卷、以上十四品者山鹿義以作」、
○山鹿語類四十三卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「山鹿語類、全四十三卷、義以之門人等作」、
○神武雄備集四十卷、山鹿義以撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「神武雄備集、全四十卷、義以之作」、
○武門要鑑十四卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「武門要鑑、十四卷、上杉家之軍書」、
○師弟問答三卷、同
○結要品七卷、同
○一騎武者受用一卷、同
○兵法或問二卷、同
○聖敎要錄一卷、同
○問答三卷、同
○水鑑七卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「水鑑、上杉家之軍書、七卷」、
○山井武鑑十二卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「山井武鑑、山井家軍書、表十二支而有二十二卷」、
○和漢軍理七卷、由井正雪撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「和漢軍理、七卷、由井正雪之所レ作」、
○兵要錄十八卷、長沼廣敬撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「兵要錄、長沼廣敬所レ作、十八卷」、
○島津家傳記七卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「島津家傳記、全七卷、自二元祖忠久一至二吉貴一」、
○高虎成功記三卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「高虎成功記、全三卷、高虎自二七十餘石一記一至二三十二萬石一間」、
○毛利家系
倭漢武家名數神田白龍、云、「毛利家系、自二平城天皇一至二大膳大夫吉廣一」、
○春日山日記三十七卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「春日山日記、三十七卷、上杉家書」、
○肥陽軍記十一卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「肥陽軍記、十一卷、或龍造寺記」、
○諸家大系圖綱目百卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「諸家大系圖綱目、百卷、記二萬石以上百二十七家一」、
○三松分脈十五卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「三松分脈、十五卷、三州之松平家一萬石以上、及旌本陪臣之類記レ之」、
○諸姓分流百五十八卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「諸姓分流、百五十八卷、專記二旌本系譜一」、
○尊卑絕系二十八卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「尊卑絕系、二十八卷、自二古來一記二斷絕之大小名一」、
○扶桑見聞私記七十一卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「扶桑見聞私記、七十一卷、一號二廣元日記一」、
○盛長日記五十卷
倭漢武家名數神田白龍、云、「盛長日記、五十卷、藤九郎盛長所レ輯」、
○日本中古治亂記百卷、山中撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「日本中古治亂記、百卷、山中山城守所レ作」、
○三河後風土記四十六卷、平岩親吉撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「三河後風土記、四十六卷、平岩主計頭親吉所レ作」、
○家忠日記二十六卷、松平家忠撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「家忠日記、二十六卷、松平主殿頭家忠所レ作」、
○三河記三卷、大久保
倭漢武家名數神田白龍、云、「三河記、三卷、大久保彥左衞門所レ集」、
○浪速戰記大全三十五卷、神田白龍撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「浪速戰記大全、三十五卷、予平

日集錄大成」、

○太閤記大全四十卷、神田白龍撰

倭漢武家名數神田白龍、云、「太閤記大全、四十卷、白龍子作」、

○玉露叢六十二卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「玉露叢、六十二卷、自二慶長四年一至二延寶二年一記」、

○玉滴隱見四十二卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「玉滴隱見、四十二卷、自二慶長一至二天和一」、

○萬天日記六十六卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「萬天日記、六十六卷、自二萬治二年一至二天和三年一」、

○細明記十四卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「細明記、十四卷、賴政弓矢之書」、

○嚴政錄三十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「嚴政錄、三十卷、輯二所々之法令一、凡自二慶長年中一至二元祿一」、

○通俗武王軍談二十五卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗武王軍談、二十五卷、始二殷紂王七年一終二周景王廿五年一」、

○通俗吳越軍談十九卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗吳越軍談、十九卷、始二周敬王元年一終二秦始皇一、二十六卷」、

○通俗戰國策十八卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗戰國策、十八卷、始二周威烈王二十三年一終二秦三世皇帝之元年一」、

○通俗漢楚軍談十五卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗漢楚軍談、十五卷、始二秦始皇二十八年一終二漢孝惠帝卽位年一」、

○兩漢紀事

倭漢武家名數神田白龍、云、「西漢十卷、始二太祖皇帝卽位一終二王莽僭位之年一、東漢十卷、始二王莽一終二後漢光武皇帝中元年中一」、

○通俗三國志五十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗三國志、五十卷、始二後漢弘農王一終二蜀漢咸寧五年一」、

○續三國志三十七卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「續三國志、三十七卷、始二西晉武皇帝卽位一終二孝懷皇帝永嘉二年一、後編二十五卷、始二東晉元皇帝一終二成皇帝咸和三年一」、

○通俗北魏南梁軍談二十三卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗北魏南梁軍談、二十三卷、始二梁高祖武帝天監元年一終二孝元帝承聖元年一」、

○通俗唐太宗軍談二十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗唐太宗軍談、二十卷、始二隋煬帝太業十年一終二太宗貞觀廿二年一」、

○通俗唐玄宗軍談二十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗唐玄宗軍談、二十卷、始二中宗皇帝嗣聖元年一終二代宗皇帝廣德元年一」、

○通俗五代軍談二十四卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗五代軍談、二十四卷、始二唐僖宗皇帝乾符元年一終二趙宗太祖皇帝太平興國四年一」、

○通俗元明軍談二十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗元明軍談、二十卷、始二元順宗皇帝至正四年一終二明太祖高帝洪武五年一」、

○東鑑

倭漢武家名數神田白龍、云、「白龍子按、東鑑始二治承四年四月九日一終二文永三年七月廿日一、曆數凡八十七年、然往往有二缺レ年者一」、

○一夜百首祇園阮瑜撰

詩學逢原祇園阮瑜釋敬雄、序云、「南海祇伯玉氏、年始十四、客二于東都一、遊二於木恭靖之門一、與二源白石、雨芳洲、南南山之輩一、日夜驅二馳詞壇一、皆是其門先鳴、海內知名也、伯玉夙慧艷發、嶄然見二頭角一、與二此輩一抗衡、才名大振二于都下一云、於レ是樹二立一家主張一、此門既已轉二向上一、關捩子則縱橫自在、遊戲三昧、加以二才之敏捷一、遂至二一夕賦二百首一矣、余嘗所レ序一夜百首是也、其詩者、翅腐臭化、神奇而已哉、能拈二一莖草一而爲二丈六金身一、以用焉」、

○本草別集稻若水撰

鯨志山瀨春政、例言云、「吾師祖若水先生、嘗著二本草別集一、

○論語徵物徂徠撰　○論語古訓太宰春臺撰

○同外傳同

讀書正誤石川安貞、云、「物徂徠作二論語徵一、其徒太宰春臺

作二古訓及外傳一、其徵也不レ徵二諸古一而徵レ臆焉、其訓也不レ訓二於古一而訓レ己焉、強選二奇僻一、以嘲二宋儒枉誣無稽之說一也、浮薄之徒風靡雷同、以誤二學徒一、其毒甚溥矣、此禍之來、世學二朱子一者固陋偏執、以啓レ之也、謂二之何一、」

○金溪雜話三卷、南川維遷撰

閑散餘錄南川維遷、緒言云、「予嘗て桑名に寓居すること十年許、講書の暇、金溪雜話三卷を草す、纔に稿を脫していまだ考訂におよばず、既にして褐を解て薦野に仕ふ、公子の爲に經を說き、諸子弟の爲に念書を授く、其間暇の日多し、因てさきに草する所の雜話を校正して刊行せんと思欲す、此に於て其中に就て、忌諱を犯すことあればこれを除き、褒貶人意に觸るゝことあればこれを削り、僅に上下二卷とす、名を更めて閑散餘錄といふ、」

○斯文源流　○儒林姓名錄

閑散餘錄南川維遷、緒言云、「近年梓行の書に斯文源流あり、儒林姓名錄あり、姓名鄉里師資の相承等はこの二書に詳なり、就て見るべし、」

○四書俚諺鈔毛利貞齋撰

閑散餘錄南川維遷、云、「毛利貞齋は、書籍に俚諺鈔を作ることを專務とし、又舌耕をも業とせりと見ゆ、其頃の京都の書生の狂歌にも、貞齋只計席講銀と云へり、俚諺鈔を著すは標註を著すに如かず、」

○南浦文集釋□□撰　○護法集釋玄光撰

○大潮文集釋□□撰　○心學典論釋無隱撰

○金龍尺牘同　○無孔笛同

閑散餘錄南川維遷、云、「吾國古昔、菅家その餘の學者も多く佛法を好めりと見ゆ、百五十年以來佛氏にて儒を好めるものには、南浦、文集あり、曹洞宗の玄光、護法集あり、豐後の道香、肥前の大潮、文集あり、加州の無隱心學典論、金龍尺牘、無孔笛等を著せり、なり、」

○圓珠經

閑散餘錄南川維遷、云、「論語を圓珠經といへるは、皇侃が義疏の卷首の語に本づけるなり、徂徠の說に、皇侃に出と云ひ傳れども、その本據を見ずといへるは、義疏をいかに見過したるにや、あやしむべし、」

○自娛集貝原篤信撰　○愼思錄同

○大疑錄同

閑散餘錄南川維遷、云、「貝原篤信は俗稱を久兵衞といへる人なり、宋學にて、好事なる人物と見ゆ、最親切なる學風なり、著述數十部あり、その內道學の見識を述べたるは、自娛集、愼思錄この二部にあり、晚年に大疑錄といふ書を著して大に宋學を疑ふ、されども老後の事なれば、疑ひたるのみにて一家の說も建ずして物故せりとぞ、其事は徂徠文集、春臺文集に粗見えたり、予も亦其書を見ず、」

○相葉篇笠原玄蕃撰　○芝軒吟稿鳥山佐太夫撰

閑散餘錄南川維遷、云、「笠原玄蕃といへる儒士ありき、京都の西岡かたき原の鄉士にて、其先は浪人なり、詩を能し、また書を能せり、その頃までは吾國の詩家皆三體詩、千家詩、錦繡段を金科玉條として學びたるを、玄蕃に至て初てこれらの書をしりぞけて、杜律唐詩註解を專ら倡へり、もと小笠原氏の人にて、人品も方正なりしとなり、相葉篇といへる詩集あり、この人の集なり、その內に妻を亡ひし時の作に、失鶴の詩あり、集中の絕唱なり、玄蕃が失鶴の作とて人口に膾炙せり、今その詩を見るに、七八の句少く口惜くみゆ、又伏見の人に鳥山佐太夫なるものあり、玄蕃より少し先輩なり、芝軒吟稿を著す、徂徠の評にも晚唐の宗匠なりといへり、入江若水などその門人なり、いづれも白石、徂徠とは別出の作家にて、京師にて詩道のひらけかゝりしは此人々なり、」

○香軒詩集鳥山輔門撰　○香軒略集同

閑散餘錄南川維遷、云、「鳥山佐太夫に子あり、名は輔門といふ、孫平と稱す、香軒詩集、同略集あり、」

○舜水文集朱舜水撰

閑散餘錄南川維遷、云、「朱舜水は明の同姓なり、吾國萬治二年に明末の亂を避て長崎に來る、後に水戶公の聘に應じて水戶に至れり、文集あり、水戶公父子の選なり、」

○老子國字解金蘭齋撰

閑散餘錄南川維遷、云、「吾國にて眞に老莊を好める人甚寡し、學者たるものは皆老莊を讀めども、眞に好むにあらず、五十年前にや金蘭齋と云ふ人あり、この人實の老莊者にして、心も境も老莊に合へりとなん、近比老子の國字解を刻む、卽蘭齋の解なり、國字なれども一家の見識あり、他の書の俚諺鈔、諺辭のごときにはあらず、その頃の書生の狂詩にも、杜撰蘭齋暗魯論といへり、」

○大和本草貝原篤信撰　○庶物類纂稻生若水撰
○本草一家言松岡玄達撰　○用藥須知同
○蘭品同　○櫻品同

閑散餘錄南川維遷、云、「本草を講究して物產採藥を事とすることは、向井玄升鸞蘭先生と號す。より始るといふ、稻生若水に至て最盛なり、貝原篤信も本草を好み、大和本草を著す、若水は著述百餘卷ありと自ら言へり、韓人に序を乞ひたること唱和集に見えたり、然れども世に傳はらず、今の本草の新校正は、名を若水に託したれども、和名に允當ならざることまゝ見えたり、疑ふべし、初め京師に住し加賀に聘せられ、加賀より江戶に召され、敎命を蒙りて庶物類纂一千卷を撰せりとなん、松岡玄達は若水の門人なり、本草一家言を撰す、これ又世に公にせず、用藥須知、その餘蘭品、櫻品の類、一卷二卷の冊子のみ刊行せり」、

○垂加翁行實一卷

閑散餘錄南川維遷、云、「山崎闇齋の履歷詳にしれる人なし、先年友人の家にて一卷の寫本を見たり、題して垂加翁行實といふ、神道の事などに附會の說と見ゆることあり、其時の心に、これ實錄にはあらざるべしとおもへり、故に熟覽にもおよばざりければ、一事をも記憶せざりき」、

群書備考卷之十一

○白石詩草新井君美撰　○白石餘稿同

閑散餘錄南川維遷、云、「白石の詩は、白石詩草、白石餘稿二つの集あり、詩草には朝鮮の三使學士及び長崎の書家高玄岱が序跋あり、餘稿には今の淸朝の翰林學士の序及び室新助、高玄岱が序跋あり、その詩高華雄渾にして、片言隻語も寒乞相に涉ることなし、大凡古今の詩人を歷選するに、窮愁孤獨の境を離れて富貴の相を得たるは、此人に如くはなし、徂徠と同時にして、少し先進なり、故に詩は此人より開けたりと云はんも、誣るに非ず」、

○燕樂筆語新井君美撰

閑散餘錄南川維遷、云、「最初白石布衣の時、順庵の門に入り、學成つて順庵の推擧に因て甲府に仕ふ、程なく甲府公入て統を繼給ふ、文廟是なり、因て大に文廟に信用せらる、文廟も亦經世に志あり、車服官名その餘諸の制度に至るまで預めその法定り、俄に文廟薨じ給ひぬとなん、然れども文廟の世に、諸々の法度前朝とかはれることは、皆白石の意より出たり、朝鮮の信使へのあしらひも、この御代ばかりは諸事大に別にて、饗禮にも雅樂を用ひたまへり、その時の白石の燕樂筆語、今に寫本にて行はる」、

○本朝軍器考新井君美撰　○東雅同

閑散餘錄南川維遷、云、「白石の著述の書多くあれども、皆寫本にて行はる、其中軍器考は近來梓に鏤ばめたり、是亦有用の書なり、東雅などよき書なれども、寫本にて且卷數多きゆゑ、人毎に見ることを得ず」、

○集義和書熊澤息遊軒撰　○集義外書同

○喪祭辨論同

閑散餘錄南川維遷、云、「熊澤息遊軒は藤樹の高弟の弟子なり、初め備前の岡山侯松平新太郎光政、學に志あり、その頃藤樹大儒の聞えありければ、禮を厚うして聘せらる、藤樹は年老たるを以て辭してゆかず、息遊軒にその餘の弟子を添て岡山にゆかしむ、岡山侯息遊軒を尊重して、大夫に上し國政を任ず、凡吾國百五十年來の儒士皆屠龍の技にて、學び得たる處を行はずして一生を終る、白石といへども十分が一も施し行ふことを得ず、その餘儒生の諸侯の國に仕るもの、皆閑官散職に

設せられて、文字訓詁の顧問に備るのみなり、息遊軒の遇を得たるが如きもの一人もなし、岡山の政事には今に其流風ありときけり、退居の後著述さまざまあり、その學問は象山、陽明の心學より出で、孤峻なる學風なれども、全體度量豁大なるを以て、心法のみにも繫縛せられず、且經濟地理に錬達せること、拘々たる儒生の及ぶ所にあらず、集義和書、同外書、喪祭辨論等を見てしるべし」

○風水鈔山崎嘉撰

閑散餘錄南川維遷、云、「山崎闇齋は、孔孟程朱の道の天下の正道にして、佛氏の法の正道にあらざるを覺り、還俗して儒士となれり、其事既に前に見えたり、後又惟一の神道を吉川惟足に學び、伊勢流の神道を出口延佳に學びて、大に是を主張す、その頃正親町殿闇齋の門人にて、神道を學び給ふ、闇齋風水鈔といふ書を撰述して進めければ、正親町殿この書を仙洞の御覽に備へらる、上皇これを見給ひて曰、此書は貴重なる事のみにて容易の說にあらず、長く汝が家祕として妄りに人に示すことなかれと、それより闇齋の神道を正親町流の神道と稱するなり、故に今も志あるものは正親町殿の門に入る、入門すればかの風水鈔の中を、彼是省略斟酌して傳授したまへるなり、天人惟一の傳、土金の傳などといへる類の事なるべし」

○易說三宅重固撰

閑散餘錄南川維遷、云、「三宅の事に奇話あり、最初三宅氏學成て出て阿部侯に仕へ、用人の職に進み、又轉役して世子の傅となる、時に世子弱冠にして時々葭原の花街に遊ぶ、三宅氏數々諫むれども聞入れたまはず、且世子の近侍の中にも門人あり、或時かの門生二人亡命し、書を遺して曰く、吾師數々諫を入るれども世子きゝたまはず、剩へ吾等を花街へ從へゆき給ふ、是義に於て甚安からず、是に因て臣たることを致して去るとなり、その頃は憲廟の治世にて、三宅氏も殿下に謁したる人なり、一たび殿下に謁せしものは、失故有ても容易に放逐しがたし、故を以て三宅氏も亦出亡せんことを慮り、急に密室に蟄居せしむ、三宅氏初の心は、何とぞして自殺せんと欲し、やゝ日を經て思ふは、古の聖賢も幽執の中に書を著し給へる人まゝこれあり、いざや吾も書を著さんと心附たり、然れども筆墨を與へず、やう〳〵釘と葭とを拾ひ得て、釘を

以て手指を傷り、葭をかみて筆とし、風寒に感じて鼻に清涕を流す由をいひ立て、紙を多く乞ひ、易說を工夫してこれを血書す、凡三百葉に滿てりとなん、この故に別して易に長せしとなり、その後憲廟薨じ給ひて、三宅氏も獄を出して放逐せらる、猶江戸京大坂に居住することを禁ぜらる、もとより別號を尙齋といふ、因て吉田尙齋と變名して京地に居を卜したり、後又赦に逢ひて終に本姓に復し、三宅丹治と稱す、老後に至て阿部侯の世子は執政の職に升り給ひ、三宅氏が舊時の忠を追憶し、一たび面して謝せんことを欲せらる、折境三宅氏出府せしことあり、終に接見して舊きを語り給ひしと也、三宅氏の傳は、述作の祭祀來格說の初めに、山宮官兵衞が撰せる小傳あり、然れども此事の始末は諱みて載せざるゆゑ、こゝに詳にす、予が說する處は、三宅氏が門人蟹佐左衞門が話をまのあたり聞及べり」

○經脈發揮饗庭東庵撰

閑散餘錄南川維遷、云、「饗庭東庵、經脈發揮の作者なり」

○適從錄大高清介撰

閑散餘錄南川維遷、云、「仁齋存在の時、土佐侯の儒官大高清介といへる人あり、適從錄を著して大に仁齋を誹譏す、一門人彼書を持來て示し、且これが辨駁を作らんことを勸む、仁齋微笑して言なし、かの門人怒りふづくみて曰、もし先生辨せずんば吾其任に當らん、仁齋徐に言て曰、我非に彼是ならば、吾非を改めて彼が是に從ふべし、もし我是に彼非ならば、我是は卽天下の公共なり、固より辨を須ひず、久うして彼も亦自ら其非を知らん、汝只自ら修めよ、他を省ること勿れとぞ、仁齋の度量大旨この類なり、此事は香川太冲が藥選の跋に見えたり、然れどもその書、醫生の外は人毎に讀まざるをもつてこゝに贅す」

○仁齋歌集　○惺窩文集

○獨語　○政談

閑散餘錄南川維遷、云、「仁齋興感あれば和歌を詠ず、其事行狀に見えたり、その詠出の和歌を自ら集めて一卷とし、且自ら點を加へ跋を撰す、眞蹟は京師の稅官小堀數馬氏の家に藏せりとなん、寫本まゝこれあり、其中に二點の歌七首あり、總計二百八十餘首にて、閨怨の歌は一首もなし、仁齋の和歌とて人々のしれるは、春の歌の中に梅を詠ると、斯民也三代之所ニ以

直道而行也といふ心を詠ると二首なり、この二首も集中に入れり、然れどもこの二首秀歌といふにはあらず、詳に集中に考へば猶あるべし、昔惺窩先生も和歌を能くせり、文集に和歌集をも合刻せり、近頃南郭も初め和歌を能くし、後に詩を學べりとなん、太宰が獨語にいへり、徂徠の歌は政談の卷末に二首あり、この外には聞およばず」

◎書目脫ス、

閑散餘錄南川維遷、云、「徂徠始め書を仁齋に寄す、仁齋答なくして程なく物故せり、その後門人仁齋の碣の銘の後に、安藤省庵、村上漫甫及び徂徠の寄せたる書牘を載て一卷となして梓行せり」

○制度通伊藤長胤撰

閑散餘錄南川維遷、云、「今の仲藏、仁齋の孫、往年父東涯の制度通を江府に獻せし時、敎命有りて、白銀を賜へり」

○秉燭談伊藤長胤撰

閑散餘錄南川維遷、云、「東涯の秉燭談の序の原稿は、假字の文に助語を加へて、助字を用るの法を示したるものなりと聞けり、今刊行の序は、その後漢文に改められしと見ゆ」

○譯文筌蹄荻生茂卿撰　○政談同

閑散餘錄南川維遷、云、「徂徠は總州にて田夫野老の中に長りしゆゑ、平生の言語にも鄙野の俗語多かりしとなん、郡山の柳澤權太夫の著述に見えたり、實にも譯文筌蹄、政談等の書をみるに、賤しき俗語を能くあつかはれたること多く見ゆ」

○徂徠答問書荻生茂卿撰

閑散餘錄南川維遷、云、「予嘗て徂徠答問書を見て思へるは、是設けて著述したるものなるべし、實に人に答へたるにはあらじと、その後江州に客遊して一卷の寫本を見る、是答問書の出版より以前に寫し得たるものにて、今の答問書に比すれば、僅に三が一には足ざりき、この寫本には、一々にとへる人の國と姓氏をしるせり、今の刊行の本に、痢病後に書きたりといへるなどは、莊內の水野氏に答ふと記せり、水野氏は名は元朗、字は明卿、俗名大膳と稱す、羽州莊內酒井侯の大夫なり、後には春臺を尊信したる人なり、南郭文集に碑の銘あり、これを以て考ふれば、答問書は一々答へたる書なり、設けて作れるにはあらず」

○鈐錄二十三卷、荻生茂卿撰　○孫子國字解同

○吳子國字解同

閑散餘錄南川維遷、云、「徂徠兵學を好み一家をなせり、鈐錄二十三卷を撰す、卽一家の兵法を述べたるなり、又孫子吳子の國字解を作る、孫子は旣に世に行はる」

○鍾情集服部辰之助撰

閑散餘錄南川維遷、云、「鍾情集といへる集は、南郭が子辰之助といひしものの遺詩なり、この兒英才なりしと見ゆ、不幸にして十七にして痘瘡を疾みて夭せり」

○東海漫遊稿田中省吾撰

閑散餘錄南川維遷、云、「徂徠集に所謂田中省吾は、後に姓名を變じて富春叟と稱せり、故に又徂徠集及び南郭集等に富春山人と稱す、柳澤侯に仕へたる人にて、峽中紀行にも、この人と共に命を受て使したる由をいへり、故有て急に亡命せるとき、徂徠の宅に安藤仁右衞門、岡島冠山の二子あり、徂徠二子に言て曰、願はくは暫時命を假らん、二子諾す、終に夜を侵して省吾を郊外に護送せりとなん、省吾はそれより奧州に至り、姓名を變じて富春叟と稱し、東海漫遊稿を著せり、其中にも鐵衣を著て東都を出たりといへり、事の危難想像に堪へたり、後又攝の池田に客居し、終に攝にて物故せりとぞ」

○論語玉振錄谷左仲撰

閑散餘錄南川維遷、云、「谷左仲は詩集幷に論語の玉振錄などを著せり、爾雅の癖ありて、字訓に刻意せる人と見ゆ、もと東涯の門人にて、阿波の產なり」

○理氣辨論中江平八撰

閑散餘錄南川維遷、云、「仁齋の門人に中江平八といふ者あり、もと伊州の人にて大坂に客死す、東涯文集に碣の銘あり、理氣辨論を著す、世に行はる、平生文を作るに然則の二字多し、その頃の書目して然則先生といへりとぞ」

○非物論一百卷、五井藤九郎撰

閑散餘錄南川維遷、云、「大坂に五井藤九郎といへる儒士ありき、宋學にて書をも善くせり、非物論一百卷を作る、徂徠が一言隻句悉く看破せりとぞ、是も亦大業なり」

○草山集釋日政撰　○谷口集同

○竹雨齋詩集青木東庵撰

閑散餘錄南川維遷、云、「深草の元政上人は法華律にて、傍ら詩を好み、袁中郎が風を能く學べり、草山集、谷口集あり、又和歌を巧にせり、和歌集は寫本にて行はる、

母に事へて純孝なりしとなん、青木東庵なるもの其風を學ぶ、竹雨齋詩集を著す、詩は大に劣れり」

○不載酒細井知愼撰　○觀鵞百譚同

閑散餘錄南川維遷、云、「廣澤も篆を好む、敎命を奉りて不載酒といへる書を撰して獻る、古今篆書の集大成なりとなん、著す所の觀鵞百譚に、近年編修の、敎命に傾ぶけりといふはこの事なり」

○勝早祕傳木工源右衞門撰

閑散餘錄南川維遷、云、「澤崎主水が弟子の中に木工源右衞門といふ者あり、加地流の學を斟酌して勝早祕傳といふ書を著す、徂徠の軍學は、この源右衞門に學びたるなり」

○論語古義

閑散餘錄南川維遷、云、「中島正佐は仁齋の門人なり、敎授舌耕を業とす、四書を講ずるに集註を以てす、家の說には箇樣々々どいへる古義の說なり、中島點の四書とて今に傳れり、正佐曾ていへるは、昔善導大師は、念佛の功德に因て口中より阿彌陀を吹出されたりといふ、吾は講釋の德に因て借宅を三軒吹出したりとなん、今の論語の古義は此人の校正なりしといふ、文字誤寫多し、惜むべし」

○老人雜話二卷、江村宗具撰

閑散餘錄南川維遷、云、「江村宗具、專齋と號す、世々京都新在家中町の人なり、其先は江村備前守といふ、備前三石の城主にて、播州三木の城主別所小三郎の族なり、豐臣氏三木の城を攻こと前後三年、三木落城の後、備前守城をあけ退く、初めて京都新在家に住して江村榮基といふ、策基の子を既在といふ、和歌連歌を能くし、時に聞香の技にて世に名あり、既在の子を宗具といふ、始めて學業に志し、兼て醫を學ぶ、加藤肥後侯に仕へ、在京ながら五百石を賜ふ、肥後侯嗣なく封絕て後、作州の森美作侯に仕ふ、又五百石を賜ふ、歲百歲に滿みて歿す、後水尾帝在院の時、稀代の長壽なることを聞たまひて、召て修養の法を問ひ、鳩頭杖、黃金一枚、その外茶酒などを賜はる、その年九月、宗具住宅せる新在家の庭に松十餘株ありしが、其邊に松蕈數莖を生ず、奇異のことなり、寬文四年甲辰壽一百歲に滿つ、其年元日に詠せる和歌三首あり、其歌に曰く、

百歲になるまで飢ず寒からず道ある御代の道にひかれて

何もせで身のいたづらに過しゆゑ今日百歲の春にあふかな

百歲も猶あきたらず行末を思ふ心は物笑ひなる

詩作もありけるとなり、信長の比より太閤の世を經て昭代まで存したる人なり、この翁の幼年より見聞の事どもの話を、坦庵量令曰、坦庵、伊藤宗恕之號也、先生記錄して二卷とす、老人雜話と名づく、異書を好める人は適寫し得て珍藏す、予も亦一本を寫し藏む、其比の治亂世態歷歷として、最實錄なり」

○剛齋殘稿江村宗珉撰　○北海詩鈔江村綬撰

○剛齋年譜細川桃庵撰

閑散餘錄南川維遷、云、「宗具の子を宗珉といふ、剛齋と號す、少年にて青山侯の文學となる、青山侯は今の郡上侯の先にて、此時攝州尼ヶ崎に在城あり、數年の後故ありて病告し、京都にありて敎授す、其後紀藩より五百石を以て聘せらる、辭して仕へず、是青山侯への義を思ふなるべし、慶安四年庚寅、近衞藤公より詔を傳へ給ひ、禁裏の侍講たるべしと、然れども疾に託して、固く辭して敕に應ぜず、是紀藩への義を思ふなるべし、因て叡藻をしば〳〵下し給ひて、是正して獻りしとなり、是に因て敕賜壽杖潤色聖製之家といへる印を、今の北海先生に至りて用ゆ、宗具元日の和歌も自筆せるが、今に殘りて北海の家寶となれりとなん、是等のこと、宗具のことも、剛齋殘稿の首に、江戶の醫官細川桃庵の撰せる剛齋年譜又は東涯の盍簪錄に委し、世系は北海詩鈔の序に詳なり、慶安は後光明帝の年號なり、後光明帝は近時帝王中の好學の主なり」

○麥林集

閑散餘錄南川維遷、云、「蘭亭曰く、われ俳諧を見ることを喜ばず、然れども萍や今日はむかふの岸に咲くと、此句の如きは詩も俳諧も同情にて、實に絕唱といふべしと、この句は伊勢の乙由といへるものの作なり、麥林集あり、世に行はる」

○辨疑錄伊藤長胤撰　○古學指要同

○名物六帖同　○釋親考同

○周易通解十八卷、同　○周易私說同

○周易圖例同　○周易考異同

○帝王譜略同　○盍簪錄同

○東涯漫筆同　○春秋胡傳辨疑同

○唐後詩四大家雋物茂卿撰

○五經筆記仲村欽撰　○文會筆錄山崎嘉撰
○靖獻遺言淺見安正撰　○氏族辨正同
○鎌倉志光圀卿撰　○扶桑鐘銘集同
○草露貫珠同　○參考太平記同
○花押藪同　○日本史同

閑散餘錄南川維遷、云、「近世諸儒の中、著述の多きは東涯に如くはなかるべし、靜齋公子深く仁齋東涯を信ず、因て二先生の書の既に刊行せるものはこれを購求し、その未だ上木せざるものは、命じて繕寫せしむ、幸に洞津の奥田先生東涯の高弟なるを以て、その著述の書蓄へざるはなし、因て乞假ることを得たり、凡既に刊せると未だ刊せざると、合せて四十餘部百六十餘卷あり、中に就て經義の純粹なるは辨疑錄、古學指要なり、名物六帖は簡便なる書なれども、僅に人品器財二箋のみ刊行して、餘はいまだ行はれず、但釋族箋は釋親考の附錄に合刻す、其いまだ刊行せざるものには、易には通解十八卷幷に私說、圖例、考異等の書あり、その餘帝王譜略、盍簪錄、東涯漫筆、春秋胡傳辨疑、これらの書何れも經義を發明し名教を維持す、この外一卷二卷の冊子まで、生徒の業を助け學者の簡便をなさゞるはなし、徂徠の著述は南郭文集及學庸解の卷後に、書目一篇あり、これ亦其書家に滿てゝ、然れども唐後詩四大家雋の類は、選にして著にあらず、中村惕齋書頗多し、五經の筆記など、浩博にして刊行に煩し、惜むべし、闇齋も亦書目少しとせず、文會筆錄の如きは鈔書なり、著作にあらず、その門人に至ても亦多し、中に就て淺見の靖獻遺言、氏族辨正など最純正と云ふべし、若夫れ水戸には中納言光圀公の時より、彰考館を設け諸儒を聘召して、撰著編選を掌どらしむ、鎌倉志、扶桑鐘銘集、草露貫珠、參考太平記、花押藪の類、枚擧に暇あらず、皆是國家に無んばあるべからざる書なり、又日本史數百卷あり、余かつてその內贊叢及び菅公列傳を見る、議論平正引據精嚴、謂つべし良にして正なりと」

○東雅新井君美撰　○孫子兵法擇同
○日本軍器考同

白石餘稿新井君美、緒言新井明卿、云、「先大夫以二經術一遇二知昭代一、而以レ詩名レ世、世之知二先大夫一者、特以レ詩、先大夫生而異、三歲在二襁褓一、兒戲每寫レ字、視レ之則天下一之文字也、人以爲二英物一、及レ長慨然有二大志一、余見二鳩巢先生所レ撰墓碣之中所レ著有二東雅、孫子兵法擇、日本軍器考一、諸書未レ梓一」

○白石詩草新井君美撰

白石餘稿新井君美、緒言新井明卿、云、「白石詩草、天漪先生先已範而出一」

○日本書紀

皇朝事苑管顯常、凡例云、「舍人之筆、字不レ失レ義、句不レ失レ法、載レ言敍レ事通暢可レ觀」

○百人一首藤原定家撰　○百人一首萬年橫川叟撰

古詩百家選西山素庵、序那波道圓、云、「昔京極中納言閑二居小倉山莊一、懼二歌詠之道墜一、選二百人一首一、萬年橫川叟憫二詩祢之名滅一、選二百人一首一、蓋倣二小倉故事一也」

○日本紀　○元亨釋書

○濟北集

東海一漚集妙喜老師、跋那波道圓、云、「予每念、生二乎其國一而不レ知二其國之事跡一、豈可レ謂二之書生一哉、然自從二國綱一廢一、而三代實錄之後不レ聞二復有一朝廷之史一、而後文章入二禪林一、彼月中巖、練虎關、其翹楚也、博學文章、冠二冕古今一、嘗編二日本紀一、有レ議不レ行、可レ惜而可レ悲、元亨釋書之編、雖二異教之史一、略有二可レ觀者一、又讀二濟北集一、至二賦章一通二衡詩話等一、則雖二中華大家之文人一不二多讓一矣、誠國僧之所二絕無一也」

○中國太平記

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「中國太平記と云ふ書は、毛利家元祖より元就、輝元、其外小早川吉川等の事跡詳に記したる書の由、全部廿冊餘有レ之よし、作者誰人の作と云ふ事存じ不レ申候、其書には作者の名記しあるべくか、南海治亂記より出たるや、大久保氏に御賴被レ遊候はゞ知可レ申候」

○室町殿日記猶村長敎撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「室町殿日記、平假名もの、猶村長敎撰、萬松院殿の末より光源院殿幷秀吉時代までの物語なり」

○長秋草三室戶有範撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「長秋草は日野家三室戶有範の集也、古來上下二卷、今下卷闕」

○むかし物語大藏虎明撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「むかし物語、大藏彌右衞門虎明作、慶長四年林鐘吉辰日、從二元祖一十三代狂言太夫虎明」云々、

○老人雜話江村宗具撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「老人雜話は江村專齋の物語を、其子伊藤宗恕書集めたるなり、專齋名宗具、倚松庵と號す、永祿八年に生れ、寬永四年六月百歲にて卒す、後水尾院より御杖を賜ふ、其時和歌あり」、

○太平記評判

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「太平記評判は那和宗三と云ふものの家に傳へしを、宗三が加賀國の法華法印と云ふ僧に傳へたり、法印又大橋新之丞、水野內匠、小原惣右衞門に傳ふ、大橋は本多阿波守が家臣なり、昔は世の寶とせし書也、今は版行にありて、人さのみ貴ばず」、

○民部省圖帳

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「本朝民部省にありし諸國圖帳、安元元年內裏炎上の時燒失すと、永正四年十二月に記したる旅宿問答にあり」、

○北越太平記隱士雲廉撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「北越太平記、全二十七冊、作者洛東隱士雲廉、謙信景勝二世の事を記す」、

○和歌物語

安齋漫筆伊勢貞丈、に和歌物語を引き、自註云、「桂秋齋門人記」、

○卯祭雙紙一卷　○殿うつり

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「卯祭の雙紙といふは、一卷ありて作者知れずといへども、清少納言の枕雙紙にも、雙紙は卯祭、殿うつりとあり、今やうの物にあらず、殿うつりとあるは、今乞食のうたふ鳥追と云ふ物の詞の餘風也、御堂殿新殿をつくらせ給ふを祝したるうたひ物なり」、

○江源武鑑澤田喜太郎撰　○大系圖同

○和論語同　○足利治亂記同

○淺井日記同　○異本關原軍記同

○異本勢州軍記同

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「江源武鑑は僞書也、近江坂本雄琴村の民澤田喜太郎と云ふ者、青蓮院法親王に奉仕して禿童なり、學文し、後に銀の茶碗を盜みたること顯れて追出され、舊里に歸り、己れ佐々木の嫡流也と僞て、佐々木の系圖に加筆して己が先祖をこしらへ、且佐々木の日記と僞て江源武鑑を作り刊行す、また大系圖も彼が作にて僞多し、又和論語、足利治亂記、淺井日記、異本關原軍記、異本勢州軍記等も、彼が作にて虛說也、佐々木義實、義秀、義鄕は彼が作りたる人名にて、彼か先祖也と云ふ、其名は有りてその人の體はなきもの也」、

○參河後風土記

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「參河後風土記は、二階堂松齋と云もの、平岩の名をかりて作りたる也」、

○甲陽軍鑑

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「甲陽軍鑑は、小幡勘兵衞が高坂彈正の名をかりて作る也」、

○徒然草　○兼好歌集

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「徒然草のこと、新井白蛾著の牛馬問答に、つれ〴〵草を兼好自ら編めるやうに思ふ人多し、然らず、これは兼好のわらは命松丸、後に今川了俊に仕ふ、了俊命松に兼好が歌など殘る物ありやと、◎問脫カ多〳〵草庵の壁にははられてはべる、こゝにも候へども、かたみに重寶いたすとあれば、尋させよとて、吉田の感心院へ命松丸をつかはし、伊賀の草庵へは伊豫太郎光貞とて、歌の心もありしをつかはし尋しに、伊賀の草庵にてやう〳〵五十枚ばかり集めぬ、今の徒然草は、吉田にて多くは壁にはられし、また經卷などを寫せしもののうらなどに書捨てありしをとりて來れる、夫を了俊、命松など取揃へ、また命松が許にありしを集め、歌一冊、草紙二冊とせり、この時題號なき故、發端の文字を取て徒然草と題せるは、今川了俊にてぞあらん」、

○ゆりわか實記　○小栗實記

○三楠實錄

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「ゆりわか實記、小栗實記、三楠實錄など、實事は少ばかりにて僞作多し、外題に實の字を加へたるは、人に實也と思はせん爲なるべし、なれど實の字を加へたるにて、押て其虛顯はるゝ也」、

○中右記

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「中右記は中御門右大臣宗忠公の記也」、

○續千載集

太平記年表河原貞賴、云、「後醍醐天皇元應元己未十月、撰二續千載集一」、

○元亨釋書

太平記年表河原貞賴、云、「元亨二八月、東福寺虎關獻二元亨釋書一」、

○續後拾遺集

太平記年表河原貞賴云、「正中二八月、撰二後拾遺集一」

○風雅集

太平記年表河原貞賴云、「貞和元乙酉、南朝正平元年、是年奏二風雅集一」

○貞和集

太平記年表河原貞賴云、「貞和三、周信編二貞和集一」

○新千載集

太平記年表河原貞賴云、「延文四十二月、奏二新千載集一」

○節用集

桂林漫錄桂川中眞云、「節用集、環翠と云ふ人の作なる由、白石先生安澹泊に答へられたる書中に見ゆ、中眞按に、清原業忠、環翠軒言翁と號す、嘉吉年間の人なり、環翠と云へるは是か、軍器考などにも此書を引、貝原翁の著述の書にも引用ひられたり、予活字の節用集一冊を得たり、慶長二年易林なる者の校正せる本なり、近來の節用とは大に異なり」

○新撰字鏡

桂林漫錄桂川中眞云、「新撰字鏡、寛平四年求法門昌住なる者の撰なり、古書目錄に字鏡と記せる物是ならんか、日本にて字書と云ふ物は、此書と平他字類鈔との

みなるべし、字鏡は東都の平春海なる者、昔年京師の書儈（ふるほんや）より不レ意購得たり、是は此書の再び世に出でたる始にて、今日机上に字鏡有るは、實に春海の賜なり、楫取魚彦なる者、此書は古の字鏡に次で作りし故新撰とは題せしならんと云へど、昌住が自序に其事を記さず、按に、古より曾て無き所の新書なるに依て、かくは題せしならん、目錄には新撰の二字を省きしにもあるべし」

○平他字類鈔

桂林漫錄桂川中眞云、「平他字類鈔、予が藏する所の物至て殊勝なる鈔本なり、卷末に、嘉慶二年十一月廿三日、於二笠取之服藥所一爲二後見一如レ形書寫畢、執筆釋迦院實守（花押）と誌せり、四百年以上の物なり、卷毎に黒印を踏、印文蒙古篆を用ゆ、圖の如し、（圖）按に、此時唐土にては明の太祖の洪武廿一年に當る、胡元七十餘年久しからず、去ば其我邦にも自ら蒙古文字をも傳へたりしにや、當時好事の者の印と見えたり、附錄に、平他同訓字なる物一本あり、天地人倫などの類を分ちて、字聚めたる書なり、是等を節用の權輿とは云ふべき」

○天狗名義攷諦忍比丘撰

桂林漫錄桂川中眞云、「諦忍比丘が天狗名義攷は、俗にし

て見るに堪ず」

○吾妻鏡

桂林漫錄桂川中眞云、「曝書亭集載吾妻鏡五十二卷、亦名二東鑑一、撰人姓氏未レ詳、前有二慶長十年序一、後有二寛永三年國人林道春後序一、則鏤版之歲也、編中所レ載、始二安德天皇治承四年庚子一、訖二龜山院天皇文永三年七月一、凡八十有七年、歲月陰晴必書、餘紀二將軍執權次第及會射之節一、其文鬱轖、又點二倭訓于傍一、譯レ之不レ易、而國之大事反略レ之、所謂不賢者識二其小一者而已、中略、慶長十年者明萬曆三十二年、寛永三年者明天啓四年也、檜窗先生曰、按に三十二年は三十三年、四年は六年なるべし」

○睡餘操筆林春齋撰

桂林漫錄桂川中眞、に睡餘操筆を引き、自註云、「林春齋著」

○勾玉考谷川士清撰

桂林漫錄桂川中眞云、「谷川士清が勾玉考、其說精到なり、然れども言中華の書におよばず、此頃王子年が拾遺記を見るに、岱輿山西有レ曰二玉山一、其石五色而輕、或以二履鳥之狀一、光澤可レ愛、有レ類二人工一、衆仙所レ用焉、恐くは勾玉の事なるべし」

○知約貝原篤信撰

桂林漫錄桂川中眞云、「知約は貝原益軒翁の鈔錄にして、百頁ばかりの緩本、數十卷ありとなり」

○懷風藻

○經國集

○麗藻集

○無題詩集

日本詩史江村綬、凡例云、「蓋古昔詩可レ徵二于今一者、莫レ先二乎懷風藻一、懷風藻作者六十餘人、詩凡百二十首、經國集雖二殘缺一、今存者二百餘首、麗藻集凡百首、無題詩集七百七十首」、又云、「懷風藻所レ載朝紳、始レ自二大納言中臣朝臣大島一訖二于中宮少輔葛井連廣成一、人必具二官銜一者、於レ義當レ然」

○本朝詩纂

日本詩史江村綬、凡例云、「余近覽二本朝詩纂、私欽二敬其盛擧一、但其中錄二次京師近時作者一、大爲二憒々一、其薰蕕雜陳亡レ論耳、若レ載二余伯氏一、已錄二伯氏姓名一、又別擧二伯氏舊名舊表號一、此以二伯氏一人一爲二二人一、餘可二準知一、噫以二宗藩之勢一、何求不レ得、加レ之文學之職、賓客之盛、承二順其美一、贊二成其業一、無レ所レ不レ至、而猶且如レ此、

○敬公集釋尊敬撰

日本詩史江村綬云、「橘在列、詩名高レ世、亦闕二系譜一、源順嘗師事焉、在列後爲レ僧、更名二尊敬一、亡後順爲輯二遺稿一、名二敬公集一、今存者小作數篇已」、

○都氏文集

日本詩史江村綬云、「都氏本桑原氏、相傳後漢靈帝之後、至二腹赤一更二姓都氏一、其子文章博士良香詩名最著、集若干卷、今存二文三卷一、」

○朝野群載三善爲康撰

日本詩史江村綬云、「三善氏、或曰百濟國王之後也、爲康著二朝野群載一行二于世一、」

○續日本紀

日本詩史江村綬云、「菅野眞道、撰二續日本紀一、文才可レ想、而詩殊不レ諧」、

○擧白集豐臣勝俊撰

日本詩史江村綬云、「少將豐臣勝俊、豐臣氏時受二封若狹一、後退二隱京畿一、更名二長嘯一、以二和歌一稱、所レ著有二擧白集一、其中載二詩數首一、」

○勢州紀行阪士佛撰

日本詩史江村綬云、「阪士佛、名慧勇、號二健叟一、京師人、數世官醫、給二仕足利相公一、明德中敍二民部卿法印一、世稱二上池院一是也、相公嘗戲レ之曰、卿祖名九佛、父名十佛、卿宜レ名二十一佛一、遂以二十一佛一呼レ之、後修二十一一爲レ士、蓋俳優遇也、士佛善二和歌及聯歌一、有二勢州紀行一、以二國字一錄也」、

○太平記僧玄惠撰

日本詩史江村綬云、「僧玄惠、不レ詳二氏族一、或曰、其初業レ儒、中爲レ僧、後復還俗、以著二太平記一、故世稱二博文一、若二其詩一、延元中內宴應制一首之外、絕不レ觀二他篇一、」

○一人一首春齋林子撰

日本詩史江村綬云、「春齋林子一人一首、論載詩悉」、

○本朝千家詩

日本詩史江村綬云、「本朝千家詩、元祿中京師書林編輯、距レ今已八十年」、

○歸家日記井上通撰

日本詩史江村綬云、「讚州丸龜士井上氏女名通、從二東都一還二丸龜一、道中以二國字一紀レ行、名二歸家日記一、其中載二詩十二首一、」

○中山詩稿立花氏女撰

日本詩史江村綬云、「筑後柳川立花氏女、有二詩集一、名二中山詩稿一、」

○活所遺稿十卷、那波方撰

日本詩史江村綬云、「活所、名方、字道圓、姓那波氏、後更二姓祐生一名觚、播州人、年十八遊二京師一、始謁二惺窩一、元和元年大駕駐レ京、召見名儒一、活所雖二年少一、亦在二其列一、後築二仕肥後一、肥後國除、更事二紀藩一、正保戊子卒二于京師一、有二活所遺稿十卷一、詩凡五百首」、

○老圃堂集那波守之撰

日本詩史江村綬云、「木庵(皇令曰、道圓長子)、名守之、字元成、嗣レ職爲二紀藩文學一、後以二老病一致仕、在レ家教授、遺稿若干卷、名二老圃堂集一、」

○覆醬集石川丈山撰

日本詩史江村綬云、「寬文中稱二詩豪一者、無レ過二於石川丈山僧元政一、丈山出處在二世之口碑一、已武且文、隱操亦卓然、年九十卒、可レ謂二偉人一也、至レ今京師東北一乘寺邑有二詩仙堂一、蓋其遺留琴硯等一依然尙存、當時嘯二咏其中一、誓不レ入二城市一、諸名士每二經過一談論唱和一、以爲二娛樂一、所レ著有二覆醬集一、韓人權代者爲二之序一、稱曰、日東李杜、余覽二其集一、句多拙累、往々不レ免二俗習一、權代溢美不レ俟二辯論一、然當時諸儒詠言率出二于性理之緒餘一、乏二溫柔旨一、而丈山獨夢二寐山林一、襟懷瀟洒、如下隱

○高氏家譜大高坂義明撰

○芝山會稿十二卷、大高坂季明撰

日本詩史江村綬云、「高季明、本姓大高坂氏、自修爲レ高、字清助、號二芝山一、土佐州人、其履歷詳二于男義明所レ撰高氏家譜一、少時遊二學兩都之間一、博覽而有二大志一、最研二理義一、又好二著述一、有レ所レ作則必致二之長崎一、請二正於林何顧三人一、三人極レ口褒賞、其答二季明一書曰、我輩來二貴國一、視二數家文章一、雖二各有一レ所レ長、然或未レ諳二章法句法一、唯足下所レ作盡合二規矩一、又曰、足下文章意深語簡、韓柳歐蘇無レ過、又曰、足下詩格調兼高宜レ貴、貴國紙孟浪、諛言固不レ足レ論、而季明信レ之、妄自夸毗、遂缺二精細工夫一、芝山會稿十二卷、篇章不レ爲レ不レ多、而可レ採者無レ幾、余酷愛二季明慷慨有二氣節一、因深悟レ爲二間殘月影、枕上遠鐘聲、風柳起鬻懶、山花留二馬蹄一、半壁殘燈影、孤牀落葉聲等上意象間雅、殊可二諷詠一、」

○草山文集圓元政撰

○元々唱和集同

日本詩史江村綬云、「僧元政、修二持法華一、戒律堅固一、而雅尙風雅、所レ著有二草山文集一、先レ是明人陳元贇避レ亂投化、後以二山人一應二張藩聘一、時々來二遊京師一、會二晤元政一、心機契合、締二方外盟一、有二元々唱和集一、」

三人所レ誤也」

○扶桑名勝詩集吉田元俊撰

日本詩史江村綬云、「延寶中、吉田元俊纂二扶桑名勝詩集一、元和以來、作者不レ下二百人一、涇渭混淆、其中雖レ有二短長一、槩而論レ之、無レ足二採錄一者上、平岩仙桂、熊谷玄閑、山本洞雲、咏題殊多一」

○竹雨齋詩集餘元徵撰

日本詩史江村綬云、「餘元徵、名澄、號二東庵一、有二竹雨齋詩集一」

○遯庵詩集宇都宮由的撰

日本詩史江村綬云、「宇都宮由的、名三近、號二遯庵一、周防人、昌三門人、講二學於京師一、有二遯庵詩集一、弟子恕方者輯錄、其序云、先生著述擢レ災、今所レ存特晚年作云々、余閱二其集一、詩猶千餘首、七絕最多、至二七百首一、其中云、海色茫々山色長、孤舟風雨轉淒涼、天涯一夜愁人夢、半在二京城一半故鄉、悽愴婉約可レ稱二佳作一、其他則蕪陋淺俗、可レ笑者不レ鮮、十刪二其九一、則可二不朽一矣」

○出思稿二卷、松原一清撰

日本詩史江村綬云、「松原一清、字孫七、號二鶴峯一、安藝人、仕二本藩一、職爲二行人一、幼好二讀書一、九歲作レ詩、長而益勤、詩集二卷、名二出思稿一、語多胸臆、不レ喜二踏襲一」

○桐葉編笠原龍麟撰

日本詩史江村綬云、「笠原雲溪、名龍麟、稱二玄蕃一、京師人、詩名顯二著一時一、亦京師學風一變之機會也、雲溪歿、門人竹溪者鈔二其遺稿一、梓而行レ之、名二桐葉編一、其詩嫵媚足二自喜一、而氣骨纖弱、如二律詩一、全篇佳者無幾、絕句則間有二堪レ錄者一、人傳、雲溪卓犖、兼好二武術一、其或然也、右桐葉編卷末附二載竹溪詩數十首一、跋亦竹溪作、而無レ序、以二朝紳和歌一首一代レ之、竹溪、余未レ詳二其人一、以二先師遺稿一爲二翫弄具一、且爲下售二己名一奇貨上、輕薄亦甚」

○辨道解蔽石川正恆撰

日本詩史江村綬云、「石川伯卿、名正恆、號二麟洲一、京師人、滄洲門人、學成仕二小倉侯一、爲レ人謹恪、而藻思亦蔚然矣、嘗著二辨道解蔽一、駁二徂徠說一、嗣子今嗣レ職爲二小倉文學一」

○八居題詠集

日本詩史江村綬云、「享保年中、坊間所レ刻八居題詠集中、有二伊藤祐之一、服部寬齋、梅園正珉、五井純禎、今西春芳和作一、祐之字順卿、號二莘野一、稱二齋宮一、寬齋稱二藤九郎一、失二其名字一、正珉字某、號二文石一、純禎字惠迪、號二蘭洲一、春芳字陽甫、號二白野一、稱二正立一、又有二橘洲先生、桃溪先生一、余不レ詳二其人一、其詩雖レ不レ能レ無二少妍強一、要亦娣姒耳」

○西山樵唱二卷、入江兼通撰

日本詩史江村綬云、「入江兼通、字子徹、號二若水一、攝州富田邑人、釀酒爲レ業、家累二千金一、爲レ人不羈、少時好レ遊二狹邪一、資產蕩盡、於レ是憤激讀二書學一レ詩、後著二山人服一携二詩囊一遊二放諸州一、到處聞、有二聞人一、則必以レ詩爲レ贄、造謁會晤、是以江山人詩名顯二著四方一、最後結二廬京師西山一、稱二櫟谷山人一、日與二天龍寺僧徒一往來唱和、其詩輯爲二二卷一、名二西山樵唱一、序者四人、徂徠、服子遷、富春叟、韓人申維翰、竝論二其詩爲一晚唐一、以レ余觀之、其詩頗省二宋陸放翁一、但剪裁缺レ工、容易下レ筆、故動失二諸巇一、率可レ惜已、然詩々自二肺腑一出、句々流動、較下諸近時諸人藉二口盛唐一勤二竊嘉靖七子糟粕一飣餖上、陳腐者上、反有レ可レ觀」

○芝軒吟稿烏山輔賢撰

日本詩史江村綬云、「烏山碩夫、名輔賢、號二芝軒一、亦攝人、或云伏見人、余少年時、已聞二江若水詩名一、以爲二攝之巨擘一、未レ知レ有二碩夫一也、迄レ爲二邸職一、以二吏事一數往二來浪華一、一日訪二葛子琴一、見二案上有二芝軒吟稿一、迺知二碩夫之遺稿一、携歸逆旅讀レ之、一宵始歎二其作家一、其才大率與二若水一頡頏、細二論之一、步驟不レ及二若水一、而韻度勝レ之、咀嚼覺レ有二餘味一」

○蟻亭撫言大井守靜撰　○覆簣編同

日本詩史江村綬云、「大井守靜、字篤甫、號二蟻亭一、攝人、家世業レ賈、篤甫少志レ學、博綜二群籍一、最好二藏書一、凡奇書珍篇必捐二重貲一購レ之、殆致二數千卷一、後來二京師一講說、所レ著有二蟻亭撫言一、詩集手所二選定一、名二覆簣編一、不レ襲二時風一、自爲二一家一」

○吳江水韻富春叟撰

日本詩史江村綬云、「富春叟、或曰二桐江山人一、享保中住二攝之池田邑一、爾レ時海內方嚮二物氏之學一、而徂徠及門人褒二稱春叟詩一、簡往復歲時不レ斷、是以富山人詩名震二乎京攝之間一、邑中子弟爭從二春叟一遊、好事之徒、每歲首輯二春叟及社中詩一、爲二小冊子一、名二吳江水韻一刊行、四方邑人檜垣宗澤者、嘗受二學義兄寺郊先生一、以レ故年々寄二示其詩一、汎二學レ陳去レ非者一、或曰春叟奧州人、嘗以二儒業一仕二柳澤侯一、徂徠集中稱二田省吾一者一」

○明霞潰稿宇士新撰

日本詩史江村綬云、「宇士新、名鼎、京師人、著作頗饒、其文集名二明霞遺稿一、」

○大學新疏室直清撰　○義人錄同

○駿臺雜話同

日本詩史江村綬云、「室滄浪、名直清、字師禮、一字汝玉、別號二鳩巢一、東都人、幼而穎悟、西學二京師一、師二事木靖恭一、衆推爲二木門高弟一、初仕二賀藩一、文廟時徵、擢爲二東都學職一、嘗著二大學新疏一、義人錄、駿臺雜話等書一、莫レ非下提二起經義一、維二持名教一者上也、」

○白石詩草新井君美撰　○白石餘稿同

日本詩史江村綬云、「新井白石、名君美、字在中、東都人、亦木門高弟也、文廟潛邸時、眷注已渥、繼レ統之後、遂以遷二喬賜一爵五品一、號二筑後守一、白石才兼二經濟一、數參二大議一、其著撰往々國家典刑云、若夫詩草則白石詩草、白石餘稿、余按、白石天受敏妙、獨二步藝苑一、所謂錦心繡腸、咳唾成レ珠、巖語諧レ韻者、索二諸異邦古詩人中一、未レ可二多得一者、而今人貴耳賤目、不二甚信一余言一、雨芳洲所レ著橘牕茶語曰、韓人索二白石詩草一者陸續不レ已、可レ見二異邦人猶且玉レ之一、」

○喚起漫草南部景衡撰

日本詩史江村綬云、「南部思聰、名景衡、號二南山一、長崎人、本姓小野氏、少孤、爲二南部草壽所一子畜一、因冒二其姓一、思聰初在二長崎一、學二詩於閩人黃公溥、杭人謝叔、且後從二義父一在二越中一、遂遊二學東都一、受二業木門一、停雲集曰、子聰爲レ人溫恭篤謹、精二通經史一、文才富贍、身既多病、自選二詩文若干首一、名曰二喚起漫草一、正德壬辰卒二于越中一、年五十五、」

○大明律譯解榊原玄輔撰

日本詩史江村綬云、「原希翊、本姓下山、有レ故冒二外父姓榊原氏一、名玄輔、號二篁洲一、在二紀藩一、著二大明律譯解一、」

○蛻巖集梁邦美撰

日本詩史江村綬云、「梁景鸞、名邦美、號二蛻巖一、總州人、余按、蛻巖詩體屢變、爲レ唐、爲二宋元一、爲二初明一、爲二七子一、爲二徐文長一、爲二袁中郎一、爲二鍾譚一、贈二余弟一詩、有下我初御レ風翔レ晚而履二平地一之句上、而亦唯畢竟爲二一蛻翁之詩一云、余謂凡作者、患在レ才者不レ勤二敲推一、勤者未中必有レ才也、蛻巖有二天縱才一、而極レ力鍛鍊、何以知二其然一也、蛻巖與二余兄弟一交稱二忘年一、贈答殊多、是皆蛻巖、赤石稅駕之後、考二其年紀一、蓋六十以後矣、厥後蛻巖集出、就而閱レ之、則往々改二一二字一、而改者更有二理致一、

乃知八十老翁、孜々兀々潛二思字句一、宜二其能二造詣精徹一、今讀二其集一、譬猶下上二崑崙之邱一、步々是玉、入二栴檀之林一、枝々是香上、詩至二於此一、宜レ無二遺論一、而猶有二未レ盡レ善者一何也、蛻巖用レ才太過耳、張茂先謂二陸士衡一曰、人常恨二才少一、而子更患二其多一、余於二蛻翁一復云、」

○唐後詩絕句解物徂徠撰

日本詩史江村綬云、「物徂徠嘗著二唐後詩絕句解一、海內由レ是宗二嘉靖七子一、喜レ之者、以二徂徠一爲二藝苑之功人一、非レ之者、或以爲レ長二輕薄一、要未二之深考一耳、」

○東野遺稿藤煥圖撰

日本詩史江村綬云、「藤東壁、名煥圖、先二于諸子一執二謁徂徠一、所レ著有二東野遺稿一、其詩在二護園諸子中一雖二華藻不レ競、而渾朴可レ稱一、」

○周南文集縣次公撰

日本詩史江村綬云、「縣次公、名孝孺、號二周南一、周防人、師二事徂徠一、初次公父良齋爲二長藩文學一、次公嗣二其職一、長門泮宮曰二明倫館一、次公司二其館事一、至レ今長門多二才學之士一云、余謂、近時文士得二行志一、莫レ若二次公一、其著作有二周南文集一、」

○文論太宰純撰　○詩論同

○春臺文集同

日本詩史江村綬云、「太宰德夫、名純、號二春臺一、信州人、初同二東壁一從二學中野撝謙一、嘗著二文論、詩論一、余初讀レ之、殊歎二其持論平正一、後讀二春臺文集一、與二二論一牴牾者之有一、所謂當レ局者惑歟、不レ然則初年作耳、纂二輯其集一者不レ刪何也、其詳余有二別論一、」

○南郭文集服部元喬撰

日本詩史江村綬云、「服子遷、名元喬、號二南郭一、所レ著南郭文集、自二初編一至二四編一、並行二於世一、南郭能守二地步一、不レ求二勝於一句一章一而全二功於一卷一集一、今閱二其集一、初編瑕類頗多、二編十存二二三一、三編四編最粹然矣、乃知二此老剪裁一、老益精到一、」

○鍾情集服部蓁撰

日本詩史江村綬云、「南郭次子名蓁、字愿卿、幼稱二才穎一、年僅十九而歿、有二遺稿一、名二鍾情集一、」

○江陵集釋萬庵撰　○松浦集釋大潮撰

日本詩史江村綬云、「芙蓉萬庵、魯寮大潮二僧、殊與二物門諸子一相歡、諸名高二于一世一、我邦釋門詩、元和以前推二絕海、義堂一、元和以後推二萬庵、大潮一、余讀二江陵集一、又讀二松浦集一、二僧工力大抵相當、而如二才華一則萬庵

似レ進二一籌一、」

○崑玉集淺舜臣撰　○玉壺詩稿木實聞撰

日本詩史江村綬云、「余讀二淺舜臣所レ輯崑玉集一、木實聞所レ著玉壺詩稿一、張藩藝文管レ見一斑一、但二集撰次無レ倫、且不レ詳二作者鄉貫一、張人與二他邦人一混淆一、」

○防邸詩選

日本詩史江村綬云、「余少年時、就二友人案上一閱二防邸詩選一、收二錄張藩諸家詩一、今茫不レ記、募二諸書肆一、往々不レ知二其名一、殊爲二悵恨一、」

○澹園初稿秋以正撰

日本詩史江村綬云、「岡崎侯儒學秋子師、名以正、所レ著有二澹園初稿一、余未レ見レ之一、」

○爽鳩詩稿鷹見正長撰

日本詩史江村綬云、「田原侯大夫雍子方、有二爽鳩詩稿一、子方姓鷹見、省レ見爲レ鷹、又惡二鷹字不雅一、更爲二雍姓一、名正長、爽鳩其號、嘗與二藪園諸子一歡、是以詩名著聞一、」

○澹泊文集安積覺撰

日本詩史江村綬云、「安積覺、字子先、夙聞二其名一、所レ著有二澹泊文集一、余未レ見レ之一、」

○本朝詩纂

日本詩史江村綬云、「森山常藩支封、夙以二好學一聞、藩中或多二作家一、若二夫本朝詩纂一、可レ謂二盛擧一、余嘗過二書肆一、暫時寓目、其所二收載一京攝作者、殊有レ可レ笑、所謂鸞鳳伏竄、鴟梟翱翔不レ啻也、亦唯距二京攝一、絕遠無レ由二物色一耳一、」

○琴所遺稿澤村維顯撰

日本詩史江村綬云、「近江文雅、往有二澤村伯揚一、雖二其人歿一遺稿行レ世、伯揚名維顯、稱二宮內一號二琴所一、享保中人、其詩雖レ乏二藻繪之美一、鏗鏘之音一、而清澹雅整、足レ稱二作家一、五言律最當レ行矣一、」

○世說考桃井源藏撰

日本詩史江村綬云、「雲州桃井源藏、著二世說考一、引證精當可レ嘉一、」

○歸鞍吟草神屋亨撰

日本詩史江村綬云、「豐前州神屋亨、著二歸鞍吟草一、其詩雖レ多二蕪累一、而議論昂々、定非二碌々士一矣一、」

○蕭鳴草釋道本撰

日本詩史江村綬云、「長崎隸二肥前州一、往有二僧道本一、道本清人、隨レ緣到レ此、所レ著有二蕭鳴草一、」

○閒槎錄味虎撰

日本詩史江村綬云、「安藝之都會曰二廣島一、大藩也、其文學味允明、名虎、號二立軒一、所レ著有二問槎錄一云、」

○寰海遺稿二卷、釋寰海撰

日本詩史江村綬云、「安藝廣島本庄邑北、有二佛通寺一、奇岩環二寺地一、極幽邃、往有二僧寰海一、好二詩碣一、已寂、有二遺稿二卷一、閱レ之疵謬殊多々、蓋雖レ有二資才一、師承不レ正、致二此鹵莽一、可レ惜、」

○斯文源流川口光遠撰

日本詩史江村綬云、「儒林姓名錄、以二川口子深一爲二姬路侯文學一、名光遠、所レ著有二斯文源流一云、」

○二酉洞吟譜前田時棟撰

日本詩史江村綬云、「豫州松山侯文學前田子績、名時棟、所レ著有二二酉洞吟譜一云、」

○賸餘雜錄永田道慶撰

日本詩史江村綬云、「紀藩永田善齋、名道慶、羅山門人、著二賸餘雜錄一、」

○七經孟子考文

日本詩史江村綬云、「山君彝、名鼎、根伯修、名遜志、並徂徠門人、在二紀藩一、而著二七經孟子考文一、」

○剛齋殘稿江村宗珉撰

日本詩選江村綬云、「剛齋殘稿、江村宗珉詩集、已刻、」

○坦庵文集伊藤宗恕撰

日本詩選江村綬云、「坦庵文集、伊藤宗恕集、藏レ家、」

○青甸集江村毅庵撰

日本詩選江村綬云、「青甸集、江村毅庵詩集、藏レ家、」

○排悶集江邨宗流撰

日本詩選江村綬云、「排悶集、江邨宗流詩集、已刻、」

○居間集伊藤龍洲撰

日本詩選江村綬云、「居間集、伊藤龍洲詩集、藏レ家、」

○竹墩詩集江邨青郊撰

日本詩選江村綬云、「竹墩詩集、江邨青郊詩稿、藏レ家、」

○竹雨齋詩集餘元徽撰

日本詩選江村綬云、「竹雨齋詩集、餘元徽著、已刻、」

○釣虛弄筆清水春流撰

日本詩選江村綬云、「釣虛弄筆、清水春流著、已刻、」

○唐翁詩集僧唐翁撰

日本詩選江村綬云、「唐翁詩集、僧唐翁著、已刻、」

○鎌倉紀行戶田幹撰

日本詩選江村綬云、「鎌倉紀行、戶田幹著、已刻、」

○葵心集度會勘解由撰

日本詩選江村綬云、「葵心集、度會勘解由著、已刻」、

○神皐遺篇　○廣足詩集

日本詩選江村綬云、「神皐遺篇、廣足詩集、宮崎文庫藏書」、

○紹述詩集伊藤長胤撰

日本詩選江村綬云、「紹述詩集、伊藤東涯詩集、已刻」、

○芝軒略稿鳥山輔寬撰　○芝軒唫稿同

日本詩選江村綬云、「芝軒略稿、芝軒唫稿、鳥山輔寬詩集、已刻」、

○香軒略稿鳥山輔門撰

日本詩選江村綬云、「香軒略稿、鳥山輔門詩集、已刻」、

○西山樵唱入江若水撰

日本詩選江村綬云、「西山樵唱、入江若水著、已刻」、

○扶桑千家詩古野元軌撰

日本詩選江村綬云、「扶桑千家詩、元祿中、筑前古野元軌輯錄、已刻」、

○扶桑名賢詩集林義端撰

日本詩選江村綬云、「扶桑名賢詩集、寶永中、京師書林林義端輯錄、已刻」、

○八居題咏

日本詩選江村綬云、「八居題咏、享保中、京師書肆輯、已刻」、

○熙朝文苑井鼎臣撰

日本詩選江村綬云、「熙朝文苑、張藩井鼎臣著、已刻」、

○歸鞍吟草神屋亨撰

日本詩選江村綬云、「歸鞍吟草、筑前神屋亨著、已刻」、

○覆簣編大井守靜撰

日本詩選江村綬云、「覆簣編、大井守靜遺稿、未ㇾ刻」、

○鳩巢文集室直清撰

日本詩選江村綬云、「鳩巢文集、室鳩巢集、已刻」、

○停雲集新井君美撰

日本詩選江村綬云、「停雲集、新井白石纂錄、已刻」、

○鍾秀集祇南海撰

日本詩選江村綬云、「鍾秀集、祇南海纂、未ㇾ刻」、

○南海咏物集祇南海撰

日本詩選江村綬云、「南海咏物集、祇伯玉詩鈔、未ㇾ刻」、

○琴浦小集僧東明撰

日本詩選江村綬云、「琴浦小集、僧東明詩集、已刻」、

○巖居稿僧月潭撰

日本詩選江村綬云、「巖居稿、僧月潭詩集、已刻」、

○漁家傲僧百拙撰

日本詩選江村綬云、「漁家傲、僧百拙詩集、已刻」、

○琴所遺稿澤維顯撰

日本詩選江村綬云、「琴所遺稿、澤維顯詩集、已刻」、

○海南集關鐸撰

日本詩選江村綬云、「海南集、關鐸詩集、已刻」、

○凌雲樓集星野龍撰

日本詩選江村綬云、「凌雲樓集、三河星野龍著、已刻」、

○芙蓉集谷子祥撰

日本詩選江村綬云、「芙蓉集、谷子祥著、已刻」、

○南陽集那波祐昌撰

日本詩選江村綬云、「南陽集、那波祐昌著、已刻」、

○三角集奥田士亨撰

日本詩選江村綬云、「三角集、奥田士亨著、已刻」、

○金澤披沙

日本詩選江村綬云、「金澤披沙、錄二金澤諸子詩一未ㇾ刻」、

○讌園錄稿

日本詩選江村綬云、「讌園錄稿、輯二讌園諸子詩一、已刻」、

○崑玉集淺舜臣撰

日本詩選江村綬云、「崑玉集、淺舜臣著、已刻」、

○蓬左詩歸井鼎臣撰

日本詩選江村綬云、「蓬左詩歸、井鼎臣著、未ㇾ刻」、

○徂徠詩集物茂卿撰

日本詩選江村綬云、「徂徠詩集、物茂卿詩集、已刻」、

○周南文集縣次公撰

日本詩選江村綬云、「周南文集、縣次公集、已刻」、

○金華文集平子和撰

日本詩選江村綬云、「金華文集、平子和集、已刻」、

○蘭亭詩集高子式撰

日本詩選江村綬云、「蘭亭詩集、高子式著、已刻」、

○江陵集僧萬庵撰

日本詩選江村綬云、「江陵集、僧萬庵詩集、已刻」、

○松浦集僧大潮撰

日本詩選江村綬云、「松浦集、僧大潮詩集、已刻」、

○芙蓉記莊子謙撰

日本詩選江村綬云、「芙蓉記、莊子謙著、已刻」、

○樵漁餘適富春叟撰

日本詩選江村綬云、「樵漁餘適、富春叟詩集、已刻」、

○瀟山詩集田長溫撰

日本詩選江村綬云、「瀟山詩集、長門田長溫著、已刻」、

○萍遊詩卷平君舒撰

日本詩選江村綬云、「萍遊詩卷、平君舒著、未ㇾ刻」、
○長門餘稿縣次公撰
日本詩選江村綬云、「長門餘稿、縣次公錄、未ㇾ刻」、
○宇士朗遺稿
日本詩選江村綬云、「宇士朗遺稿、未ㇾ刻」、
○蘭陵遺稿田良暢撰
日本詩選江村綬云、「蘭陵遺稿、田良暢集、已刻」、
○南陵集荒木田正富撰
日本詩選江村綬云、「南陵集、荒木田正富詩集、今在ㇾ刻」、
○昨非集僧梅莊撰
日本詩選江村綬云、「昨非集、僧梅莊詩鈔、已刻」、
○不生和尙稿僧梅莊撰
日本詩選江村綬云、「僧梅莊詩鈔、未ㇾ刻」、
○無孔笛僧無隱撰
日本詩選江村綬云、「無孔笛、僧無隱詩集、已刻」、
○雜華編僧無隱撰
日本詩選江村綬云、「雜華編、僧無隱詩集、已刻」、
○邀翠館詩集伊藤君夏撰
日本詩選江村綬云、「邀翠館詩集、伊藤君夏詩集、未ㇾ刻」、
○南山遺稿晁君采撰

日本詩選江村綬云、「南山遺稿、晁君采詩集、未ㇾ刻」、
○鶴皐詩集小栗元愷撰
日本詩選江村綬云、「鶴皐詩集、小栗元愷詩集、今在ㇾ刻」、
○楢氏遺草楢林伯啓撰
日本詩選江村綬云、「楢氏遺草、楢林伯啓詩集、已刻」、
○甘谷遺稿菅晨曜撰
日本詩選江村綬云、「甘谷遺稿、菅晨曜詩集、未ㇾ刻」、
○嶓州遺稿岡仲錫撰
日本詩選江村綬云、「嶓州遺稿、岡仲錫詩集、已刻」、
○東皐初稿橫山
日本詩選江村綬云、「東皐初稿、加賀橫山大夫詩集、已刻」、
○莊岳楚語乾祐直撰
日本詩選江村綬云、「莊岳楚語、乾祐直著、已刻」、
○逍遙草僧道寧撰
日本詩選江村綬云、「逍遙草、僧道寧詩集、已刻」、
○芳翠窩詩稿武欽緜撰
日本詩選江村綬云、「芳翠窩詩稿、武欽緜詩鈔、未ㇾ刻」、
○嘯臺餘響服伯和撰
日本詩選江村綬云、「嘯臺餘響、服伯和詩集、未ㇾ刻」、
○介石稿僧終南撰

日本詩選江村綬云、「介石稿、僧終南詩集、已刻」、
○一雨詩稿僧悟心撰
日本詩選江村綬云、「一雨詩稿、僧悟心詩集、已刻」、
○愼庵遺稿藪愼庵撰
日本詩選江村綬云、「愼庵遺稿、藪愼庵詩集、未ㇾ刻」、
○馬陵詩稿竹政辰撰
日本詩選江村綬云、「馬陵詩稿、竹政辰詩鈔、未ㇾ刻」、
○薔薇館詩集芥彥章撰
日本詩選江村綬云、「薔薇館詩集、芥彥章詩集、已刻」、
○雨新庵詩集僧金龍撰
日本詩選江村綬云、「雨新庵詩集、僧金龍詩集、已刻」、
○草廬詩集龍君玉撰
日本詩選江村綬云、「草廬詩集、龍君玉集三編、並刻」、
○金蘭詩集龍君玉撰
日本詩選江村綬云、「金蘭詩集、龍君玉纂、已刻」、
○綰柳篇香居敬撰
日本詩選江村綬云、「綰柳篇、香居敬輯、已刻」、
○書錦集袁景陳撰
日本詩選江村綬云、「書錦集、彥根袁景陳輯、已刻」、
○嘯社吟稿永田俊平撰

日本詩選江村綬云、「嘯社吟稿、永田俊平纂、已刻」、
○龍門集劉維翰撰
日本詩選江村綬云、「龍門集、劉維翰詩集二編、已刻」、
○嚶鳴館詩集紀平洲撰
日本詩選江村綬云、「嚶鳴館詩集、紀平州著、已刻」、
○踏海集服仲英撰
日本詩選江村綬云、「踏海集、服仲英著、已刻」、

群書備考卷之十二

○大湫集南宮喬卿撰
日本詩選江村綬云、「大湫集、南宮喬卿著、已刻」、
○舟山詩稿櫻井艮幹撰
日本詩選江村綬云、「舟山詩稿、櫻井良幹詩集、未レ刻」、
○弊帚集松平秀雲撰
日本詩選江村綬云、「弊帚集、松秀雲詩集、已刻」、
○玉山集秋子羽撰
日本詩選江村綬云、「玉山集、秋子羽詩集、已刻」、
○東海稿東海縣中撰
日本詩選江村綬云、「東海稿、東海縣中稿、未レ刻」、
○宮水詩集度會末雅撰
日本詩選江村綬云、「宮水詩集、度會末雅詩集、已刻」、
○鳳臺小稿平義憲撰
日本詩選江村綬云、「鳳臺小稿、平義憲詩集、已刻」、
○靜齋文集齋大禮撰
日本詩選江村綬云、「靜齋文集、齋大禮著、已刻」、
○探勝草內山栗齋撰
日本詩選江村綬云、「探勝草、內山栗齋著、已刻」、
○新川集岡田挺之撰
日本詩選江村綬云、「新川集、岡田挺之詩集、已刻」、
○舟山詩稿櫻井艮幹撰
日本詩選江村綬云、「舟山詩稿、櫻井良幹詩集、未レ刻」、
○三洲近體稿林文肅撰
日本詩選江村綬云、「三洲近體稿、林文肅著、已刻」、
○東溪講外集僧亮潤撰
日本詩選江村綬云、「東溪講外集、僧亮潤著、已刻」、
○環空遺偈僧環空撰
日本詩選江村綬云、「環空遺偈、僧環空詩鈔、已刻」、
○愚亭遺稿江邨秉撰
日本詩選江村綬云、「愚亭遺稿、江邨秉詩集、未レ刻」、
○濟洲遺稿山根道晉撰
日本詩選江村綬云、「濟洲遺稿、山根道晉詩集、已刻」、
○落楓稿村井中漸撰
日本詩選江村綬云、「落楓稿、村中漸詩集、未レ刻」、
○太室集幡文華撰
日本詩選江村綬云、「太室集、幡文華詩集、已刻」、
○靜思亭集赤松國鸞撰
日本詩選江村綬云、「靜思亭集、赤松國鸞著、已刻」、
○敝帚集

日本詩選江村綬云、「敝帚集、赤松大業詩集、未レ刻」、
○垂葭詩稿鳥成章撰
日本詩選江村綬云、「垂葭詩稿、鳥成章著、已刻」、
○名流春遊編鳥成章撰
日本詩選江村綬云、「名流春遊編、鳥成章著、已刻」、
○花月吟稿
日本詩選江村綬云、「花月吟稿、明和中、浪華書肆纂刻」、
○寰海詩稿僧寰海撰
日本詩選江村綬云、「寰海詩稿、僧寰海詩集、已刻」、
○愛日園稿田子明撰
日本詩選江村綬云、「愛日園稿、田子明詩鈔、未レ刻」、
○小草詩筺合麗王撰
日本詩選江村綬云、「小草詩筺、合麗王著、未レ刻」、
○京遊草合麗王撰
日本詩選江村綬云、「京遊草、合麗王著、未レ刻」、
○北遊草合麗王撰
日本詩選江村綬云、「北遊草、合麗王著、未レ刻」、
○東遊草合麗王撰
日本詩選江村綬云、「東遊草、合麗王著、未レ刻」、
○空華庵集僧雪鼎撰
日本詩選江村綬云、「空華庵集、僧雪鼎詩集、未レ刻」、
○玄圃集大江稟圭撰
日本詩選江村綬云、「玄圃集、大江稟圭詩集、已刻」、
○華山詩集島津琴王撰
日本詩選江村綬云、「華山詩集、島津琴王詩集、未レ刻」、
○讚海詩刪島津琴王撰
日本詩選江村綬云、「讚海詩刪、島津琴王著、未レ刻」、
○阿山叢桂集島津琴王撰
日本詩選江村綬云、「阿山叢桂集、島津琴王著、未レ刻」、
○南江遺稿友淵宣卿撰
日本詩選江村綬云、「南江遺稿、友淵宣卿詩集、未レ刻」、
○岸翁遺稿岸季英撰
日本詩選江村綬云、「岸翁遺稿、岸季英詩集、未レ刻」、
○三橘集川井
日本詩選江村綬云、「三橘集、川井玄牧三兄弟詩集、未レ刻」、
○六甲遺稿武谷泉撰
日本詩選江村綬云、「六甲遺稿、武谷泉詩集、未レ刻」、
○鶯山遺稿永德信撰
日本詩選江村綬云、「鶯山遺稿、永德信詩稿、未レ刻」、

○石城遺稿原子章撰
日本詩選江村綬云、「石城遺稿、原子章詩稿、未レ刻」、
○映山漫稿福尙脩撰
日本詩選江村綬云、「映山漫稿、福尙脩遺稿、未レ刻」、
○草庵稿僧蘭陵撰
日本詩選江村綬云、「草庵稿、僧蘭陵著、已刻」、
○春莊詩集端文仲撰
日本詩選江村綬云、「春莊詩集、端文仲詩集、未レ刻」、
○觀戡堂詩集永田俊平撰
日本詩選江村綬云、「觀戡堂詩集、永田俊平詩集、在レ刻、
○綿山詩稿柚木仲素撰
日本詩選江村綬云、「綿山詩稿、柚木仲素詩集、未レ刻」、
○松蘿館詩集岩垣亮卿撰
日本詩選江村綬云、「松蘿館詩集、岩垣亮卿詩集、在レ刻」、
○玩鷗詩集賀伯魏撰
日本詩選江村綬云、「玩鷗詩集、賀伯魏詩集、在レ刻」、
○春庵詩稿田文卿撰
日本詩選江村綬云、「春庵詩稿、田文卿詩集、未レ刻」、
○冬至三百首
日本詩選江村綬云、「冬至三百首、僧亮融、大嘗集、松景韶三人、一日百首、未レ刻」、
○換璋編藤世式撰
日本詩選江村綬云、「換璋編、藤世式詩集、在レ刻」、
○中山詩稿立花氏撰
日本詩選江村綬云、「中山詩稿、立花氏著、已刻」、
○白石詩草
日本詩選江村綬云、「白石詩草、白石餘稿、多載二近體一、古詩僅々一二、蓋二集並非二全集一、其他篇章罹二池魚災一、餘稿緒言可レ徵也、是以公之古詩傳者絕少、殊可レ惜焉」、
○白石餘稿
○詠物詩鈔祇南海撰
日本詩選江村綬云、「余近讀二祇南海詠物詩鈔一、宛轉流麗、嘆二服才美一、但脫二略聲律一、金石多乖、白璧微瑕可レ惜」、
○後樂園雅會詩稿
日本詩選江村綬云、「余近得二常藩源義公時後樂園雅會詩稿一讀レ之、首唱卽義公、當時常藩號爲二多士一、就二其中一、安澹泊、宅用晦二人、名聲最顯」、
○芙蓉記莊子謙撰
日本詩史江村綬云、「莊子謙、姓村田、名允益、豐後臼杵人、仕二本藩一、祇二役東都一、受二業南郭一、負レ才好レ奇、嘗

登二富嶽一作二芙蓉記一、凡民庶上レ嶽者、必齋戒喫素而後敢上、且相戒不レ許レ語二山中事跡一、子謙作レ記、始漏二造化之祕一、已何子謙暴卒、俗輩以爲レ得二罪嶽神一、」
○本朝軍器考新井君美撰
○本朝軍器考圖式朝倉景衡撰
愚得隨筆朝倉景衡、序說伊勢貞丈、云、「朝倉孫左衞門日下部景衡は武藝の達人、且武器の故實を知るを以て其名高し、又景衡は新井筑後守源君美が妻の弟也、故に君美に從て文學あり、君美が著す所の本朝軍器考版行するに至て、景衡も亦軍器考圖式を作て版行す、」
○小學備考
○近思錄備考
○大和俗訓
○家道訓
○樂訓
文訓貝原篤信、序竹田定直、云、「益軒先生少壯の比までは、程朱の書いまだ世にあまねく行はれず、小學、近思錄の如きも、是を讀む者猶すくなかりしを、當初先生京師に寓居して、二書を講說して學徒を導き、又備考を編輯して世に廣め給ふ、是先生著述の始にして、又吾邦において二書の註翼出でたるも是を始とす、先生の功大なりと云ふべし、其後の相繼で著述多く、經義を發明し給ふ、然ども晩年に至りては、ひたすら民俗兒童の曉りやすく、日用の資となるべき事を俗話にて述作し給ふ、大和俗訓其始なり、相繼で家道訓、樂訓等をあらはし、其他亦訓を以名とせる書、猶若干部を出し給へり、」
○慈昭院日錄
○古物彙典
武門故實百箇條細註伊勢貞丈、云、上略、「秋齋己が妄作を蔽はんとて、慈照院日錄、古物彙典などいふ僞書を引て證とせり、右の二書、實は秋齋が自作の書ならんも知るべからず、世に學者の名高き者の中に、渡世の爲に名利を貪る小人は、いつの間にか自作の書を古書と稱しこしらへ置て、己が著述に、彼の似せ物の古書を引用ひて證據とし、人を惑す輩あり、是一種の姦賊なり、」
○舊事大成經
武門故實百箇條細註伊勢貞丈、云、「舊事大成經の篇目、何本紀々々と題して、故事本編を記したり、其僞なることをしらずして歷々の學者の引用ゆる書なり、巧に古書に似せたるものなり、」
○小笠原長秀記

武門實百箇條細註(伊勢眞丈)、云、「小笠原長秀記、世に三議一統と云ふ書なり」

○魚品(松岡玄達)

介品(松岡玄達)、跋男、云、「先君子註二海味名一、曰二魚品一曰二介品一」

○丁酉書牘雜纂

方策新編撰者不レ詳、云、「丁酉書牘雜纂、或云、原題二文英清韓長老記錄一」

○松雲問答

方策新編撰者不レ詳、云、「按、惟政松雲入二朝鮮一時、前南禪清韓文英在二加藤清正館一、所二筆談一、名曰二松雲問答一云」

○童子問(伊藤仁齋撰)　○語孟字義同

○古學文集同

學問源流(那波師曾)、云、「貞享元祿の比、京師堀川の人伊藤源助出て新義を講ず、却て自ら古義と云ひ、其居所を古義堂と云ひ、又仁齋と號す、其說の要領とする所を擧て云はんに、天地の間萬事萬物、唯增長生々するのみにして、腐敗衰替する事なし、腐敗衰替するは卽增長生々するの極なり、陰陽一理と云ふを甚言して論を立るなり、聖人の敎も其理に則り導く、人の性も善といへども、養ひ充ざれば全からず、初の理を考へ其所に反ると云ふこと有べからず、唯養ひ長ずれば聖に至ると云ふ理を、人々具へたり、是故に存養のことを專ら敎とし、朱子の說の警戒鞭策に涉候所を最不滿なりとし、復レ初反レ性の語に至ては卽其誤りとし、童子問と云ふ書を著はして毀レ之、四書の中にも論語孟子を格別に用ひ、語孟字義と云ふ書を著はして其要語を選取て註す、其所レ見文字章句の際、朱子と背馳すること頗る多し、語孟は宇宙第一の書、語孟を熟し修むれば六經は讀ずして可なりとす、是故に六經に至ては委しき沙汰もせず、文章は闇齋の如く禁ずることなく、又他の書を讀むことも禁せざれば、闇齋よりこれを觀れば、則啻に彼善の間のみならず、詩は至て稀に作る、道學の氣習多し、中年の後古學先生と號せるに因て、其集を古學先生文集と題す」

○四書古義註(伊藤長胤撰)　○復性辨同

學問源流(那波師曾)、云、「伊藤源助の子源藏長胤、號を東涯と云ふ、愈父の說を主張し、四書古義註と號して、四書を註し疑難を發し、屢朱註の非なることを云ひ、遂に復性辨の一書を作り、朱子復レ初反レ性の語を誤りなりと、深く是を毀る、其說謂へらく、聖人の敎は擴充の功を示して復初の說なし、初に復れば人みな乳臭の赤子となる、譬へば性に善を具ふと云ふは、松柏の蘗に合抱の性を具ふる如し、牛羊踐レ履て破レ之ば、其才を成さず、必能充二養之一以盡二其才一、初に復りたらんには唯僅に蘗なりと、是皆口截の理を遺して、專ら形體の上に就て論ずる故に如レ此」

○名物六帖(伊藤東涯撰)

學問源流(那波師曾)、云、「奥田惣四郎士亭は伊勢の人、版行の書に序を書きたる多く、後に東涯の名物六帖を校合す」

○謖園隨筆(物茂卿撰)　○譯文筌蹄同

○訓譯示蒙同　○辨道同

○辨名同　○論語徵同

○大學解同　○中庸解同

學問源流(那波師曾)、云、「元祿の比、江戸の人荻生總右衞門あり、其姓物部なればとて、物の一字を名に冠しめ、名を雙松、字を茂卿とし、字を以て行ふの儀に倣ひ、落款の處多く物茂卿とす、號を徂徠と云ふ、初朱子の學を喜んで謖園隨筆と云ふ書を著述す、譯文筌蹄、訓譯示蒙の類相繼で著述せり、謖園は其社號なり、中略、徂徠辨道、辨名と云ふ二篇の書を著はして其意を述べ、兼て經中の字義を釋し、悉く前學を改め、程朱よりして其他宋の儒者に至り、深く譏りて古の義に非ずとす、且謂らく、凡經中の語は古文辭なり、古語を知らざれば古書を解すべからず、因て古文を讀て古言を知るべしと、故に左氏傳、國語、戰國策、史記、前漢書、其他荀子、韓非子、韓詩外傳、老莊列子、管子、晏子春秋、呂氏春秋、淮南子の類より魏晉の人の著述まで、百方借求め搜索して是を讀み、苟も經中の字あれば是を幸會して證とし、其意に於ても多く是を取用ゆ、遂に論語徵、大學解、中庸解を著はし、深く程朱を毀り、其波仁齋闇齋に及ぶこと淺からず、徂徠壯年の比仁齋に書を贈る、仁齋不レ答、其論語徵は仁齋見るに不レ及、東涯は是を讀て、其門人に是益なき書なり、不レ讀して可なりといへり」、

○論語古訓(太宰純撰)　○古訓外傳同

學問源流(那波師曾)、云、「春臺は經學に力を用ひ、論語古訓及古訓外傳を著はす、徂徠の說と小異あり、宋人の學

を厭ひ惡むことは、徂徠も猶及ばざる程なり」

○伊勢物語

南郭文集（服部元喬）云、「在中將論、（牛門分題）、余嘗讀二在中將所一レ著、想二見其人與一レ行事一、而其人與一レ行事一也、則余不レ欲レ論レ之、國史稱二體貌閑麗、放縱不一レ拘、舍一レ是他亡レ所レ考也、則所レ著、其人與二行事一亦唯若レ是而已、夫在中將者、詼達哉其文也、不レ假二追琢一而巧、爲レ微レ辭乃託二古昔鄙事一、自述二諧語一、日出割名二嬿婉一、蓋亦穢レ德琉レ世之徒、豈可下引二繩墨一而論上哉、或曰、此未二必盡出一在氏一、蓋寬平宮人伊勢所レ補、不レ然何以記二中將已後事一、又且往々發二其私一斷二其語一、乃題曰二伊勢一耶、或曰、在中將爲レ稿二伊勢一受二之桑一、是於レ理或然、然莫レ知二其然否一、如レ所レ編二萬葉諸書一、古風固已所レ傳、因以離辭焉、勿レ論二其自作與一レ否、卽極二變化一著二作一家一、何其英瑋也、至レ如二其好色牀茅不一レ修、世固病焉、然觀二其世一、唯宜淫是競、一時貴遊子弟乘二危垣一望二復關一者、握手無レ罰、目眙不レ禁、則習尙之使レ然也、乃病二其風俗一乎可也、奚獨責二在中將一爲二婬首一哉、昔司馬相如自作レ傳、殺二其臨邛之奔一、且文辭麟麗、不二爲レ行蔽一古之人一乎、亦不レ足レ怪已、後世刻剝之流、好揚二惡德一、令二古人無一レ所レ容レ足、則莫レ取二諸風雅一也、和歌者流家傳戶誦、而不レ問二其人一、可レ謂レ厚矣、且夫貞觀之世、政自二勇氏一、公卿用レ事者、莫下不レ出二一姓一者上、其他雖下諸王宗室勢與二群下一已上異、況乃野王之戚、阿保之循、何所レ望二當世一乎、於レ是其仕進也、未下嘗與二國家之事一洋奐優游、不レ循二常貫一、惡知非下穢レ德玩レ世陸沈於俗一之徒上耶、夫小野王失レ志自匿也、紀氏雖レ徵亦傲レ世、不レ改二其樂一也、乃在中將之周二旋其際一、締交款曲終始如レ一、豈不レ偉哉、假令二在中將無一レ不レ軌二於正義一、蓋亦足レ多哉、綽々然佳公子也、雖レ然余也獨愛二其文一、故曰、其人與二行事一也、則余不レ欲レ論レ之」

○金華稿刪平野玄中撰

南郭文集（服部元喬）云、「先生姓平、諱玄中、字子和、奥人也、因號二金華一、早孤、既冠、族人謀令レ學二醫東都一數年、非二其所レ志、更爲レ儒、後爲二守山侯儒官一、年四十五卒、享保十七年七月廿三日也、葬二東都城北蓮光寺一、守山世子好レ學、師二重先生一、先レ是刪二其稿一行二于世一、於レ是世子卽謚二文莊先生一」

○徂徠文集　○辨名

○辨道

南郭文集（服部元喬）云、「與二德夫子一和聞者殊濶、近狀何似、弟計二拙生活一、日困二食技一、卽不レ能二屢見一杯酒一、相命邀焉山河之感哉、蕞園遺文、前已略々編次、方致二大寧一改寫焉、尋當二是正一、二兄散逸之稿、求二之四方一、加以二賤事一、日迫二一日一、三年之久未二克全一其業一、竊自悲也、嚮約二吾三人輪會以校二一辨一、以レ今計二之期一、弟少レ暇如レ竢二河淸一、且索居二殊迥一、不レ化二二兄一、相爲二德隣一、我往彼來、故自不レ得二數々一焉、若强依レ約則懼二日月其除一、坐致二廢沮一、切惟二二兄一、學精識明乃十、不侫又何必焉、不二必須レ弟乎一、莫レ若二二兄一、禮云、旦暮戮レ力、以速二其成一、此且仰圖之爾、未レ知二高情一、以爲二奈何一、夫弟不侫無レ足二一助一、咨詢固也、亦惟遺言在レ耳、不レ得二相從一爲二贊一辭一於レ弟爲レ恨、然勢已如レ此、與二其坐廢一豈不レ得レ已、光二昭先師之令德一、其功乃在二二三兄弟一、亦猶二弟身有一レ之、又何恨焉、遺文改寫且成、則經二二兄一及二次公一、然後再三閱二帝虎一、漸次淨書、乃當レ圖之上木一耳、以往之役猶居多焉、然亦弟之分不二敢告一レ勞、幸不二煩慮一」

○蘭臺集藤忠統撰

南郭文集（服部元喬）云、「答猗園侯」蘭臺集刊二藏之一、役二左右諸記室一、克勤將レ完矣、喬乃擬レ欲二不日前以賀一レ成、恭承二書諭一、伏察二其旨一、卽以佳稿多、初年所レ屬乎、雅量不レ滿二若慮一、不レ可レ傳者、以レ今視レ之、此自レ始有レ之、財不レ慊二於既富之後一也、又且爲二君侯素志所一レ立、本自甚高、小魯小天下亦據二其日上之地一、固其所也、雖レ然每レ觀二於古今文集一、至二於公侯大人著作一、卽精粗並存、適以見二其大一、此豈若二瑣々書生一、刻レ句繢レ字、徒誇二彫蟲之小一者然哉、竊惟、君侯包容之大、川澤納レ汚、瑾瑜藏レ疾、其德與レ位固宜、如レ此則文章之道、亦願二其經國之器一、若何耳、故鄙意初謂、唯從二諸記室所一レ錄、不二敢爲一レ之銓次一、其洸洋無レ涯、固當レ無レ妨二於不朽一、鄙見如レ是、願君侯勿レ爲レ慮、若拙序何補二於盛德萬一、亦唯喬不侫、以舊要二奉一承二大恩一久矣、人亦所レ知、則應幾藉レ此以見レ辱二知遇之私一、且雖二僭乎因二狂夫之言一、以證二於不朽一無レ疑、已珪璋特達二汚穢一、是加二厚賜嘉命一、益復慚懼、方今君侯光二贊庶政一、夙夜所レ施、固當二裨益不一レ違、卽爲保二綏尊體一、或有二一日宴一間、亦皆稱願レ授レ簪者、所二仰思一也、而卽猶旁及二篇章之事一、益知二君侯包容之大一、政事文學在二其度內一、不二蒂芥一已一

○無文禪師遺錄

南郭文集（服部元喬）云、「答二澗龍秀禪師一、恭聞、乃祖無文禪師遺錄文已藏光、近以二座下一致二孝之勤一、再現二斯世一、乃刊行普施之餘、不レ圖波及一、不侫遠賜二一部一、謹此盥漱奉レ誦、起レ敬益甚、私竊乃謂、斯錄也神理綿々、以待二今擧一、則知二座下既已有レ契二于數百年之上一也、併覽二諸老師所二稱讚一、何其具悉、惟座下追遠之志、人歸二其厚一可レ知也、雖レ然至二夫證明揄揚一、亦惟諸老師已在矣、不侫實敢從二他旁門中一、贅二附一贊辭一哉、是不二唯不レ敢、事體亦當然哉、故鄙言不レ盡、聊具二謝意一、仰答二錫覽之辱一、」

○蕭山詠草松平頼元撰　○兵法大成同

○可否雜記同　○射書同

南郭文集（服部元喬）云、「額田恭公、姓源氏、名頼元、字叔長、神祖之孫、而水戸始封威公第四子也、母佐々木氏、以二寛永六年己巳七月十四日一生二于常那珂郡水戸城一、二十年癸未五月年十五、始朝二見猷廟一、正保二年丙戌十二月敍二從四位下侍從一、兼二刑部大輔一、萬治元年戊戌六月娶二小倉侯女一爲二夫人一、是歲賜二第東都吹上地一、寛文元年辛丑六月君母氏卒、七月水戸威公卽世、遺言使レ請レ分二封四萬石一、義公嗣上二其事一、朝命分二以推二恩例一、分二那珂郡額田邑入二萬石一封レ之、公既受レ封、元祿六年癸酉四月十二日公病レ癰、及二二十七日一終二于寢一、年六十五、葬二于常瑞龍山一、謚二恭公一、善二和歌一、有レ集曰二蕭山詠草一、好二武學一、達二其術一、所レ著有二兵法大成一、可否雜記及射書一、射書義公所レ序也、」

○猗蘭子藤忠統撰

南郭文集（服部元喬）云、「報二猗蘭侯一、刻成猗蘭子一部謹領二恩賜一、字格正大、依二宋本樣一、亦見二君侯雅尙之量一、蓋近代刊書頗貴二纖麗一、漸致二輕俗一、可レ厭、而不レ知者謂爲二雅觀一、兒女子之見爾焉、足二深知一雅量所レ尙哉、至二於試開二卷首一、反覆一二、文義體裁絕無二後世媕薄之氣一、竊惟拙序所レ述、益信レ不レ誤耳、」

○江陵集四卷、萬庵原資禪師撰

南郭文集（服部元喬）云、「與二烏石一、江陵集校刊之勤、足下乃今爲二此師一至矣、卽不侫爲レ之感泣、若二拙序一、苟爲二諛詞一云爾哉、固亦不レ厭二極言之人一、不侫判二人之詩一多矣、率不レ得レ已、尋常應レ之、則漫然多、可雖亦因レ是也、退乃有レ慙、得二是集一也、唯郭有二道碑一、無二愧色一耳、恨筆拙未レ能レ盡レ意矣、近復三復、讀至二終期詩一、慨然而悲、且知二夫微意一、所レ囑狂歌一篇、以代二評詞一、已逝之人不レ可レ復視一、視二足下一亦猶レ視二此師一、已知不レ將レ爲レ當二其所レ念、而卽不侫尙爲二鍾聽乎身後一也否、」

○辨道物茂卿撰　○辨名同

○論語徵同　○大學解同

○中庸解同　○徂徠文集同

○度量考同　○絕句解同

○答問書同　○孫子國字解同

○絕句解拾遺同　○譯文筌蹄同

○護園隨筆同　○文罫同

○吳子國字解同　○讀荀子同

○讀韓非子同　○讀呂氏同

○古文矩同　○明二直隸十三省考定圖一同

○唐後詩十集同　○四家雋同

○明律國字解同　○樂制篇同

○樂律考同　○鈐錄同

○琉球聘使記同　○幽蘭譜鈔同

○琴學大意鈔同　○文變同

○韻槩同　○滿文考同

○葬禮略同　○詩題苑同

○南留別志同　○廣象碁譜同

南郭文集（服部元喬）云、「物夫子著述書目記、國字與百有四十年、治平所化、詩書之道治二乎海內一、其間通儒豪傑之士蠭出、並作各有レ所レ著、學術中興之盛、稱レ踰二前古一、然創二闢蓁塞一者、殳鋤力微、鹵莽所レ遺、蕪穢未レ治、及二乎累朝文明一、益融、物夫子者出、乃以二命世之器一、馳二宏覽之才一、著作撰述兼綜具有、卽自二經術文章一、群儒所レ誨、以至二雜家小數一、凡所レ傳若干卷、恢然如二天地之苞一萬物一也、且卓識所レ聞、學問之業、宇宙爲レ之一新、於レ是海內仰二正風一靡二影慕一、苟挾二書篋一者、一望二其旌題一、相與歛レ衽莫レ不レ祇二敬之一、曰、是眞先君子之書也、因レ此貴尙之餘、乃又有二姦巧以射一利者一、拾二其唾餘一、綴以爲二全物一、甚乃至有下造二無根之言一假二託夫子名一者上、欺者作レ之、味者行レ之、涇渭混合、淸濁難レ辨、喬嘗與二諉社之盟一久矣、且臨二夫子易簀時一、親受二著述傳貽之屬一、乃與二二三子一患二其瞀亂如レ此、相與以二其平日所二與聞一、重討二論之一、定錄二其書目一、以防二姦僞一、有二已刊者一、有二刊後自廢者一、有二祕而不レ傳者一、有下略構二起端一而未レ定者上、有二一時戲作者一、各分辨記レ之如レ左、

辨道一卷、辨名一卷、論語徵十卷、大學解一卷、中庸解一卷、文集三十一卷、度量考二卷、絕句解三卷、答

問書三卷、孫子國字解十三卷、右十部既刊行者、絕句解拾遺一卷、右夫子撰二絕句解一時、於二稿中一刪去者、夫子歿後、門人惜二其遺落一而拾收刊行焉、譯文筌蹄六卷、右夫子初年授二門人一而令二筆受一者、雖二既刊二行焉一、晩歲頗有二毀廢之志一、故棄而不レ用、後編未レ刊者、亦擧以火レ之、不レ藏二于家一、今世姦猾之徒、私刊二後編一、或更二題目一行レ之者往々有レ之、皆所レ不レ用者、

讀園隨筆五卷、右夫子中歲之作、至二于晩歲一、亦毀廢不レ用、

文罫一卷、右初年所レ作、前已焚毀、

吳子國字解五卷、讀荀子四卷、讀韓非子三卷、讀呂氏四卷、古文矩一卷、明二直隸十三省考定圖一帖、右六部中歲作、未レ成者、或起レ端而不レ竟者、必當下俟二同志一删定一然後視上人者也、

唐後詩十集七卷、右半已刊行、餘乃本未レ成、

四家雋六卷、右評未二全備一、

明律國字解三十七卷、右晩年作、唯爲二律語一、多難レ讀、而作レ解以藏二于家一而已、既而夫子曰、法律之政、非二先王以二德禮之本一、今天下依二封建之制一、則同下乎三代之所二以直レ道而行一者上也、若依レ此爲二律易一レ解、人輒用レ之則害二於其政一、當二祕而不一レ視爾、乃與盟者八人、特得レ睹耳、餘雖二同社一不レ許二輒觀一、

樂制篇一卷、樂律考一卷、鈐錄二十卷附三卷、右三部亦頗祕、不レ許二刊行一者、

琉球聘使記一卷、幽蘭譜鈔一卷、琴學大意鈔一卷、文變一卷、韻槩一卷、滿文考一卷、葬禮略一卷、詩題苑三卷、南留別志五卷、廣象棊譜一卷、右十部一時戲作、亦小而辨レ物爾、不二必當一弘行一者、

以上凡三十六部百九十一卷

不レ見二以上目中一者、皆非レ眞也、惟後進君子有二取裁一焉、世固多二姦僞一、或者有二盜レ藏而私爲者一、至二深祕一焉、益爲二韞匱一而藏レ諸、以待二高價一、然魚魯失レ眞、一同二棄物一、有二學識一者自知二其不一レ可レ用」

○直指武式 松平賴貞撰

南郭文集 服部元喬云、「守山莊公、額田恭公之嫡子、名賴貞、字子剛、母順敬夫人、小笠原氏、小倉侯忠眞之女也、公以二寬文四年甲辰正月一生二于東都吹上邸一、十二年壬子公年九歲、始朝二見嚴廟一、延寶四年丙寅十二月敍二從四位下一任二大學頭一、元祿二年己巳十二月娶二夫人蜂須賀氏一、阿波支封飛驛守隆重之女也、六年癸酉四月恭公逝、公嗣、時年三十、踰レ月服除、朝二見憲廟一、受レ命襲レ封、十五年壬午九月世子賴尙生、十六年癸未二月公子賴寬生、享保九年甲辰三月世子賴尙以レ病廢、公子賴寬爲二世子一、朝見、尋敍二從四位下一任二若狹守一、十六年辛亥爲二世子一娶二高須侯義孝之女一、元文二年丁巳公年七十三、先レ是公自著二直指武式一、未レ成、使二世子繼一レ撰、是歲成、寬保三年公年八十、告レ老焉、世子賴寬嗣、是爲二今侯一、延享元年甲子公年八十一、是歲六月公病篤、朝使至問レ之、尋逝、例葬二瑞龍山一、謚曰二莊公一」

○猗蘭臺集十七卷、本多忠統撰 ○猗蘭子三卷、同

南郭文集 服部元喬云、「故神戶侯長德公墓誌、公諱忠統、字大乾、藤姓、族本多氏、公考松岩公諱忠恆、分レ自二本藩江州膳所一、食二封河州西臺一、公以二元祿四年辛巳六月十八日一生二於膳所一、母安井氏、寶永元年先考歿、公嗣、時年十四、四年丁亥入爲レ贊御二于憲廟一、其年敍爵、稱二伊豫守一、六年癸巳憲廟上賓、公出以二列侯一就二鴈班一、歷二文廟章廟一至二德廟一、享保四年再入爲二大番師一、八年謝レ病、出就二帝鑑班一、九年復起以兼二鴻臚領祀典一、與聞二郡國事一、尋遷二執事一、參二政府一、延享二年以二功勞一益レ封、移食二勢州神戶城一、三年以レ病乞二解職一、復就二帝鑑班一、尋乞レ老、營二高阡別邸一而隱焉、公少好二文雅一、長益篤、受二學物子一、號二猗蘭一、中間雖レ在二繁職一、其業不レ廢、以レ故著述頗富、有二文集十七卷一、曰二猗蘭臺集一、猗蘭子三卷皆已行レ世、絲竹書畫兼善二乘藝一、性善二清靜一、榮寵如レ遺、既隱自稱二拙翁一、閉レ門謝レ客、專樂恬退レ世、益高二其操尙一、寶曆七年丁丑二月念九日終二于別邸一、得レ年六十七、葬二江東靈岩寺一、法謚曰二長德公一」

○古文孝經音註 太宰純撰 ○論語古訓同

○古訓外傳同 ○家語增註同

南郭文集 服部元喬云、「太宰先生墓碑、太宰先生諱純、字德夫、號二春臺一、生二于信陽飯田一、幼隨レ考東、稍長仕二出石侯一、數年、疾乞二骸骨一、三不レ許、乃自去レ藩、藩以二輒去一錮レ之、西游二京畿一、十年、是時物夫子唱二復古學于東都一、藤東壁、縣次公相二助修業一、而次公西歸、東壁乃願二夫子之門一、從游日多、然後俊傑可二與適一夫子道一者、猶未レ至、東壁、幼嘗已同二先生一受レ書、搦謙野先生者服二其敏學一、因思二先生一、數書招レ之、會錮亦解、先生遂東至、則見二物夫子一、說二其學一、以爲レ得レ所、乃事二夫子一、與二東壁一

三子ニ講ニ習古學一、故沼田侯好レ學愛レ賢、禮遇ニ先生一、先生亦深相得焉、侯在ニ政府一、嘗從容語レ侯曰、方今遭ニ不諱之朝一、然時制所レ閑無レ路レ居、下上疏陳事、純雖ニ微賤一、幸因レ侯而若レ得レ言ニ二二得失一、或又觸聞、以ニ賤人一妄犯レ上被ニ嚴刑一、萬一以レ身有レ補ニ於濟衆一、亦志所レ願已、不レ識ニ可否一、侯曰、試乃可也、遂上レ封、事不レ報、然世已異ニ其特立一、而敬ニ仰其非一レ記ニ問浮華之學一、先生幼受ニ孝經論語於太翁一、及ニ學成一益尊尚焉、漢孔氏傳、古文孝經久亡ニ彼方一、而獨存ニ吾邦一、因校ニ訂諸博士家所レ傳、作ニ音註一而刊レ之、復因ニ沼田侯一獻ニ諸朝政府一、諸公聞レ之、爭求ニ於侯一、侯爲並貽レ焉、又本師說更加ニ所見一、作ニ論語古訓及外傳一、又作ニ家語增註一、以爲此三者庶見ニ孔氏遺一、則故用レ意特勤焉、先生强記、且於レ事精詳、其考ニ究書籍一、一字不レ苟、過必歸レ正、然後正レ他、所レ著書凡數十、亦皆學者傳尚焉、延享丁卯五月晦逝、年六十八、葬ニ東都北谷中天眼寺柏樹之兆一、

○正言松崎堯臣撰

南郭文集服部元喬云、「君松崎氏、諱堯臣、字子允、又字左吉、白圭其號也、自ニ其考紹成君諱嘉言一、仕ニ篠山侯一、篠山者今龜山侯舊封也、位次ニ下大夫一、姚木村氏、生ニ君于東都邸一、弱冠以ニ碎事一受ニ廩俸一、君年三十二、考卒、嗣受ニ家祿一、爲ニ妬者所一レ中、得レ罪落職、頃レ之爲ニ國留守一、數年致仕、寶曆三年五月十二日以レ疾卒、年七十二、葬ニ於東都麻布天眞寺一、君少從ニ撝謙先生一爲ニ宋學一、後之レ京見ニ東涯先生一、東都數見ニ徂徠先生一、又悅ニ王陽明學一、後又悟ニ其非一、作レ書論ニ諸家要及其短長一、頗有ニ所見一、名曰ニ正言一、著錄凡若干、皆藏ニ于家一、」

○周南文集山縣孝孺撰　○爲學初問同

○作文初問同

南郭文集服部元喬云、「周南先生墓碑周南先生、諱孝孺、字次公、一字少助、山縣氏、生ニ于周南海北邑一、因號ニ周南一、考良齋君、諱長白、嘗以ニ邑人一事ニ長門公族海北君一、初長門先侯青雲公爲ニ海北君嗣子一、良齋君以ニ師儒一侍焉、及ニ公繼ニ封長門一、侯從升ニ公朝一、移ニ入ニ萩府一、時以ニ碩儒一在ニ公左右一如レ初、有ニ三男一、長文輿君、早卒、先生以ニ次子一繼ニ考業一、年十九、東遊師ニ事物夫子一、居レ東三年、業成而歸、後侍レ侯及レ東、侍ニ世子讀一、侯朝覲則從レ東、就レ國則從レ西、歷ニ仕泰桓公觀光公一、閒年西東、蓋多歲矣、先生兼精ニ國史譜學一、吾邦典故諸家閥閱、皆能明辨、嘗奉ニ侯命一撰ニ公室譜牒一、諸臣系譜一、他所ニ著行一于世一者、有ニ

文集、爲學初問、作文初學問若干卷一、延享二年得レ病、以ニ寶曆二年八月十二日一終、年六十六、葬ニ國城北古萩里保福寺一、」

○古事記　○舊事紀

青梧園漫筆川村榮壽云、「我國上古之事、無ニ史以傳一、但傳レ言耳、稗田阿禮博聞强記、能暗ニ千古之事一、和銅中安萬侶承ニ阿禮言一而作ニ古事記一、乃始有レ史矣、俗謂ニ聖德太子作ニ舊事紀一、要レ之後人僞作、不レ足レ取也、蓋阿禮時年二十有八、距ニ之伏生一、不ニ亦甚早一乎」、又云、「舊事紀者後人之僞作、故古書無ニ引レ之者一、唯北畠親房職原鈔、始舉ニ舊事紀之文一耳、親房南朝人也、可ニ以辨證一、」

○赤染右衞門集一卷

結毛錄松岡玄達云、「赤染右衞門の集一卷あり、其中に赤染は氏也と卷末に云ふ、赤染右衞門は大江匡房の妻也とあり、非也、大江匡衡の妻なり、一に平兼盛の子也と、非なり、其母赤染右衞門を連れて兼盛へ再嫁せしなり、」

○源氏物語

結毛錄松岡玄達云、「紫式部石山寺に籠り源氏物語をつくりしとき、料紙を忘れし故、佛前にありし經をうらがへして書けりと云ひ傳ふ、誤なり、是は法華經に色卽是空の道理を說けり、心經には空卽是色と打かへして說けり、源氏物語は色卽是空の道理を打返して書けるを、意得違て云ふなりと、北鷲源太郎物語なり、」

○老人雜話

茶牕閑話近松庵矩云、「寬文の頃江村宗具といふ人あり、專齋先生と號して京師の人なり、此人信長公御時より凡百年が程まのあたりに見聞したる事どもをはなさるゝを、傍なる人より〳〵に筆記して、老人雜話と名づけし寫本二冊あり、」

○土佐日記

老人雜話江村宗具云、「貫之自筆の土佐日記、蓮華王院の什物にありしを、定家卿の寫し給へる本、連歌師玄的所にありて、加賀の家藏となる、定家本は全く自分の筆力に寫して、末二三葉をば貫之の自本の大さ、字をも形をも摸して書かれたり、是は後世に貫之が書法をしらざる者の、これを法とせんがためとて也と、その跡にしるされたり、是をもつて見れば、貫之が自筆は定家の時さへ至て稀なりと見えたり、今時往々に人の家に貫之の眞跡とて所持するは、笑ふべき事

なり、定家卿時代までは貫之自筆の本ありと見えて、その本の大さ、圖をして定家卿の本にあり、貫之の本は今は絕えぬ、定家本は老人度々見たりしに、貫之の書法にかはりたる字樣なり、今時の贋物とは似るべき物にあらず、此定家本は今御堂上方の御藏にありとぞ」

○授時曆私考仲村欽撰

新蘆面命保井春海門人日記、云、「先年中村的齋を訪ふ、的齋授時曆の私考を出して我に授て曰、我授時に志ある事年久し、然どもとくと成就せず、君宜しく成就し給ふべし」云々、

○三國向陽石川藏人撰

新蘆面命保井春海門人日記、云、「石川藏人殿、三國向陽と申す書を作り被レ申候、西土、天竺、我國地の廣狹人民の多寡を記したる書なり」

○逸史

新蘆面命保井春海門人日記、云、「逸史、梨本左兵衞佐、日本後記類聚なり」

○山城國志

新蘆面命保井春海門人日記、云、「山城國志三十卷、叡覽にも入り申候」

○雍州府志

新蘆面命保井春海門人日記、云、「雍州府志は絕版也」

○大日本史

新蘆面命保井春海門人日記、云、「黃門日本史三百卷有レ之、大友の皇子を帝位になされ候、よつて王代一代多し、是は志賀卽位記といふ僞書を信じて如レ此なされ候、總じて水戶殿書物好まれ候ゆゑに、天下より僞書多く集り候、舍人は天武の皇子故、大友の事私を遊され候などと仰られ候、腹ふくるゝ事どもなり」

○遍明鈔釋道範撰　○瑜祇鈔同

○相應祕訣同　○寶鑰註同

○二敎手鏡同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋道範、不レ詳二其姓譜一、泉州船尾縣人、年甫十四、憑二明任法眼一、剃染爲二驅烏一、住二正智院一、大乘二宗柄一、仁治四年春坐二傳法院事一謫二於讚州一、謫居七年、漫如二一日一、建長元年夏逢レ赦歸、再二住寶光一、四年夏嬰二於疽疾一、而誦觀如レ常、至二二十二日一悟然而化、歷レ年六十有九、坐臘若干歲、平日述作有二遍明鈔、瑜祇鈔、相應祕訣、寶鑰註、二敎手鏡等凡七十餘部

二百餘卷、其外有二祕記四十餘條一、皆爲二學人所レ珍」、

○宗要類聚釋政海撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋政海、在二無動寺松林房一、著二宗要類聚若干卷一」、

○坐禪用心鈔釋經海撰　○本懷鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋經海、右丞相宣秀藤公之子、著二坐禪用心鈔、本懷鈔一、後嵯峨上皇屢召、說二止觀之要一、因任二僧正一」、

○本義鈔釋宗性撰　○香熏鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋宗性、不レ詳二鄕譜一、自レ少出家、居二東大寺一、後承二良禎僧正一住二大安寺一、任二權大僧都一、文應庚申奉レ敕董二東大寺住職一、三年休二于尊勝一、以二享年七十餘一化二於所レ住、性善二俱舍論一、著二本義鈔、香熏鈔若干卷一」、

○土去鈔釋親快撰　○幸心鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋親快、住二遍智院一、建治二年五月二十六日卒、著二土去鈔、幸心鈔數部一」、

○大乘玄論不審鈔釋英訓撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋英訓、山田氏、山城州人、住二東大寺一、著二大乘玄論不審鈔一」、

○頌疏鈔三十卷、釋英憲撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「東大寺有二英憲字密乘一、陶二甄三論通包俱舍一、著二頌疏鈔三十卷一」、

○聖光行狀釋了慧撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋了慧、粗有二文才一、弘安甲申撰二聖光行狀一」、

○論註記五卷、釋夏忠撰　○安樂集記二卷、同

○善導疏記二十三卷、同　○宗要鈔五卷、同

○要集鈔八卷、同　○選擇鈔五卷、同

○授手印決答二卷、同　○三心私記一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋良忠、字然阿、石州三隅縣人、相國道長藤公八世之孫諫議平章賴定子、仁治元年屆二相之鎌倉一、住二住吉谷悟眞寺一、勸二唱念佛一、副元帥平經時、請二忠館內一、受レ戒聽レ法、崇信日勤、於二佐竹谷一建二蓮華寺一、延爲二開山祖一、割二附武州箕田地一、備二三寶供一、暇日相從問レ法、平帥夢二光明一道從レ寺起而照二日本國一、寤而益信、遂革二寺額一、以二光明寺一、弘安九年初秋六日湛然氣絕、享齡八十九、坐臘七十四、初聖光滅後、檀越要阿夢レ光、語曰、平昔所レ演義談疏章、皆契二佛意一、但涉二紛冗一、弟子然阿可二以削定一焉、夢寤告レ忠、以レ故

忠所ニ著作一五十餘卷、合ニ併名一、題以ニ報夢鈔一、所謂論註記五卷、安樂集記二卷、善導疏記二十三卷、宗要鈔五卷、要集鈔八卷、選擇鈔五卷、授手印決答二卷、三心私記一卷也、永仁元年賜ニ謚記主上人一」

○嘉文亂記垂水廣信撰

茅窻漫錄茅原定云、「垂水廣信は伊勢國垂水より出たる人にして、後醍醐天皇に事へ奉り、河内守と號す、延元元年三月に下世、年九十六、廣信嘉文亂記と云ふ書を撰ばれし事諸書に見えたれども、今その書の傳ることを聞ず」

○安達藤九郎盛長私記

明珍家傳稜威武德錄藤之淳校、奥書同上云、「書肆嘗藏ニ藤九郎盛長私記者一、吾邦祕而未ニ梓行一也、好事之士往々得レ之、而爲ニ東鑑之事實一矣、余嚮有レ觀、以謂其中有ニ可レ疑レ焉者一、蓋上古之本未レ梓、而人々臨寫、則至ニ乎今一者、或腐ニ雨濕一或殫ニ蠹魚一、而存者亦不レ多乎也、近世逢ニ大治之時一、山林處士操レ觚者、拾ニ私記舊本之遺一而補レ之、全ニ成一部一、藏ニ之於書肆一而、贖ニ千金一者、大概本朝之風也、以レ故其說或可レ取者、或不レ可レ取者、所謂源太產衣胄六十二間者、上古未ニ嘗獲一ニ此製一、至ニ義之半一乃始造爲焉、文治之時、何有ニ六十二間者一乎哉、又曰、薄金之威毛、以似ニ附蒙一、引ニ韓氏進學解之註一證レ之、然古文後集者、宋朝紹熙進士王迂齋所レ註也、此之文治先ニ於彼之紹熙一既十年矣、則曷有ニ先著書中引ニ後世之註一乎哉、是知ニ後人之贋作一明矣、是所謂其不レ可レ取レ焉者也、又賴義朝臣以ニ無楯鎧一賜ニ新羅義光一時、口ニ說兵法十一條一傳ニ于三郎一矣、義朝以ニ產衣鎧一授ニ于賴朝一等之事實者、是其可レ取レ焉者也、雖レ然此書所レ貴、以ニ上古甲冑鍬一錬威毛一而爲レ不レ失ニ其實於後世一也、以レ此考レ彼、盛長私記所レ傳、不レ足ニ以悉取焉一云々、

○地方覺書廣瀨清忠撰

親民須知撰者不レ詳、云、「地方覺書、元祿十七年、廣瀨清忠、」

○新編地方算法集栗田久巴撰

親民須知撰者不レ詳、云、「新編地方算法集、享保五年、栗田久巴、」

○勸農固本錄萬尾時春撰

親民須知撰者不レ詳、云、「勸農固本錄、享保十年、笹山侯舍人萬尾時春、」

○算法集窪田將監撰

親民須知撰者不レ詳、云、「算法集、延享二年、窪田將監、無稽之書、宜レ焚、」

○地方覺書二卷

親民須知撰者不レ詳、云、「地方覺書二卷、杉岡彌太郎、元の富山又右衞門、享保初年作、」

○今昔物語

能書事蹟穗積氏云、「今昔物語は、時代の言葉風俗器物等を考て、據とするには便あり、」

○高野大師書訣一卷　○同註解屋代弘賢撰

能書事蹟穗積氏云、「高野大師書訣一卷、此書ふるく刊行せるは訛謬多し、寛政庚戌歲源柳先生の命に依て、眞本を求め誤を正し且註解をくはへて、屋代弘賢ふたゝび刊行して世に行はる、」

○大和國大安寺緣起文

能書事蹟穗積氏云、「大安寺緣起は、後花園院御宇地震に堂塔廢し、緣起文は存在して、于レ今般若寺と海龍王寺と隔年にこれを預る、」

○百人一首

能書事蹟穗積氏云、「文曆二年五月末の乙未の日、朝そら晴れたり、我もとより文字をかく事をしらず、嵯峨の中院のさうしの色紙形予書くべきよし、彼入道ねもごろにすゝめて、見ぐるしき事といへども慙に筆を染ておくる、古へよりの歌天智天皇より此かた家たか、まさ經卿に及ぶ、夜に入て金吾にしめしおくる、明月記、按に、是世にいふ百人一首の事なり、此文にて見る時は、後世にいふ如く歌のえらみにてはなく、專ら筆蹟の事なり、此色紙を小倉色紙と云ひて世に尊重す、相傳云、此色紙東野州常緣の許にありけるを、宗祇法師歌道を學びに、はる〴〵と東國にまで下りし志にめでて、五十枚を與へられける、殘五十枚は常緣の許にて燒失し、今世に傳ふるは、宗祇の許にありけるが遺りとゞまりぬともいひ、また伊勢國司北畠家に屏風一雙に張てありけるを、宗祇の弟子宗長にかた〴〵與へられけるが、北畠家のかた〴〵は燒失し、宗長が五十枚世に殘れりとも云ふ、いづれか是非をしらず、今世に存在せる廿七枚の所持の人を記して、珍貨名物記に出したり、」

○和名鈔

能書事蹟穗積氏云、「和名鈔も、梓行せるは脫簡誤字多し、長門國臨海樓まで記して、宮城の門名なきにて可

ン知、此外和名鈔にはいふべき事多けれど、こゝに略す」

○東齋隨筆

能書事蹟（穗積氏）云、「東齋隨筆、眞名とかなと二本、文も大同小異あり」

○元明畫人考（彭百川撰）

元明清畫書人名錄（高儒皮、序細合方明）、云、「京人故彭百川、以レ善レ畫稱、與レ余有二舊厚一、輯二錄其所一レ展觀一、名曰二元明畫人考一、刊二行于世一久矣」

○徒然草

日本文鈔（源世昭）云、「兼好法師贊（龍公美）、有二奇隱士一、卜二居芳田一、端心直行、希レ聖慕レ賢、高志歎レ今、風流好レ古、叩二儒佛門一、入二老莊戶一、我國神敎尤稱二精通一、其於二歌學一頗得二古風一、當時四子公居二其一一、宜哉人才千古絕レ匹、嘗著二一卷一、題曰二徒然一、文筆巧下、人物妙宜、離二其名利一、安二其心身一、是公所レ以身虔敎二人善一哉、撰述善巧方便、翻二智海濤一瀉二文房硯一」

○釋親考

○親族正名

九親服屬諺解（大塚孝威）、序云、「東涯釋親考、春臺親族正名、專要二習俗之易一通曉一、以二國字一解レ之、而猶且無二讀レ之者一、既無二讀レ之者一、則其敎亦無二由而入一焉」

○兒話草（大澤撰）

海亭夕話（大澤）云、「愚兒草と云へる小冊を著し、俚語を以て字問をすゝむる意を述ぶ、今その草を失ふ」

○讀書要言（大澤撰）

海亭夕話（大澤）云、「素讀の次第別法なし、愚かつて讀書要言と云へる小冊あり、大概讀書の法を述ぶ」

○江上紀譚（大澤撰）

海亭夕話（大澤）云、「諸書を勤讀するに、別して簡要なる次第あり、貝原益軒翁の童子訓に出づ、愚鈔出して江上紀譚といへる小冊子に記しおけり」

○小田原紀行（大高季明撰）

芝山詩集（大高季明・序明林上珍）、云、「予自下居二停他國江山一、是至中羈旅如レ歸、數年之間、許レ我竊謂二文字之知一者、唯芝山大高季明文宗一人耳、明公嘗以二其小田原紀行一、集二其地詩三百餘篇一、遠辱二賜敎一、其詞雄麗典奧、正言不レ諱、音律鏗鏘、大費二咀嚼一、予私心識レ之云々、

○春夢草（牡丹花肖柏撰）

○牡丹花家集（同）

日本文鈔（源世昭）云、「吳江牡丹花老人墓碣銘（龍公美、老人名肖柏、姓源、村上天皇苗裔、久我庶流、嘗住二泉之沙

界一、以二風流一聞二于時一、居恆愛二酒香花之三一、而作二三愛之記一、世人至レ今稱レ焉、最善二國風一、而其聲歟二々於海內一、從二宗祇法師一受二其道一、而傳二之其門下一、世稱二之沙界傳一、又名二于聯歌一、殊得二其妙一、一日有二牡丹之妙句一、泣二鬼神一、故自稱二牡丹花一、後隱二於津之池田村一、村舊名二吳服之里一、山水勝絕、西土鹿門弗レ啻哉、老人愛レ之、結レ茅而名二夢庵一、所レ著書有二春夢草及家集等數多一云、以二大永七年四月某日一卒、年八十五」

○產論（賀川玄悅撰）

日本文鈔（源世昭）云、「賀川玄悅墓碣銘（皆川愿、先生諱光森、一諱玄悅、字子玄、近江彥根人、其先三浦小次郎、駿河人、初依二今川氏眞一、今川氏殲、因從二神君一、神君命屬二井伊侯一、爲二其幢下騎士一、井伊侯受二封彥根一、從レ家焉、其五世孫軍助、諱長富、以レ善二刺鎗一顯、先生其庶子、彥根藩法禁二庶承レ重、以レ故冒二母賀川氏一而寄養焉、先生已長、自奮思レ立レ功、德以及レ人也、因來レ京攻二醫事一、年尙壯、自懼レ耗レ精、與二妻山田氏一異レ寢三年、遂悟二理娩之術一、有レ覺レ驗、因著二產論一、至レ如二其言一、子居レ孕頭下嚮者、曠古所レ未レ聞云、論出而先生技愈彰、明和五年冬阿波侯聞而聘レ之、初先生有レ子、玄吾、金吾、玄吾以レ不レ中レ意絕レ之、金吾不レ好レ醫、別營レ業、以居レ之、有レ女、因養二出羽秋田人岡本氏子玄迪一、以與レ之配、乃請曰、臣老矣、雖二猶可レ理レ技、祿願賚二之玄迪一、藩允二其請一、因畀二玄迪祿百石一、以家二于京師一、安永六年丁酉秋九月十四日病卒二于家一、年七十有八、葬二之其宅西玉樹寺園塋一、先生著論、愿爲レ視二草論一、藉レ世、後先生每レ見、未二嘗不一泣拜以謝一、其爲レ人敎厚蓋如レ此、門人無慮數千、傳レ術甚盛、因相共私謚曰二景定一」

○百首詠歌

市井雜談集（林自見）云、「高野山金剛三昧院に有レ之百首詠歌は、尊氏、直義其外吉田兼好、頓阿、淨辨等の名ある歌人と共に詠じたる百首也」

○本朝統曆（安藤市兵衞撰）

○日本長曆（保井春海撰）

新蘆面命（保井春海門人日記）、云、「安藤市兵衞日本の統曆を作り、八百年の間述候、後に先生の長曆、神武より有りしを聞候て、又神武已來を宣明を以て作り、立林氏序を書き申され候、日本紀の內合申まじく候、をしき物なり、如レ此不考の書世に多し」

○日本永代藏

骨董集（磐瀨醒）、云、「日本永代藏、刻梓の年號なしといへ

ども、按るに貞享の時代なるべし」、

○七十一番職人盡歌合

骨董集（磐瀨醒）云、「七十一番職人盡歌合、文安寶德の時代」、

○異本洞房語園

骨董集（磐瀨醒）云、「異本洞房語園、享保五年の記」、

○節用集

骨董集（磐瀨醒）云、「節用集は林逸の作なり、辨疑書目錄植字書目の部に、節用集眞書本二冊、文龜本とあり、其後慶長二年の印本あり、ふるきをしるべし」、

○義理櫻

骨董集（磐瀨醒）云、「義理櫻、刻版の年號なし、畫風を見るに寶永正德の頃ならん」、

○醒睡笑

骨董集（磐瀨醒）云、「醒睡笑、元和九年作、萬治元年版」、

○守武獨吟千句 荒木田守武撰

骨董集（磐瀨醒）云、「守武獨吟千句、天文九年吟、慶安五年刻」、

○故鄕歸江戶咄

骨董集（般瀨醒）云、「江戶咄、先版は故鄕歸江戶咄と題す、後に增補し、元祿七年の本あり」、

○一代男後日

骨董集（磐瀨醒）云、「一代男後日、刻版の年號なし、按るに、西鶴が廿五年の追善といふことあれば、享保二年の版なるべし」、

○竹齋物語

骨董集（磐瀨醒）云、「竹齋物語、寬永中の書なり」、又云、「竹齋物語は寬永十一十二十三年の比に作りたるものなるべし、考證あれどもこゝには洩しつ」、

○御伽婢子 淺井了意撰

骨董集（磐瀨醒）云、「御伽婢子、寬文六年、瓢水子淺井了意作、元祿十一年刻」、

○吾吟我集 未得撰

骨董集（磐瀨醒）云、「吾吟我集、慶安二年未得著」、

○毛吹草 維舟撰

骨董集（磐瀨醒）云、「毛吹草、維舟撰、正保四年刻」、

○崑山集 令德撰

骨董集（磐瀨醒）云、「崑山集、慶安四年令德撰、明曆二年刻」、

○其袋嵐雪撰

骨董集（磐瀨醒）云、「其袋、嵐雪撰、元祿三年刻」、

○我衣

骨董集（磐瀨醒）云、「我衣、古老の物語を聞書したる物なり」、

○沙金袋 山本西武撰

骨董集（磐瀨醒）云、「沙金袋、山本西武撰、明曆萬治の比刻」、

○五箇の津の草紙

骨董集（磐瀨醒）云、「五箇の津の草紙、刻版の年號詳ならずといへども、按るに天和貞享の比なるべし」、

○晉子十七回 淡々撰

骨董集（磐瀨醒）云、「晉子十七回、淡々著、享保八年刻」、

○卵子酒

骨董集（磐瀨醒）云、「卵子酒、寶永六年作、享保七年版」、

○三疋猿 支考撰

骨董集（磐瀨醒）云、「三疋猿、支考撰、上梓の年號なし、按るに寶永の比なるべし」、

○きのふはけふの物語

骨董集（磐瀨醒）云、「きのふはけふの物語、刻梓の年號なしといへども、寬永の書とさだむべき證あり」、

○あかし物語

骨董集（磐瀨醒）云、「あかし物語、一名女五經、延寶九年版」、

○西鶴織留

骨董集（磐瀨醒）云、「西鶴織留、貞享の比の著述なり、正德二年印本」、

○庭訓往來　○異制庭訓

骨董集（磐瀨醒）云、「遊學往來」

骨董集（磐瀨醒）云、「辨疑書目錄に、異制庭訓は玄惠法印作、元遊學往來と同本也といへるは誤也、元祿五年版の書籍目錄に虎關作とあるが正しかるべし、其故は、遊學往來は玄惠の作也、寬文二年印本とす、其文異制庭訓と異なればなり、或人云、異制庭訓といへるは本名にはあらざるべし、玄惠の庭訓往來世に行はれて後の名なるべきか、しかれども本名傳らざれば、しか稱ふべしといへり」、又云、「一時軒隨筆卷二に、庭訓は玄惠法印元弘四年正月廿一日書〆之とあり」、

○袖中鈔

骨董集（磐瀨醒）云、「袖中鈔の作者顯昭は、後鳥羽院の御時の人なり」、

○世諺問答

骨董集（磐瀨醒）云、「世諺問答、天文十三年の書」、

○日次紀事

骨董集(磐瀬醒)云、「日次紀事、此記は延寶貞享のあひだの著述なり」

○婦人養草

骨董集(磐瀬醒)云、「婦人養草、貞享三年著」

○濱松中納言物語

骨董集(磐瀬醒)云、「濱松中納言物語、これはうつぼにつづきたる古書といへり」

○むかし〳〵物語

骨董集(磐瀬醒)云、「むかし〳〵物語、あるひは已往物語と云ふ」

○本朝食鑑

骨董集(磐瀬醒)云、「本朝食鑑、元祿八撰、同十刻」

○勸進聖判職人歌合

骨董集(磐瀬醒)云、「勸進聖判職人歌合、天文六年以前の物といへり」

○寶物集

骨董集(磐瀬醒)云、「寶物集、此書は俊寬とともに硫黄島にありし平判官康頼法師、治承二年の春再度舊里に歸りて後にかける物也」

○狂歌咄 曾呂里新左衞門撰

骨董集(磐瀬醒)云、「狂歌咄、曾呂里狂歌咄と云ふは、後の名也」

○沙石集

骨董集(磐瀬醒)云、「沙石集、此書は無住法師、弘安六年にかきをはれるもの也」

○三國傳記

骨董集(磐瀬醒)云、「三國傳記、此書は永享三年の著述なり」

○京童 中川喜雲撰 雛屋立圃畫

骨董集(磐瀬醒)云、「京童の作者は中川喜雲なり、俳諧家譜に、貞室門喜雲、中川氏云々、家書京童部、同後編あり、歿年詳ならずとあり、許六が歷代滑稽傳に、雛屋立圃は書を能す、京童と云ふ名所記自書也とあり、元祿十五年印本、圃水が花見車卷二に、立圃寬文九年九月晦日卒すとあり、俳諧家譜には寬文十二年三月十七日歿す、年七十一とあり、いづれか是なるをしらざれども、慶長中、〳〵にかかぶきのさかりなる頃、立圃はおほかた十五六歳にてありしなるべし、作者喜雲が歿年はつばらならねど、その繪をかける立圃が年齡をもておせば、喜雲も〳〵にかかぶきを見聞してかけることばにぞあるべき」

○東海道名所記 淺井了意撰

骨董集(磐瀬醒)云、「東海道名所記は淺井了意が作也、萬治中印本、鎌倉志首卷引書目六のうちに、東海道名所記淺井松雪とあるはこれ也、元祿六年印本犬張子卷一義端が序の文に、了意大德晚年におよびて筆力ます〳〵老健なり、元祿四年寂せられしとありて、行年はつばらならねど、おほ方慶長につづきたる元和寬永の頃の生れなるべし」

○物類稱呼

骨董集(磐瀬醒)云、「物類稱呼、安永四年撰」

○酒食論

骨董集(磐瀬醒)云、「酒食論、此繪卷も室町家の比の物也、作者は詳ならず、或は一條禪閤の御作なりといへり」

○新續犬つくば集

骨董集(磐瀬醒)云、「新續犬つくば集、萬治三年撰、寬文七年刻」

○異制庭訓往來

骨董集(磐瀬醒)云、「異制庭訓往來、此書は貞和二年の作ならんとおぼゆる證ありて、考へ別にあり」又云、「異制庭訓を貞和二年の撰と決むるときは、今文化十年まで凡そ四百六十八年をへたる古書也」

○土佐日記

骨董集(磐瀬醒)云、「土佐日記、此日記は貫之ぬし承平五年の紀行なれば、いと〳〵ふるき物也、承平五年より今文化十年まで、およそ八百七十九年なり」

○奇異雜談集

骨董集(磐瀬醒)云、「奇異雜談集、天文中の作也、考へ別にあり」

○運歩色葉集

骨董集(磐瀬醒)云、「運歩色葉集、天文十六十七の間の撰也」

○貞德文集 松永貞德撰

骨董集(磐瀬醒)云、「貞德文集、此文集は寬永のはじめ作れり、書中に考ふる所あり、慶安三年印行せり」

○商賣往來

骨董集(磐瀬醒)云、「商賣往來、右の往來は元祿以後の物也、考證別にあり」

○日本鬼

○野守鏡

骨董集(磐瀬醒)云、「野守鏡、永仁三年にかけるものなり、」

○今物語(信實朝臣撰)

骨董集(磐瀬醒)云、「今物語、此物語は信實朝臣(文治承久の比の人なり、)のかゝれたる物也、」

○走衆故實

骨董集(磐瀬醒)云、「走衆故實、天文永祿のころの事をかけり、」

○塵塚物語

骨董集(磐瀬醒)云、「塵塚物語、天文廿一年撰、」

○桂川地藏記

骨董集(磐瀬醒)云、「桂川地藏記、弘治二年撰、」

○年中定例記

骨董集(磐瀬醒)云、「年中定例記、これは應仁以後、室町家の事をかける舊記なり、」

○撮壤集

骨董集(磐瀬醒)云、「撮壤集、これは享德三年の書なり、定例記よりすこし古し、」

○俳諧夜錦

骨董集(磐瀬醒)云、「俳諧夜錦は、寛文五年の撰也、」

○禮儀類典

常山文集(光圀卿)序(韶光卿)云、「性素嗜レ書、經史百家莫レ不二綜該一、本朝實錄、曆註、和歌、小說、皆能搜羅蒐獵、最重二古禮部一、著爲二一書一、命曰二禮儀類典一、又起二史館一、撰二本朝史一、他所二自著一及命二諸儒一、著書不レ可二枚擧一焉、蓋宗鼎之重在二于典章一、哀二其廢墜一而有レ意二維持一、可レ謂下尊二尚朝廷一之意尤深而輔二翼黼衮一之志甚大上矣、列聖賢臣之可レ稱者、使下之顯二無窮一而爲中勸戒上、則非下出二于仁厚懇惻之意一、而爲中本朝世々忠臣上乎、而令下此書遠播二于殊邦一、拭目而觀中本朝之可上崇、則其有レ功二于本朝一、亦爲二幾何一、一片丹衷義二于朝家一、氣足二以光二天地一、而志可二以震一鬼神一、壯矣哉」云々、

○日本史

○蕉窓餘吟(那波蕉窓)序(北村可昌)云、「京師鉅族那波氏、自號二蕉窓一、世以富名、然那波氏自レ幼嗜レ學、能屬二詩賦一、又好二和歌一、儉以持レ身、敬以交レ人、固今日之所二絕無一者也、嘗有二蕉窓吟二卷一、蓋平生所レ著詩歌稿也、既以梓行」

○日本史

熙朝文苑(井鼎)安積覺復二岡島玉成一書云、「至二於本藩修史之事一、則台兄所レ聞不二甚相遠一、而或有下不レ副二其實一者上、故略二陳其梗概一、僕本武夫、不レ習二儒學一、但以二粗知二文字一、承二乏史局一十餘年間、老成凋落、筆削底滯、見レ史未レ成、心甚憂レ之者信如二來諭一、而遍尋二天下名儒一、拔二其尤一而致二之府下一者、非二僕之任一、而依田小見山之徒亦非二僕所二薦擧一也、網二羅英才一、徵二辟賢俊一、固有下任二其事一者上、而諮議訪問、竭レ力輸レ誠、僕亦非レ無二一得之愚一、然何敢遽至二誨諭一、諸生視レ之猶レ子、史書之成、實賴二諸生編摩之力一、總裁史局者之功一也、僕何與焉、」

○日本詩選(江村綬撰)

日本詠物詩(伊藤榮吉)序(江村綬)云、「今時論レ詩者有二常言一、曰、作レ詩難矣、選レ詩更難矣、彼其之子、奚知二烏之雌雄一、亦唯漫言泛說、吠聲爾々、蓋能レ詩而後知二作レ詩之難一、自選而後知二選レ詩更難一、而今海內說レ詩者不レ多、選詩者亦尠、彼喋々者、非二漫言泛說一而何也、余才諛劣レ能レ詩、吾豈敢、雖レ然羊棗之嗜、老而無レ渝、解組已來、講レ經餘暇、自忘二桑楡一、末景再親二短檠一、重改二舊聯一、於二作詩之難一窺得二一斑一矣、又近纂二日本詩選一、選詩更難、余有二所レ試者一、」

群書備考卷之十三

○孟津鈔　○紫明鈔

○奥入　○河海鈔

○花鳥餘情　○弄花鈔

○細流鈔　○萬水一露

○泯江入楚

貞德翁戴恩記(松永貞德)云、「九條禪定殿下玖山公と申は、御俗名稙通公の御事也、八十八歳にて文祿(◎三年脫カ)正月五日に薨じ給ひぬる御外祖父道遙院殿の源氏物語を御傳へあり、稱名院殿に再向まで極め、三光院殿と御穿鑿たび〳〵に及びしかば、此物語の淵底を通達し給ひしかども、猶謙退の御心にて、編立て給ひし鈔を孟津と名づけ給ふ、孟津と申は天川のはじめの津なり、普漢の張騫が黃川の源を尋んとて、うき木にのりて三とせ餘りのぼりしに、一人の織女にあひ、爰は何といふ所ぞと問しかば、汝は何の用に尋ぬと申、張騫が曰、此川の川上を極めんといふに、織女うち笑て、爰ははじめの津なり、いかにしてか源に至るべき

といふに驚て、衣をる機の石をもらひて、夫よりもどり侍る、黄川の水上は天川といふことを始てしれり、蜀の宸平といふ者天を仰見ていふ、今宵織女のかたはらに怪しき星ありと申せしは、彼張騫が天川に至りし夜に當れり、此玖山公の御本卦も張騫が卦に同、此鈔を書き終り給ひしも七月七日なれば、源氏の水上におよばぬ心を持て名附給ひし也、此鈔にも三光院殿と御穿鑿のありし止觀の說はのせ給はず、世上の源氏よみ止觀と云ふ事夢にもしらざる事なり、凡此物語は天台の六十卷をかたどり、五十四帖あれども六十帖といふ、日吉山王三千坊を表して、二千六百丁にたらざれども、三千枚の紙數といへり、それは何ゆゑといふに、天台大師の法華經一部講じ給ふを、御弟子章安大師末代のために書きしるし給ふに、先妙法蓮華經の五字を玄儀十卷とし、如是我聞より作禮而去までの文々句々を記し給ふを、文句十卷とし、その玄義と文句とに一念三千一心三觀のさとりをしるし給ふを、止觀十卷となす、以上是を天台の三十卷といへり、然ども其弟子妙樂大師、十卷に十卷宛の註をあらはし給ふ、今是を天台六十卷といへり、此物語にも註の外にふかき觀念あるを、止觀の說と申すなり、それ此物語は康和の比よりはじまれども、久敷世に弘まらざりしにより、鈔もなかりしを、河内守伊行の弟の素寂法師、紫明鈔をはじめてしるす、定家卿は卷々の末に奥入とて、少づつ註し給へり、其後五辻殿河海、一條殿花鳥餘情、宗祇、牡丹花兩人して弄花、三條西殿細流、永閑萬水一露、玄旨法印泯江入楚、かやうにさま〴〵の諸鈔は、人々私の聞書ぬき書き書數をしらず侍れども、いまだ古事引歌さへしれざること多し、まして天下を治めん君臣の御ためのやうには、五經史記漢書を用ひ、又莊子の寓言をふまへて、桐壺の御門、源氏の君などといふ人あるやうに思はせ、一部戀慕の愛執を和語につらね、畢竟は菩提門に引きいるゝやうに佛法を以てかきたる物語なれば、常の草子にかはりて、歌にもことばにも深き心得ある事を、そこ〴〵におしへて、此道理をふくみてかやうに書きたりと口傳するを、止觀の說と申す也」

○新式目鈔里村紹巴撰　○和漢朗詠註同

○拾芥鈔

貞德翁戴恩記松永貞德、云、「世はさだめなきもの也、よき

事のあしき事に成ぬるは、秀次關白殿連歌をふと御稽古ありしかば、悦て紹巴毎日登城し給ひけり、後御謀叛の御談合の人數にやさゝれ給ひけん、三井寺まで流され、百石の知行其外家財屋敷まで、昌叱に太閤御所よりくだされ、あさましき身となり給ひておはしけるを、笑止におもひ、其年のしはす雪を分けて、丸一人忍びつゝ參りき、其時今まであみ立て給ひし物の本はおはせぬにやとたづね侍しかば、さごろもの鈔を心がけしかども、才智たらずしてならず、新式目の鈔、さては稱名院殿にうかゞひ奉り、和漢朗詠の註、拾芥鈔のよみぐせをくはしく附置き侍りぬ、此外はなにもせざりきと有しほどに、それはいづれも末代の寶なり、さやうの事今の世にする人おぼえ侍らずと、深〳〵ほめ申せしかば、滿足ありき」

○古今和歌集

貞德翁戴恩記松永貞德、云、「古今一部は、一世界を表し、人の一生涯をかたどるといへり、いづれの集もみなみな此のごとし」

○千載集

貞德翁戴恩記松永貞德、云、「俊成卿の千載集撰ばれし時、われは人をば見ず、たゞ歌をのみ見ると仰られし」

○明月記　○百人一首

○秀歌大略　○詠歌大概

○雨中吟　○未來記

貞德翁戴恩記松永貞德、云、「定家卿の御歌を俊成家隆等に及ばずと思へり、是第一の僻事也、或時定家卿御父に向ひてのたまはく、去る建保の比ほひまでは、歌もやすく出で侍しが、此ごろは讀にくゝなりて、人のほむる歌も侍らず、いかやうに心を持なほしてよく候べき哉らんと問はせ給ひしかば、俊成卿の仰には、よみにくゝとも人ほめずとも、たゞ今のごとく歌をばよみ給ふべし、其方の今の歌こそ自から骨體にいたり給へ、われも其段うらやましけれども、年老て稽古しがたきゆゑ、今に皮肉のあひだにかゝづらひ侍るもの也との給ふうへは、家隆卿も寂蓮も後鳥羽院も攝政殿もおよび給ふ事にはあらず、其しるしには、定家卿をさして、汝月明かなりと住吉明神直に示現し給へり、さるにより主の御一代の事をしるし給へる書の名を、明月記とは申とかや、殊更百人一首、秀歌大略、詠歌大概、雨中吟、未來記の書を著して、道に功

をつみ德をのこせり、此卿の御恩他に異なるにより、當流の祕傳には、人丸貫之定家卿を和歌の三尊とあがめ奉ることなり、此卿の小倉山莊に、百首の色紙を書き置給へるは、なにゆゑとかしれる、抑歌の品は多けれども、古今序には六義をたて、四條大納言は九品に分ち、忠岑十體にさだむ、其外家々に品々をさだしおかれたるとも、定家卿は花實の二つに極め給へり、是花風實體と習ふ、花風には善惡の兩花あり、實體には一實とて無二無三也、たとへば古家に、一代の御經の三敎の內に小乘の三藏敎をすて、權實の二經となせるが如し、歌道の花風はなくてかなはぬ儀なり、されど實體を本として花風を次に用るがよきなり、此なくてはかなはぬ花風さへ、實體に過ぬれば惡敷事にするなり、萬葉集以來はや人の心淳朴ならず、實體を忘れけりとて、其實皆落、其花獨殘と貫之はなげき給へり、花風もよきさたながら、女にかたどりて必よはき物なり、よわくても和歌はうつくしきを本意とせば、人丸な捨て小野小町を本尊とすべし、古今序に又云、小野小町が歌はあはれなるやうにてつよからず、强からぬはをうなの歌なればなるべしとあり、されば男のよまん歌によわきをば深くきらふとしるべし、すべてやまと歌と云ふより、何事をよみても俗言を去て三十一字をつらぬれば、はややさしき事は備はれるを、うつくしきやうによまんとたくむは、すなほならぬ心だてなるによりて嫌ふ事、たとへば狐のたそがれ時に美人にばけて人を誑はさんとするが如し、總別女は獨身のたえぬよわき物なれば、人に戀ひられて美人といはれんと思ふにより、ながしめをこらしこゑをほそめ、衣裳にたきものし、顏に紅粉をぬるは、皆まがりたる本性にあらずや、根本歌は戀路のなかだちに賴むものにはあらず、難波津あさか山の詞、みな天下をしづめ君臣の道をとゝのへ、敎誡のはしとする道なれば、なんぞ花風のよわきを用ひんや、實體は男にたとふ、男と生ては、たとひ武士にあらずとも義を守り禮を存して、身命を捨ても先祖をはづかしめぬ心が有るもの也、されば男のよまん歌に、いかでか態よわからん事を好んや、たゞし後鳥羽院の御とき、春夏は大にふとく、秋冬はからびてほそく、戀雜は艶にやさしくよまんとて、三體を出せり、それも一應の事にて、殊更戀雜ばかりをこそ艶にやさしきを本とせよとのたまひたれ、四季の歌なんどを皆やさしくよめとはの給はざりしにてしるべし、うつくしき歌をよみて人にほめらるゝを樂の至極とするは、更にまことの樂しみにあらず、實體のうへにおのづから花風の有て出きたる秀歌をたのしむこそ、悅の上の悅なれ、實目なる道をおもしろくとおもふ心は、初心の時なき事也、面白なくとも師のをしへは信じて心に數奇、あけ暮舊歌を吟じ、其心を觀念せば、夜のあくるがごとく醉のさむるやうに、今までわらはべのよみたるやうになにの珍しき作もなき古歌の凡慮の妙所あらはれ、花風のあさましき事をおもひしるべき物なり、名をとらんと思ひたくみてよめば、後に惡名たつなり、たゞ人にかまはずすぐなる道を心にかけ、朝夕すきぬれば、かならず照名有るもの也、昔はすきといへば、歌の事に人の心えを待り、たゞもりもすいたりければ彼女房もすいたりけりとなり、然るを今茶の湯をおし出して數奇といふは、歌道の世にすたれたるゆゑなり、丸やさしき歌えよまぬによりて花風をきらふと思ふべからず、一大事の儀ながら少し書あらはすべし、やまと歌の道は人の心をたねとしてとあれば、歌にて心はみゆる物なり、ちからなき女の歌をよむ男は臆病のをのこ也、不吉の歌をよむは其身の凶あらん瑞相なれば、さしてかまはぬ事なれども、世上にあしき風情を好むといふによりて、今こゝにふかくとがむる儀なり、上古の萬葉集、實體おほくして花風少し加はれり、其後此道すたれて花風に成けるをかなしみて、今の世の中、色につき人の心花になりにけるより、あだなる歌はかなき事のみ出くれば、色好の家にはむもれ木の人しれぬ事となりて、まめなる所には花すゝきほに出すべき事にもあらずなりにたりと書て、古今集は花實相對にあめり、後撰は又相對にあまば、花風さかりになるべしとふかくいましめて、實體多くいれたり、拾遺は又花實相對なり、其後代々の集こゝろごころに有ける、新古今集には花過たれば然べからずと、定家卿一人歎き給へども、後鳥羽院の御はからひなればせん方なくて、百人一首をばえらみ給へる物也、按のごとく承久の亂出來て、三院はながされさせ給ひ、序をあそばされし後京極殿は早世なりしとなり」、

○孔子家語增註太宰純撰

○孔子家語補註岡白駒撰

孔子家語考戸崎元明、云、「王肅註孔子家語、行二于世一者十數部、割裂衍脫不レ少、於レ是太宰純有二增註一、岡白駒又有二補註一、殺訛頗復、然二氏不レ得レ不二復有一異同一、太宰氏原本汲古閣版與二我東方所レ有舊本一全同、衍脫亦同、可二以爲一定本一、詳見二太宰氏之跋文一、岡氏所レ校亦王氏雍氏舊本也、」

○山槐記中山內大臣撰

山陰雜筆松崎祐之、云、「山槐記、是中山內大臣御記名、」

○拾芥鈔

槐記山科道安記家熙公口授、云、「拾芥鈔と申す書は、一方の出處にもなる書にて候やと窺ふ、仰に、拾芥は東山左府實熙の作也、左府は和漢の英才にて、又つゞく人あるまじ、隨分の入用のことをつまみ擧られて、しかも出處正しく、重寶の書なり、然れども世本甚だ誤字脫簡あり、是を正さんとすれば出處の引書夥きことにて、御意にも思召はあれども、盡くは正されず、隨分の好本の書本御所持あり、若正さんと欲せばそれ〴〵の本書にて校正して可なり、されども夥しきことなり、昔し水戸黃門に天下の英才を集められし時、仕官を望む人あれば、先古參の宿儒老才の人出合て、初て及第の時の挨拶に、必其方拾芥鈔を見られたるや、盡く濟されたるやと尋ね、答ていかにも見侍り、何にても御尋候へと申す人は、才の程も知れたり、抱ふるに不レ足と仰らる、又拾芥鈔は中々私式のおよぶ處にあらず、吟味は隨分致し候へども、其本書を盡く正すほどは臣がおよぶ處にあらずと云ふ人々は、餘程の英才也とて抱られけるとぞ、黃門もるせものなりと仰らる、」

○醫脈淵源錄山科道安撰

槐記山科道安記家熙公口授、云、「享保九年甲辰四月十日參候、明清の間に醫の傳のしれざるは書出して上ぐべし、此頃明清の間の人物御考のことあり、次手に考下さるべきの由なり、因て兼て思立て、醫脈淵源錄の編集にとりかゝれり、」

○僧傳配韻獅子吼院殿撰量令曰、百十二代後西院皇子堯恕法親王、二品、天台座主、妙法院宮、母新廣義門院、元祿八年四月十六日遷化、五十六、號二獅子吼院一、

槐記山科道安記家熙公口授、云、「近代の親王家に獅子吼院殿ほどの人はあるべしとも覺えず、英才の上に骨を折られ

し故に、天台一宗に於ては中興とも謂つべき人也、僧傳配韻と云ふ書七十卷計りあり、一生の精力これにあり、最重寶の書なり、唐僧の名ある人を韵よせにして、本書に出處附をしたるもの也、詩も數奇にはあれども、三菩提院殿などの樣に、强て骨を折たるにてはなけれども、詩集あり、重て見すべし、歌と茶湯は大のきらひにて、俳諧は名人なり、その英才にてせられば何事もなるべきを、歌と茶をあれほどに忌まれしも、見る處ありてなるべし、」

○古今和名類聚山科道安撰

槐記山科道安記家熙公口授、云、「享保十二年丁未三月廿九日參候、頃日編集の古今和名類聚を持參して台覽に供ふ、これは珍重なることなり、精出して記すべし、迚ものの儀に、延喜式の國々の物產物の處を、のこらず入たらば然るべきか、御前にも前廉あそばせしを御見せなさる、延喜式の本草の分を御拔なされし御自筆なり、恐ながら奉レ感由を申上しに、延喜式にかぎらず、今もなにも殘らず加樣に類聚あそばして、何卷何丁となされしは、重て此まで御覽ありし和書の分を、類聚なされんとの思召なりと仰らる、」又云、「八月三日參候、兼て集錄せし和名も大方にくみ立候、五部の國史を一部づつ拜借仕度由申上、何時にても彈正に申て拜借すべし、併其方ごときの者の國史見るには見樣あり、初より御本紀を見てはあしゝ、先續日本紀を見て後に日本紀を見るべし、左なくては精をつかすべしと仰らる、」

○本朝軍器考　○東雅

槐記山科道安記家熙公口授、云、「荒井筑後守が軍器考、東雅など、如何さまたゞものにはあらず、東雅は何とぞ其主意あるべきことなり、未だ通篇見通さねば其主意しりがたし、軍器考は扨も〳〵日本紀已來和書の分を精選に載すといへども、カザリダチ、ハナヤナグヒなどのことは、官家拜禮の式にして武家軍用の物にあらず、故に其ことは余はいざしらねば、暫らく其名を記し、其ことはさしおく由を書きたり、和學に委きこと、兼てその方も聞およぶ處なるに、官家のことは官家に讓りておくこと、大器なりと御褒美なさる、及ばぬことながらしりたる事はいらぬことまでも書載せたきものなるに、しりたることを書きのせぬは、一篇の格別正しき故也、わづかに其例が違へば、一書の